

福島復興再生計画（案）

目次

はじめに.....	1
第 1 部 原子力災害からの福島復興及び再生.....	3
第 1 原子力災害からの福島復興及び再生の基本的方針に関する事項.....	3
1 本計画の意義・目標.....	3
(1) 安全で安心して暮らすことのできる生活環境の実現.....	4
(2) 地域経済の再生.....	5
(3) 地域社会の再生.....	5
2 復興及び再生に関する基本的な考え方.....	6
(1) 県全域と避難指示・解除区域の復興・再生.....	7
(2) 原子力災害による被害を受けた本県の事情を踏まえた取組.....	7
(3) 原子力に依存しない社会を目指すとの理念と先導的な取組.....	8
(4) 未来を担う人材の育成.....	9
(5) 必要な予算の確保・国と県、市町村等が一体となった取組.....	9
3 本計画の位置付け.....	10
4 本計画の対象区域.....	10
5 計画の期間・変更.....	10
第 2 部 避難指示・解除区域の復興及び再生.....	11
第 2 避難解除等区域の復興及び再生の推進のために実施すべき施策に関する事項.....	11
1 避難解除等区域の復興及び再生に関する基本的な考え方.....	11
2 産業の復興及び再生.....	12
(1) 農林水産業の復興及び再生.....	13
(2) 事業者等の事業再開・継続等.....	20
(3) 安全・安心な食品等の供給、ふくしまブランドの再生.....	23
(4) 観光振興.....	25
3 道路、港湾、海岸その他の公共施設の整備.....	26
(1) 復興のために必要なインフラ等の整備.....	26
(2) 国による代行事業等の特例.....	27
4 生活環境の整備.....	28
(1) 避難者の生活再建、被災者支援.....	28
(2) 放射線への不安対応.....	30
(3) 医療・介護・福祉.....	30
(4) 教育・保育、子育て環境の整備.....	34
(5) まちづくり等.....	36
(6) 治安、防災その他の安全の確保.....	39
(7) 環境回復の推進.....	40
(8) 原子力発電所に関する安全対策、環境放射線モニタリング.....	42

(9) 研究・開発の推進.....	43
5 文化・スポーツ振興.....	44
(1) 文化芸術の振興.....	44
(2) スポーツ振興.....	45
6 移住等の促進や交流人口・関係人口の拡大.....	46
7 受入自治体に対する支援.....	47
8 広域的な地域整備の方向.....	47
9 課税の特例.....	47
第3 特定復興再生拠点区域の復興及び再生の推進のために実施すべき施策等に関する事項.....	49
1 特定復興再生拠点区域の復興及び再生に関する基本的な考え方.....	49
2 特定復興再生拠点区域の復興及び再生のための施策.....	50
3 特定復興再生拠点区域外の復興及び再生に関する基本的な考え方.....	52
第3部 福島全域の復興及び再生.....	53
第4 放射線による健康上の不安の解消その他の安心して暮らすことのできる生活環境の実現のために実施すべき施策に関する事項.....	53
1 放射線による健康上の不安の解消その他の安心して暮らすことのできる生活環境の実現に関する基本的な考え方.....	53
2 放射線による健康上の不安の解消その他の安心して暮らすことのできる生活環境の実現のための取組.....	53
(1) 放射線に関する理解の増進等.....	53
(2) 県民健康調査の実施.....	54
(3) 健康増進等を図るための取組.....	56
(4) 農林水産物等の放射能濃度の測定等の推進.....	56
(5) 除染等の措置等の確実な実施等.....	57
(6) 児童等について放射線による健康上の不安を解消するための取組.....	57
(7) 放射線の人体への影響等に関する研究及び開発の推進等.....	58
(8) 教育を受ける機会の確保のための取組.....	59
(9) 医療及び福祉サービスの確保のための取組.....	60
(10) その他安心して暮らすことのできる生活環境の実現のための取組.....	62
第5 原子力災害からの産業の復興及び再生の推進を図るために実施すべき施策に関する事項.....	64
1 原子力災害からの産業の復興及び再生に関する基本的な考え方.....	64
2 産業の復興及び再生のための取組.....	64
(1) 農林水産業の復興及び再生のための取組.....	64
(2) 中小企業等の復興及び再生のための取組.....	81
(3) 商品の販売等の不振の実態の調査及びその実態を踏まえた対応.....	86
(4) 雇用の確保に向けた取組との連携.....	86
(5) 観光振興等.....	88
(6) 風評払拭への対応.....	93

3	本県産業の復興及び再生に資する規制の特例（産業復興再生事業）	97
(1)	商品等需要開拓事業	97
(2)	新品種育成事業	99
(3)	地熱資源開発事業	100
(4)	流通機能向上事業	100
(5)	産業復興再生政令等規制事業	100
(6)	産業復興再生地方公共団体事務政令等規制事業	102
4	特定事業活動振興計画	102
5	新たな規制の特例等に関する提案	102
第6	再生可能エネルギー源の利用、医薬品、医療機器、廃炉等、ロボット及び農林水産業に関する研究開発を行う拠点の整備を通じた新たな産業の創出及び産業の国際競争力の強化に寄与する取組その他先導的な施策への取組の重点的な推進のために実施すべき施策に関する事項	104
1	新たな産業の創出等に関する基本的な考え方	104
2	福島イノベーション・コースト構想の推進のための取組	104
(1)	福島国際研究産業都市区域の区域	106
(2)	福島国際研究産業都市区域において推進しようとする取組の内容	106
(3)	公益財団法人福島イノベーション・コースト構想推進機構	132
3	福島県全域における新たな産業の創出等のための取組	133
(1)	研究開発の推進等のための取組【再掲】	133
(2)	企業立地の促進等のための取組【再掲】	134
(3)	再生可能エネルギー関連産業（福島新エネ社会構想）、医療関連産業、ロボット関連産業、航空宇宙関連産業等	135
第7	関連する東日本大震災からの復興の円滑かつ迅速な推進に関する施策との連携に関する事項	146
1	東日本大震災復興特別区域法に基づく施策との連携	146
2	原子力災害に係る紛争について法テラスの活用	146
3	子ども被災者支援法に基づく施策との連携	146
第8	その他福島県の復興及び再生に関し必要な事項	148
1	福島県の復興及び再生の推進	148
(1)	生活の安定を図るための措置	148
(2)	住民の円滑な帰還及び移住等の促進を図るための措置	148
(3)	保健、医療及び福祉にわたる総合的な措置	149
(4)	再生可能エネルギーの開発等に向けた取組の推進	150
(5)	東日本大震災からの復興のための予算の確保等	150
(6)	住民の健康を守るための基金の活用等	150
(7)	福島県の新しい未来の創造	150
(8)	復興の姿と震災の記憶・教訓	151
2	国、県及び県内市町村の間の連携並びに推進体制等	151

1 はじめに

2 東日本大震災は、日本の観測史上最大となる地震の発生と、それに伴う津波が広範
3 囲にわたって被害を及ぼした極めて大規模な災害である。

4 福島県は、地震により内陸部を含む広い範囲において被害が発生するとともに、津
5 波によって沿岸部を中心に大きな被害を受けた。さらに本県は、地震及び津波被害の
6 みならず、原子力災害（福島復興再生特別措置法（平成 24 年法律第 25 号。以下「法」
7 という。）第 4 条第 3 号に規定する原子力発電所の事故による災害をいう。以下同じ。）
8 に伴う放射性物質の放出により、深刻かつ甚大な被害に見舞われた。これにより、一
9 時は 16 万 4 千人を超える県民が県内外への避難を余儀なくされただけでなく、県内
10 全域に風評被害が生じるとともに、あらゆる産業が大きな打撃を受けるなど、未曾有
11 の複合災害の影響は各方面に深刻な影響を及ぼした。

12

13 東日本大震災と東京電力福島第一原子力発電所の事故（以下「原発事故」という。）
14 から 10 年が経過する中、県民の懸命な努力と国内外からの温かい御支援により、本
15 県の復興・再生は着実に進展している。

16 震災後、サッカーのナショナルトレーニングセンター「J ヴィレッジ」は、天然芝
17 のグラウンドが作業員の駐車場となるなど、原発事故対応の最前線拠点となったが、
18 平成 31 年 4 月に完全復活し、グラウンドオープンした。令和 2 年 3 月には、JR 常磐
19 線が 9 年ぶりに全線運転再開し、中通りと浜通りを結ぶ東北中央自動車道「相馬福島
20 道路」も令和 3 年に全線開通となる見込みである。

21 また、避難指示の解除が進展するとともに、商業施設、医療施設、教育施設、地域
22 交通など、生活に必要な環境の整備、農産物の輸出拡大、福島ロボットテストフィー
23 ルドや東日本大震災・原子力災害伝承館（以下「伝承館」という。）を始めとした、
24 福島イノベーション・コースト構想（以下「イノベ構想」という。）に掲げる拠点施
25 設の整備など、本県は、復興に向けて着実に歩みを進めている。

26 一方で、いまだ 3 万 6 千人（令和 2 年 12 月現在）もの県民が、ふるさとを離れて避
27 難生活を続けられており、避難者が抱える課題も個別化、複雑化しているほか、避難
28 指示が解除された地域においても、住民の帰還が進んでいる地域と、思うように進ん
29 でいない地域があり、特に子育て世代の帰還が進んでいないことが大きな課題となっ
30 ている。

31 また、被災者の生活再建、廃炉・汚染水対策、除去土壌等の県外最終処分、風評と
32 風化の問題、地域産業の再生、各種インフラの整備、急激な人口減少への対応など、
33 本県特有の課題が山積しており、地震、津波、原発事故、風評被害という複合災害は、
34 依然として福島に暗い影を落としている。

35 こうした複合災害からの復興途上にある中、本県は、令和元年東日本台風等により、
36 再び広範囲にわたって甚大な被害に見舞われるとともに、今般の新型コロナウイルス
37 感染症の世界的な流行に伴い、医療提供体制や生活・教育環境、地域経済が深刻な打
38 撃を受けるなど、三重、四重の困難を抱えることとなった。

39

40 このように、現在の福島県は、台風等による災害からの復旧や新型コロナウイルス

1 感染症対策にも適切に取り組みながら、東日本大震災からの復興・再生が遅滞するこ
2 とのないよう、切れ目なく復興事業に取り組んでいかなければならないという難しい
3 対応が求められており、他県とは異なる特殊性を抱えている点を踏まえた、中長期的
4 な対応が不可欠となっている。

5
6 原子力災害からの復興と再生を総合的に推進するため、平成 24 年に制定された法
7 は、この間の復興を取り巻く状況の変化に対応するため、平成 25 年、27 年、29 年、
8 令和 2 年の 4 回にわたって改正がなされた。

9 令和 2 年の法改正においては、移住等の促進による新たな活力を呼び込むための取
10 組、営農再開の加速化、海外を含む風評被害への対応などが明記され、法改正を含め
11 た「復興庁設置法等の一部を改正する法律」（令和 2 年法律第 46 号）や「令和 3 年度
12 以降の復興の取組について」（令和 2 年 7 月 17 日復興推進会議決定）により、これま
13 で本県が国に対して強く要請してきた「福島県民が切れ目なく、安心して復興の取組
14 を進めるために必要な体制・制度・財源」が確保された。

15 また、令和 3 年 3 月には「福島復興再生基本方針（以下「基本方針」という。）」が
16 改定された。基本方針には、「国は、これまで原子力政策を推進してきたことに伴う
17 社会的責任を負い、原子力災害からの福島の復興及び再生に関する施策を総合的に策
18 定し、継続的かつ迅速に実施する責務を有することを真摯に受け止め、各府省庁が、
19 当事者として、この責任を共有し、政府一体として、原子力災害の被災者に十分に寄
20 り添って、原子力災害からの福島の復興及び再生に関する施策の総合的な推進を図る」
21 ことが掲げられており、第 2 期復興・創生期間においても、本県の実情や特殊性を踏
22 まえ、国が前面に立って福島の復興に最後まで責任を果たすことが肝要である。

23
24 福島の復興はいまだ途上にあり、「長い戦い」が続く。法や基本方針は、今後の復
25 興・再生を進めるに当たっての大きな礎であり、新たな制度や予算等を活用しながら、
26 一つ一つの課題に丁寧に対応するとともに、時間の経過に伴って進む風化への対応や、
27 復興のステージが進むにつれて新たに顕在化する課題及び多様なニーズについて、柔
28 軟かつきめ細かに対応していくことが重要である。

29 歴史上、誰も経験したことのない複合災害を乗り越え、福島の新しい未来を創り、
30 復興・再生を成し遂げるためには、現場の実態と状況の変化を把握しながら、多岐に
31 わたる課題の解決に向けて、あらゆる“挑戦”を続けていく必要がある。

32 そのためには、本県に思いを寄せる方々と共に力を合わせ、国・県・市町村・関係
33 機関等が進むべき方向性を共有しながら、連携を一層強化することが求められる。

34 あわせて、頻発化・激甚化する自然災害や新たな感染症の影響などにより、福島の
35 復興・再生の歩みが遅滞することのないよう、並行して取組を進めていかなければな
36 らない。

37
38 こうした状況等を踏まえ、法第 7 条第 1 項の規定に基づき、原子力災害からの福島
39 の復興・再生を推進するため、国が策定する基本方針に即して、「福島復興再生計画
40 （以下「本計画」という。）」を作成するものである。

1 第1部 原子力災害からの福島復興及び再生

2 第1 原子力災害からの福島復興及び再生の基本的方針に関する事項

3 1 本計画の意義・目標

4 地震や津波による自然災害にとどまらず、原子力災害がもたらした極めて深刻
5 かつ甚大な被害は、本県の自然、社会、経済の基盤を根底から揺るがすものであり、
6 先人が築き、守ってきた美しい福島を一変させただけでなく、地域の分断や
7 孤立化も生じさせるなど、今なお影響を及ぼし続けている。また、これら災害の
8 克服は、単なる自然災害からの復旧にとどまるようなものではなく、県・市町村
9 の力を大きく超えるものとなっている。

10 こうした世界に類を見ない複合災害により、本県は多くの困難な課題を抱えて
11 いるが、この難題に真正面から向き合い、克服していくことが重要である。まずは、
12 福島復興の大前提である県内原発の全基廃炉を、安全かつ着実に進めていか
13 なければならない。燃料デブリの取り出しを始めとする廃炉に向けた取組は、長
14 く険しい道のりである。世界の叡智を結集して、安全・着実に廃炉作業を進める
15 ことが重要であることから、今後とも、廃炉安全監視協議会などを通じて、国及
16 び東京電力ホールディングス株式会社（以下「東京電力」という。）が責任を持
17 って、地域から信頼される関係を築きながら、課題解決に取り組むよう、しっか
18 りと進捗を確認していく。

19 また、本県の復興は長い時間を要する。そのため、時間の経過とともに人々の
20 関心が薄れ、原子力災害の深刻さが忘れ去られていくという「風化」を防ぐこと
21 も重要な課題である。未曾有の複合災害を我が事として捉え、関心を持っていた
22 だけるよう、記憶と教訓を確実に後世に引き継いでいくとともに、国内外へ正確
23 な情報を発信し続けていく。

24

25 避難指示区域については、平成31年4月、東京電力福島第一原子力発電所が
26 立地している市町村として初めて、大熊町に設定された居住制限区域と避難指示
27 解除準備区域の避難指示が解除された。令和2年3月には、双葉町に残る避難指
28 示解除準備区域の避難指示が解除され、帰還困難区域を除く全ての避難指示が解
29 除されるとともに、双葉町、大熊町、富岡町の帰還困難区域に設定された特定復
30 興再生拠点区域の一部区域についても、初めて避難指示が解除された。避難指示
31 の解除は復興の第一歩であり、各市町村が抱える課題にきめ細かく対応してい
32 ことが重要である。

33 帰還困難区域については、『特定復興再生拠点区域復興再生計画』に盛り込ま
34 れた内容を実現し、計画期間内に避難指示を解除できるよう、国、県、各町村等
35 の関係者が一体となって拠点整備を進めている。それぞれの地域の実情に応じた
36 拠点区域の整備に取り組むとともに、新たに顕在化する課題にも柔軟に対応して
37 いかななければならない。特定復興再生拠点区域外については、各自治体の意見を
38 尊重しながら、丁寧に協議を重ね、除染・家屋等の解体を含む避難指示解除のた
39 めの具体的方針を早急に示し、帰還困難区域全ての避難指示解除について、責任

1 を持って対応するよう、引き続き国に求めていく。

2
3 法第1条には、「原子力災害からの福島復興及び再生は、原子力政策を推進
4 してきたことに伴う国の社会的責任を踏まえて行われるべき」と規定されている。
5 地域によって復興の進捗は異なり、復興のステージが進むにつれて新たな課題等
6 が生じるなど、今後も中長期的な対応が不可欠であり、国が前面に立って、福島
7 の復興・再生に最後まで責任を果たしていくことが肝要である。

8 福島の復興・再生を成し遂げるためには、関係者が一丸となって本計画に定め
9 る各種の取組を進めていくことが極めて重要であることから、本計画の目標を次
10 のとおりとし、前例のない困難な課題に挑戦を続け、原子力災害からの福島の復興
11 ・再生を図っていく。

12
13 その際、県の最上位計画である『福島県総合計画』や、東日本大震災・原子力
14 災害などからの復興に必要な取組を示した『福島県復興計画』との整合性を図る。
15 あわせて、県内市町村の各種復興施策に盛り込まれた取組とも的確に連携し、福
16 島の新しい未来を創造していくものとする。

17 また、本県の復興・再生を進めていくに当たっては、女性の活躍や、子ども、
18 高齢者、障がい者等の多様な担い手の参画が必要となることから、男女共同参画
19 の視点など、多様な意見を反映した取組が必要である。復興のあらゆる場面や組
20 織において、多様な人材の育成と参画拡大を進め、県民一体となった復興を一層
21 推進していく。

22 さらに、デジタル変革（DX）の視点は、急速な人口減少や高齢化を踏まえた
23 復興の取組の効果的な推進や福島イノベーション・コースト構想のシンカ（進化・
24 深化・新化）など、復興のあらゆる分野に貢献するものであるとともに、新型感
25 染症や自然災害が発生した際にも、デジタル技術を活用することで、その影響を
26 最小限にし、成果の創出に結びつけることができることから、デジタル技術やデ
27 ータを効果的に活用し、新たな価値を創出することで、本県の復興の課題解決に
28 取り組んでいく。

29 30 **（1）安全で安心して暮らすことのできる生活環境の実現**

31 本県は、原子力災害により、広い地域で自然環境に深刻な影響を被っており、
32 県民が安全かつ安心して暮らせる生活の場を取り戻すことは、定住の促進を始
33 め、産業や地域の活力を確保する上で不可欠であり、福島の新しい未来を創造
34 するための大前提である。

35 原発事故がもたらした県民の不安、特に子育て世代における生活上の様々な
36 不安を解消し、次世代を担う子どもたちが住み慣れたふるさとで安心して暮ら
37 し、心豊かにたくましく育つことは、子どもやその親、さらにはそれらを取り
38 巻く地域が持続的に発展していくための基礎であり、経済・文化等の面におけ
39 る地域活力を創出する上でも不可欠の要素である。

40 このため、県民が健康上の懸念を始めとする様々な不安から解放され、確か

1 な安全と安心を実感しながら本県で暮らし、次世代を担う子どもを安心して生
2 3 4 5 6
み、育てることができる生活環境を実現することを目標とする。その際、多様
7 8 9 10 11 12 13
な生活者の視点を取り入れていくとともに、移住・定住の促進や交流人口・関
14 15 16 17 18 19 20 21
係人口の拡大、魅力ある働く場づくりなどの取組を進め、新たな活力の呼び込
22 23 24 25 26 27 28 29 30
みにつなげていく。

7 (2) 地域経済の再生

8 9 10 11 12 13
原子力災害は、本県の農林水産物の作付制限や出荷制限、沿岸漁業の操業自
14 15 16 17 18 19 20 21
粛といった直接の被害に加え、風評被害として、農林水産物を始めとする県産
22 23 24 25 26 27 28 29 30
品の買い控え、出荷量の減少、価格水準の下落、諸外国による輸入規制の継続、
31 32 33 34 35 36 37 38 39 40
海外からの旅行者を含む県内への観光客の大幅な減少等を引き起こし、県内事
業所等が県外へ流出するなど、本県の産業と雇用に深刻かつ多大な被害を及ぼ
してきた。

14 15 16 17 18 19 20 21
このため、農林水産業や商工業、観光産業等において、農林水産業の生産の
22 23 24 25 26 27 28 29 30
回復・拡大や、既存企業の県外への流出を防止するなど、産業の再生を図る。
31 32 33 34 35 36 37 38 39 40
あわせて、再生可能エネルギー関連、医療関連、ロボット関連、航空宇宙関連
産業等の先端産業の集積、国際的な研究開発拠点の整備など、新たな産業の創
出や新たな活力の呼び込み等による地域経済の活性化、さらには雇用の拡大や
きめ細かな職業紹介等による雇用の安定化を図ることで、県全域における経済
の再生を目標とする。

22 (3) 地域社会の再生

23 24 25 26 27 28 29 30
本県では、原発事故に伴う避難指示等により、浜通り地域等を中心に多くの
31 32 33 34 35 36 37 38 39 40
方々が避難生活を続けられており、地域社会に甚大な影響が生じている。特に、
多くの若い世代が避難したことで、地域における世代間のつながりが薄れてき
てきていることなどから、祭り等の地域における伝統・文化を継承することが困難
となり、文化活動やPTA活動等の地域コミュニティを成り立たせていた活動
が存続できない事態も生じている。また、避難の状況や東京電力による損害賠
償に係る状況の違いといった被災者の多様な実情が、ふるさとへの帰還や地域
コミュニティの再生に与える影響にも留意する必要がある。

31 32 33 34 35 36 37 38 39 40
このため、地域コミュニティの維持や伝統文化の継承、県外に避難している
方々も含めた全ての住民の一体性・きずなの確保や心のケアを図りつつ、避難
者の生活再建やふるさとへの帰還に向けた支援、公共インフラの復旧・整備等
の復興まちづくりを進めるとともに、県民生活を維持していくため、治安、教
育、医療、保育、介護、買い物環境等の社会を支える基本的な体制を再建し、
県民一人一人が希望や誇りを持って、豊かな人生を送ることができる地域社会
を再生することを目標とする。

38 39 40
加えて、国、市町村及び関係機関等と連携して、被災者が健康で安心して生
活することができるよう、心身のケアに対する支援を継続して実施する。また、
帰還環境の整備とともに、移住・定住の促進や交流人口・関係人口の拡大、魅

1 力ある働く場づくり等、新たな活力を呼び込むための取組を進める。

2
3 本県の復興・再生に当たっては、『福島県復興ビジョン』に掲げる「原子力
4 に依存しない、安全・安心で持続的に発展可能な社会づくり」、「ふくしまを愛し、
5 心を寄せる全ての人々の力を結集した復興」、「誇りあるふるさと再生の実現」
6 の3つの基本理念を踏まえ、これら目標の実現に向けて取り組む。特に、原子
7 力に依存しない社会づくりの前提として、東京電力福島第一原子力発電所の安
8 全管理については、東京電力による実施計画に基づく安全規制を通じて安全確
9 保に万全を期すとともに、東京電力福島第一原子力発電所の廃炉・汚染水対策
10 についても、引き続き、「東京電力ホールディングス(株)福島第一原子力発電
11 所の廃止措置等に向けた中長期ロードマップ」(令和元年12月27日廃炉・汚
12 染水対策関係閣僚等会議。以下「中長期ロードマップ」という。)に基づき、
13 国が前面に立って、安全かつ着実に進めるとともに、迅速かつ分かりやすい情
14 報発信を強化するよう、国・東京電力の取組をしっかりと監視していく。

15 また、県内の除去土壌等を安全かつ集中的に管理・保管する中間貯蔵施設に
16 ついては、国によって、除去土壌等の中間貯蔵施設への輸送、必要な施設の整
17 備・運営が責任を持って行われ、仮置場等に保管されている除去土壌等の中間
18 貯蔵施設への搬入が、地域の理解を得ながら安全かつ確実に実施されるよう、
19 引き続き、関係市町村と連携しながら国の取組を確認していく。さらに、法律
20 において「中間貯蔵開始後30年以内に福島県外での最終処分を完了するため
21 に必要な措置を講ずる」旨が定められており、国が責任を持って確実に県外
22 最終処分を実施するよう強く求めていく。

23 24 **2 復興及び再生に関する基本的な考え方**

25 東日本大震災と原発事故以降の10年間、県民一丸となって様々な挑戦を続け、
26 これまでの努力が着実に形となってきている。しかし、複合災害であるが故に、
27 課題が個別化・複雑化しており、福島の復興は「長い戦い」となる。

28 また、それぞれの市町村によって復興の進捗が異なるとともに、同じ市町村の
29 中でも、地域によって状況が大きく異なることなどを踏まえながら、現場の生の
30 声に真摯に耳を傾け、一律ではなく柔軟な姿勢と新しい発想により、きめ細かく
31 対応していくことが重要である。

32 福島の復興には、中長期的な対応が必要であるという特殊な事情を念頭に置き
33 ながら、本計画に基づく取組を着実に実施するために必要な予算を確保し、大胆
34 に、きめ細かに、そして共働により、これまでの挑戦を進化させていかなければ
35 ならない。

36 県民が培ってきた困難を克服する力や、本県に思いを寄せる方々との共働によ
37 る力など、持てる総力を結集し、第2期復興・創生期間も果敢に挑戦を続け、次
38 の世代が希望と誇りを持ち、笑顔と活気にあふれた福島の新しい未来の創造を目
39 指す。

1 (1) 県全域と避難指示・解除区域の復興・再生

2 原発事故から10年が経過し、放射線量は低下しているものの、風評被害が
3 あらゆる分野に影響を及ぼしている。風評被害による影響や健康への不安は、
4 浜通りのみならず、中通り、会津地方にまで広がっており、県全域において、
5 風評対策、産業の復興・再生、健康不安の解消等を進める必要がある。

6 また、今般の原子力災害が、かねてからの課題であった過疎化や若年世代の
7 減少、中山間地域を始めとした地域の活力低下など、地域の停滞に一層の拍車
8 をかけていることから、本県の復興・再生を進める取組は、地域力の育成やき
9 ずなな醸成、地域特性をいかした就業機会の創出、ゆとりと潤いのある生活環
10 境の実現と生活の基盤づくり等、個性的で魅力ある地域づくりとも密接に関連
11 し、これに資するものであることが求められる。また、地域の特性を十分に
12 いかし、県内各地の研究機関等の活用を図りながら、未曾有の複合災害から力強
13 く復興への歩みを進める本県の姿を県内外に発信していくことが重要である。

14 これに対して、双葉郡を始めとする避難指示・解除区域を含む市町村におい
15 ては、避難指示解除準備区域・居住制限区域における避難指示の解除が進み、
16 復興・再生の着実な進展が見られるが、特定復興再生拠点区域外の帰還困難区
17 域については、避難指示解除の具体的な方針が示されていない状況にあり、帰
18 還困難区域の大部分では避難指示が継続していることから、避難されている
19 方々は、長期にわたってふるさとを離れ、避難生活を続けておられるという厳
20 しい現状にある。また、地元自治体の苦渋の決断により受け入れを容認した中
21 間貯蔵施設については、除去土壌等の中間貯蔵施設への輸送、必要な施設の整
22 備・運営が実施されている。こうした事情に十分に配慮し、個々の被災者に寄
23 り添ったきめ細かな取組を行うとともに、ふるさとへの帰還に向けた準備と、
24 全ての避難者への支援とを一体的かつ相互に連携を図りながら実施し、さら
25 には、被災した市町村が、その機能を十分に発揮できるよう、引き続き、国・関
26 係機関等と連携した取組を行っていく必要がある。

27 その際、これらの地域が、復旧・復興に長期間を要する状況にあることを踏
28 まえ、適切に対応することができるよう、長期にわたり十分な配慮を行う。

29 また、当該地域の復興・再生に当たっては、浜通りにおける南北の交通ネッ
30 トワークはもとより、復興を力強く後押しする浜通りと中通り・会津地方とを
31 結ぶ広域的なネットワークの確保と連携の強化を引き続き図っていく必要が
32 あり、多数の避難者を受け入れている地方公共団体の果たす役割も大きいこと
33 から、引き続き関係者による協議を行っていく必要がある。

34 県土構造や地理的条件の特性・優位性に配慮しながら、県全域と避難指示・
35 解除区域という二つの観点から本県の復興・再生に係る取組を実施していく。

37 (2) 原子力災害による被害を受けた本県の事情を踏まえた取組

38 避難者の多くは、いつになったらふるさとに帰ることができるだろうか、帰
39 っても生活環境が整っているのだろうかといった様々な不安を感じている。ま
40 た、多くの地域において原子力災害に伴う農林水産物の出荷制限や作付制限な

1 ど、直接の被害が生じているだけでなく、放射線による影響への不安感等から、
2 農林水産物を始めとした県産品の価格水準の低下や出荷量の減少、さらには、
3 観光客の減少といった風評被害が県内全域で幅広く継続しており、その影響で
4 廃業に追い込まれる事業者もいる。

5 このような放射線に対する不安について、県民、消費者、観光客を始めとし
6 た様々な主体に対し、引き続き安全の確保と、一刻も早い不安の解消を図る必
7 要がある。このため、必要に応じて除染後のフォローアップを行うほか、特定
8 復興再生拠点区域における除染、安全な農林水産物の生産等により、生活環境
9 や県産品の安全性を客観的に確保することはもとより、それらを県民や消費者
10 の安心、さらには国民的な理解につなげることができるよう、安全性に関する
11 正確な情報提供や正しい理解の普及等について、着実に粘り強く取組を進め、
12 本県の生活環境や県産品の信頼回復に取り組む。

13 また、放射線に対する不安は、本県の地域経済に対して様々な悪影響をもた
14 らしている。このため、上記の安全確保及び不安の解消のための取組と産業の
15 復興・再生のための取組を両輪と位置付け、規制の特例や課税の特例等を活用
16 し、地域特性や資源をいかした地域産業の振興、交流人口・関係人口の拡大等
17 による新たな活力を呼び込むための取組を国・市町村等と連携しながら、一体
18 的・総合的に進めていく。

19 根強く残る風評の払拭と時間の経過とともに進む風化の防止に向けて、県で
20 は平成27年9月に『福島県風評・風化対策強化戦略』を策定した。引き続き、
21 本県の正確な情報を発信することにより、国内外の福島県に関する認識のアッ
22 プデートを図るとともに、共働・共感の輪の更なる拡大や魅力発信などにより、
23 農林水産物を始めとする県産品の販路拡大やインバウンド・教育旅行を含む観
24 光誘客等に取り組む。なお、本県を取り巻く風評・風化の問題は年々変化して
25 いくことから、本戦略を定期的に見直し、効果的な情報発信を行っていく。

27 (3) 原子力に依存しない社会を目指すとの理念と先導的な取組

28 本県は、原発事故を受け、『福島県復興ビジョン』において、「原子力に依存
29 しない社会を目指す」という基本理念を掲げ、再生可能エネルギーやリサイク
30 ルの推進などを通じ、環境との共生が図られた社会づくりを行うこととしてい
31 る。本県の復興・再生に当たっては、この基本理念に基づき、原子力に依存し
32 ない安全・安心で持続的に発展可能な社会づくりを目指すとともに、国に対し、
33 この理念を尊重し、責任を持って実現に向けた後押しをするよう求めていく。

34 また、本県産業の復興・再生に当たっては、農林水産業や商工業を始めとす
35 る既存の産業基盤の回復や風評の払拭にとどまらず、再生可能エネルギー関連
36 産業、医療関連産業、ロボット関連産業、先端技術を活用した農林水産業等の
37 拠点の創出・形成や情報通信技術に係る研究開発への支援を進めるなど、本県
38 の将来を見据えた先導的な施策を展開することにより、地域の新たな強みや雇
39 用を生み出し、国際競争力を強化することが必要である。こうした産業は、そ
40 の先駆性、象徴性、国際性によって、本県に産業・研究開発機能を集積させる

1 上で核となるものでもある。

2 このような先導的な施策を進めていくに当たっては、先端的な研究開発や国
3 内外との連携等において国の果たすべき役割も多く、福島イノベーション・コ
4 ースト構想については、国家プロジェクトとして位置付けられ、構想の具体化
5 が進み、福島復興の切り札となるものである。このような取組が、相互的かつ
6 有機的に連携し、体系的なものとなり、本県の復興・再生に資するものとなる
7 よう、政府に地元と連携を図りながら総合的な支援を行っていくことを求めて
8 いく。

9 10 **(4) 未来を担う人材の育成**

11 これからの福島の未来を担うのは、本県の子どもや若者たちである。震災を
12 乗り越え、将来にわたって持続的かつ健全に発展し、豊かな人間性を育み、活
13 力に満ちた地域社会を実現していくためには、地域に根ざし、確かな学力を備
14 え、心豊かでたくましい子どもや若者を育成することが不可欠である。また、
15 子どもや若者たちが、震災や原発事故の事実、福島の実状を学び、自分の言葉
16 で説明できる力を育成していくことが必要である。

17 福島の未来を担う子どもや若者たちの育成は、復興という長い道のりを支え、
18 新しいふくしまを築いていく上で、極めて重要な取組である。引き続き、子ど
19 も・若者たちが心身ともに健やかにたくましく育ち、夢や希望を持ち、自ら考
20 え、自らの未来を切り拓いていけるよう、継続的に国の支援を受けながら、福
21 島ならではの教育や教育環境の更なる充実に取り組んでいく。

22 23 **(5) 必要な予算の確保・国と県、市町村等が一体となった取組**

24 復旧、復興に長期間を要するなど、原子力災害が持つ特殊な事情を踏まえ、
25 上記1に掲げる目標の実現に向けては、県民が切れ目なく安心して復興・再生
26 に取り組むことができる財源の確保が重要であることから、本計画に基づく施
27 策全般の着実な実施に必要な予算を確保するよう、国に強く求めていく。

28 また、原子力災害からの本県の復興・再生の状況、取組の内容等について、
29 国内外に向けて継続的かつ正確な情報発信を行い、その進捗状況を随時公開す
30 ることにより、県民が将来の展望を描けるよう、復興・再生の具体的な道筋を
31 明確にするとともに、あらゆる主体が、原子力災害からの復興に取り組む本県
32 の姿を伝えていけるような環境を実現することで、国・市町村を始めとした関
33 係者と共に本県の復興・再生を実現する体制を構築していく。

34 さらに、福島の復興・再生には、インフラの整備、健康管理、教育、産業・
35 雇用など様々な分野について、総合的に取り組む必要があることから、国・市
36 町村と連携して、関係する指標を継続的に注視していく。また、放射性物質に
37 よる住民の生活や産業への影響は、風評や先行きの不安など、指標だけでは十
38 分に把握し難い側面もあることから、市町村、経済団体、農業関係団体、福島
39 相双復興官民合同チーム（以下「官民合同チーム」という。）、福島イノベー
40 ション・コースト構想推進機構（以下「イノベ機構」という。）等の協力を得な

1 　　がら、現地の生の声や生活面、産業面についての実態把握を行う。

3 本計画の位置付け

4 　　本計画は、基本方針に即して、法第7条第1項の規定に基づき、原子力災害か
5 　　らの福島の復興及び再生を推進するために福島県知事が作成する計画である。

6 　　なお、法改正により、従来、内閣総理大臣が作成してきた『避難解除等区域復
7 　　興再生計画』、福島県知事が作成してきた『産業復興再生計画』及び『重点推進
8 　　計画』を統合し、本計画を新たに作成できることとされたものであり、作成に当
9 　　たっては、これら法定計画の内容を盛り込むものとする。

4 本計画の対象区域

12 　　本計画の対象区域は、福島県全域とする。

5 計画の期間・変更

15 　　「令和3年度以降の復興の取組について」(令和2年7月17日復興推進会議決
16 　　定)において、令和3年度からの5年間を「第2期復興・創生期間」と位置付け、
17 　　この期間は「被災地の自立につながり、地方創生のモデルとなるような復興を実
18 　　現していく」という「第1期復興・創生期間」(平成28年度から令和2年度まで)
19 　　の理念を継承し、その目標の実現に向け、取組を更に前に進めるべき時期と示さ
20 　　れたことから、本計画の期間は、第2期復興・創生期間である令和3年度から令
21 　　和7年度までの5年間とする。

22 　　なお、本計画は、取組状況や毎年度の予算措置の状況等を踏まえ、柔軟に見直
23 　　すこととする。

1 第2部 避難指示・解除区域の復興及び再生

2 第2 避難解除等区域の復興及び再生の推進のために実施すべき施策に関する事項

3 1 避難解除等区域の復興及び再生に関する基本的な考え方

4 避難解除等区域(法第4条第5号に規定する避難解除等区域をいう。以下同じ。)
5 は、東日本大震災における地震及び津波による甚大な被害に加え、原発事故に伴
6 う避難指示等により、県内外への住民の避難や役場機能の移転など、最も大きな
7 影響を受けた地域である。

8 当該区域の復興・再生に向けては、これまで国の責任の下、市町村と連携して、
9 除染等の環境回復とともに、住民の帰還環境の整備や生活再建の支援等を進めて
10 きたところである。

11 また、平成27年7月に取りまとめられた「福島12市町村の将来像」において
12 は、目指すべき30～40年後の地域の姿とともに、2020年に向けた具体的な課題
13 と取組が示され、国、県、市町村等が連携して進捗管理を行いながら、将来像の
14 実現を目指し、多岐にわたる取組を進めてきた。

15 これらの取組を通して、当該区域の復興・再生は着実に前進しているところ
16 あり、福島第一原子力発電所の事故に伴う避難指示については、インフラの復旧
17 や除染の進捗等により順次解除が進められてきた。一方で、7市町村においては
18 現在も帰還困難区域の避難指示が継続し、一部の特定復興再生拠点区域を除けば、
19 避難指示解除に向けた除染・家屋等の解体を含む具体的方針がいまだ示されてお
20 らず、また、地元自治体の苦渋の決断により受け入れを容認した中間貯蔵施設に
21 ついては、除去土壌等の中間貯蔵施設への輸送、必要な施設の整備・運営が実施
22 されているなど、避難地域12市町村(田村市、南相馬市、川俣町、広野町、楢
23 葉町、富岡町、川内村、大熊町、双葉町、浪江町、葛尾村、飯舘村)内でも地域
24 により状況は様々であり、復興のステージは大きく異なる。

25 避難指示等が解除された地域においては、市町村の復興計画等に基づき、国、
26 県、市町村が連携して一つ一つの課題にきめ細かく対応しながら、復興・再生に
27 向けたまちづくりが進められている。住民の帰還は少しずつ進展しているものの、
28 避難指示の解除時期の違い等により居住人口の回復に差が生じているほか、高齢
29 者の割合が多く、若者や子育て世代等の帰還が進んでいない状況もみられ、さら
30 には復興の過程で生じた新たな課題にも直面するなど、複雑かつ多岐にわたる状
31 況となっている。

32 更なる住民帰還の促進に向けては、市町村の意向や実情を踏まえながら、産業
33 の再生やインフラの整備、医療・介護・福祉、教育・保育、買い物、交通、防犯・
34 防災、鳥獣被害対策、コミュニティの再生などの生活環境の整備等について、安
35 全・安心に生活できるまちづくりを目指し、今後新たに顕在化する課題を含め、
36 ハード・ソフトの両面からしっかりと取組を推進していく必要がある。

37 また、居住人口の増加やまちの賑わいの再生を図り、将来にわたり活力ある地
38 域を築いていくためには、住民帰還の促進に加え、地域の魅力を高め、新たな活
39 力の呼び込みに取り組むことが重要であることから、移住・定住の促進や交流人

1 口・関係人口の拡大、魅力ある働く場づくり等、新たな地域づくりに資する取組
2 を進めていく。

3 避難指示が継続している帰還困難区域については、全ての避難指示が解除され、
4 全域で復興・再生が成し遂げられなければならない。現在、6町村の特定復興再
5 生拠点区域においては、各町村が作成した「特定復興再生拠点区域復興再生計画」
6 に基づき、除染や家屋解体等が進められているところであり、引き続き、生活イン
7 フラの復旧や住居等の整備など計画の内容が実現し、避難指示が確実に解除さ
8 れるよう、国、県、市町村が連携して取組を進めていく必要がある。

9 特定復興再生拠点区域外の帰還困難区域については、いまだ避難指示解除のため
10 の具体的方針が示されておらず、復興・再生に向けた見通しが立たない状況が
11 続いているが、特定復興再生拠点区域について、一部の町村では令和4年春頃の
12 避難指示解除を目標として整備が進められていることから、次の段階として特定
13 復興再生拠点区域外について検討を加速化させる必要がある。このため、国に対
14 し、各自治体の意見を尊重しながら、丁寧に協議を重ね、除染・家屋等の解体を
15 含む避難指示解除のための具体的方針を早急に示し、帰還困難区域全ての避難指
16 示解除について、責任を持って対応するよう、引き続き求めていく。

17 現在も避難生活を余儀なくされている避難者等については、国、市町村、受入
18 自治体等と連携し、個々の事情を丁寧に伺いながら、帰還や生活再建への支援と
19 ともに、きめ細かな心のケアやふるさとのきずなの維持等に継続して取り組む。

20 さらに、東京電力福島第一原子力発電所及び第二原子力発電所の安全かつ着実
21 な廃炉は、福島の復興・再生の大前提となるものであり、処理水対策に当たって
22 は、正確な情報発信や風評対策が確実に実施されなければならない。また、福島
23 県内で生じた除去土壌等については、国により、県外での最終処分が確実に実施
24 されなければならない。

25 避難解除等区域の復興・再生には、今後も国が前面に立った中長期的な対応が
26 必要である。引き続き、原子力災害の特殊性を踏まえ、市町村の復興計画等を最
27 大限尊重しながら、国、県、市町村が緊密に連携し、今後新たに顕在化する課題
28 への対応を含め、復興・再生の加速化に向け取組を進めていく。なお、その際、
29 第3部の第6に記載するイノベ構想の推進に向けた各種施策等も併せ、取組を進
30 めていく。

31 令和2年度に改訂された「福島12市町村の将来像に関する有識者検討会提言」
32 においては、30～40年後の地域の姿として、国際教育研究拠点を核としたイノ
33 ベ構想の実現等を通して、「選ばれる地域」となり、創造的復興を成し遂げた姿
34 が示されている。令和2年度に見直された福島12市町村の将来像提言において、
35 持続可能な地域・生活の実現、広域的な視点に立った協力・連携、世界に貢献す
36 る新しい福島型の地域再生という基本的方向の下、創造的復興を成し遂げた姿が
37 示されている。国、県、市町村等が適切に連携して、基本方針や本計画の下、福
38 島12市町村の将来像の具現化を始め地域の復興に向けて取り組む。

39 40 2 産業の復興及び再生

1 (1) 農林水産業の復興及び再生

2 避難解除等区域における農林水産業の復興及び再生に向けては、農地や農林
3 水産業用施設、漁船等の復旧、放射性物質対策の推進はもとより、経営再開及
4 び被災産地の再生に向け、技術開発、実証研究、先端技術の導入、需要創出、
5 生産基盤の整備、担い手の確保、農業水利施設の新たな維持管理体制の構築等
6 を推進していくことが必要である。

7 また、避難地域 12 市町村における営農再開の加速化を図るため、農地中間
8 管理機構を活用した担い手への農地集積を促進していくことが必要である。

9 ア 生産基盤の復旧と被災した農林漁業者への支援

10 (ア) 生産基盤の復旧

11 a 生産基盤となる農地、農業用施設等の復旧の推進

12 ① 営農再開に向けて、農地・農業用施設等の復旧を進める。なお、復旧
13 に当たっては農業者や関係する市町村と緊密な連携の下、農地の地力回
14 復、ほ場の大区画化、担い手への農用地利用集積等を進める。また、基
15 幹的な道路に連結する農道や集落道、集落排水施設等についても、農業
16 生産の振興や地域の復興に不可欠であることから、総合的な整備を推進
17 する。

18 ② 法第 8 条及び東日本大震災に対処するための土地改良法の特例に関
19 する法律（平成 23 年法律第 43 号）に基づき、引き続き同法による災害
20 復旧の実施及び着実な完了を国に求めていく。

21 ③ 特定復興再生拠点区域については、各町村の意向を十分に踏まえ、除
22 染、除染後農地の地力等に応じた農作物の作付実証、ほ場等の基盤整備、
23 担い手を中心とした生産体制の整備等、生産基盤の再生、担い手の確保
24 と農地の集積等により、区域内の営農再開を推進する。

25 b 放射性物質対策の推進

26 ① 農林水産業に係る緊急時環境放射線モニタリング（以下「モニタリン
27 グ検査」という。）を継続して実施するとともに、検査結果を随時情報
28 発信する。

29 ② 農業用ダム・ため池などの放射性物質対策及び対策後のフォローアッ
30 プを行う市町村を支援する。また、農業用水の水源について避難指示が
31 解除されていない区域にある場合についても、受益農地が避難解除され
32 た区域である場合は、農業水利施設の放射性物質の測定を行うとともに、
33 放射性物質対策に係る技術的支援を行う。

34 ③ 農林漁業系汚染廃棄物等の適正な処理を支援する。また、仮置場につ
35 いても搬出完了後、農用地としての利用に支障をきたさないように原状
36 回復するよう国に求める。

37 c 森林・林業の再生のための取組の推進

38 ① 森林・林業の再生のため、間伐等の実施に伴う放射性物質の移動抑制
39 を図りつつ、森林・林業への放射性物質の影響を実証しながら森林整備
40 を推進する。また、「福島森林・林業の再生に向けた総合的な取組」

1 (平成 28 年 3 月 9 日公表)に基づき、引き続き住居等近隣の森林除染
2 を要請する。さらに、国と連携を図り、市町村の意向を踏まえた里山再
3 生に向けた取組を推進する。

4 ② 被災した林道については、森林整備や山村地域の生活に供する重要な
5 路線から順次復旧を図るため、市町村等による災害復旧が迅速に進むよ
6 う支援を行う。

7 ③ きのご原木林の再生のため、放射性物質の影響を受けた広葉樹林につ
8 いて、放射性物質濃度の推移を継続して把握することや萌芽更新等によ
9 り次世代のきのご原木林の整備を進める。

10 ④ 出荷制限となっている野生山菜・きのこの出荷再開に向けて、モニタ
11 リング検査により安全性が確認できた品目の出荷制限を解除する取組
12 を進めるとともに、併せて非破壊検査機器などの活用に必要な技術的な
13 検証、制度改正、機器の整備等の取組を国と連携して推進する。

14 ⑤ 木材産業の再生に向けて、放射性物質の影響を受けたバーク（樹皮）
15 の処理経費の支援や木材製品等に係る安全証明体制の構築を促進する
16 とともに、未利用間伐材やバーク等を木質バイオマス等として活用する
17 など、森林資源の有効利用に向けた取組を推進する。

18 ⑥ 住居等近隣以外の森林については除染の対象となっておらず、作業す
19 る上で放射線障害防止対策が必要となる箇所では必要な森林整備が行
20 われていない状況となっているため、これらの森林の取扱や荒廃防止対
21 策について検討し、国と連携して適切な対策を進める。

22 ⑦ 津波等により被害を受けた海岸防災林、治山施設、林地崩壊箇所等に
23 ついては、帰還する住民の安全確保のため国と連携を図りながら早急に
24 復旧するとともに、減災を図るための林帯幅を拡大し復旧整備を行う。

25 ⑧ 特定復興再生拠点区域については、空間線量が比較的高い状態のまま
26 の森林が含まれていることから、その森林の適正な整備と放射性物質を
27 含む土壌の流出を防ぐための対策を進める。また特定復興再生拠点区域
28 の整備の進捗等に応じた帰還困難区域での里山再生に向けた取組を支
29 援していく。さらに林野火災などの災害発生時には、立入りが制限され
30 ている森林を含め、関係機関と連携して必要な対応を迅速に行う。

31 d 水産業の再生のための取組の推進

32 ① 沿岸漁業の生産力回復のため、震災により漁場内に散乱したがれき等
33 の撤去を進める。

34 ② 震災や漁場環境の変化により生産力が低下した漁場の機能回復のため、
35 食害生物の駆除、浚渫や客土、海水交流のための水路等の整備を推
36 進する。また、ウニによる磯焼け等に起因する天然漁場の減少に対応す
37 るため、生産性の高い新規漁場の造成等を支援する。

38 ③ 沿岸漁業の拡大に向けて、旧警戒区域を中心に復旧が進んでいない漁
39 船や水産業共同利用施設（荷さばき施設、漁具倉庫、種苗生産施設等）、
40 漁具等の整備を支援する。また、操業拡大に伴い必要となる新たな水産

1 関連施設（水産加工施設、流通施設等）の整備を支援するとともに、市
2 場流通機能の向上を図る水産物産地市場の機能分担等、効率的な流通構
3 造の改革に必要な取組を支援する。

- 4 ④ 内水面漁業の全面再開に向けて、モニタリング検査による安全性の確
5 認や正確な情報の発信、試験研究における調査や新たな漁場利用の取組
6 等を推進する。

7 (イ) 農林漁業者への支援

8 a 農業分野における支援

- 9 ① 農業者が安心して円滑に営農再開できるよう、農地等の保全管理、地
10 力増進作物の作付、鳥獣被害防止対策や放れ畜対策（継続飼養家畜の適
11 正管理）、土壌調整（土壌改良資材・堆肥の投入）、農作物や牧草の作付
12 実証・家畜の飼養実証、管理耕作、新たな農業への転換、放射性物質の
13 吸収抑制対策及び交差汚染防止対策、地域営農再開ビジョン作成と営農
14 体制の構築等の取組を支援する。
- 15 ② 土地改良区の管理体制と運営基盤を強化するため、准組合員制度の導
16 入、土地改良区の統合化、貸借対照表を活用した施設更新に必要な資金
17 の計画的な積立の促進等を推進する。
- 18 ③ 避難地域 12 市町村の営農再開に向けて、官民合同チームの営農再開
19 グループと連携し、個々の農業者等に対するきめ細かな支援を引き続き
20 実施する。
- 21 ④ 農作物の食害や農地の掘起しなど、拡大するイノシシ等の野生鳥獣に
22 による被害に対し、専門的知識を有した市町村等の職員など適切な被害対
23 策を実施する人材の確保・育成を図るとともに、捕獲による個体数の調
24 整や追払い、侵入防止柵の設置といった鳥獣被害防止施設の整備等によ
25 る被害防除、放任果樹の伐採や緩衝帯の設置等による生息環境管理など、
26 総合的な対策の取組を進める。
- 27 ⑤ 農業者が営農再開や規模拡大を行うために必要となる農業機械・施設
28 等の導入、地域の営農再開の核となる大規模な農業用施設等の整備を支
29 援するとともに、必要となる資金の融通に取り組む。
- 30 ⑥ 被災地から他の地域へ移転して農業を再開する被災農業者に対し、農
31 業機械・施設等の導入を支援するとともに、必要となる資金の融通に取
32 り組む。

33 b 畜産分野における支援

34 安全な自給飼料を確保するため、除染後の牧草地については放射性物質
35 の吸収抑制対策を実施し、未除染牧草地についても除染等による牧草地の
36 再利用を推進するとともに、畜産業の再開や規模拡大を推進するため、畜
37 産施設の整備や家畜導入、自給飼料生産基盤再生を支援し、協業化や法人
38 化を促進する。

39 c 林業分野における支援

40 きのこ類生産の再生のため、きのこ原木林を再生する取組を進めるとと

1 もに、栽培の負担軽減のための生産資材導入支援の継続やきのこ原木等の
2 放射性物質の継続的な調査、安全性証明システムの検討、放射性物質の影
3 響を低減させる栽培技術の普及等を行う。

4 d 漁業分野における支援

5 ① 沿岸漁業の操業拡大と漁業者、水産加工・流通業者の経営再建を進め
6 るため、必要な設備、機器類の整備を支援するとともに、漁船建造や中
7 古船購入、エンジン交換等に必要な資金の融通に取り組む。

8 ② 福島県の沿岸漁業及び沖合底びき網漁業については、海産物や周辺海
9 域のモニタリング検査の結果を踏まえながら、漁獲量の増大、販路の回
10 復・開拓など操業拡大の取組を支援する。

11 ③ 安全性が確認された魚介類の流通・加工・販売について、水産加工・
12 流通業者等の取扱量拡大を支援するとともに、販路の回復・開拓等の取
13 組に対する支援を継続して実施する。

14 e 放射性物質対策や被災産地の再生に向けた技術開発・実証研究

15 ① 福島県農業総合センター（以下「農業総合センター」という。）等の
16 研究機関において、安全な農林水産物の生産のための放射性物質低減等
17 の対応技術を開発する。

18 ② 福島県農業総合センター浜地域農業再生研究センター（以下「浜地域
19 農業再生研究センター」という。）において、放射性物質が基準値以下
20 である安全な農産物が生産できることを確認するための作付実証や、除
21 染等により地力低下等が懸念される中で収量・品質を確保する肥培管理
22 等の手法を検証するための作付実証の取組を進める。

23 ③ 福島県水産海洋研究センター（以下「水産海洋研究センター」という。）、
24 福島県水産資源研究所（以下「水産資源研究所」という。）及び福島県
25 内水面水産試験場（以下「内水面水産試験場」という。）において、原
26 子力災害に由来する水産物や漁場環境の放射性物質関連研究、栽培漁業
27 の再開、資源管理及び調査研究等を継続的に推進する。

28
29 イ 避難地域等における農林水産業の復興の加速化

30 (ア) 新たな経営・生産方式の導入

31 a 先端技術の導入等の推進

32 ① 先端技術等を効果的に活用した先進的な農林水産業（プロセスイノベ
33 ーション）を全国に先駆けて実践するため、ロボット技術や環境制御シ
34 ステム等の開発・実証を行う。また、実証段階の技術についても、開発
35 メーカー等と連携し速やかな現場実装を推進する。

36 あわせて、先端技術等の効果的導入に必要な農地の大区画化・利
37 用集積を一層推進する。

38 ② 先端技術の実装や新たな販路拡大など、地域の営農再開拠点を構築す
39 る総合的な取組を推進する。

40 ③ 避難地域等の営農再開を加速するため、国・市町村・団体と連携し、

1 業務用米や野菜、畜産などの国内で供給拡大が求められている品目に着
2 目し、生産から流通、加工などを含めて高付加価値生産を展開する産地
3 の形成を進める。また、産地形成に必要な施設の整備や機械の導入等を
4 支援する。

5 b 林業分野における取組

- 6 ① 避難指示解除後に森林整備が実施できるよう体制整備を支援する。ま
7 た、間伐等の実施に伴う放射性物質の移動抑制を図りつつ、森林・林業
8 への放射性物質の影響を実証しながら森林整備を推進する。
- 9 ② 市町村における「森林経営管理制度」の導入を支援し、意欲と能力の
10 ある林業経営者による森林の経営と、市町村による森林整備を推進する。
11 また、林業専用道の整備など林内路網の整備と高性能林業機械の導入を
12 組み合わせた林業の低コスト化、効率化を推進する。
- 13 ③ 復興拠点施設を始めとする公共建築物への県産材の利用促進や木質
14 バイオマス利用拡大による需要創出に努めるとともに、木材加工流通施
15 設の整備等を促進する。

16 c 「ふくしま型漁業」の実現

- 17 ① 消費者に安心して県産水産物を手に取ってもらえるよう、モニタリン
18 グ検査、漁協による自主検査への支援と正確な情報発信により安全・安
19 心確保の取組を推進する。
- 20 ② 震災後、長期の沿岸漁業の自粛により変化した水産資源を少ない労力
21 で有効かつ持続的に利用する効率的な操業を促進する。
- 22 ③ 水産エコラベル等の第三者認証の取得や鮮度保持流通に必要な機器
23 整備等の付加価値向上の取組を支援する。
- 24 ④ 量販店での常設販売棚の設置や外食店での県産水産物フェアの開催、
25 メディアを活用したPR等により、本県産水産物の安全性やおいしさを
26 直接消費者に伝える取組を推進する。
- 27 ⑤ 海洋環境や市況情報を包括した操業支援システムの構築及び操業の
28 効率化に向けた情報通信技術（ICT）の整備・導入等により、操業の
29 効率化を推進する。

30 (イ) 新たな担い手の確保

- 31 ① 避難解除区域の農業再生に当たっては、将来にわたって持続的な農業が
32 展開されるよう、当該区域の農業をけん引する担い手の確保・育成や、こ
33 れらの担い手に対する農地集積を農用地利用集積等促進事業を活用しな
34 がら支援していく。
- 35 ② 避難地域等を支える新たな農業担い手を確保するため、就農相談や農
36 地・住宅等の情報提供、就農計画の作成協力を行う地域でのサポート組織
37 の支援やお試し就農等により農業法人等の雇用機会を創出するなど、新規
38 参入や雇用就農を促進する。
- 39 ③ 避難地域等への企業の農業参入を促進するため、市町村と連携した誘致
40 活動を推進するとともに、参入意向を有する企業に対し、資金の情報提供、

1 技術面での支援に取り組む。

2 ④ 林業に就業を希望する者を対象に、森林・林業に関する多様な技能・技
3 術等の習得に向けた就業前長期研修講座を開設するとともに、必要な研修
4 施設を整備する。また、研修運営のための協議会やサポートチームを設置
5 する。

6 ⑤ 漁業の操業拡大と併せて、漁業担い手の確保・育成を図るとともに、経
7 営力の優れた漁業経営体の育成のための研修会や、若手漁業者が漁業に関
8 する基本的な知識や技能を習得するための研修会の実施を支援する。

9 (ウ) 農業水利施設の新たな維持管理体制の構築

10 ① 農業用ダム・ため池や農業用水路などの農業水利施設は、農業生産の基
11 盤であるほか、防火用水や環境用水としての利用など地域の安全・安心な
12 生活環境にも寄与する公共の用に供する施設であることから、施設の機能
13 を回復するための施策及び長寿命化・管理の省力化を図る。

14 ② 農業水利施設の管理を担う土地改良区は、賦課金の徴収不能、組合員の
15 分散等により、通常の組織運営ができなくなっていることから、帰還後の
16 事業再開に向けた組織運営等の維持・強化に係る対策を国と連携して進め
17 る。

18
19 ウ 農林水産業の復興及び再生のための特別な措置

20 避難地域 12 市町村における営農再開の加速化を図るため、法に基づき、農
21 地中間管理機構を活用した担い手への農地集積を行う。

22 また、農用地利用集積等促進計画により行う農地集積と併せて福島農林水産
23 業振興施設（法第 7 条第 4 項第 1 号に規定する福島農林水産業振興施設をいう。
24 以下同じ。）の整備を促進する。

25 さらに、国と連携しながら、こうした制度の活用や、地域農業の将来像策定
26 に向けた関係者の話し合いを促すとともに、農地中間管理機構による担い手の公
27 募や農地のマッチング等の業務を支援することで、地域の営農再開を後押しす
28 る。

29 (ア) 農用地利用集積等促進事業

30 a 農用地利用集積等促進事業の実施区域

31 避難解除等区域とする。

32 b 賃借権の設定等を受ける者の備えるべき要件

33 (a) 耕作等の事業を行う個人又は農地所有適格法人が賃借権の設定等を
34 受ける場合の要件

35 耕作又は養畜の事業を行う個人（法第 17 条の 19 第 2 項第 1 号へに規
36 定する者を除く）又は農地所有適格法人（農地法（昭和 27 年法律第 229
37 号）第 2 条第 3 項に規定する農地所有適格法人をいう。以下同じ。）が
38 賃借権の設定等を受けた後において備えるべき要件は、次に掲げるとお
39 りとする。

40 農用地（開発して農用地とすることが適当な土地を含む）として利用

1 するための賃借権の設定等を受ける場合、次の①及び②に掲げる要件の
2 全て（農地所有適格法人にあっては、①の要件）を備えること。

3 ① 耕作又は、養畜の事業に供すべき農用地（開発して農用地とすること
4 が適当な土地を開発した場合におけるその開発後の農用地を含む）の
5 全てを効率的に利用して耕作又は養畜の事業を行うと認められるこ
6 こと。

7 ② 耕作又は、養畜の事業に必要な農作業に常時従事すると認められる
8 こと。

9 (b) その他賃借権の設定等を受ける場合の要件

10 以下に掲げる場合においては、(a)の①及び②の規定にかかわらず賃
11 借権の設定等を受けることができるものとする。

12 ① 農地中間管理機構が農地中間管理事業（農地中間管理事業の推進に
13 関する法律第2条第3項に規定する農地中間管理事業をいう。）又は
14 農業経営基盤強化促進法（昭和55年法律第65号）第7条第1号に掲
15 げる事業の実施によって賃借権の設定等を受ける場合。

16 ② 農業協同組合法（昭和22年法律第132号）第11条の50第1項第
17 1号に掲げる場合において農業協同組合又は農業協同組合連合会が
18 賃借権の設定又は移転を受ける場合。

19 ③ 農地所有適格法人の組合員、社員又は株主（農地法第2条第3項第
20 2号イからチまでに掲げる者に限る。）が当該農地所有適格法人に法
21 第17条の19第2項第1号のロに規定する土地について賃借権の設
22 定等を行うため賃借権の設定等を受ける場合。

23 (c) 農作業に常時従事すると認められない者が、賃借権等の権利を受ける
24 場合の要件

25 法第17条の19第2項第1号へに規定する者が賃借権又は使用貸借
26 による権利の設定を受ける場合には、次に掲げる要件の全てを備えるも
27 のとする。

28 ① 耕作又は養畜の事業に供すべき農用地（開発して農用地とすること
29 が適当な土地を開発した場合におけるその開発後の農用地を含む。）
30 の全てを効率的に利用して耕作又は養畜の事業を行うと認められる
31 こと。

32 ② その者が地域の農業における他の農業者との適切な役割分担の下
33 に継続的かつ安定的に農業経営を行うと見込まれること。

34 ③ その者が法人である場合にあっては、その法人の業務執行役員等
35 （農地法第3条第3項第3号に規定する業務執行役員等をいう。）の
36 うち1人以上の者がその法人の行う耕作又は養畜の事業に常時従事
37 すると認められること。

38 c 設定され、又は移転される賃借権等の権利の存続期間又は残存期間に関
39 する基準並びに当該権利が賃借権である場合における借賃の算定基準及
40 び支払の方法

1 別紙のとおりとする。

2 d 移転される所有権の移転の対価の算定基準及び支払の方法

3 別紙のとおりとする。

4 e 福島農林水産業振興施設の整備に関する事項

5 福島農林水産業振興施設の用に供するため農用地利用集積等促進計画
6 を作成するにあたり、以下の規定に掲げる要件を満たしていることとする。

7 (a) 農地を農地以外のものにする場合にあっては、法第 17 条の 19 第 3
8 項第 6 号及び第 7 号

9 (b) 農地又は採草放牧地の所有権又は使用及び収益を目的とする権利を
10 取得する場合にあっては、同項第 8 号及び第 9 号

11 (c) 農用地区域（農業振興地域の整備に関する法律（昭和 44 年法律第 58
12 号）第 8 条第 2 項第 1 号に規定する農用地区域をいう。）内の土地を対
13 象とする場合にあっては、同項第 10 号

14 (イ) 農用地効率的利用促進事業

15 当該事業の実施区域は、避難解除等区域を含む市町村とする。

16 17 (2) 事業者等の事業再開・継続等

18 事業者等の事業再開・継続に向けては、国と連携した補助事業等による支援
19 を行うほか、継続的できめ細かな経営相談、商業機能の回復、まちづくりの支
20 援、官民合同チームによる様々な支援等を行う必要がある。

21 企業等の新增設、創業の促進に向けては、税制等による企業活動支援、補助
22 事業等を活用した工場等の新增設の支援や企業誘致の推進、創業希望者や事業
23 者の当該地域への呼び込み等を図る必要がある。

24 雇用の確保、就労支援等に向けては、相談窓口や専任の相談員による就職相
25 談等を行うとともに、将来の地域産業を担う人材育成等に取り組む必要がある。

26 27 ア 事業再開・継続支援

28 (ア) 事業再開・継続

29 ① 国と連携して行う原子力被災事業者事業再開等支援補助金により、被災
30 事業者の事業・生業の再建等を支援し、まち機能の回復を促進する。

31 ② 国と連携して行うグループ補助金による事業再開に不可欠な施設・設備
32 等の復旧支援や、県単独で行う中小企業等復旧・復興支援事業補助金によ
33 る施設・設備等の借り上げ費用を補助することで、事業者の事業継続支援
34 や帰還による再開を促進する。

35 ③ 福島県原子力災害被災事業者事業再開等支援基金を活用して、事業者が
36 帰還を決断しやすい環境を整備するため、市町村が各々の事情を踏まえて
37 実施する需要を喚起する取組を支援する。

38 ④ 原子力災害に伴い移転を余儀なくされ、又は避難解除等区域で事業を再
39 開・継続する中小企業等に対する特定地域中小企業特別資金や原子力災害
40 等の影響を受けた中小企業者に対するふくしま復興特別資金等の中小企

1 業制度資金や東日本大震災復興特別貸付等を活用し、事業者の資金繰りを
2 支援し、経営基盤の回復を図る。

3 ⑤ 福島県産業復興相談センター及び福島産業復興機構・東日本大震災事業
4 者再生支援機構により、震災前の債務が負担になって新規資金調達が困難
5 となっていた事業者の二重債務問題の解決に向けて取り組んでおり、債権
6 買い取り等を行った事業者の再生に全力を尽くす。

7 ⑥ 独立行政法人中小企業基盤整備機構が整備し、市町村を通じ無償で貸与
8 する仮設店舗・工場等（旅館・ホテル事業者向け仮設施設を含む。）を活
9 用し、被災事業者の事業再開を支援する。

10 ⑦ 官民合同チームが行う事業者の戸別訪問、事業再開・生活設計ハンズオ
11 ン支援等と連携し、事業者の事業・生業の再建を支援する。

12 (イ) 経営相談

13 ① 事業者を取り巻く経営環境が震災から 10 年を経過し大きく変化してい
14 ることから、休止又は避難中の事業者の再開状況や就労の現状、既存施策
15 の活用状況、事業再開の実態を把握するとともに、官民合同チーム、商工
16 会等の中小企業支援機関や市町村及び国等と連携し、事業再開等を検討し
17 ている事業者等に対し、既存施策の積極的な活用を含め、継続的できめ細
18 かな経営相談を実施する。

19 ② 商工会等の中小企業支援機関においては、帰還を検討している事業者に
20 対する相談（資金支援、経営相談、広域連携による販路拡大、事業承継な
21 ど）への対応や高度で専門的な課題を解決するため、専門家派遣等を実施
22 する。

23 ③ 避難地域 12 市町村の復興のためには、市町村の枠を超えた事業者間の
24 連携等が必要となることから、商工会議所・商工会の広域的な連携強化事
25 業により官民合同チームと連携しつつ、事業者への経営相談・支援を実施
26 する。

27 (ウ) 商業機能の回復、まちづくり支援

28 ① 商業・サービス機能の再生のため、官民合同チームと連携しながら市町
29 村が設置する公設商業施設等の安定的運営に向けた支援を行う。

30 ② 地震や津波などで被災した商店街の復興を促進するため、まちづくりに
31 必要な専門家を派遣する等により、市町村や復興まちづくり会社等の多様
32 な実施主体による復興まちづくりに関する取組を促進する。

33 ③ 日常の買い物が困難となっている地域において、商工団体や商店街等
34 による移動販売や共同配達など買い物利便性向上のための取組を促進する。

35 ④ 復興イベントの開催、空き店舗等を活用する場合の賃料の補助等により、
36 商店街のにぎわい創出を図る。

37 ⑤ 官民合同チームが行う外部人材・資本の呼び込み、広域的なまちづくり
38 への支援等と連携し、まち機能の早期回復を図る。

39 (エ) 官民合同チームへの国の確実な支援の継続

40 避難地域 12 市町村における商工業や農林水産業等の事業・生業の再建に

1 向けては、公益社団法人福島相双復興推進機構(官民合同チームの中核組織)
2 が事業者の個別訪問等を通じて、課題に合わせた活動支援を強化している
3 ところであり、重要な役割を担っている。このため、引き続き、同機構に対し
4 て、国職員の派遣を含む継続的な支援を確実に実施するよう国に求めていく。

6 イ 工場等の新增設、創業の促進

7 (ア) 税制等による企業活動支援

8 企業立地補助金や、東日本大震災復興特別区域法(平成23年法律第122
9 号)や法による課税の特例措置等をPRするなど、積極的な企業誘致活動を
10 展開することで、新たな設備投資や被災被用者の雇用を促進する。

11 また、再生可能エネルギーや医療関連産業など、新産業への参入支援や関
12 連企業誘致に必要な環境整備を進め、産業の集積化を推進することで雇用の
13 創出を図る。

14 (イ) 増設等の推進

15 ① 国と連携しながら、津波・原子力被災地域雇用創出企業立地補助金や自
16 立・帰還支援雇用創出企業立地補助金など、全国トップクラスの支援制度
17 を活用した企業の新增設の促進及び雇用の創出に取り組む。

18 ② 市町村等が行う工業団地の整備について、工業団地等整備補助金(工業
19 団地関連公共施設(道路、排水、上水)に係る整備費用)による支援によ
20 り、団地の整備を促進し、企業誘致を推進する。

21 (ウ) 起業・創業の促進

22 ① 国と連携して行う「原子力災害被災地域創業等支援事業」により、新規
23 創業者や避難地域12市町村に新たに入ってくる事業者を呼び込み、働く
24 場、買い物をする場など、まち機能の早期回復を促進する。

25 ② 官民合同チーム、商工会等が行う事業者の戸別訪問や経営支援等と連携
26 し、新規創業や新規ビジネスのスタートを後押しするべく、事業者への伴
27 走支援等を実施する。

29 ウ 雇用の確保、就労支援等

30 (ア) 雇用の維持・確保、就労支援

31 ① 県内外の避難者に対し、就職相談窓口においてきめ細かな就職支援を行
32 うとともに、専任の相談員による巡回就職相談を実施し、地元のハローワ
33 ークと連携を図りながら、緊急雇用創出事業を含めた就職情報提供等を行
34 うなど、帰還に向けた就職支援を行う。

35 ② ハローワークと連携しながら、きめ細かな職業相談を実施するとともに、
36 求人開拓、求人情報の提供等を行うほか、就職面接会等を開催する。

37 ③ 事業再開等の際して各種産業施策による支援を受け、安定的な雇用を創
38 出することにより被災者を受け入れる場合、「ふくしま産業復興雇用支援
39 事業」による助成を行う。

40 ④ 原子力災害対応雇用支援事業を活用しながら、次の安定雇用までの一時

1 的な雇用の場を求める求職者に対し、企業、NPO等への委託により雇用
2 機会の拡大と生活の安定を図る。

3 (イ) 産業人材の育成

4 ① 求職者が必要とする知識や技能・技術を身に付け、早期就職を実現する
5 ために、ニーズに合わせた職業訓練を実施する。

6 なお、求職者が一定の要件を満たす場合には、訓練期間中の生活支援と
7 就職促進を図るため、訓練手当を支給する。

8 ② 子どもたちや高校生を対象とした新たな産業への関心を高める取組を
9 行うことで将来の産業を担う人材の裾野拡大を図る。

10 また、福島県立テクノアカデミー（以下「テクノアカデミー」という。）
11 において、ロボット関連産業、再生可能エネルギー関連産業等の産業界の
12 ニーズや時代の変化に対応した職業訓練を実施することで、地域産業を担
13 う人材の育成に取り組む。

14
15 **(3) 安全・安心な食品等の供給、ふくしまブランドの再生**

16 放射線検査体制の整備による安全・安心な食品等の供給に向けては、農林水
17 産物等のモニタリング検査や加工品等の放射性物質検査等を継続する必要が
18 ある。

19 正確な情報発信による風評払拭・風化防止に向けては、本県の魅力等を様々
20 な手法により継続的に発信するとともに、小売店等におけるプロモーションの
21 促進等に取り組む必要がある。

22 県産品の付加価値向上と販路開拓に向けては、事業者の新商品開発等を支援
23 するとともに、取引機会や販売機会の創出等に取り組む必要がある。

24 **ア 放射線検査体制の整備**

25 ① 農林水産物に係るモニタリング検査を継続して実施するとともに、検査結
26 果を随時情報発信する。

27 ② 出荷制限となっている野生山菜・きのこの出荷再開に向けて、モニタリン
28 グ検査により安全性が確認できた品目の出荷制限を解除する取組を進める
29 とともに、併せて非破壊検査機器などの活用に必要な技術的な検証、制度改
30 正、機器の整備等の取組を国と連携して推進する。

31 ③ 原子力災害に由来する水産物や漁場環境の放射線のモニタリング調査や
32 放射性物質関連の研究等を継続的に推進する。

33 ④ 消費者に安心して県産水産物を手に取ってもらえるよう、モニタリング検
34 査、漁協による自主検査への支援と正確な情報発信により安全・安心確保の
35 取組を推進する。

36 ⑤ 生産段階においては、国や市町村及び関係団体等と連携し、農林水産物の
37 放射性物質の検査について、引き続き必要な検査体制を整備する。

38 ⑥ 加工食品・工業製品の放射性物質検査体制の整備や、空間線量率等のデー
39 タを含め各種広報媒体等を活用した情報発信により、安全な食品、製品等の
40 供給を確保するとともに風評を払拭する。

- 1 ⑦ 自家消費野菜等住民が持ち込んだ食品等の消費段階における放射性物質
2 の検査について、県消費生活センターで実施するほか、各市町村に設置され
3 た放射能検査所が円滑に運営されるよう、国の支援を受け、財政的・技術的
4 支援を行う。
- 5 ⑧ 食品中に含まれる放射性物質や健康への影響等について、消費者、生産者、
6 流通業者等に向けた分かりやすい情報を様々な手段を通じて発信し、理解を
7 促すとともに、消費者に向けたリスクコミュニケーションの強化を進め、消
8 費者の理解の増進を図り、流通する食品の信頼性の向上を図る。

9
10 イ 正確な情報発信

- 11 ① 根強く残る風評と時間の経過とともに加速する風化の問題は、今なお大き
12 な課題となっている。このため、福島県風評・風化対策強化戦略に基づき、
13 本県の復興の状況や魅力を様々な手法で発信するとともに、「風評払拭・リ
14 スクコミュニケーション強化戦略」を策定する国の施策とも連携の上、更な
15 る風評払拭・風化防止に取り組む。
- 16 ② 県産の農林水産物や加工食品、工業製品などについて、その安全性につい
17 て情報発信し、生産額拡大を図るとともに、避難地域における復旧・復興状
18 況や生活環境についても情報発信を行い、定住・交流人口の増大につなげる。
- 19 ③ 食品中の放射性物質検査結果を公表するとともに、ホームページ等を用い
20 て分かりやすく発信する。また、県外の消費者を対象に、生産現場や研究機
21 関に従事する方から放射線低減の取組や放射能検査の状況等を説明してい
22 ただき、食と放射能に関する理解促進を図る。
- 23 ④ 情報発信に当たっては、各種マスメディアはもとより、日本橋ふくしま館
24 等の県が持つ情報発信拠点を通じて消費者に直接働き掛けるほか、卸売市場、
25 小売店等におけるプロモーションを促進することで、生産者・事業者による
26 情報発信も支援する。また、特に海外に向けては、科学的根拠に基づく正確
27 な情報発信を政府と連携しながら取り組んでいく。
- 28 ⑤ 地域の観光再生を早期に図る観点より、再開した宿泊施設や観光施設等の
29 情報発信のみならず、安全性や新たに創出されている魅力を継続的に発信す
30 ることで国内外からの誘客促進に取り組む。特に伝承館などの震災後に設置
31 された施設等との連携によるホープツーリズムの推進により、当該地域なら
32 ではの体験や交流を提供し、風評の払拭や風化防止を図る。
- 33 ⑥ 東日本大震災の経験を風化させないため、伝承館において、NPO等と連
34 携した語り部ボランティア等の人材育成を進めるなど、被災者自らが体験を
35 語り継ぐための支援を行う。

36
37 ウ 県産品の付加価値向上と販路開拓

- 38 ① ふくしまブランドの再生のためには、第一に県産品の付加価値を高める商
39 品力強化が必要である。農林水産物・県産品の付加価値向上に向け、事業者
40 が行う新商品開発等や、専門家を活用した商品改良等を支援する。支援に当

1 たっては、商品の品質はもとより、パッケージなどデザインの有用性を重視
2 する視点、消費者に選んでもらえる買い手目線、いわゆるマーケットインの
3 視点で取り組む。

4 ② さらに、国内外市場での認知度向上と販路開拓が必要であり、このため、
5 バイヤーなど流通を担う者とエンドユーザー(消費者)の両方をターゲット
6 に取り組む。具体的には、サービス分野も含めた販路開拓に向け、大型展示
7 会、商談会等における企業間取引機会を創出するとともに、物産展、イベン
8 ト、物産フェアなどにより商品の販売機会を創出する。また、エンドユーザ
9 ー(消費者)への県産品の販売促進に向け、生産者・製造者と消費者が直接に
10 触れあえる販売機会を増やす。

11 ③ 上記の取組と、農林水産物を始めとする県産品の魅力や安全性の発信を併
12 せて行うことにより、ふくしまブランドの再生につなげていく。

14 (4) 観光振興

15 避難地域 12 市町村の観光振興に向けては、観光の再生を進めるうえで不可
16 欠な基盤等を整備しながら、地域資源や震災の経験等をいかした観光の展開を
17 図る必要がある。

18 ア 観光再生に向けて必要な環境の整備

19 本格的な観光の再生に向け、震災以前からの観光資源の復旧や磨き上げを
20 行うとともに、観光に関わる人材を幅広く育成し、組織的基盤の整備等を行
21 う必要がある。

22 この際、地域により復興の進捗が異なることや、個別の自治体にとどまら
23 ない広域的な周遊・交流を促進する観点から、自治体間の連携を促進しなが
24 ら、効果的な取組を検討、実施していく。

26 イ 地域資源等をいかした観光の展開

27 ① 福島復興のシンボルとして平成 31 年 4 月に全面再開を果たした J ヴ
28 ィレッジについて、スポーツ目的のみならず、教育旅行、音楽イベント等
29 での利活用を促進し、更なる文化・スポーツの復興、振興を進めることに
30 より、地域ならではの文化・スポーツを軸とした交流人口の拡大につなげ
31 る。

32 ② 豊かな水産資源や地元農産物を活用し、訪れた人に「おいしい」を提供
33 する、食の観点からの観光を推進する取組を支援する。

34 ③ 震災と原発事故を経験した福島ならではの学びのツアーである「ホープ
35 ツーリズム」の定着に向け、地域を案内する人材の育成や被災地域で活動
36 するまちづくり団体などへの支援を行い、受入体制を強化する。

37 ④ 令和 2 年 9 月にオープンした伝承館を始め、震災後に整備された様々な
38 施設等と連携しながら、ホープツーリズムのコンテンツを造成するととも
39 に、効果的な情報発信を行う。

40 ⑤ 国や県の実施する風評払拭に向けた取組や情報発信との連携を図りな

1 ながら、避難地域 12 市町村におけるこれまでの復旧・復興に向けた努力や
2 チャレンジする姿、当該地域だからこそ体感・体験できる魅力を国内外に
3 向けて発信する。

5 3 道路、港湾、海岸その他の公共施設の整備

6 (1) 復興のために必要なインフラ等の整備

7 避難指示・解除区域の復興・再生に向けては、地域社会の再生、地域の日常
8 生活や地域間の交流、円滑な物流の実現による地域経済の発展を図る必要があ
9 る。

10 そのため、生活環境の改善に資する公共施設等の災害復旧や維持管理、住民
11 の暮らしを支える道路や港湾の整備・機能強化、住民の安全を確保する海岸保
12 全施設等の復旧整備等の取組を進める必要がある。

13 ① 国・県・市町村は互いに連携し、帰還困難区域内の公共施設等の災害復旧
14 を迅速に進めるとともに、生活環境の整備に努める。

15 ② 国、県、市町村は互いに連携し、地域の意向を十分に踏まえながら、公共
16 施設等の機能回復など生活環境の改善や維持管理を進める。

17 ③ 情報通信施設の早期の復旧について、国と連携しながら取組を進める。

18 ④ 地域間の連携・交流を促進し、浜通り地方における日々の暮らしを支える
19 とともに、復興を支援するため、国・県・市町村が連携し、国道 6 号の機能
20 回復・強化・渋滞緩和等の道路事業を進める。

21 ⑤ 廃炉等の新たな交通需要に対応し、避難指示・解除区域の住民帰還の環境
22 整備、復興・再生の加速化を図るためには、常磐自動車道の機能強化が必要
23 である。このため、国、県、市町村が連携し、常磐自動車道の全線 4 車線化
24 の早期完成及び緊急時の避難路としても活用できる常磐自動車道の（仮）小
25 高スマート I C の整備が図られるように取り組む。

26 ⑥ 地域の日常生活や地域間の交流、円滑な物流を実現し、地域経済の発展を
27 図ることや、避難指示・解除区域の復興と避難住民の帰還を推進するためには、
28 社会基盤である道路整備が必要不可欠である。このため、国道 114 号、
29 国道 288 号、県道小野富岡線、小名浜道路等「ふくしま復興再生道路」及び
30 地域連携道路等を整備する。また、帰還住民の生活を支える道路として、県
31 道浪江三春線、県道浪江鹿島線、県道富岡停車場線、県道小良ヶ浜野上線、
32 県道落合浪江線、県道長塚請戸浪江線、県道幾世橋小高線、県道広野小高線
33 等を整備する。

34 ⑦ 双葉郡と県中地域を結ぶ地域高規格道路について、浜通りの復興を見据え
35 ながら、関係機関とともに必要性を検討する。

36 ⑧ 各市町村の特定復興再生拠点等やイノベ構想の関連施設等の活用を図る
37 ために、高速道路の I C 等と各拠点や施設を結ぶアクセス道路の整備が必要
38 である。このため、県道井手長塚線や県道原町川俣線等、各市町村の復興の
39 ために必要な各拠点の機能強化に必要な道路を整備する。

40 ⑨ 避難指示・解除区域の復興の進捗や帰還住民の増加等に伴い、新たに発生

1 した課題を解決するため、公共インフラの整備が必要不可欠である。このた
2 め、国、県、市町村が連携し、道路事業など、新たな課題に対応するための
3 事業を実施する。

4 ⑩ 県内の円滑な物流を促進するためには、拠点となる小名浜港及び相馬港の
5 更なる機能強化や利便性向上が重要である。このため、小名浜港においては、
6 東港地区国際物流ターミナル等の機能強化や臨港道路と常磐自動車道を結
7 ぶ小名浜道路の整備を行い、相馬港においては3号埠頭地区において、引き
8 続き物流機能の強化と利便性向上に取り組む。

9 ⑪ 津波等により被害を受けた海岸保全施設や海岸防災林、治山施設、林地崩
10 壊箇所等については、帰還する住民の安全確保のため国と連携を図りながら
11 早急に復旧するとともに、堤防のかさ上げや減災を図るための林帯幅を拡大
12 し復旧整備を行う。

13 ⑫ 海岸堤防のかさ上げ、道路、防災緑地、海岸防災林、防災集団移転や区画
14 整理などの土地利用の再編を組み合わせた「多重防御」により整備された施
15 設の適切な維持管理など、総合的に防災力が向上した復興まちづくりの推進
16 を図る。

17 ⑬ 県が整備する復興祈念公園は、東日本大震災による犠牲者への追悼と鎮魂
18 を始め、震災の記憶と教訓を後世へ伝承するとともに、国内外に向けた復興
19 に対する強い意志を発信することを目的とし、国営追悼・祈念施設と一体的
20 に整備を行う。

21 ⑭ 公共インフラの復旧については、「福島12市町村における公共インフラ復
22 旧の工程表」により、その進捗状況を更新・公表しており、国・市町村・各
23 施設管理者において、引き続き災害復旧等に取り組む必要があるとともに、
24 県の管理施設について、復旧及び整備を実施していく。

25 ⑮ 特別通過交通制度は、被災地全体の復旧・復興の推進を図るため、帰還困
26 難区域における主要幹線道路を対象に、防犯対策など所要の措置を講じつつ、
27 一定の要件の下、通過交通を認める制度である。本制度については、国に対
28 し、地元自治体からの要望に基づき、対象ルートの追加及び円滑な運用を行
29 っていくよう求めるとともに、県管理道路を対象とした新たなルートの追加
30 においては、改修等の道路整備や交通安全のために必要な措置等に取り組む。

31 32 (2) 国による代行事業等の特例

33 道路、港湾、海岸等の整備に当たっては、法第12条（道路法の特例）に基
34 づく国の代行事業等を活用することにより、更なる整備推進を図る必要がある。

35 ① 東日本大震災による被害を受けた公共土木施設の災害復旧事業等に係る
36 工事に国等による代行に関する法律（平成23年法律第33号）に基づき、国
37 が県又は県内市町村に代わって災害復旧事業を実施する特例措置について
38 は、今後も避難解除等区域の状況に応じて調整を行う。

39 特に、法第12条（道路法の特例）に基づく国の代行事業については、福
40 島県（福島県知事）又は避難解除等区域を含む市町村（市町村長）の要請に

1 基づき、工事の実施体制その他の地域の実情を勘案して、避難解除等区域の
2 復興・再生のために特に必要があるものとして内閣総理大臣が主務大臣の同
3 意を得て指定したものである。このため、国の代行事業として採択された国
4 道 399 号（十文字）、県道吉間田滝根線（広瀬）について、国による着実な
5 整備完了が図られるよう進捗状況を確認する。

6 また、この場合の県及び市町村の負担については、国において、当該事業
7 が補助事業として行われた場合における県及び市町村の負担に対する措置
8 と同等の地方財政措置を講ずることとされている。

- 9 ② 法に基づく漁港漁場整備法の特例（第 9 条）、砂防法の特例（第 10 条）、
10 港湾法の特例（第 11 条）、海岸法の特例（第 13 条）、地すべり等防止法の特
11 例（第 14 条）、河川法の特例（第 15 条）及び急傾斜地の崩落による災害の
12 防止に関する法律の特例（第 16 条）については、今後の動向を踏まえ、活
13 用を検討する。

14 4 生活環境の整備

15 (1) 避難者の生活再建、被災者支援

16 避難者の生活再建に向けては、ハード、ソフト両面からの環境整備を行うこ
17 とが重要である。

18 住宅、居住環境の確保に向けては、復興公営住宅等の整備や入居に関する相
19 談対応、家賃低廉化・低減に係る事業等を引き続き実施する必要がある。

20 また、避難先等におけるコミュニティの維持・確保や生活再建等を支援する
21 ため日常的な見守り・支援活動、被災者一人一人の心身のケアに丁寧に対応し
22 ていく必要がある。

- 23 ① 避難者の安定した住まいの確保に向けて、国・関係機関と連携し、避難者
24 一人一人が抱える課題の把握及び解決に努め、生活再建に結び付くよう取り
25 組む。
- 26 ② 避難解除等区域における生活再建のため、居住の安定に係る支援を講じる。
- 27 ③ 災害救助法（昭和 22 年法律第 108 号）に基づく応急仮設住宅の供与につ
28 いては、関係自治体の意向も踏まえ、引き続き国と協議を行い、必要な支援
29 に努める。
- 30 ④ 東京電力の家賃賠償終了後、応急仮設住宅の供与期間と連携して実施して
31 いる避難市町村生活再建支援事業について、国や関係機関と協議しながら、
32 東京電力による必要な措置の継続により事業を実施していく。
- 33 ⑤ 避難期間中の生活環境の改善を図り、国、市町村と共同で、被災者に対す
34 る住民意向調査を実施し、その結果を踏まえて、安定した住まいの確保に向
35 けて支援していく。
- 36 ⑥ 復興公営住宅の整備については、原子力災害による長期避難者のための生
37 活拠点を形成するため、福島県第二次復興公営住宅整備計画に基づき、避難
38 元自治体の要望と受入自治体との協議を踏まえ、福島再生加速化交付金によ
39 り、避難者への対応や長期にわたる避難生活の安定のための基盤整備を推進
40

1 する。

2 ⑦ 復興公営住宅がコミュニティの維持・発展の場となるよう、整備に当たっ
3 ては、医療・福祉施設、集会所や広場の併設するハード整備について、避難
4 元自治体の要望と受入自治体との協議を踏まえ、福島再生加速化交付金によ
5 り必要な措置を講ずる。

6 ⑧ 県内外に避難している被災者が復興公営住宅に係る相談や申込等を円滑
7 に行えるよう、相談等の窓口を集約した復興公営住宅入居支援センターを運
8 営する。

9 ⑨ 被災者等の生活の安定を図るためには、その基礎となる住まいの確保が不
10 可欠であることから、被災者等が恒久住宅として空き家を活用する場合に改
11 修等費用の一部を補助する。また、県産木材及び地元工務店を活用して木造
12 住宅を建設する場合は、県産品と交換可能なポイントを交付する。

13 ⑩ 被災者・避難者の生活再建や安定した暮らしの確保のため、引き続き災害
14 公営住宅家賃低廉化事業や特別家賃低減事業を実施する。

15 ⑪ 帰還する住民等に対して、市町村が行う災害公営住宅等の整備や、入居要
16 件の緩和措置、処分の特例に対して、県として必要な支援を行い、安心して
17 暮らすことのできる居住環境の確保を図る。

18 ⑫ 法第 45 条に基づき、避難先市町村と共同し、当該市町村の区域内におけ
19 る公営住宅の整備その他の居住制限者の生活の拠点形成する事業に関する
20 計画（生活拠点形成事業計画）を作成し、国の支援を受け、避難者の生活
21 の安定に向けた取組を進める。

22 ⑬ 復興公営住宅の入居者同士や地域住民との交流活動を支援するため、コミ
23 ュニティ交流員を配置し、コミュニティの維持・形成を図る。

24 ⑭ 避難生活を送っている被災者に対して、円滑な帰還や生活再建等を支援す
25 るため、生活支援相談員等による仮設住宅や災害公営住宅等で生活する高齢
26 者等に対する日常的な見守りや相談支援、被災者の移転に伴うコミュニティ
27 の形成や既存のコミュニティとの融合等に対する支援、高齢者等の日常生活
28 における困りごと等へのサポート、被災者の円滑な住宅移転や住宅・生活再
29 建に向けた相談対応などを行う。

30 ⑮ 避難生活の長期化等に伴い、避難者の抱える課題は、生活、心身の健康な
31 ど、様々な面で個別化・複雑化している。

32 このため、生活支援相談員や復興支援員等による戸別訪問や、NPO等の
33 民間団体と連携した相談対応や交流の場の提供、避難者支援に取り組む民間
34 団体への助成等に取り組む。

35 また、ふるさととのきずなを保つことができるよう、地元紙や広報誌等の
36 送付や地域情報誌の発行など、情報提供に取り組む。

37 ⑯ 長引く避難生活や生活環境の変化等に伴う多様な健康課題等を抱える避
38 難者に対して、生活習慣病予防や重症化予防及び心のケア等の健康支援活動
39 を行う。また、避難者が帰還先又は避難先で必要な保健事業を受けることが
40 できるよう、市町村の実地体制の整備を支援する。

1 ⑰ 避難指示が解除されふるさとでの生活を再開する際には、生活上の問題や
2 将来への不安などから心身の健康を損ねることが懸念されるため、被災者一
3 人一人の心身のケアに丁寧に対応していく必要がある。

4 また、被災者が地域の中で生き生きと安心して日常生活を営むことが重要
5 であることから、高齢者等に対する日常的な見守り・相談支援、高齢者の交
6 流機会を創る活動などの「心の復興」に取り組む。

7 避難者・被災者にきめ細かな対応をするため、心のケアセンターにおいて
8 専門家による相談対応や訪問支援を行うとともに、支援者の支援や人材育成
9 を行う。

11 (2) 放射線への不安対応

12 避難解除等区域においても、放射線の問題によって生活上の不安等を抱える
13 県民がいることから、しっかりと安心感を持って生活できる状況とすることが
14 重要である。被災者及び被災地で活動する事業者等について、ニーズに応じた
15 双方向のリスクコミュニケーションをこれまで以上にきめ細かに実施するこ
16 とが必要であることから、国が策定した「風評払拭・リスクコミュニケーション
17 強化戦略」などとの連携を図りながら、「福島県風評・風化対策強化戦略」
18 に基づき、次に掲げる施策を引き続き講じ、放射線に対する不安解消に向けて
19 取り組む。また、中長期的観点から人材育成も重要であり、特に健康不安解消
20 に取り組む人材育成については、公立大学法人福島県立医科大学（以下「福島
21 県立医科大学」という。）などと連携して推進する。

22 ア 放射線に関するリスクコミュニケーション

23 食と放射能に関する説明会の開催や情報紙・交流会等による避難者向けの
24 情報提供、児童生徒等への放射線教育、首都圏等の消費者向けの本県ツアー
25 の実施など、正確な情報と知識を様々な取組により発信し、放射線に関する
26 不安の解消に努める。

27 イ 環境回復の現状の発信

28 空間線量率や大気・水・土壌などに含まれる放射性物質モニタリングを継
29 続的に行い、その結果をわかりやすく公表し、広く理解を促進する。

30 また、福島県環境創造センター（以下「環境創造センター」という。）に
31 おいて、県の環境の現状や放射線について分かりやすい情報発信に取り組む
32 ほか、伝承館等における復興の進捗等の情報発信により、来館者に対して、
33 本県の現状を正確に伝える。

34 ウ 徹底した食品の検査

35 農林水産業に係る詳細なモニタリング検査の継続的な実施はもとより、自
36 家消費野菜や加工食品、水道水など様々な放射性物質検査の実施とその検査
37 結果の迅速な公表により、福島県産品の安全性に関する情報を広く発信し、
38 放射線への不安解消を図る。

39 (3) 医療・介護・福祉

1 避難指示等により、大多数の医療機関が休止を余儀なくされ、医師・看護師
2 等の医療従事者も多くの方が地域外での活動に従事せざるを得ない状況とな
3 った。このため、医療機関の再開や二次救急医療提供体制の確保に向けた取組
4 を行う必要がある。また、介護施設の多くも休止を余儀なくされ、再開等に向
5 けて人材の確保が特に困難となっているため、介護サービス提供体制への再構
6 築や介護人材確保等を図る必要がある。

7 医療提供体制の確保に向けては、「福島県浜通り地方医療復興計画」及び「避
8 難地域等医療復興計画」に基づく取組を進めていく。

9 ア 医療提供体制の確保・介護サービス提供の再構築

10 ① 原子力災害による避難指示により大多数の医療機関が休止になったこと
11 や、医師・看護師等の医療従事者が流出したことから、医療従事者を確保す
12 るとともに、地域内や地域を超えた医療機関相互の機能分担と連携による総
13 合的な地域医療提供体制の充実強化を図る。

14 ② 東日本大震災により特に甚大な被害を受け、介護人材の確保が特に困難に
15 なっている相双地域等において、介護サービスの提供体制の再構築を支援し、
16 帰還と復興を促進するため、介護人材の確保を図る。

17 特に、相双地域には介護福祉士養成施設がないことから、県内外の介護福
18 祉士養成施設に進学する生徒を対象に、返還免除規定付きの通学費や教材費
19 などに対する貸付を行う。また、介護職員初任者研修の開催を支援し、介護
20 職員の育成・確保を進めていく。さらに、被災地を対象とした介護人材の確
21 保のための返還免除規定付の就職準備金等の貸付にも引き続き取り組んで
22 いく。

23 ③ 安心してコミュニティで暮らせるよう保健・医療、介護・福祉、住まい等
24 のサービスを地域の実情に応じて、一体的・継続的・包括的に提供する「地
25 域包括ケアシステム」の構築に努めることが重要である。このため、地域の
26 利便性や防災性を考慮しつつ、市町村のニーズを踏まえた基盤整備を推進す
27 る。

28 ④ 医療提供体制の効率化や患者へのサービス向上が求められる中、帰還住民
29 や復興事業従事者等が効率的で質の高い医療が受けられるよう、医療機関に
30 おけるICT活用の推進等を図る。

31 ⑤ 避難指示・解除区域に所在する社会福祉施設及び事業所等に対し、国が行
32 う災害復旧費による災害査定の動向を注視する。

33 ⑥ 避難が長期化する区域に存する介護施設や障害者支援施設・障害児入所施
34 設等においては、他の地域で活動を再開するための代替施設の整備が必要と
35 なることを踏まえ、必要な措置を講ずる。

36 イ 福島県浜通り地方医療復興計画（第2次）による取組

37 平成25年2月に策定した「福島県浜通り地方医療復興計画（第2次）」に基
38 づき、いわき市において増大する医療需要に応えるため、地域が主体的に取り
39 組む医療機関の役割分担や役割に応じた機能の更なる強化を促進する施設設
40

1 備整備を支援する。

2
3 ウ 避難地域等医療復興計画による取組

4 (ア) 避難地域の医療提供体制の再構築

5 避難地域では、震災前（平成23年3月1日）には、100医療機関（病院、
6 医科診療所、歯科診療所）が診療を行っていたが、震災直後には4医療機関
7 にまで減少した。このため、地域の医療提供体制の再構築を行うために以下
8 の取組を行う。

9 a 医療機関の再開・開設等支援

10 ① 地域で必要とされる医療行為等のために直接必要となる施設・設備整
11 備等に要する費用を補助するとともに、再開・開設した医療機関等の運
12 営費等を補助することにより、医療機関等の再開・開設、診療継続等を
13 支援する。

14 ② 帰還した住民等の安心を確保するため、「ふたば医療センター附属ふ
15 たば復興診療所（リカーレ）」を運営する。

16 ③ 市町村等が避難地域で医療機関を開設する場合に施設整備等や運営
17 費に係る経費を支援する。

18 b 二次救急医療提供体制の確保

19 ① 二次救急医療を始めとする双葉地域に必要な医療を確保するため、
20 「ふたば医療センター附属病院」を運営するとともに、帰還状況等を踏
21 まえながら双葉地域全体の医療提供体制の検討を行う。

22 ② 双葉地域に必要な二次救急医療を支援するため、福島県立医科大学内
23 に設置された「ふたば救急総合医療支援センター」に運營業務を委託す
24 る。

25 c 避難地域で提供体制の構築を必要とする医療の確保

26 ① 透析医療（人工透析）、在宅医療等、地域に必要な医療を提供するた
27 めの取組を支援する。

28 ② 多目的医療用ヘリを運航するとともに、近隣及び広域の救急医療機関
29 と連携して、双葉地域において「ふたば医療センター附属病院」を中心
30 とした救急医療体制を構築する。

31 ③ 避難地域で再開していない医療等を広域的に確保するため、避難地域
32 の医療との連携を図る観点から、近隣地域の医療機関の充実・強化に向
33 けた取組を支援する。

34 ④ 避難指示解除後に再開等を行う薬局及び医療機関の薬剤師の資質向
35 上のため、キャリアアップなどの経費を補助する等により、復興を担う
36 人材の育成を支援する。

37 (イ) 近隣地域の医療提供体制の充実

38 避難地域の住民の多くは、いわき市や相馬地域などの近隣地域を生活の拠
39 点としているとともに、日中、避難地域で勤務している復興関連事業従事者
40 等の多くが、近隣地域に居住・宿泊していることから、同地域の医療需要が

1 増大している。このため、以下の取組を行う。

2 a 避難住民等による医療需要の増大に対する対応

- 3 ① 南相馬市の休日夜間急患センター及びいわき市の休日夜間急病診療
4 所が行っている小児を含む夜間救急の運営を支援する。
5 ② 双葉郡の町村が協力して、いわき市の復興公営住宅団地内に設置する
6 2箇所郡立診療所の運営を支援する。
7 ③ 救急医療に携わる医療従事者等の資質向上のため、一次救命措置及び
8 二次救命措置等の研修経費を支援する。
9 ④ 近隣地域で不足する医療の機能強化、地域の同意が得られた場合に新
10 規に医療機関を開設する取組等について支援する。

11 b 避難地域で提供体制の構築が必要とされる医療の機能強化

- 12 ① 周産期医療体制整備のため、周産期母子医療センター機能を持つ医療
13 機関を支援する。
14 ② 近隣地域の医療機関が、避難地域で当面、十分な医療提供体制の構築
15 が困難と見込まれる周産期医療や透析医療（人工透析）等の機能強化に
16 結びつく、設備整備等に取り組む場合に支援する。
17 ③ 県外から医師等の診療応援を受ける医療機関及び県外の医療機関か
18 ら医療従事者を雇用する医療機関に対し、雇用等に係る人件費等を支援
19 する。

20 (ウ) 原子力災害により不足した医療人材の確保

21 医療機関の再開等に際しては、専門職である医療人材の育成、資質向上、
22 確保定着を図ることが必要であることから、引き続き、県内全域で避難指示・
23 解除区域の復興及び住民帰還の加速を支える医療人材の養成、資質向上、確
24 保定着について、福島県立医科大学や県内の医療機関等と連携を図りながら、
25 継続的かつ長期的に取り組んでいく必要がある。このため、以下の取組を行
26 う。

27 a 医師の確保

- 28 ① 浜通り地方の病院及び診療所を対象として、福島県立医科大学から継
29 続的に医師派遣を受けることで、浜通り地方の住民や作業員等への安定
30 した医療を提供するとともに、救急対応や入院患者の受け入れを図る。
31 ② 避難指示の解除に伴い住民帰還が進む双葉地域のふたば医療センタ
32 ー附属ふたば復興診療所を対象に、福島県立医科大学に配置した支援教
33 員を継続的に派遣することで、地域の住民や作業員等への安定した医療
34 提供体制の構築を図る。
35 ③ 浜通り地方を始めとする被災地の医療提供体制の復興のため、被災地
36 の医療機関で診療に従事する医師を適時・迅速に県外から招へい・確保
37 する。
38 ④ 原子力災害の影響により、浜通りの医療機関を中心に、医師の県外流
39 出等により医師不足が深刻であることから、県内の医療機関での勤務を
40 希望する医学部生に対する修学資金の貸与やマッチング支援等により

1 就業を促進するとともに、研修医の確保を通じて医師の確保・定着を図
2 る。

3 b 看護職員等の確保

4 ① 避難地域の住民帰還に伴う医療需要の増加や、医療機関の再開などに
5 対応できる看護職員が必要であるため、当該地域への就業促進につな
6 がる情報発信等の取組や、浜通り地方の医療機関が看護職員等の確保に取
7 り組む際に必要な住宅の確保、養成所への進学支援やキャリアアップな
8 どの経費の補助を行うとともに、看護職員の資質向上を図ることにより、
9 復興を担う人材育成を支援する。

10 ② 原子力災害の影響により医療従事者が県外に流出し、避難住民におい
11 ては要介護認定率が上昇するなど健康指標が悪化しており、医療人材の
12 確保は急務であるため、理学療法士等医療従事者養成施設に在学してい
13 る学生に対して修学資金を貸与し県内への就業を促進する。

14 ③ 相馬地域、双葉地域の病院においては、原子力災害に起因する子育て
15 世代の看護職員の避難に伴い、中堅職員が減少し教育体制が脆弱化して
16 いるため、外部からの技術支援など働きやすい職場環境づくりを支援す
17 ることにより、看護職員の離職防止・復職を図る。

18
19 **(4) 教育・保育、子育て環境の整備**

20 児童生徒の教育機会の確保を図るため、継続的な就学支援を行うとともに、
21 魅力ある教育を実施できるよう学校等の教育施設の災害復旧を含めた施設・設
22 備整備や通学手段確保への支援等のきめ細かな教育環境の整備等を進める必
23 要がある。

24 また、双葉郡の教育復興に関する協議会が取りまとめた「福島県双葉郡教育
25 復興ビジョン」を踏まえ設置されたふたば未来学園中学校・高等学校において、
26 地域と連携した特色ある教育活動を推進し、未来を担う人材を育成するための
27 取組が必要である。

28 さらに、原子力災害による影響から子どもの健やかな成長を守るためには、
29 子育てしやすい環境づくりが不可欠であり、保育所や認定こども園などの施設
30 整備や保育人材の確保、保育の質の向上、子育て支援サービスの充実等に取り
31 組む必要がある。

32 ① 東日本大震災に伴う児童生徒の心のケアや学習におけるつまずきの解消
33 のためには、引き続き支援が必要なことから、教職員の加配措置やスクール
34 カウンセラー及びスクールソーシャルワーカー、サポートティーチャー等の
35 派遣事業を継続して実施する。

36 ② 避難指示・解除区域において、児童生徒の教育機会の確保を図るためには
37 継続的な就学支援が必要であることから、引き続き被災児童生徒等就学支援
38 事業を推進する。

39 ③ 避難地域 12 市町村の復興の段階はそれぞれ異なっているため、地元で再
40 開できていない地域においては、地元で早期に再開し、魅力ある教育を実施

1 できるよう学校等の教育施設の災害復旧や富岡支援学校の双葉郡内での再
2 開を含めた施設・設備整備や通学手段確保への支援等のきめ細かな教育環境
3 の整備を進める。

4 また、ふたば未来学園中学校・高等学校や再開した学校等における、外国
5 語教育やICT環境の充実、「ふるさと創造学」などの地域とのつながりを
6 深める特色ある教育への支援等、魅力ある教育環境づくりに向けて、国、県、
7 市町村が一体となって取り組み、地元の声を踏まえた教育課題の解決を行う。

8 ④ 小中高大学の連携や児童生徒の学習環境の整備等を通じた復興人材の育
9 成について、国や関係市町村と連携し、取り組んでいく。

10 ⑤ 「双葉地区教育構想」を担うふたば未来学園中学校・高等学校において、
11 生徒が主体的に動き共に学ぶアクティブ・ラーニング、課題解決型学習「未
12 来創造探求」などの「未来創造型教育」を引き続き強力に推進するとともに、
13 震災からの復興に向け、国際社会に貢献できるグローバル人材や国際人とし
14 て社会をリードする人材の育成のため、海外研修やスポーツ交流、外部講師
15 による国際理解授業等を行う。

16 また、避難した住民の帰還促進に加え、同校で学ぶ双葉郡外や県外出身の
17 生徒に対し、地域に根付き、地域に貢献したいという志を醸成させ、双葉郡
18 への移住・定住等の促進を図るため、国の支援を受けながら、地域と連携し
19 た特色ある教育活動や寄宿舎の運営を継続して実施する。

20 ⑥ 子どもたちに「生きる力」を育むため、自然体験活動や福島ならではの多
21 様な体験活動を推進し、心身ともに健康で豊かな人間性の育成を図る。また、
22 復興を担うたくましい子どもを育成するため、震災の事実を正しく理解し、
23 自分にできることを考え、判断し、行動（発信）する活動を通して、ふるさ
24 とふくしまに誇りを持ち、震災の記憶と教訓の継承に主体的に取り組む社会
25 体験活動を推進する。

26 ⑦ 避難者の孤立を防ぎ、復興に向けた協働体制を構築するため、避難者が居
27 住する地域コミュニティの再構築や活性化を促す「地域学校協働活動事業」
28 により、「学校を核とした地域づくり」及び「協働のまちづくり」を推進す
29 る。

30 ⑧ 児童生徒の体力・運動能力の低下や肥満傾向児童生徒の増加という新たな
31 健康課題の解決のため様々な取組を行ってきたが、特に児童生徒の肥満傾向
32 については、いまだ十分な改善が図られていると言えない状況にあることか
33 ら、運動・スポーツに親しむ習慣等の育成や、食に関する指導を通して望ま
34 しい食習慣を形成するため、これまでの取組を踏まえて学校教育の一層の充
35 実に取り組む。

36 なお、これまでの取組により、体力・運動能力については一定の成果が認
37 められることから一部事業を縮小するが、食育に関する事業はこれまでと同
38 様に継続する。また、学齢期における教育により身に付けた運動習慣や食習
39 慣を、学齢期を終えたのちも生涯にわたり維持できるよう健康マネジメント
40 サイクルの確立に向け、児童生徒が自分自身の健康課題に積極的に取り組む

1 ことができる健康マネジメント力の育成に取り組む。

- 2 ⑨ 東日本大震災直後の活動制限に伴う子どもの運動機会減少の影響や保護
3 者が抱える放射性物質の食材に対する不安を解消する取組は、今後とも支援
4 していく必要がある。このため、安心して遊び、運動することができる環境
5 の整備、屋外体験活動を通じた子どもたちの交流の推進及び子どもたちが望
6 ましい運動習慣を楽しく身に付け、生涯にわたって運動に親しむことができ
7 るよう、「ふくしまっ子児童期運動指針」や「運動身体づくりプログラム」
8 の発達段階に応じた活用について、一層の普及・推進を行う。

9 また、子どもたちが安心して、給食を食べられるよう、学校が提供する給
10 食の食材や給食1食分の放射性物質検査の実施、検査にかかる市町村等への
11 支援を継続して行うとともに、結果の公表等を行う。

12 さらに、児童福祉施設等が提供する給食用食材の放射線検査等の実施、又
13 は支援を継続し、次世代を担う子どもたちが健やかに育つことができ、親た
14 ちが安心して子どもを生み、育てられる環境の実現に取り組む。

- 15 ⑩ 市町村が実施する被災地の子どもの運動機会の確保等を目的とした子育
16 てイベントの開催や、被災児童等の心身の健康に関する相談・援助等を行う
17 事業を支援する。

- 18 ⑪ 学校設置者の判断で学校の統合が行われた場合は、教職員の配置等の支援
19 を行い、教育環境の充実を図る。

- 20 ⑫ 復興の動きが進む中、現在、休校となっている県立高校の再開については、
21 地域の復興の進展、住民の帰還状況、小中学校等の再開状況等を考慮しなが
22 ら、今後の在り方を検討していく。

- 23 ⑬ 学校や児童福祉施設等における空調設備の設置等の環境改善を推進する。

- 24 ⑭ 子どもたちの安全・安心な交通環境を確保するため、通学路等における交
25 通安全対策を推進するとともに、学校等における交通安全教育の充実を図る。

- 26 ⑮ 本県の復興を担う子どもの心身の健やかな成長への支援や、保護者の多様
27 化するニーズに対応するためには、子育て施策の充実が必要であり、地域の
28 実情に応じた子育て支援サービスの提供に取り組む。

- 29 ⑯ 原子力災害による影響から子どもの健やかな成長を守るためには、子育て
30 しやすい環境づくりが不可欠であり、保育所や認定こども園などの施設整備
31 や保育人材の確保、保育の質の向上、子育て支援サービスの充実に取り組む。

- 32 ⑰ 被災児童の健全育成及び保護者の就労と子育ての両立を図るためには、放
33 課後児童クラブの整備充実が必要である。このため、放課後児童クラブの開
34 設に必要な実施場所と従事者の確保に取り組む。

- 35 ⑱ 被災した子どもたちと高齢者のふれ合いによる健全育成、地域の高齢者に
36 よる子育て支援、世代間交流を通じた震災後の新たな地域コミュニティの構
37 築に取り組む。

38 (5) まちづくり等

39 まちづくりにおいては、各市町村が策定した復興計画等に基づき、福島再生
40

1 加速化交付金等を活用し、着実にまちづくり事業を推進する必要があるとともに
2 に、前例のない困難かつ膨大な業務に引き続き重点的に対応していく必要がある
3 ことから、長期にわたる人員確保が不可欠であり、県は被災市町村の人員確
4 保の支援等に取り組む必要がある。

5 県民が安心して日常生活を営むためには、生活基盤である水道の機能回復を
6 図るとともに、飲料水に含まれる放射性物質濃度の測定等の取組を継続する必
7 要がある。

8 住民の帰還促進や新たな住民の移住等の促進に向けて、買い物、通院、通学
9 等の生活の利便性を回復させるため、持続可能な公共交通ネットワークの構築
10 を図るとともに、買い物環境や生活必需サービスの確保等を図る必要がある。

11 また、長期にわたる住民の避難等により市街地におけるイノシシ等の鳥獣に
12 よる被害が続いているため、国・県・市町村による連携体制の強化、被害状況
13 のモニタリング、対策推進に向けた人材育成等に取り組む必要がある。

14 さらに、広域的な役割を担う施設の復旧等を進める必要がある。

15 ア まちづくり

16 ① 各市町村において、それぞれの置かれた状況に応じて策定した復興計画等
17 に基づき、福島復興再生拠点整備事業（一団地の復興再生拠点市街地形成施
18 設）を始めとした福島再生加速化交付金等の事業メニューを活用し、着実に
19 まちづくり事業が推進できるようにする必要がある。また、県においても、
20 福島再生加速化交付金等の事業メニューを活用し、各市町村のまちづくりを
21 支援していくため、引き続き国の支援が必要である。

22 ② 法第 33 条に基づき、県、避難指示・解除区域市町村（避難指示・解除区
23 域をその区域に含む市町村をいう。以下同じ。）若しくは特定市町村（法第
24 33 条に規定する特定市町村をいう。以下同じ。）は、単独又は共同で、住民
25 の帰還及び移住等（特定市町村の区域における事業にあつては、住民の帰還）
26 の促進を図るための環境を整備する事業に関する計画（帰還・移住等環境整
27 備事業計画）を作成し、国による財政支援、事業又は事務の円滑かつ迅速な
28 実施に関する必要な情報の提供、助言その他の援助及び法令の規定による許
29 可その他の処分に関する適切な配慮の下、帰還及び移住等の促進を図るため
30 の環境整備を行う。

31 なお、法第 48 条の 14 に基づき、避難指示・解除区域市町村の長により指
32 定された帰還・移住等環境整備推進法人は、法第 33 条の 2 に基づき、帰還・
33 移住等環境整備事業計画の作成又は変更を提案することができる。

34 ③ 被災地においては、生活や経済活動の基盤となるインフラの復旧・整備に
35 加え、被災者の生活再建や産業の再生、長期避難者の健康管理など、前例の
36 ない困難かつ膨大な業務に引き続き重点的に対応していく必要があること
37 から、長期にわたる人員確保が不可欠である。

38 このため、被災地の状況や被災市町村の要望を踏まえながら、引き続き、
39 全国自治体等に対する人的支援の要請や、専門職を含めた県任期付職員の採
40 用・派遣、被災市町村職員の採用の支援など、被災市町村の人員確保の支援

1 に取り組む。

2 また、被災市町村からの要請に基づき、被災市町村間における事務の連携
3 が円滑に進められるよう、方法等の助言や、調整、支援に取り組む。

4 ④ 国が実施する、ブロードバンド、携帯電話、5G（ローカル5Gを含む）、
5 地上デジタル放送受信等の情報通信利用環境の整備支援について、県及び市
6 町村の意向を十分踏まえた事業内容となるよう、引き続き国と協議を行う。
7 特に、携帯電話の不感エリアの解消に早期に取り組む。

8 ⑤ 避難解除区域等における住民の生活環境の改善のためには、公共施設又は
9 公益的施設について機能を回復させ、住民帰還を円滑化することが必要不可
10 欠である。このため、法第17条に基づき、国による生活環境整備事業の実
11 施が確実に行われるよう、その取組を確認する。

12 ⑥ 財政面での支援のみならず、体制面においても、それぞれの状況に応じて
13 まちづくりが着実に実施されるようきめ細かに支援することも必要である。
14 このため、地元のニーズを始め、復興事業や除染の進捗、避難指示解除の見
15 通し等を勘案しつつ、まちづくりのプランニングや適切な支援制度のマッ
16 ング等について、国と連携し、サポートしていく。

17 18 イ 上下水道等の機能回復

19 ① 住民帰還の前提となる安心して使用できる生活用水の安定確保と、公共下
20 水道等の機能回復等を図る。

21 ② 避難指示・解除区域の復興と避難住民の帰還を促進するため、生活基盤で
22 ある水道の機能回復等を図る。

23 また、住民の日常生活や企業活動においては、飲料水の安全性を確保する
24 ことが重要であり、飲料水に含まれる放射性物質濃度の測定を実施する。そ
25 のため、測定機器の維持管理や測定及び検体の搬送に必要な人員の確保など
26 必要な措置を継続して講じていく。

27 28 ウ 地域公共交通

29 ① 住民の帰還促進や新たな住民の移住等の促進に向け、買い物、通院、通学
30 等の生活の利便性を向上させることが重要であり、道路等のインフラの整備
31 とともに、持続可能な公共交通ネットワークの構築が不可欠であることから、
32 国の財政措置を受けながら、交通事業者の安定的な事業運営に向けた支援を
33 行う。

34 ② 令和2年3月にJR常磐線が全線で運転再開されたところだが、更なる交
35 通の利便性向上等について、JR東日本に要望活動を行うなど、住民の帰還
36 促進や交流人口の拡大に向けて取り組むほか、観光の再生に向け、各自治体
37 の沿線駅等を起点とした浜通り広域周遊観光の取り組みを進めていく。

38 39 エ 買い物等の環境整備

40 市町村が設置した公設商業施設の安定的な運営の維持・継続など、住民帰還

1 の促進や帰還した住民の買い物環境や生活必需サービスの確保に向け、市町村
2 や国と連携して支援を行う。

3 理容・美容業、クリーニング業など、地域に密着した生活衛生関係業者、
4 建設関係技能者（大工・左官等）、飲食業・小売業等の商店経営者等、地域コ
5 ミュニティを支える多様な事業・生業の再生を支援する。

7 オ 鳥獣被害対策

8 ① 避難指示・解除区域においては、長期にわたる住民の避難等により市街地
9 におけるイノシシ等の鳥獣による被害が発生しており、住民の帰還を促進す
10 るためであることはもとより、新たな住民の移住等を阻害しないためにも、
11 鳥獣被害対策をより一層進めることが重要である。

12 このため、国、県、市町村による連携体制を更に強化していくとともに、
13 県が実施主体として広域的な視点で具体策を講じられる仕組みが重要であ
14 る。

15 県は、更なる対策の実施に向けて、財政措置を含めた国の支援も活用しな
16 がら、住宅地等に出没するイノシシ等の生息状況や被害状況をモニタリング
17 し、対策の効果を検証するとともに、対策推進に向けた人材育成に取り組む。

18 さらに、避難地域鳥獣対策支援員による情報収集や分析、技術支援等を通
19 じて、市町村が実施する対策を引き続き支援していく。

20 ② 帰還困難区域については、イノシシ等が周辺地域へ影響を与えることが
21 ないよう、特定復興再生拠点区域周辺を含め、国において効果的な鳥獣対策
22 を講じるよう引き続き求めていく。

23 24 カ その他広域施設の復旧等

25 ① 双葉地方における生活の利便性を確保し、震災前と同様の生活を取り戻す
26 ため、双葉地方広域市町村圏組合が設置している火葬場を速やかに復旧させ
27 る。

28 ② 帰還困難区域内にあった公立双葉准看護学院（双葉町）は、平成 29 年 10
29 月に南相馬市で再開した。

30 避難地域の近隣の医療提供体制の充実・強化を推進するため、同養成所が
31 安定的に運営できるよう、地域の復興の進展、住民の帰還状況等を考慮しな
32 がら、国と必要な支援を検討していく。

33 34 (6) 治安、防災その他の安全の確保

35 県民の安全・安心を確保するため、防犯対策や交通安全対策等を図るととも
36 に、消防体制の再構築の支援や消防活動・防災対策における体制整備の支援を
37 行う必要がある。

38 ア 治安

39 ① 避難解除等区域の住民の安全・安心を確保するため、関係市町村等と緊密
40 に連携を図りつつ、パトロール活動、防犯カメラ設置促進等の防犯対策を図

1 るとともに、住民の生活に直結するインフラ等重要施設の警戒警備を強化す
2 る。また、この地域における治安を確保するために必要な体制等の強化を図
3 る。

4 ② 避難解除等区域の交通の安全と円滑を確保するため、復興に伴い変化する
5 交通環境に応じた交通事故防止対策を行うとともに、信号機・標識等の交通
6 安全施設の整備等を推進する。

7 ③ 被災した警察庁舎の復旧を始め復興状況に応じた警察庁舎の整備に必要な
8 措置を講ずる。

9 10 イ 防災その他の安全の確保

11 ① 地震・津波などの自然災害に備え、自分の命は自分で守る「自助」及び地
12 域で助け合う「共助」に関する理解促進や防災意識の高揚など地域防災力を
13 強化する取組を支援していく。

14 ② 住民に的確に防災情報や避難情報が伝わるよう、防災行政無線等の多様な
15 情報発信の確保について、市町村に対し助言等の支援を行う。

16 ③ 住民の帰還が徐々に進んでいる一方で、消防団員の減少や消防団員の帰還
17 が進まない状況の中、どのように地域の消防体制を確保するかが課題となっ
18 ている。また、若い団員の帰還が進まず、団員の高齢化も危惧されている。

19 このため、避難地域の各市町村が抱える消防力の確保に係る課題の整理と
20 対策の道筋を示し、各市町村が地域の実情に応じた消防体制の再構築を進め
21 るよう促す。

22 また、避難指示区域の消防活動・防災対策について、火災や自然災害に迅
23 速かつ適切に対応できる体制整備を支援する。

24 さらに、県内消防本部の応援隊員のための訓練等の実施など必要な調整・
25 支援を行う。

26 ④ 帰還困難区域への住民等の立ち入りに伴う安全確保については、道路のハ
27 ザードマップなどを通じた留意事項の周知など必要な措置について、国と連
28 携し取り組む。

29 30 (7) 環境回復の推進

31 除染等の実施、中間貯蔵施設への除去土壌等の搬入、除去土壌等の福島県外
32 での最終処分等が安全かつ着実に実施されるとともに、対策地域内廃棄物や指
33 定廃棄物等の処理が確実に行われるよう、その取組や進捗状況を確認してい
34 く必要がある。

35 ア 除染等の取組

36 ① 放射性物質汚染対処特別措置法（平成 23 年法律第 110 号）に基づき、国
37 の主体的責任の下、除去土壌等の適正管理と搬出、搬出完了後の原状回復、
38 除染後のフォローアップ、森林の放射線量低減のための取組など、必要な除
39 染等の措置等を安全かつ着実に実施することを国に求める。

40 ② 中間貯蔵施設について、土壌貯蔵施設等の必要な施設の整備を、国が責任

1 を持って進めるとともに、仮置場等に保管されている除去土壌等の中間貯蔵
2 施設への搬入を安全かつ確実に実施することを国に求め、その取組状況を確認
3 する。

4 ③ 除去土壌等について、中間貯蔵開始後 30 年以内に福島県外で最終処分を
5 完了するために必要な措置を講ずると法律に明記されており、県は、県外最
6 終処分地の選定方法や搬出方法の検討を行うよう国に求めるとともに、その
7 進捗状況を確認する。

8 ④ 特定復興再生拠点区域の除染・家屋等の解体について、関係町村の実情に
9 配慮しながら確実に実施することや、拠点区域外の除染・家屋等の解体につ
10 いても具体的方針を早急に示すことを国に求める。

11 ⑤ 農用地については関係機関と連携して、その特性を踏まえた除染等の措置
12 の方法等について検討した上で実施するとともに、農業生産を再開できる条
13 件が整うまで原状回復するよう国に求める。仮置場についても搬出完了後、
14 農用地としての利用に支障をきたさないように原状回復するよう国に求め
15 る。また、旧警戒区域内の農場において継続飼養されている家畜の適正管理
16 の指導を実施する。

17 ⑥ 住居等近隣以外の森林については除染の対象となっておらず、作業する上
18 で放射線障害防止対策が必要となる箇所では必要な森林整備が行われてい
19 ない状況となっているため、これらの森林の取扱や荒廃防止対策について検
20 討し、国と連携して適切な対策を進める。

21 ⑦ 農業用ダム・ため池などの放射性物質対策及び対策後のフォローアップを
22 行う市町村を支援する。また、農業用水の水源が避難指示解除されていない
23 区域にある場合についても、受益農地が避難指示解除された区域である場合
24 は、農業水利施設の放射性物質の測定を行うとともに、放射性物質対策に係
25 る技術的支援を行う。

26 ⑧ 森林・林業の再生のため、間伐等の実施に伴う放射性物質の移動抑制を図
27 りつつ、森林・林業への放射性物質の影響を実証しながら森林整備を推進す
28 る。また、「福島県の森林・林業の再生に向けた総合的な取組」（平成 28 年 3
29 月 9 日公表）に基づき、引き続き住居等近隣の森林除染を要請する。さらに、
30 国と連携を図り、市町村の意向を踏まえた里山再生に向けた取組を推進する。

31 ⑨ 出荷制限となっている野生山菜・きのこの出荷再開に向けて、モニタリン
32 グ検査により安全性が確認できた品目の出荷制限を解除する取組を進める
33 とともに、併せて、非破壊検査機器などの活用に必要な技術的な検証、制度
34 改正、機器の整備等の取組を国と連携して推進する。

35 36 イ 廃棄物処理等の取組

37 ① 帰還困難区域から生じる廃棄物の処理について、インフラ整備等の事業活
38 動によるものも含めて、国が責任を持って対応するよう求める。

39 ② 双葉 8 町村の住民帰還後の生活ごみ（約 10 年分）や、対策地域内廃棄物
40 等及び福島県内で発生した 10 万 Bq/kg 以下の指定廃棄物（約 6 年分）の処

1 理については、国有の特定廃棄物埋立処分施設において行われており、10 万
2 Bq/kgを超える指定廃棄物の処理についても国の責任において行われること
3 となっている。

4 また、埋立開始から 10 年後以降に発生する双葉郡の生活ごみ及び帰還困
5 難区域のうち特定復興再生拠点区域から発生する被災建物等解体撤去等に
6 伴って生じた廃棄物等の処理については、双葉地方広域市町村圏組合が所有
7 する最終処分場（大熊町）を活用して行われる。

8 県は、引き続き対策地域内廃棄物及び指定廃棄物（以下「特定廃棄物」と
9 いう。）の処理について、国及び地元町村と必要な調整を行うとともに、国
10 の責任において確実に実施されるよう求め、その取組を確認する。

- 11 ③ 国が実施してきた被災家屋解体により生じる廃棄物等の処理について、引
12 き続き国の責任において確実に行われるよう求める。
- 13 ④ 県は、特定廃棄物の早期かつ適正な処理について、国の責任において安全
14 かつ確実に実施するよう求めるとともにその取組を確認する。
- 15 ⑤ 県は、特定廃棄物について、引き続き特定廃棄物埋立処分施設等への安全・
16 安心な輸送が行われるよう、国に求めるとともに、その取組を確認する。
- 17 ⑥ 避難指示・解除区域を復興するためには、常磐自動車道を始め、公共イン
18 フラの整備が必要不可欠である。このため、国・県・市町村は連携しながら、
19 公共インフラの復旧・復興工事等から発生する放射性物質により汚染された
20 建設副産物の適正な処理を推進するための調整を図る。
- 21 ⑦ 8,000Bq/kg以下の廃棄物の円滑な処理に向け、リスクコミュニケーション
22 や普及啓発により、国が県民の理解を促進するよう求める。
- 23 ⑧ 農林漁業系汚染廃棄物等の適正な処理を支援する。また、仮置場について
24 も搬出完了後、農用地としての利用に支障をきたさないように原状回復する
25 よう国に求める。
- 26 ⑨ 双葉6町の下水汚泥を処理する汚泥リサイクルセンターについて、処理・
27 保管体制の整備に向けた検討状況を注視する。また、し尿汚泥・下水汚泥処
28 理施設の状況を踏まえ、今後の汚泥発生量に基づき検討する代替施設の整備
29 について、必要に応じて技術的な助言を行う。

31 (8) 原子力発電所に関する安全対策、環境放射線モニタリング

32 原子力災害から地域住民の安全を確保するため、防災体制の強化や廃炉に向
33 けた取組状況の監視及び情報発信を行うとともに、県民の安全・安心を確保す
34 るため、空間線量率の測定や大気・水質・土壌等の放射性物質の分析などの監
35 視を継続して実施する必要がある。

36 ア 原子力発電所に関する安全対策

- 37 ① 廃止措置が決定された原子力発電所より放射性物質又は放射線が異常な
38 水準で事業所外へ放出されることによる原子力災害から、地域住民の安全を
39 確保するため、住民の避難に係る経路、移動手段、避難施設等を定めるとと
40 もに、原子力防災資機材及び通信設備等を整備し、定期的に訓練を実施する

1 などして、防災対策及び体制の維持向上に取り組む。

- 2 ② 原子力発電所の廃炉は、本県復興の大前提であることから、国に対し、中
3 長期ロードマップ等に基づき廃炉を安全かつ着実に進めていくことはもと
4 より、廃炉に向けた研究開発の実施等により廃炉を安全かつ確実に進めてい
5 くことを引き続き求めていく。併せて、廃炉を円滑に進めていくためには、
6 地元の理解や協力が必要であることから、その取組状況について、迅速かつ
7 正確で分かりやすい情報提供を実施するよう引き続き国に求めていく。
- 8 ③ 廃炉・汚染水問題については、「東京電力（株）福島第一原子力発電所にお
9 ける汚染水問題に関する基本方針」（平成 25 年 9 月 3 日、原子力災害対策
10 本部）のほか、「東京電力（株）福島第一原子力発電所における廃炉・汚染
11 水問題に対する追加対策」（平成 25 年 12 月 20 日、原子力災害対策本部）、
12 「原子力災害からの福島復興の加速に向けて」（平成 25 年 12 月 20 日、原子
13 力災害対策本部）を踏まえ、東京電力任せにするのではなく、国が前面に出
14 て、必要な対策を実行していくよう引き続き国に求めていく。
- 15 ④ 東京電力福島第一・第二原子力発電所の廃炉に向けた取組を「廃炉安全監
16 視協議会」、「廃炉安全確保県民会議」及び「現地駐在」により監視し、必要
17 な対策を講じるよう国及び東京電力に求めていく。
- 18 ⑤ 廃炉に向けた取組状況や県の監視の取組について、分かりやすく情報発信
19 していく。

20 21 イ 環境放射線モニタリング

- 22 ① 原発事故により多量の放射性物質が放出され、県内の広範囲に拡散したこ
23 とから、県民の安全・安心を確保するため、避難地域等を含む県内全域の空
24 間線量率の測定や水環境の水質などの放射性物質の分析を継続して実施す
25 るとともに、その結果を迅速かつ分かりやすく公表する。
- 26 ② 原子力発電所周辺地域においては、原子力発電所の廃炉作業が行われるこ
27 とから、発電所からの放射性物質の新たな放出を監視するため、モニタリン
28 グポスト等を用いた空間線量率の測定を行うほか、大気・水質・土壌等の放
29 射性物質の分析などの常時監視を継続して実施するとともに、廃炉作業の進
30 捗に応じた監視・分析体制を整備していく。

31 32 (9) 研究・開発の推進

33 環境創造センターや農業総合センターを始め、国立研究開発法人日本原子力
34 研究開発機構（以下「JAEA」という。）、国立研究開発法人農業・食品産業
35 技術総合研究機構等など各機関において、人体への影響、放射性物質の環境動
36 態に係る研究、農林水産物等における放射性物質の移行制御技術等に関する研
37 究及び開発を推進する。

38 また、県民が安全に安心して生活する環境を整備するためには、放射線の人
39 体への影響等や、放射性物質による汚染からの環境の回復・創造等に関し、更
40 なる研究開発の推進を通じて、関連する科学的知見の充実と技術の確立等が図

1 られることが必要であり、国内外の叡智を結集し、放射線の人体への影響等に
2 関する調査・研究開発の推進や人材の育成を行うことが重要である。

3 県は、放射線の人体への影響や環境回復・創造等に関する研究及び開発の推
4 進等のため、以下の取組を実施する。

5 ① 放射性物質で汚染された環境の回復・創造に取り組むための総合的な拠点
6 として設置した環境創造センターは、原子力災害が終息するまで、確実にそ
7 の拠点としての役割を担っていく必要がある。そのため、環境創造センター
8 において、国の支援を受けながら環境放射能等のモニタリング、環境中にお
9 ける放射性物質の動態や生態系への影響把握等の調査研究、本県の環境の現
10 状や放射線について分かりやすい情報発信、子どもたちの未来を創造する力
11 を育む放射線教育や環境教育に引き続き取り組む。

12 ② 環境創造センターにおいて、JAEA、国立環境研究所（以下「NIES」
13 という。）及び国際原子力機関（以下「IAEA」という。）等の国内外の研究
14 機関等と連携・協力しながら、放射性物質に関する科学的知見の集積や原
15 子力事故に関わる様々な問題の解決に引き続き取り組む。

16 ③ 農業総合センター等の研究機関において、安全な農林水産物の生産のため
17 の放射性物質低減等の対応技術を開発する。

18 ④ 浜地域農業再生研究センターにおいて、放射性物質が基準値以下である安
19 全な農産物が生産できることを確認するための作付実証や、除染等により地
20 力低下等が懸念される中で収量・品質を確保する肥培管理等の手法を検証す
21 るための作付実証の取組を進める。

22 ⑤ 福島県林業研究センター（以下「林業研究センター」という。）において、
23 放射性物質の林産物・特用林産物への影響の実態把握と、吸収抑制技術の開
24 発の取組を推進する。

25 ⑥ 水産海洋研究センター、水産資源研究所及び内水面水産試験場において、
26 原子力災害に由来する水産物や漁場環境の放射性物質関連研究、栽培漁業の
27 再開、資源管理及び調査研究等を継続的に推進する。

28 ⑦ 国立研究開発法人量子科学技術研究開発機構において、放射性薬剤を用い
29 た最先端医療・診断の研究開発拠点の整備協力や研究連携、被ばく線量評価、
30 沿岸域を含めた放射性物質の環境動態解明のための研究、放射線防護等の知
31 識や技術習得のための研修を行うとともに、福島県立医科大学が行う放射線
32 の人体への影響や汚染への対処等に関する調査研究の技術的支援その他の
33 放射線安全研究や緊急被ばく医療体制の整備支援を行う。

34 また、引き続き低線量被ばくに関わる基礎的研究を進めるとともに、福島
35 県立医科大学が実施するこれらの調査研究等に対して技術的支援を行う。さ
36 らに、得られた知見を低線量下における福島県民の健康上の不安の解消につ
37 なげるため、積極的に情報発信する。

38 5 文化・スポーツ振興

39 (1) 文化芸術の振興

1 震災前まで受け継がれてきた地域の文化や伝統の維持・継承が困難な状況
2 となっており、帰還者、移住者等を含めた住民が地域の文化や伝統を認識し、
3 次世代へ継承していけるよう支援するとともに、地域の文化・伝統の発信等
4 を支援することから、次の取組を行う。

- 5 ① 避難指示区域はもとより、避難指示解除区域においても避難の長期化に伴
6 い住民の帰還が進まないことなどにより、震災前まで受け継がれてきた地域
7 の文化や伝統の維持・継承が困難な状況となっている。避難者のふるさとに
8 対する思いや帰還に向けた意欲を喚起することを始め、帰還者、移住者等
9 を含めた住民が地域の文化や伝統を認識し、次世代へ継承していけるよう市町
10 村等と連携し、地域団体等の個々の状況に応じた支援に取り組む。
- 11 ② イノベ構想や各種研究開発拠点等に集結した国際色豊かな人材との文化
12 交流を図ることができるよう、市町村や関係団体と連携し、地域の文化・伝
13 統の発信を支援する。
- 14 ③ 地域の文化や伝統を軸とした交流人口の拡大につなげ、観光と一体的に地
15 域を盛り上げることができるよう支援に取り組む。
- 16 ④ 地域資源を活用した文化イベントを開催し、地域の人々の交流や絆、生き
17 甲斐を生み出すとともに、復興の様子を県内外に発信し、現状の理解促進と
18 風評払拭に取り組む。
- 19 ⑤ 避難が長期化する自治体にあっては、これまでの歴史・伝統・文化が継承
20 されるよう、個々の団体の状況に応じた助言や披露の場の確保などの支援に
21 取り組み、地域コミュニティの維持・再生を図る。
- 22 ⑥ 関係市町村が策定する復興計画等を踏まえつつ、被災した文化財や歴史的
23 建造物等の復旧に係る支援を行う。

24 25 (2) スポーツ振興

26 地元にはゆかりのある選手やチームが活躍する様子は住民の心の支えになる
27 ため、J ヴィレッジを拠点としたスポーツ振興やJ F Aアカデミー福島を支援
28 する取組が必要である。

29 また、「2020年東京オリンピック競技大会・東京パラリンピック競技大会」
30 (以下「東京2020大会」という。)における機運の高まりをレガシーとして継
31 承し、県内のスポーツを一層推進していくため、だれもが身近な地域でスポー
32 ツ活動に親しむことができる環境づくりや競技力の向上に向けた実効性と持
33 続性のある取組等を進める必要がある。

- 34 ① 東京2020大会に限らず、地元の学生、地元出身の選手、地元につながり
35 のあるチームが活躍する様子は、住民の方々の心の支えになる。J ヴィレ
36 ヅを拠点としたスポーツ振興や、令和3年4月に本県で活動を再開するJ F
37 Aアカデミー福島を支援する。
- 38 ② 東京2020大会における機運の高まりをレガシーとして継承し、県内のス
39 ポーツを一層推進していくため、新たな福島県スポーツ推進基本計画の理念
40 の普及啓発等に取り組むほか、地域の活動拠点である総合型地域スポーツク

1 ラブの支援に努めながら、多様な活動主体間の連携・協力による継続的な活
2 動体制の構築に取り組むなど、県民の健康づくりにもつながる運動習慣の定
3 着に向けて、誰もが身近な地域でスポーツ活動に親しむことができる環境づ
4 くりを進めていく。さらに、競技力の向上に向けては、競技団体等との連携
5 を図りながら、選手の発掘、育成・強化につながるような実効性と持続性の
6 ある取組を進めていく。

7 8 **6 移住等の促進や交流人口・関係人口の拡大**

9 ① 発災から10年が経過する中、避難地域は、人口減少、高齢化及び産業の復
10 興・再生等の課題が大きくなっている。将来にわたって活力ある地域を築いて
11 いくためには、帰還環境の整備はもとより、応援してくださる方や新たな方々
12 の呼び込みに取り組んでいくことが重要である。

13 このため、新たな活力を呼び込むことで新たな地域づくりに資するよう、テ
14 レワーク等による地方移住の可能性の広がりも踏まえつつ、地域の魅力や創意
15 工夫を最大限引き出しながら、国及び市町村と連携の下、福島再生加速化交付
16 金（帰還・移住等環境整備交付金）などを活用し、より効果的な移住促進策や
17 交流人口・関係人口拡大への支援策等を展開する。

18 具体的には、移住や避難地域への関心が高い層等への情報発信、地域課題の
19 解決や起業等に意欲的な人材の呼び込み、地域における受入体制の整備、移住・
20 起業する者に対する個人支援などを行うとともに、避難地域12市町村が取り
21 組む移住等の促進策等を国とともに支援する。また、地域外からの交流人口拡
22 大を図り、来訪者による地域内での消費需要の喚起を国と一体となって展開し、
23 地域経済の復興につなげていく。

24 こうした取組の実効性を高めるため、関係者が連携して移住等の促進施策を
25 強力に進める体制の構築や、交流人口拡大の更なる対応策等をまとめる場の立
26 ち上げなどを通じて、国・市町村及び関係機関との連携を強力に推進する。

27 海外企業・外資系企業・農業法人等の誘致に必要な施策についても、国等と
28 連携して検討を進めていく。

29 ② 「本県復興のシンボル」として平成31年4月に全面再開を果たしたJヴィ
30 レッジにおいて、サッカーを始めとしたスポーツ利用はもとより、文化活動等、
31 より多目的かつ幅広い利活用を促進することや、令和2年9月にオープンした
32 伝承館を始め、震災後に整備された様々な施設等と連携することにより、地域
33 の交流人口の拡大を図る。

34 ③ 中国・カナダ・ニュージーランドを始めとする長年交流を重ねてきた地域と
35 交流事業を推進するとともに、国の支援を受けながら、多様な人的ネットワー
36 クを活用し、海外へ「福島の今」を情報発信していく。

37 また、国籍を問わず県民が地域社会において生き生きと暮らせる環境づくり
38 を推進するとともに、様々な世代において、異文化に対する理解を深めるなど、
39 多文化共生社会を推進する。

40 ④ 国・県・市町村が連携しながら、帰還住民と移住者が新たなコミュニティを

1 形成し、双方が安心して住み、働き、健康で心豊かに生活できる環境づくりに
2 取り組んでいく。

4 7 受入自治体に対する支援

5 避難指示・解除区域からの避難者を多く受け入れ、当該区域の今後の復興・再
6 生を進めるためのいわば拠点となっている受入自治体が、急増した住民に対応で
7 きる十分なサービスを円滑に提供できるよう、避難者の受入れによって生じてい
8 る負担を踏まえて必要な財政支援、人的支援等を講ずる。

9 さらに、受入自治体の地震・津波からの復旧・復興に係る事業の円滑な実施を
10 支援するため、受入自治体の要望等を踏まえながら、引き続き、全国自治体等に
11 対する人的支援の要請や、県任期付職員の採用・派遣、市町村職員の採用支援な
12 ど、受入自治体における人員確保の支援に取り組む。

13 また、「相双地域等医療・福祉復興支援センター」の活用等によって、医師・
14 看護師を始めとする医療人材や福祉人材の確保を支援する。

15 8 広域的な地域整備の方向

16 原子力災害により多大な被害を受けた被災地においては、地域により復興の状
17 況が大きく異なり、人口減少、高齢化、人手不足等の地域課題が顕在化してい
18 るとともに、住民の利便性を維持・増進していくためには、各市町村が単独で全
19 ての都市機能を担うことが困難な状況がみられる。

20 また、鳥獣被害対策や防犯・防災等の課題については、単独の市町村だけでは
21 解決が難しく、広域的な対策を進めることが必要となっている。

22 そのため、避難指示・解除区域の復興・再生に当たっては、公共サービスや公
23 共施設の効率的・持続的な運営、教育・医療、産業集積、鳥獣被害対策、防犯・
24 防災等の地域課題への対応について、国・市町村と協力しながら広域的な視点に
25 立って、地域全体での必要な取組・機能の確保を図っていく。

26 9 課税の特例

27 避難指示・解除区域に適用される次の措置を活用しながら、当該区域の復興・
28 再生を進めていく。

29 ① 避難解除区域等における新規事業者の立地促進を支援するため、法第 18 条
30 の定めるところにより、避難解除等区域復興再生推進事業を実施する企業の立
31 地を促進するための計画（以下「企業立地促進計画」という。）を作成する。

32 企業立地促進計画により、避難解除等区域における雇用機会の確保や新産業
33 の創出、地域経済の活性化につなげ、住民の帰還及び移住等の促進その他の避
34 難解除等区域の復興・再生の推進を図ることを目指す。

35 企業立地促進計画に定められた企業立地促進区域内において、県知事の認定
36 を受けた事業者は、法第 23 条から第 25 条に定める課税の特例措置の適用があ
37 る。

38 また、被災事業者の事業再開を支援するため、避難解除区域等内の被災事業
39 40

1 者が、県知事の確認を受けた場合、法第 36 条及び第 37 条に定める課税の特例
2 措置の適用がある。

3 ② 一団地の復興再生拠点市街地形成施設に係る課税の特例については、避難解
4 除区域等に帰還する住民等の生活及び地域経済の再建の場となる復興再生拠
5 点を円滑かつ迅速に整備するため、一団地の復興再生拠点市街地形成施設の整
6 備に必要な用地を地方公共団体等に譲渡した場合における課税の特例措置が
7 設けられている。

8 ③ 被災者等の負担の軽減を図るため、避難指示区域及び避難解除区域のうち、
9 市町村長が指定する区域内の土地及び家屋に係る固定資産税及び都市計画税
10 の特例措置が講じられている。

11 ④ 帰還・移住等環境整備推進法人に係る特例については、避難解除区域等に
12 いて、空き地・空き家等の活用と地域利便の増進に寄与する公共施設（公園、
13 広場、集会施設、休憩施設等）の整備を促進するため、帰還・移住等環境整備
14 推進法人に土地等を譲渡した、又は、管理を委託した場合における課税の特例
15 措置が講じられている。

16 ⑤ 避難地域 12 市町村における農地の利用集積等の促進のための特例につい
17 ては、避難解除等区域及び特定復興再生拠点区域において、県が農用地利用集積
18 等促進計画を作成し、農地中間管理機構を活用した担い手への農地集積を行う
19 場合、市町村が行う場合と同様、登録免許税や不動産取得税等の特例措置を受
20 けることができる。

21 ⑥ 避難指示・解除区域における農地等の買替えに係る納税猶予の特例につい
22 ては、特に避難指示が続く中で、代替農地の確保が困難な地域における所有者の
23 負担感を緩和し、効率的かつ円滑な農地の取得と復興拠点整備の実現を図るた
24 めに講じられている。

25 特例対象区域（東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関
26 する法律第 38 条の 2 の 2 に規定する特例対象区域をいう。）で、農地を譲り受
27 け、又は相続した者が復興拠点等の事業用地として贈与税納税猶予等の特例の
28 適用を受ける農地等を売却し、代替農地を取得しようとする場合において、当
29 該農地等の譲渡があった市町村全域の避難指示解除後 5 年以内にその代替農
30 地を取得する場合には、納税猶予の特例措置を受けることができる。

31

1 第3 特定復興再生拠点区域の復興及び再生の推進のために実施すべき施策等に関する事項

3 1 特定復興再生拠点区域の復興及び再生に関する基本的な考え方

令和2年3月までの間に、全ての避難指示解除準備区域、居住制限区域において避難指示が解除された。さらに、帰還困難区域は、放射線量が高い区域として居住や立入りが厳しく制限されてきたところ、平成29年に法が改正され、帰還困難区域のうち、おおむね5年を目途に、避難指示の解除による住民の帰還及び移住等を目指す、「特定復興再生拠点区域」が制度として創設された。この制度に基づき、対象となる市町村のうち、富岡町、大熊町、双葉町、浪江町、葛尾村、飯舘村の6町村において、避難指示解除後の土地利用を想定した「特定復興再生拠点区域復興再生計画」を策定し、国から認定を受けている。

これにより、当該区域の復興・再生を推進するため、国、県、各町村等が連携して、産業の復興・再生、公共施設の整備、生活環境の整備、土壌等の除染等の措置、除去土壌の処理並びに廃棄物の処理を一体的かつ効率的に行い、集中的に整備に取り組んでいるところであり、引き続き円滑かつ確実な環境整備を進めていく必要がある。

当該6町村では避難指示解除による住民の帰還及び居住開始時期の目標について、双葉町、大熊町、葛尾村では令和4年春頃、浪江町では令和5年3月、富岡町、飯舘村は令和5年春頃と定めた。それぞれにおける特定復興再生拠点区域についての基本的な考え方、目標は次のとおりである。

双葉町においては、魅力ある住環境と確固たる産業基盤を兼ね備えた町の再興を図るため、両竹・浜野地区に整備した中野地区復興産業拠点を「新たな産業・雇用及び震災伝承の場」とし、町への人の流れを創出するとともに、JR双葉駅を中心に、自家用車に依存しない出歩きたくなるまちづくりを掲げた「新たな生活の場」の確保と「既成市街地の再生」を掲げ整備を進めている。

大熊町においては、生活・社会インフラの復旧・復興及び住環境の整備、企業・研究機関等の誘致及び地元企業の再開、町民のコミュニティ創生及び町外流入者との交流促進、水稻・花き等の実証栽培及び営農再開に向け整備を進めている。

葛尾村においては、野行地区において村の掲げる「エコ・コンパクトビレッジ」の理念の下、『～自然と共存し、一人ひとりの笑顔がみえる持続可能なふるさと「かつらお」～』の実現を目指し、県道浪江三春線沿いの住宅・農地において、集会所等を中心にしたコミュニティの拠点を再生するとともに、村の中心産業であった農業、畜産の再生及び再生可能エネルギーをいかした新しい農業・新たな産業創出に取り組むことを目標に掲げ整備を進めている。

浪江町においては、合併前の旧町村に該当する室原地区、末森地区、津島地区の3地区を拠点とし、室原地区は高速道路、幹線道路を中心とした物流・防災の要、末森地区は周辺地域との連携による農業再開エリア、津島地区は新たなまちづくりと交流エリアとして、震災前にあった環境を取り戻し、住民の帰還や生業の再生を目指すとともに、大堀相馬焼の里等の保全・管理を進めるといった目標を掲げ整備を進めている。

1 富岡町においては、「雇用」、「健康・福祉」、「教育」、「農業」、「交流」をキー
2 ワードに富岡町帰還困難区域再生構想で示した「人と桜の共生ゾーン」、「沿道型
3 商業活性化ゾーン」、「農用地活用ゾーン」、「森林再生モデルゾーン」の復興再生
4 を図ることを目標に掲げ整備を進めている。

5 飯舘村においては、長泥地区において、村の掲げる「ネットワーク型の新しい
6 村づくり」の理念の下、「地域住民が生き生きと暮らし、絆をつなげる拠点」「次
7 世代に長泥の歴史をつなげる拠点」を目指し、短期滞在・交流施設の整備、文化・
8 交流拠点の再生、農用地等の利用環境の整備により住民の帰還環境を整え、同地
9 区の復興・再生を図ることを目標に掲げ整備を進めている。

10
11 以上のような考え方、目標の下、各町村において整備を進めているところであ
12 り、令和2年3月には双葉町、大熊町、富岡町の特定復興再生拠点区域の一部に
13 ついて避難指示が解除されるとともに、大熊町の特定復興再生拠点区域の一部及
14 び双葉町の特定復興再生拠点区域の全域においては、バリケードなどの物理的な
15 放射線防護措置を実施しない区域が設定されている。特定復興再生拠点区域は、
16 国による計画の認定からおおむね5年を目途に避難指示を解除し、住民の帰還及
17 び移住等を目指す区域であるため、国は、各町村の特定復興再生拠点区域の全て
18 において避難指示解除が計画どおり確実にられるよう責任をもって取り組む
19 必要がある。県においても、引き続き、各町村の計画に定められた目標時期の避
20 難指示解除となるよう、国、町村等関係機関と連携して課題解決に取り組んでい
21 く。また、避難指示が解除された後においても、当該区域を含めた避難地域全体
22 の復興・再生を成し遂げるため、国、市町村と連携しながらしっかり取り組んで
23 いく。

24 25 **2 特定復興再生拠点区域の復興及び再生のための施策**

26 特定復興再生拠点区域においては、町村、国、県等で構成する特定復興再生拠
27 点整備推進会議を通じて、拠点整備を進める上での課題解決に取り組むなど、住
28 民の帰還に向けた環境整備を着実に進めていく。

29 具体的には、関係町村の実情に配慮しながら、家屋等の解体・除染やインフラ
30 整備を進めるとともに、買い物、医療・介護等の生活環境整備、鳥獣被害対策の
31 強化等の帰還環境整備及び産業の復興・再生を進める必要がある。土壌等の除染
32 等の措置等については、国が責任をもって適正に行うとともに、除染後のフォロ
33 ーアップなど計画に基づいて必要なものについては、計画期間後も国が確実に実
34 施する必要がある。また、特定復興再生拠点区域から生じる廃棄物の処理につい
35 て、インフラ整備事業等の事業活動によるものも含めて、国が責任を持って対応
36 する必要がある。さらに、リスクコミュニケーション等現場の実情に応じた対応
37 も行いながら、避難指示解除後の帰還・居住に向けた動きを加速させるため、各
38 町村との個別の議論による取組の方向性を踏まえつつ、福島再生加速化交付金を
39 始めとする様々な支援策の柔軟な活用等により、ハード・ソフト両面から特定復
40 興再生拠点区域の円滑かつ迅速な整備に向け、国・県・市町村が緊密に連携しな

1 　　から取組を進めていく必要がある。

2 　　なお、特定復興再生拠点区域復興再生計画に記載された特定復興再生拠点区域
3 　　内についても、避難解除区域と同様に、一団地の復興再生拠点市街地形成施設に
4 　　関する都市計画を定めることができる。

5
6 　　特定復興再生拠点区域の整備に当たっては、以下に掲げる特例も活用しながら、
7 　　当該区域の復興・再生を推進していく。

8 　　① 国による事業代行等の特例

9 　　内閣総理大臣による認定を受けた特定復興再生拠点区域復興再生計画に基
10 　　づき、公共施設の整備に関する各種法律の特例（土地改良法等の特例（法第 17
11 　　条の 7）、漁港漁場整備法の特例（法第 17 条の 8）、砂防法の特例（法第 17 条
12 　　の 9）、港湾法の特例（法第 17 条の 10）、道路法の特例（法第 17 条の 11）、海
13 　　岸法の特例（法第 17 条の 12）、地すべり等防止法の特例（法第 17 条の 13）、
14 　　河川法の特例（法第 17 条の 14）、急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する
15 　　法律の特例（法第 17 条の 15））に基づく事業及び工事の国による事業代行、
16 　　内閣総理大臣による生活環境整備事業（法第 17 条の 16）を行うことができる。

17 　　② 土壌等の除染等の措置等に関する特例等

18 　　特定復興再生拠点区域については、特定復興再生拠点区域復興再生計画とい
19 　　う一つの計画の下で、各事業主体が連携し土壌等の除染等の措置等とインフラ
20 　　整備等を一体的かつ効率的に進めることとしている。これを踏まえ、法第 17
21 　　条の 17 の規定により、環境大臣が、特定復興再生拠点区域復興再生計画に記
22 　　載された当該区域において土壌等の除染等の措置並びに除去土壌及び認定特
23 　　定復興再生拠点区域内廃棄物の処理を行うことができる。

24 　　③ 課税の特例

25 　　特定復興再生拠点区域復興再生計画に記載された特定復興再生拠点区域内
26 　　についても、第 2 部の第 2 の 9 のとおり、課税の特例を受けることができる。

27 　　④ 農用地利用集積等促進計画等に関する特例

28 　　農用地利用集積等促進事業及び農用地効率的利用促進事業に係る特定復興
29 　　再生拠点区域の取扱については、第 2 部の第 2 の 2（1）ウに規定する避難解
30 　　除等区域の取扱に準ずる。

31
32 　　特定復興再生拠点区域は、帰還困難区域として立入りが厳しく制限されてきた
33 　　区域であることから、住民の帰還に当たっては、国において、住民の被ばく線量
34 　　の低減を図り、住民の放射線に関する種々の不安に対してもきめ細かく対応す
35 　　るための対策が実施されている。引き続き、関係機関が連携して住民の安全・安心
36 　　対策に取り組んでいく必要がある。

37 　　さらに、帰還困難区域を抱える市町村において、特定復興再生拠点区域外も含
38 　　めた帰還困難区域全体の将来像等を内容とし、町民等の意見を踏まえた中長期的
39 　　な構想が策定されているときは、当該構想を勘案して、帰還困難区域を抱える市
40 　　町村が、地域住民の交流の拠点となる施設の機能の回復及び保全その他の取組を

1 行う場合、国においてそれらを支援するために必要な措置を講ずる必要がある。
2 県においても、国、関係機関等と連携して必要な支援を行う。

3 特定復興再生拠点区域外の復興及び再生に関する基本的な考え方

5 避難指示の解除にあたっては、住民が安心して暮らせる環境を整備した上で避
6 難指示を解除するという基本的な考え方に基づき、国において、以下の3つの要
7 件を定めている。

8 ① 空間線量率で推定された年間積算線量が 20 ミリシーベルト以下になること
9 が確実であること

10 ② 電気、ガス、上下水道、主要交通網、通信など日常生活に必要なインフラや
11 医療・介護・郵便などの生活関連サービスがおおむね復旧すること、子どもの
12 生活環境を中心とする除染作業が十分に進捗すること

13 ③ 県、市町村、住民との十分な協議

14 一方で、避難地域は復興の進捗が様々であり、状況や環境もそれぞれ異なっ
15 ていることから、特定復興再生拠点区域外の避難指示解除については、各市町村の
16 置かれている状況を十分に考慮する必要がある。

17 現在、6町村において特定復興再生拠点区域の避難指示解除に向け、生活環境
18 整備が進められているところであるが、前述のとおり令和4年春頃にも解除を控
19 えた町村も存在することから、国は、次の段階として特定復興再生拠点区域外に
20 ついて検討を加速化させる必要がある。避難指示の解除にあたっては、帰還困難
21 区域を抱える市町村の意見を尊重しながら、丁寧に協議を重ね、具体的方針を早
22 急に示し、帰還困難区域全ての避難指示解除について責任を持って対応する必要
23 がある。

24 なお、帰還困難区域において荒廃抑制対策や防犯・防災対策等を行うことが重
25 要である。特に、当該区域内の森林については、原発事故後、森林整備等の管理
26 が実施されておらず、今後、森林の持つ公益的機能の低下を招くことがないよう、
27 その管理について、必要な措置を実施する必要がある。さらに、防犯対策を講ず
28 るにあたっては、帰還困難区域の特性を踏まえつつ、関係市町村等と連携し、避
29 難解除等区域に準じた対策を行う。

30 市町村が、新たに特定復興再生拠点区域復興再生計画を作成又は現計画を変更
31 する場合、認定基準に適合すると認められるときは、国は、速やかに計画を認定
32 するとともに、拠点区域の整備を着実に進めていく必要がある。なお、法第 17
33 条の4に基づき、帰還・移住等環境整備推進法人が、特定復興再生拠点復興再生
34 計画の作成又は変更について、市町村の長に提案することができる。県において
35 も、市町村による計画作成又は変更の段階からしっかりと連携し、市町村、国と
36 の調整を進めていく。

1 第3部 福島全域の復興及び再生

2 第4 放射線による健康上の不安の解消その他の安心して暮らすことのできる生活
3 環境の実現のために実施すべき施策に関する事項

4 1 放射線による健康上の不安の解消その他の安心して暮らすことのできる生活
5 環境の実現に関する基本的な考え方

6 本県の復興・再生のためには、安心して暮らし、子どもを生き育てることがで
7 きる生活環境を実現することが不可欠である。多くの県民、特に子育て世代が、
8 放射線の健康への影響に対する不安やストレスを抱えていることから、国、市町
9 村等と連携を図りながら「正確な情報の発信」と「放射線に関する知識の普及」
10 を進め、県内全域における放射線による健康上の不安の解消その他の安心して暮
11 らすことのできる生活環境の実現に取り組んでいく必要がある。

12

13 2 放射線による健康上の不安の解消その他の安心して暮らすことのできる生活
14 環境の実現のための取組

15 (1) 放射線に関する理解の増進等

16 放射性物質の放出等を伴う原子力災害により、県民は放射線に関する健康上
17 の不安などを抱えながら生活することを余儀なくされた。また、県産農林水産
18 物を始め、県内で生産された鉱工業品に至るまで、本県の産業全般に対する風
19 評被害が生じることとなった。さらに、原子力災害を背景とした根拠のない思
20 い込みや不正確な情報は、本県や県民に対する偏見や差別を生み出すこととも
21 なった。こうした原子力災害に起因する県民の不安や本県に対する偏見等の解
22 消のためには、県民はもとより国内外の方々が放射線に関する正しい知識を身
23 に付けるとともに、国内外に向けて本県の最新の情報を正確かつ積極的に発信
24 することにより本県に対する認識のアップデートや理解の促進につなげ、健康、
25 生活環境や県産品等に対する「安全・安心」を確保していくことが重要である。

26 放射線に関する正しい知識や本県の現状等について正しい理解の増進のため、以下の事業を実施する。

27
28 ① 「福島県風評・風化対策強化戦略」に基づき、「風評払拭・リスクコミュニ
29 ニケーション強化戦略」を策定する国と連携し、正確な情報発信や知識の普
30 及など放射線に関するリスクコミュニケーションの取組を進める。

31 ② 環境省が実施する「放射線健康管理・健康不安対策事業（福島県内におけ
32 る放射線に係る健康影響等に関するリスクコミュニケーション事業）」など、
33 放射線に対する住民の不安の払拭のために国が実施する取組を継続するよ
34 う求めていく。

35 ③ 除染事業において住民対応にあたる市町村職員を対象とした研修等を必
36 要に応じて実施する。

37 ④ 食品衛生に関する出前講座や各種広報媒体を活用した広報活動により、食
38 品中の放射性物質について積極的な情報の提供に努める。また、県内の消費
39 者を対象に食と放射能に関する説明会を開催し、正確な知識や情報の普及に

1 取り組むとともに、疑問や不安の解消を図る。

- 2 ⑤ 食品中の放射性物質検査結果を公表するとともに、ホームページ等を用い
3 て分かりやすく発信する。また、県外の消費者を対象に、生産現場や研究機
4 関に従事する方から放射線低減の取組や放射能検査の状況等を説明してい
5 ただき、食と放射能に関する理解促進を図る。
- 6 ⑥ テレビ、ラジオ、新聞、インターネット、SNS等を活用した各種広報や
7 各種検査結果のホームページでの迅速な公表により、国内外に向けて正確で
8 効果的な情報発信を行う。また、令和3年1月現在で15の国・地域で福島
9 県産食品の輸入規制が行われており、海外においては原発事故に伴う本県へ
10 の風評が依然として根強く残っていることから、国の支援を受けながら、海
11 外訪問、駐日外交団及び外国の報道機関の本県への招聘や、ポータルサイト
12 の多言語化など、風評・風化対策のための海外に向けた情報発信を強化する。
- 13 ⑦ 児童生徒等が放射線についての科学的な知識をもち、科学的に考え行動す
14 ることができるよう、国からの支援を受け、学校における放射線に関する教
15 育に取り組み、児童生徒等を対象とした出前授業や教職員等を対象とした研
16 修等を引き続き実施する。
- 17 ⑧ 自家消費野菜等住民が持ち込んだ食品等の消費段階における放射性物質
18 の検査について、県消費生活センターで実施するほか、各市町村に設置され
19 た放射能検査所が円滑に運営されるよう、国の支援を受け、財政的・技術的
20 の支援を行う。
- 21 ⑨ 放射線に関する風評等に基づく様々な人権問題についても、法務省の人権
22 擁護機関と連携し対処するとともに、人権侵害事案を防止するための人権啓
23 発活動を実施する。
- 24 ⑩ 震災と原発事故に伴う心理的影響の調査研究や、心のケアを行う体制構築、
25 また、長期にわたり県民の健康を見守るため、精神保健専門職等の教育及び
26 人材育成を行う。
- 27 ⑪ 震災と原発事故に伴う多様な健康リスクについて俯瞰的に把握し、正しく
28 かつ的確にメッセージを発信するとともに、住民と信頼関係をもって対話で
29 きる人材育成を行う。
- 30 ⑫ 原発事故に伴う放射線被ばくと、その後の環境・社会変化が住民に与えた
31 健康影響を包括的に学術的にまとめ、知識・知見を持ち住民に介入を続ける
32 人材の育成、および知見を広く県内・県外・国際的に発信できる人材育成を
33 行う。
- 34 ⑬ 震災と原発事故に伴う放射線の甲状腺への影響を系統的に調査研究し、事
35 故当時概ね18歳以下の子どもたちの健康を長期にわたり見守るための甲状
36 腺検査の体制構築や、人材育成を行う。

37 38 (2) 県民健康調査の実施

39 県では平成23年に造成した「福島県民健康管理基金」を基に、被ばく線量や
40 健康状態を把握するための健康調査等を実施してきた。このうち、全県民を対

1 象とした県民健康調査事業として、「基本調査」により外部被ばく線量の推計・
2 把握を行い、「詳細調査」（「甲状腺検査」・「健康診査」・「こころの健康度・生
3 活習慣に関する調査」・「妊産婦に関する調査」）によって健康状態を把握し、
4 これらの情報を継続して管理することで、県民の長期にわたる健康管理等に
5 かすこととしている。

6 平成28年3月に「県民健康調査」検討委員会で公表した県民健康調査におけ
7 る中間取りまとめにおいては、「これまでに発見された甲状腺がんについては、
8 被ばく線量がチェルノブイリ事故と比べて総じて小さいこと、被ばくからがん
9 発見までの期間が概ね1年から4年と短いこと、事故当時5歳以下からの発見
10 はないこと、地域別の発見率に大きな差がないことから、総合的に判断して、
11 放射線の影響とは考えにくいと評価する。

12 但し、放射線の影響の可能性は小さいとはいえ現段階ではまだ完全には否定
13 できず、影響評価のためには長期にわたる情報の集積が不可欠であるため、検
14 査を受けることによる不利益についても丁寧に説明しながら、今後も甲状腺検
15 査を継続していくべきである。」とされた。

16 また、令和元年6月、「県民健康調査」検討委員会の下に設置されている甲
17 状腺検査評価部会は、「現時点において、本格検査（検査2回目）に発見され
18 た甲状腺がんと放射線被ばくの間の関連は認められない」と示し、同年7月の
19 検討委員会において報告・了承された。一方で、今後の評価の視点として、検
20 査3回目、4回目の結果を蓄積した解析及び地域がん登録・全国がん登録を活
21 用した甲状腺検査対象者のがん罹患状況の把握・分析の必要性や、将来的により
22 詳細な推定甲状腺被ばく線量を用いて、交絡因子等を調整した症例対照研究
23 や前向き研究として、線量と甲状腺罹患率の関連を検討する必要性がまとめら
24 れている。

25 基本方針に記載されているとおり、国では、環境省が「東京電力福島第一原
26 子力発電所事故に伴う住民の健康管理のあり方に関する専門家会議」を開催し、
27 その中間取りまとめを踏まえて「当面の施策の方向性」が公表され、その中に
28 「福島県の県民健康調査「甲状腺検査」の充実」が位置付けられた。

29 また、原子放射線の影響に関する国連科学委員会における報告書においても、
30 科学的研究に関する主な優先事項として「現在のプロトコルに基づき、福島県
31 での健康調査および小児の継続的な超音波検査を続ける。」が位置付けられて
32 いる。

33 県は、こうした国内外の知見を踏まえ、放射線による健康への影響に対する
34 県民の健康を長期に渡り見守り、将来に渡る健康の維持・増進を図るため、国
35 の継続的支援を受けながら、以下のとおり県民健康調査の実施に取り組む。

- 36 ① 甲状腺検査後に生じた経済的負担に対して支援を行うとともに、保険診療
37 に係る診療情報を県民健康調査の基礎資料としての活用に取り組む。
- 38 ② 県内の甲状腺検査実施機関の拡充を図るため、県内医療機関における甲状
39 腺検査機器の整備に取り組むとともに、県民に向けて不安解消と正確な理解
40 に必要な情報を提供する。

1 ③ 希望する県民が自らの放射線量を推計できるよう個人線量計の配布等を
2 市町村と協力して取り組む。

4 (3) 健康増進等を図るための取組

5 本県においては、放射線による健康への影響について不安の中での生活を余
6 儀なくされていることから、希望する県民が自らの放射線量を確認し、健康へ
7 の影響等に対する不安軽減を図るため、内部被ばく検査、外部被ばく線量の推
8 計に取り組む。

9 また、被災者のみならず、県民の健康の確保は重要であり、必要な取組を継
10 続して実施する。

11 県は、県民自らの健康管理等を図るため、国と連携して以下の事業を実施す
12 る。

13 ① 放射線による健康への影響に対する県民の健康を長期に渡り見守るため、
14 国の交付金や東京電力による賠償金を原資として造成した福島県民健康管
15 理基金を活用し、県民健康調査を始め、必要な事業に取り組む。

16 ② 希望する県民が外部被ばく線量推計や内部被ばく検査により、自らの被ば
17 く線量を把握してもらうとともに、専門家から測定結果や放射線の健康影響
18 に関する説明を行うことにより県民の不安軽減につなげる。

19 ③ 市町村が行うがん検診の受診率向上を推進するとともに、東日本大震災の
20 影響により、復興公営住宅等で生活している被災者等が健康的な生活を維持
21 していくことができるよう、健康支援活動の実施体制整備を図りながら、被
22 災者に対する健康支援活動を行う。

23 また、被災市町村における住民の健康管理・支援は必須であることから、
24 保健師等の保健医療専門職の確保・派遣、雇用に係る財政措置等を継続する
25 よう国に求めていく。

26 ④ 本県において取り組む健康増進等の施策について、被災者特有の課題の解
27 消にもつながるような手法も講じながら支援を行う。

28 (4) 農林水産物等の放射能濃度の測定等の推進

29 県産農林水産物等の安全性の確認や消費者に対する正確な情報提供等のた
30 め、放射能濃度の測定等を引き続き推進することが重要である。

31 農林水産物に関しては、国や市町村及び関係団体等と連携し、地域や品目の
32 特性に応じて生産段階での放射性物質の低減対策、吸収抑制対策に取り組むと
33 ともに、モニタリング検査を継続し、基準値を超過する農林水産物の流通防止
34 及び出荷制限等の計画的な制限解除を進める。

35 加工食品に関しては、福島県衛生研究所や中核市保健所において放射性物質
36 検査を実施するとともに、福島県ハイテクプラザ（以下「ハイテクプラザ」と
37 いう。）に放射能測定員を配置し、県内の食品加工業者等が加工・販売する加
38 工食品等を対象とした検査を行っている。また、商工団体が検査を実施するた
39 めの補助事業を行うなど、多様な検査実施体制を構築している。

1 こうした生産・加工・流通の各段階における放射性濃度の測定等の取組を引
2 き続き実施することで、食品等の安全・安心を確保する。

3 消費者庁の調査によれば、食品中の放射性物質を気にする人のうち、「福島
4 県産品の購入をためらう」と回答した人の割合は震災以降低下し続けているも
5 の、一定数は存在する。また、食品中の放射性物質検査が行われていること
6 を知らないと答えた割合が約半数となっている。こうした状況を踏まえ、消費
7 者及び流通業者等に対して粘り強く放射性物質対策や検査結果について正確
8 な情報発信を続けていく。

9 また、食品以外に関しては、落ち葉、腐葉土、草木灰、堆肥など地域で発生
10 する有機性資源を安心して土壌改良材として利用できるよう、放射性物質検査
11 を継続するとともに、自家利用及び販売者については、震災前と同様に流通・
12 販売が再開できるように支援する。

13 さらに、県内製造業における風評の払拭を図るため、ハイテクプラザに放射
14 能測定員を配置し、工業製品の放射性物質検査を実施するとともに、国による
15 専門家チームの派遣や砂利・砕石等核種分析などの測定についても継続を求め
16 ていく。

17 18 (5) 除染等の措置等の確実な実施等

19 本県においては、放射性物質汚染対処特措法（平成23年法律第110号）に基
20 づき、国が除染実施計画を策定し除染を行う「除染特別地域」と、市町村が除
21 染実施計画を作成し除染を行う「汚染状況重点調査地域」（市町村除染地域）
22 に分かれて除染が進められ、平成30年3月までに帰還困難区域を除く全市町村
23 で面的除染が完了した。一方で、仮置場の原状回復、除去土壌等の適正な保管
24 及び中間貯蔵施設への搬入等の確実な実施が求められることから、県として以
25 下の取組を進める。

26 ① 除染により生じた除去土壌等を適正に保管するため、市町村が行う仮置場
27 等の維持管理等の支援を引き続き適切に実施する。

28 ② 今後も除去土壌等の輸送が継続することから、道路交通対策など国、市町
29 村等関係機関と協議・調整を進め、輸送が安全・確実かつ円滑に実施される
30 よう、現地確認等により国の取組状況を確認していく。

31 ③ 除去土壌等の中間貯蔵施設等への搬出完了後に、従前の土地の利用形態や
32 地権者の意向を考慮し、仮置場等の原状回復が行われるよう市町村を支援す
33 る。

34 ④ 必要に応じて除染後のフォローアップを行う市町村を支援する。

35 36 (6) 児童等について放射線による健康上の不安を解消するための取組

37 本県では、放射線が児童生徒等の健康に及ぼす影響への不安が児童や保護
38 者の間で依然として残っている。未来に向かって成長する子どもたちが、安全
39 で質の高い空間で学び、様々な体験をし、生活できる教育環境の確保を図ること
40 が重要であるため、国の支援を受けながら、引き続き、必要な取組を実施す

1 る。

2 ① 安心して子どもが遊び、運動することができる環境の整備、子どもの体験
3 活動、県内外の子どもたちの交流を推進するとともに、発達段階に応じた必
4 要な運動プログラムの普及を促進する。

5 ② 学齢期における健康教育や食育を一層充実させるとともに、それにより身
6 に付けた望ましい運動習慣や食習慣を、生涯にわたり維持できるよう、児童
7 生徒が自分自身の健康課題に積極的に取り組むことができる健康マネジメ
8 ント力の育成を図る。

9 ③ 学校や児童福祉施設等における空調設備の設置等の環境改善を推進する。

10 ④ 食育は、食を通して子どもたちが生涯にわたって心身ともに健康で、生き
11 生きとした生活を送ることや、豊かな人間形成を目指すものである。このた
12 め、学校給食などの安全や安心を確保することが、食育の生きた教材である
13 給食において重要となる。

14 いまだ保護者や児童生徒の学校給食などに対する不安が解消されていない
15 ため、学校が提供する給食の食材や給食1食分の放射性物質検査の実施、
16 検査に係る市町村等への支援を継続して行うとともに、結果の公表等を行う。
17 また児童福祉施設等が実施する給食用食材の放射線検査等の実施又は支援
18 を継続し、不安の払しょくを図る。

19 20 (7) 放射線の人体への影響等に関する研究及び開発の推進等

21 県民が安全に安心して生活する環境を整備するためには、放射線の人体への
22 影響等や、放射性物質による汚染からの環境の回復・創造等に関し、更なる研
23 究開発の推進を通じて、関連する科学的知見の充実と技術の確立等が図られ
24 ることが必要であり、国内外の叡智を結集し、放射線の人体への影響等に関する
25 調査・研究開発の推進や人材の育成を行うことが重要である。

26 県は、放射線の人体への影響や環境回復・創造等に関する研究及び開発の推
27 進等のため、以下の取組を実施する。

28 ① 放射性物質で汚染された環境の回復・創造に取り組むための総合的な拠点
29 として設置した環境創造センターは、原子力災害が終息するまで、確実にそ
30 の拠点としての役割を担っていく必要がある。そのため、環境創造センター
31 において、国の支援を受けながら、環境放射能等のモニタリング、環境中
32 における放射性物質の動態や生態系への影響把握等の調査研究に取り組む。ま
33 た、根強く残る風評を払拭するため、本県の環境の現状や放射線について分
34 かりやすい情報発信に努めるとともに、子どもたちの未来を創造する力を育
35 むため、引き続き放射線教育や環境教育に取り組む。

36 ② 環境創造センター、福島県立医科大学、農業総合センター等において、国
37 内外の研究者や研究機関等との連携・協力を強化し、放射性物質に関する科
38 学的知見の集積や原子力事故に関わる様々な問題の解決に引き続き取り組
39 む。

40 ③ そのほか、国の関係機関等と連携し、以下の取組を行うとともに、調査研

1 究等の実用化に向け、国の講ずる措置を踏まえて必要な対応を図る。

2 (i) 環境創造センターにおいて、JAEA等と連携・協力を図りながら、森
3 林、河川、野生生物などを対象とした放射性物質の環境動態に関する研究
4 等を継続的に実施する。

5 また、NIES等と連携・協力を図りながら、仮置場の維持管理や原状
6 回復等に関する課題解決方策の検討、廃棄物の処理における放射性物質等
7 の適正管理手法の確立等に向けた研究等を継続的に実施する。

8 (ii) 放射線による健康への影響に対する早期診断・最先端治療拠点として福
9 島県立医科大学に整備した「ふくしま国際医療科学センター」が行う最先
10 端の画像診断装置を用いた各種疾病の診療・研究や、国立研究開発法人量
11 子科学技術研究開発機構（以下「QST」という。）等と連携した環境中
12 の放射性物質の調査・解析等の取組を支援する。

13 また、福島県立医科大学がQST等と連携して行う低線量被ばくによる
14 人体への影響に関する調査研究等や緊急被ばく医療体制の充実等に向け
15 た取組を支援する。

16 (iii) 農業総合センター及び浜地域農業再生研究センターにおいて、国立研究
17 開発法人農業・食品産業技術総合研究機構等と連携しながら、安全な農産
18 物の生産のための放射性物質除去・低減等の対応技術を開発するとともに、
19 放射性物質が基準値以下である安全な農産物が生産できることを確認す
20 るための作付実証や、除染等により地力低下等が懸念される中で収量・品
21 質を確保する肥培管理等の手法を検証するための作付実証の取組を進め
22 る。

23 (iv) 水産海洋研究センター、水産資源研究所及び内水面水産試験場において、
24 国立研究開発法人水産研究・教育機構等と連携しながら、原子力災害に由
25 来する水産物や漁場環境の放射性物質関連研究、栽培漁業の再開、資源管
26 理及び調査研究等を継続的に推進する。

27 (v) 林業研究センターにおいて、国立研究開発法人森林研究・整備機構森林
28 総合研究所等と連携しながら、きのこ類生産の再生のため、きのこ原木林
29 を再生する取組を進めるとともに、きのこ原木等の放射性物質の継続的な
30 調査、安全性証明システムの検討、放射性物質の影響を低減させる栽培技
31 術の研究・普及等を行う。

32 (8) 教育を受ける機会の確保のための取組

34 原子力災害によって、いまだ再開できていない小・中・高・特別支援学校が
35 あることに加え、再開後の児童生徒数が少数にとどまっている学校もあるなど、
36 被災地域を中心に、教育環境の整備が課題となっている。

37 本県の未来を担う人材の育成に向け、福島ならではの教育を推進するととも
38 に、被災した子どもに対する就学・学習支援や心のケア、通学に対する支援、
39 学校・家庭・地域を通じた教育環境の整備などにより、魅力ある教育環境づくり
40 を着実に進めていくことが必要であり、国の支援を基に次の取組を引き続き実

1 施する。

2 ① 児童生徒等が安心して学ぶことができるよう、学校等の教育施設の災害復
3 旧を含めた施設・設備整備を行う。また、原発事故の影響等から、心のケア
4 が必要な児童生徒に対するきめ細かな指導を長期的・継続的に行うための教
5 職員の加配措置や教職員等も含めた心のケア等のためのスクールカウンセ
6 ラー及びスクールソーシャルワーカーの配置を継続して実施する。

7 さらに、被災による避難の長期化に伴う経済的理由から就学等が困難とな
8 った幼児児童生徒や学生の教育を受ける機会を十分に確保するため、授業料
9 等減免事業や学用品費等の支給、奨学金事業の被災児童生徒等就学支援事業
10 を継続して実施する。

11 ② 震災の教訓をいかした道德教育、防災意識の高揚や災害時に主体的に行動
12 する態度などの育成のための防災教育、医学・産業の基盤となる理数教育、
13 児童生徒の発達段階に応じた放射線教育、国際化の進展に対応できる人づく
14 りなどによる、福島ならではの教育を推進する。

15 ③ 本県及び県外へ避難した児童生徒に対するいじめや差別等の解消を図る
16 ため、全国の児童生徒及び国民が放射線等に係る正しい知識を持ち、本県の
17 現状を正しく理解することができるよう、正しい情報発信・放射線教育等を
18 継続して実施する。

19 ④ 富岡支援学校の双葉郡での再開に向け、新校舎の整備等を確実に進めると
20 ともに、旧校舎の解体や旧校舎内に残された産業廃棄物の処分、仮設校舎か
21 らの移転、備品・物品等の整備を行う。

22 また、双葉郡における特別支援教育の環境の整備・充実を図るとともに県
23 内小・中学校等への特別支援教育支援員の拡充を図る。

24 (9) 医療及び福祉サービスの確保のための取組

25 ア 医療従事者及び福祉・介護人材の養成・確保を始めとする医療・福祉サー
26 ス提供体制の確保

27 本県の医療及び福祉サービスの提供体制については、震災以前より特に、地
28 域医療を担う医療従事者の不足が課題であったが、震災・原発事故を契機とし
29 てその傾向が顕著となった。避難地域等の医療提供体制の再構築に関し、避難
30 指示を解除した地域においては一部の医療機関等が開設・再開したほか、救急
31 医療を担う「ふたば医療センター附属病院」を開院したところであるが、いま
32 だ十分な医療の確保がされている状況にはなく、また、近隣地域においても利
33 用者が増加して負担が大きくなっている。医療・福祉サービス提供体制の確保
34 に向け、それぞれの分野における従事者の不足が大きな課題となっており、全
35 ての県民が健康で安心して暮らしていくことができる生活環境を実現するた
36 め、医療施設等の復旧や医療従事者等の確保等、中長期的な対応が必要である
37 ことから、以下の取組を実施する。

38 ① 国からの財政支援等を活用し、地域医療の再構築に向けて、医療従事者の
39 確保、被災医療機関の復旧・再開支援、地域の実情に応じた医療提供体制の
40

1 整備等に取り組む。

2 また、被災地の医療提供体制等の確保に向け、計画的に医療復興事業を行
3 っていくとともに、国に対して財政措置の継続を求めていく。

- 4 ② 福祉・介護人材の確保・育成のため、県内外の介護福祉士養成施設に進学
5 する生徒を対象に、返還免除規定付きの通学費や教材費などに対する貸付を
6 行う。また、介護職員初任者研修の開催を支援し、介護職員の育成・確保を
7 進めていく。さらに、被災地を対象とした介護人材の確保のための返還免除
8 規定付の就職準備金等の貸付に引き続き取り組んでいく。

9 また、国からの財政支援等を活用し、介護サービス等の提供体制の再構築
10 に向けて、原発事故により休止している介護施設への事業再開に向けた支援
11 や、再開した施設への職員の応援の実施や経営強化等の支援などにより、被
12 災地における介護・福祉サービス提供体制の維持・確保を図る。

- 13 ③ 避難生活の長期化に伴う身体機能の低下等により要介護高齢者の重度化
14 が進んでいることから、地域リハビリテーション、通いの場づくりなどの介
15 護予防の取組を進めるとともに、介護給付の適正化を図り、安定的で持続可
16 能な介護保険制度の運営を目指す。

17 18 イ 保育・子育て環境の充実

19 避難指示を解除した地域を始め、本県が持続性のある復興を実現していくた
20 めには、子育て世代を中心とする住民の定着が不可欠である。このため、安心
21 して子どもを生み育てられる保育・子育て環境を充実することが必要である。

- 22 ① 国からの支援を受けて、保育人材の確保や保育の質の向上、保護者の経済
23 的負担の軽減など保育の充実を図るほか、地域の実情に応じた子育て支援サ
24 ービスや被災した障害児に対する相談・援助、障害児に対する医療支援など
25 を実施するなど、子育てしやすい環境づくりに取り組む。

- 26 ② 市町村が策定する復興計画に基づく子育て関係施設の整備の支援に取り
27 組む。

- 28 ③ 妊婦健康診査や乳幼児健康診査などの母子保健事業においても、妊産婦や
29 子どもの心身の健康状態や親が抱える育児不安等を適切に把握し必要な支
30 援が行えるよう、国や市町村と連携し、検査や相談体制の充実を図るほか、
31 国の財政的支援を受けて、母乳の放射性物質濃度検査に取り組む。

- 32 ④ 安心して子どもが医療サービスを受けられる体制を整備するため、子ども
33 医療体制の充実（小児医療体制。特に医師確保（産科、小児科等））を図る。
34 また、質の高い周産期医療を担う医師等を養成するとともに、福島県立医科
35 大学に設置している、ふくしま子ども・女性医療支援センターの運営に要す
36 る経費を支援する。

- 37 ⑤ 子どもや保護者、地域のニーズを適切に把握し、専門家の派遣や支援情報
38 の集約及び発信等により、心のケアを実施する。

39 40 ウ ICT活用等による被災地での質の高い医療の確保

1 医療提供体制の効率化や患者へのサービス向上が求められる中、避難指示・
2 解除区域市町村の区域においては、帰還した住民の高齢化が進み、地域の公共
3 交通機関が十分に復興していないことや寝たきり等の状況により、医療機関へ
4 の通院に支障のある方も多く存在している。

5 このような状況にある避難指示・解除区域市町村の区域においても、質の高
6 い医療が受けられるよう、医療機関におけるICT活用の推進等を図るととも
7 に、情報通信機器の活用等により、必要な医療の確保が適切に図られるよう、
8 関係者に対する必要な情報の提供、相談、助言その他の援助を行うこととする。

10 (10) その他安心して暮らすことのできる生活環境の実現のための取組

11 ア 被災者の見守り・心のケア等

12 避難生活の長期化や避難指示解除に伴うふるさとへの帰還、災害公営住宅等
13 への転居による生活環境の変化など、被災者は依然として高いストレスを抱え
14 る状態にあり、見守りや心のケア等の取組を継続して行っていく必要がある。
15 生活支援相談員や復興支援員による仮設住宅や災害公営住宅等で生活する高
16 齢者等に対する日常的な見守り、NPO等の民間団体と連携した相談支援や交
17 流の場の提供、地元紙や広報誌等の情報提供、被災者の移転に伴うコミュニ
18 ティの形成や震災前から居住する方々のコミュニティとの融合等に対する支援、
19 高齢者等の日常生活における困りごと等へのサポート、被災者の円滑な住宅移
20 転や住宅・生活再建に向けた相談対応、避難先で生活再建支援などの取組を行
21 うNPOへの支援等を引き続き実施していく。

22 原子力災害による避難者・被災者は、避難生活の長期化や新たな住まいへの
23 移転等に伴う様々な悩み・不安を抱えている。

24 心のケア等については、生活上の課題や将来への不安などから心身の健康を
25 損ねることが考えられるため、被災者一人一人の心身のケアに丁寧に対応して
26 いく必要がある。

27 特に、避難により離散した家族についての悩みや子育て、介護等における不
28 安、生活の変化によるDV被害の懸念など、被災者が抱える問題について寄り
29 添った相談対応の実施が必要である。

30 また、専門的な心のケアの支援が必要な場合、避難者・被災者へのきめ細か
31 かな心のケアを実施するため、心のケアセンター等において、専門家による相談
32 対応や訪問支援とともに、人材育成や支援者に対する支援等を行う。

33 イ その他

34 「除染対象以外の道路等側溝堆積物の撤去・処理の対応方針」（平成28年9
35 月30日、復興庁・環境省）に基づき、国、市町村と一体となって取組を進めて
36 いく。

37 また、放射性物質に汚染された下水汚泥、上水汚泥、農林業系廃棄物、復興・
38 復旧工事等から生じる廃棄物等の適正な処理を円滑に進めるため、国に対し、
39 県民の理解促進を図るよう求める。

1 双葉8町村の住民帰還後の生活ごみ（約10年分）や、対策地域内廃棄物等及
2 び福島県内で発生した10万Bq/kg以下の指定廃棄物（約6年分）について、国
3 は既存の最終処分場を活用した特定廃棄物埋立処分施設において処理を進め
4 ている。

5 また、埋立開始から10年後以降に発生する双葉郡の生活ごみ及び帰還困難区
6 域の特定復興再生拠点区域から発生する被災建物等解体撤去等に伴って生じ
7 た廃棄物等については、双葉地方広域市町村圏組合が所有する最終処分場（大
8 熊町）を活用して処理されることとなっている。

9 県は引き続き特定廃棄物の処理について、国及び地元町村と必要な調整を行
10 うとともに、国の取組を確認する。

11 また、8,000Bq/kg以下の廃棄物については、通常の処理方法で適切な管理を
12 行うことにより安全に処理することが可能なことを、引き続き国が前面に立っ
13 て、リスクコミュニケーションや普及啓発を行い、県民の理解促進を図るよう
14 求める。

15 復旧や復興に係る交通量の増加その他の交通環境の変化に対応し、住民の安
16 全と安心を確保するための交通安全施設整備等を推進する。また、変化する治
17 安情勢を踏まえつつ、市町村等と連携したパトロールや防犯対策等の治安対策
18 を推進する。

19 また、野生動植物への放射線の影響について、県民の不安解消のため、国や
20 大学、専門機関等が行っている野生動植物に係る調査研究等の情報を収集し、
21 実態の把握に努めるとともに、国等と連携しながら野生動物の生体内における
22 放射性核種の挙動や食性及び行動を調査し、環境から野生動物への放射性セシ
23 ウムの移行に影響を与えている要因を把握する。

24

1 第5 原子力災害からの産業の復興及び再生の推進を図るために実施すべき施策に関する事項

1 原子力災害からの産業の復興及び再生に関する基本的な考え方

本県の産業は、基幹産業である農林水産業、商工業、観光産業を始め、あらゆる分野において、震災による直接の被害に加えて風評被害による影響を受けており、避難指示の対象となった区域のみならず、福島全域における産業の復興・再生を推進していく必要がある。

これまでの取組により、農林水産物の出荷制限の解除の進展、沿岸漁業における試験操業の開始・拡大、企業の新増設や操業再開、避難先での仮設店舗における商業・サービス業従事者の事業再開、観光客入込数の回復など、本県産業の復興は着実に進んできた。

一方で、県産品については、依然として震災前の市場価格の水準まで戻っていない品目があり、観光については、教育旅行の回復の遅れのほか、外国人宿泊者数も全国の伸び率と比較し大きく遅れているなど、復興・創生期間の10年を経てもなお、原子力災害による本県特有の様々な課題が山積している。

こうした状況を踏まえ、「各産業が着実に復興し、自立するとともに、強みをいかし、相互に連携しながら、新たな時代をリードする産業と雇用を創出すること」を産業全般の共通目標とし、各産業分野において、更なる復興・再生を進めていく。

農林水産業においては、担い手の確保や生産基盤の整備を進めるとともに、戦略的な生産活動の展開、活力と魅力ある農山漁村の創生等に向けた取組を進める。

商工業においては、中小企業・小規模企業を中心とした技術力・開発力の強化、起業・創業の促進、企業誘致、産業基盤の整備等を進める。

また、国と連携し、商品の販売等の不振の実態を踏まえた対応を進めていく必要がある。

雇用については、安定的な雇用の確保・就労支援に向けた取組を進めるとともに、将来を担う産業人材の育成を進める。

観光振興等においては、ホープツーリズム等の推進や正確な情報発信・プロモーションなどによる国内観光の推進、外国人観光客誘致などによる国際観光の推進、観光地の魅力の増進のほか、県産品の振興や福島空港の利活用促進などに取り組む必要がある。

さらに、今なお根強く残る風評の払拭に向け、農林水産物、加工品・工業製品等、観光振興等の分野ごとにそれぞれの戦略をもって、具体的な取組を進めていく必要がある。

以上の取組に加え、法に基づく規制の特例や課税の特例を活用しながら、総合的に本県の産業の復興・再生に向けた調整を続けていく。

2 産業の復興及び再生のための取組

(1) 農林水産業の復興及び再生のための取組

原子力災害の影響が残る本県農林水産業の復興・再生に向けて、放射性物質

1 対策や検査の徹底による県産農林水産物の安全性確保と消費者の信頼の確保、
2 「ふくしま」ならではのブランドの確立、多様なアプローチによる流通・販売
3 促進など、生産から流通・販売に至るまで、風評の払拭を総合的に推進してい
4 く必要がある。

5 農業の再生と持続的な発展に向けては、地域農業の核となる担い手や次代を
6 担う新規就農者の確保・育成、意欲ある担い手への農地集積・集約化、生産性
7 向上のための農業生産基盤の整備、多様なニーズに対応した品種・技術の開発
8 と普及、国内外における県産農林水産物の消費と販売拡大、産地の生産力・競
9 争力強化による戦略的な生産活動等を推進していく必要がある。

10 森林・林業の再生と成長産業化に向けては、放射性物質の影響等を踏まえな
11 がら、地域林業の中核となる担い手や新規林業就業者の確保・育成、林内路網
12 の整備や県産材の安定供給体制の整備など林業生産基盤の整備、県産材の活用
13 に向けた技術開発、林産物の需要拡大と安定供給体制の構築、生産性の向上と
14 低コスト化等を推進していく必要がある。

15 水産資源の管理をしながら水揚金額を拡大する「ふくしま型漁業」の実現に
16 向けには、地域漁業の核となる担い手や新規漁業就業者の確保・育成、漁場や
17 漁港周辺施設等の漁業生産基盤の整備、水産エコラベル等の第三者認証の取得
18 や鮮度保持技術の開発と普及による付加価値向上、消費者の理解促進と販路拡
19 大、先端技術の整備・導入による漁業操業の効率化を推進していく必要がある。

20 活力と魅力ある農山漁村の再生と創生に向けては、農林水産業・農山漁村に
21 対する意識醸成と理解促進、多面的機能の維持・発揮、定住環境の整備や鳥獣
22 被害対策、防災対策による快適で安全な農山漁村づくり、地域産業6次化や都
23 市との交流の促進等に向けた取組を推進していく必要がある。

24 ア 多様な担い手の確保・育成

25 (ア) 農業担い手の確保・育成

26 a 地域農業の核となる担い手の育成

- 27 ① 意欲ある認定農業者の確保・育成に向けて、認定新規就農者から認定
28 農業者への円滑な移行を含め新規認定者の掘り起こしに取り組むとと
29 もに、認定農業者への技術・経営両面からの各種支援施策を展開し、経
30 営改善計画の達成を支援する。
- 31 ② 意欲的な農業者や集落営農組織の組織化・法人化を促進するため、設
32 立準備から経営の発展段階に応じた取組を支援するとともに、企業的経
33 営を行っていくための高い経営管理能力を有する人材の育成、規模拡大
34 に向けた雇用労働力確保等の取組を支援する。
- 35 ③ 農業者が持つ経営資源の将来に向けた有効かつ効果的な活用を図る
36 ため、第三者を含めた経営継承の在り方を検討し、経営継承の取組を進
37 める。
- 38 ④ 「人・農地プラン」の実質化に向けた集落の合意形成を促進するとと
39 もに、農地中間管理事業を活用した担い手への農地の集積、集約や、担
40 い手の経営発展に向けた取組を支援する。

1 ⑤ 企業等の農業参入を促進するため、関係機関・団体と連携し、市町村
2 や関係団体等による受入体制の整備、農業参入に向けた情報提供や相談
3 対応、参入した企業の定着に向けた経営発展等を支援する。また、参入
4 した企業等の認定農業者への誘導等により、地域に根ざした営農活動を
5 促進する。

6 ⑥ 女性農業経営者の確保・育成を図るとともに、家族経営協定の締結等
7 を通した女性農業者の経営参画の促進や、女性が働きやすい環境の整備
8 に向けた取組を推進する。

9 b 次代を担う新規就農者の確保・育成

10 ① 県内外での就農相談会への出展や農業法人等でのお試し就農による
11 雇用マッチング等の取組により、就農者の確保と定着を促進する。また、
12 本県の農業の魅力や就農支援情報、農業経営の成功事例、魅力あるライ
13 フスタイル等の情報を効果的に発信する。

14 ② 農業高校生等の就農を促進するため、学校と連携し、農業を実感する
15 インターンシップや生産現場等における各種体験、先輩就業者との交流
16 など農業のやりがいを学ぶ機会等を創出するとともに、職業としての農
17 業を幼少期からステージに合わせて体験し、就農への意識醸成を図る取
18 組を進める。

19 ③ 親子間の経営継承のみならず、新規就農希望者が離農予定の農業者か
20 ら円滑に農地等を譲り受ける第三者継承の取組を推進する。

21 ④ 就農後間もない農業者や若手後継者のネットワークを形成し、経営力
22 や技術力の向上を目指す主体的な活動等を促進するとともに、認定農業
23 者や農業委員会、農業団体等が連携し、新規就農者や就農後間もない農
24 業者等を地域全体でサポートする体制づくりを進める。

25 ⑤ 高度な知識と技術を習得し、地域のリーダーとして活躍する新規就農
26 者を育成するため、農業総合センター農業短期大学校（アグリカレッジ
27 福島）における実践的なカリキュラム・研修制度の充実を図る。

28 (イ) 林業担い手の確保・育成

29 a 地域林業の核となる担い手の育成

30 ① 既に林業に従事している中堅技術者や市町村職員を対象に、林業の成
31 長産業化の実現に必要な森林の経営管理能力や技術力、新たな森林管理
32 システムを運営できるコーディネート力を習得するための短期研修を
33 開設する。また、研修に必要な施設を整備するとともに、研修を運営す
34 るための協議会やサポートチームを設置する。

35 ② 既就業者の定着を図るため、林業労働者の安全衛生の確保や福利厚生
36 の充実を推進するとともに、林業事業体の経営安定と雇用の維持・確保
37 を図るため、各種制度資金の活用促進や情報提供により、経営の合理化
38 や新たな事業展開を促進する。

39 b 次代を担う新規林業就業者の確保・育成

40 ① 林業に就業を希望する者を対象に、多様な技能・技術等の習得に向け

1 た研修施設を整備し、就業前長期研修を開設する。また、研修を運営す
2 るための協議会やサポートチームを設置する。

3 ② 林業労働力確保支援センターと連携した就職相談に取り組むととも
4 に、高校生等を対象とした林業現場見学会・インターンシップの実施等
5 により林業に対する就業への意識醸成に取り組む。

6 ③ 就業後間もない林業従事者の定着率を向上させるため、就労環境や
7 雇用条件の改善、福利厚生の充実を図る。

8 (ウ) 漁業担い手の確保・育成

9 a 地域漁業の核となる担い手の育成

10 ① 地域漁業復興計画に基づく収益性の向上等の取組を通じ、優れた経営
11 感覚を備えた漁業経営者の育成を支援する。

12 ② 漁協青壮年部や女性部の販売促進などの活動を支援するとともに、青
13 年漁業士の経営管理等の資質向上に向けた研修等の取組を推進する。

14 ③ 若手漁業者が地域漁業の核として安定した経営が実践できるよう、経
15 営等に関する指導・助言を行うとともに、漁業者等自らが行う漁業地域
16 の活性化に向けた取組を支援する。

17 b 次代を担う新規漁業就業者の確保・育成

18 ① 若手漁業者が基本的な知識や技能を習得するための研修会や、経営力
19 の優れた漁業経営体を育成するための研修会を実施する。

20 ② 子どもたちが海の生き物に親しみながら漁業への理解を深め、将来の
21 就業へ繋がるよう、関係団体等が行う小中学生を対象とした漁業体験学
22 習や水産出前教室等の取組を支援する。

23 (エ) 経営の安定・強化

24 a 経営安定に向けた支援

25 経営の改善や生産性向上・経営発展に資する高度な技術の導入、地域産
26 業6次化など意欲ある農林漁業者が行う取組を、技術・経営の両面から支
27 援する。また、制度資金の円滑な融通に努めるとともに、収入保険や農業
28 共済等への加入を促進する。さらに、経営所得安定対策を始め、野菜価格
29 安定制度、肉用牛肥育・肉豚経営安定交付金等の活用を推進する。

30 b 雇用人材の安定確保

31 労働力不足が深刻化する農業現場で必要な人材を確保するためのシス
32 テム構築と運用を図るとともに、労働力を受け入れやすく、働きやすい環
33 境づくりを推進する。また、酪農ヘルパーやコントラクターなどの外部支
34 援組織の育成と活用に向けた取組を進める。

35 c 他産業との連携促進

36 作業体系の効率化等による農業経営体の経営改善に資するとともに、障
37 がい者の職域拡大や、社会参加と自立を実現する農福連携を推進するた
38 め、農作業体験会の実施や農福連携のメリットの発信等を通じた農業・福
39 祉相互の理解促進や、働きやすい環境の整備、コーディネーターとしての
40 専門人材の育成等に取り組む。また、福祉事業者の農業参入を支援する。

1 なお、林福連携や水福連携の取組を検討するとともに、高齢者も含めた連
2 携を推進する。

3 4 イ 生産基盤の確保・整備と試験研究の促進

5 (ア) 農地集積・集約化の推進と農業生産基盤の整備

6 a 担い手への農地集積の推進

7 経営規模の拡大や農地の集約による生産性の向上等を図るため、市町村、
8 地域の農業者、農業委員会、農業協同組合、土地改良区等の密接な連携に
9 よる人・農地プランの実質化と実践の取組を支援するとともに、農地中間
10 管理事業を効果的に活用し、意欲ある担い手への農地の集積・集約化を進
11 める。

12 b 農業生産基盤の整備

13 担い手への農地の集積・集約化や生産コストの削減による競争力強化の
14 ため、農地中間管理機構等との連携を図りつつ、農地の大区画化や水田の
15 畑地化、汎用化等の基盤整備を推進する。また、導入・普及を進めている
16 スマート農業技術の活用に適した基盤整備を推進する。

17 c 農業水利施設等の保全管理と長寿命化の推進

18 ① 農業用水の安定確保に向けて、既存の基幹的農業水利施設の有効利用
19 を図るため、機能保全計画を策定し、計画的な補修・更新による施設の
20 長寿命化とライフサイクルコストの低減に向けた取組を推進する。

21 ② 農道のストックマネジメントを進めるため、管理者の市町村等に対し、
22 橋梁やトンネル等農道施設の点検、診断等の技術支援を行う。

23 (イ) 林業生産基盤の整備

24 a 林内路網の整備

25 効率的な森林整備のために、林業専用道などの整備を促進する。また、
26 市町村等の公的主体による森林整備と併せて行う森林作業道の開設を支
27 援する。

28 b 県産材の安定供給体制の整備

29 木材（素材）生産基盤及び県産材の安定供給体制を構築するため、高性
30 能林業機械の導入や木材加工流通施設等の整備を促進する。また、資源量
31 が増加する大径材の利用拡大に向け、需要創出や高付加価値化につながる
32 サプライチェーンの構築を促進する。

33 (ウ) 漁業生産基盤の整備

34 a 漁場の整備

35 ① 沿岸漁場の生産力回復のため、震災により漁場内に堆積したがれき等
36 の撤去を引き続き推進する。また、震災や漁場環境の変化により生産力
37 が低下した漁場の機能回復のため、食害生物の駆除、浚渫や客土、海水
38 交流のための水路等の整備を推進する。また、ウニによる磯焼け等に起
39 因する天然漁場の減少に対応するため、生産性の高い新規漁場の造成等
40 を支援する。

1 ② 未利用海域や漁港周辺の静穏域等を活用した生産性の高い新規漁場
2 の造成を推進する。

3 b 漁港周辺施設等の整備

4 ① 操業拡大に伴い必要となる新たな水産関連施設（水産加工施設、流通
5 施設等）の整備を支援するとともに、市場流通機能の向上を図る水産物
6 産地市場の機能分担等、効率的な流通構造の改革に必要な取組を支援す
7 る。

8 ② 防波堤等の耐震・耐津波・耐波浪対策を実施し、漁業の効率化、安全
9 性向上を図る。

10 ③ 防波堤及び岸壁等の点検を行い、施設の老朽化、健全性の把握を踏ま
11 えた漁港毎の機能保全計画を立案した上で、施設の計画的な維持管理を
12 行い、施設の適切な機能維持による漁業活動の安全確保を図る。

13 (エ) 戦略的な品種・技術の開発

14 a 多様なニーズに対応した品種・技術の開発と普及

15 ① 産地の生産力・競争力の強化に向けて、水稻、野菜、花き、果樹、
16 きのご等の県オリジナル品種の開発や、家畜の優良系統の造成、農畜
17 産物の品質向上技術（機能性成分の特定、定量化等を含む）、水産物
18 の鮮度保持技術等の開発等に取り組む。

19 ② 国立大学法人福島大学（以下「福島大学」という。）食農学類や民間
20 企業等との産学官連携を通じた知見の集積・共有により、試験研究のス
21 ピードアップや効率化、「ふくしま」ならではの付加価値の創出、得
22 られた成果の生産現場への速やかな移転・普及に取り組む。

23 ③ スマート農業・スマート水産業など、生産コストの大幅な削減につな
24 がる省力的、効率的な生産技術の開発を進める。

25 ④ 中山間地域における林業所得向上のため、特色ある山菜やきのごの選
26 抜と栽培技術の開発を進める。

27 ⑤ コナラ等広葉樹の利用を進めるため、きのご原木として安全に利用す
28 る技術に加え、きのご原木以外の用途にも利用拡大を図るため、多様な
29 利活用を推進する技術開発を進める。

30 ⑥ 林業・木材産業の活性化につなげるため、資源量が増加するスギ大径
31 材の利用を促進する技術の開発を進める。

32 ⑦ 「ふくしま型漁業」の実現に向けて、漁場の利用形態が変化している
33 水産資源の持続的かつ効率的な資源管理手法の開発を進めるとともに、
34 漁業者による資源管理の取組の拡大を支援する。

35 ⑧ 機能強化した水産海洋研究センターや水産資源研究所等を活用し、つ
36 くり育てる漁業の高度化に向け、ホシガレイや内水面魚種の種苗生産・
37 放流技術の研究や新規栽培対象魚種の研究に取り組む。

38 ⑨ 内水面における生息環境保全のため、生態系に影響を与える外来生物
39 の駆除技術の開発等を進める。また、アユなどの増殖対象種については、
40 放流技術等の研究開発を進めるとともに、コイなどの養殖対象種につい

1 では、安定的な生産に向けた効率的な生産技術の開発を進める。

- 2 ⑩ 気候変動や極端な気象現象による農林水産物への影響（森林・水産資
3 源への影響を含む）の評価・予測と対策技術の開発、環境と共生する生
4 産技術や外来生物対策の確立に取り組む。

5
6 ウ 需要を創出する流通・販売戦略の実践

7 (ア) 県産農林水産物の安全と信頼の確保

8 a 県産農林水産物の安全性の確保

- 9 ① 科学的な知見に基づき、品目ごとの特性に応じた放射性物質の農作物
10 への移行低減対策や吸収抑制対策等の取組を推進する。また、農林水産
11 物のモニタリング検査を継続し、基準値を超過する農林水産物の流通防
12 止及び出荷制限等の計画的な制限解除を進める。検査結果については、
13 引き続き、迅速で分かりやすい公表に努める。
14 ② 産地が自主的に行う農林水産物の放射性物質検査等の取組を支援す
15 る。
16 ③ 安全な自給飼料の生産・利用を確保するため、牧草等のモニタリング
17 検査及び、畜産農家における飼養状況確認を継続して実施する。
18 ④ 安全な特用林産物の流通に向けた取組を継続して実施するとともに、
19 「安心きのか栽培マニュアル」等に基づく栽培技術の普及を図る。
20 ⑤ 内水面魚介類の出荷制限指示を早期に解除し、内水面における遊漁再
21 開、遊漁者数の回復を図るため、計画的なモニタリング検査を実施する。

22 b 県産農林水産物に対する消費者の信頼の確保

- 23 ① 農林水産物及び加工食品の放射性物質検査結果を多言語かつリアル
24 タイムで公表し、科学的根拠に基づく安全性を国内外へ情報発信する。
25 ② 流通及び食品関連事業者から選ばれる産地づくりを目指し、食品安全
26 や環境保全、労働安全、人権保護、農場経営管理等に資する第三者認証
27 G A P等の取得を支援する。特に、認証取得の面的拡大に向け、団体認
28 証やグループでの認証取得を重点的に推進する。
29 ③ 生産段階のG A Pから食品加工段階のH A C C Pまで一貫した品質・
30 衛生管理を実現する「信頼のフードチェーン」の確立に取り組む。
31 ④ 食品表示法（平成25年法律第70号）に基づき、表示状況の確認調査
32 や、不適正な表示事案の改善指導により、適正表示を確保する。
33 ⑤ 消費者に選ばれる産地づくりのため、資源管理や環境に配慮した漁業
34 に対する認証である水産エコラベルの認証取得を推進する。

35 (イ) 戦略的なブランディング

36 a ブランド化の推進

- 37 ① 「ふくしま」ならではのブランドを確立するため、他県のブランド化
38 の取組をしのぐ積極的なマーケティングを展開するとともに、全国でも
39 トップレベルの品質を誇る県産農林水産物を定時・定量・定質に生産・
40 供給する体制を確立する。

1 ② 米どころふくしまをけん引する県オリジナル米品種「福、笑い」を戦
2 略的にトップブランドへと育成するとともに、もも、りんご等の県オリ
3 ジナル品種等を活用した産地づくりと販売促進を一体的に進め、本県農
4 林水産物のブランド力を強化する。

5 ③ なめこ、ほんしめじの県オリジナル品種を活用し、地域の特色ある産
6 地形成を図る。

7 ④ 産地や地域の特色ある製品の新たなブランド化を推進するため、地理
8 的表示保護制度(以下「GI」という。)や地域団体商標の活用促進を
9 図り、地域製品の評価、知名度向上を図る。

10 ⑤ GI登録農林水産物を始めとする地域製品について、消費者、実需者
11 に一層求められ、選択される商品へのブラッシュアップを図るため、パ
12 ッケージデザインやロゴマークの改善など魅力あふれる商品づくり、産
13 地づくりに向けたブランディングの取組を支援する。

14 ⑥ 少量パックや小分けなど多様なライフスタイルに応じた商品形態へ
15 の対応を促進する。

16 b 県産農林水産物の魅力発信

17 テレビCM、雑誌などのメディアやSNSの活用により、県産農林水産
18 物の安全性や魅力等の情報を積極的に発信するとともに、トップセール
19 ス、量販店や飲食店等のフェアを通じて、本県農林水産物の更なる認知度
20 向上と魅力の発信によるブランド力の強化、県内外における需要の拡大
21 を図る。

22 (ウ) 消費拡大と販路開拓

23 a 国内における販売強化

24 ① 「ふくしまプライド。」の下、県産農林水産物について、量販店にお
25 けるフェアやオンラインストアの活用、食品事業者や中食・外食事業者、
26 食品加工事業者等の業務用事業者とのマッチング、商談機会の提供によ
27 り販路拡大などを推進する。

28 ② 県産材の首都圏等における中・大規模建築物等非住宅分野への利用や
29 海外輸出など新たな販路拡大を促進する。

30 ③ 県産水産物への消費者の理解を深め、消費拡大を図るため、おさかな
31 フェスティバルや朝市など水産関係イベントの開催のほか、量販店や外
32 食店、企業食堂を対象とした新たな販路開拓の取組や消費者ニーズを的
33 確に捉えた流通の改善・効率化を図る取組を支援する。

34 ④ 本県の復興に向けた公営住宅や公共施設の建築においては、積極的に
35 県産材を使用するなど必要な取組を行う。また、住宅再建においては資
36 材生産者、建築士、工務店等が連携して取り組むふくしま型の住まいづ
37 くりを支援する。

38 b 地産地消の推進

39 ① 県民が県産農林水産物や加工食品の品質の高さ、美味しさを再確認し、
40 地場製品の消費がさらに進むよう、「がんばろう ふくしま！」応援店

1 の参加事業者の拡大に取り組むとともに、量販店、農産物直売所等との
2 連携による販売キャンペーン等の取組を推進する。

3 ② 農林漁業体験を通じて子どもたちが保護者と共に旬の県産農林水産
4 物と触れ合える機会を創出する。また、保育所や学校の給食での地場産
5 品の活用などを通じて、県産農林水産物への理解を深めるとともに、幼
6 少期から健康的な食生活を浸透させ、県民の健康長寿にもつながる地産
7 地消を推進する。

8 ③ 学校給食における地場産食材の活用を進めるため、啓発活動などを実
9 施するとともに、和食献立の取り入れなど、学校給食が生きた教材とな
10 るよう、日本型食生活の理解促進を進める。また、子どもたちの望まし
11 い食習慣を形成するために、栄養バランスの整った朝食摂取などを推進
12 し、食べる力の育成を図る。

13 ④ 県産材の利用を拡大するため、間伐材等の未利用材などの木質バイオ
14 マス利用への促進や市町村等が行う熱源供給施設等の整備を支援する。

15 c 海外マーケットへの展開

16 ① 輸入規制の撤廃に向けて、あらゆる機会を捉えて働き掛けを行うよう、
17 引き続き国に求めていくとともに、県産農林水産物の安全性や品質の高
18 さ、魅力等に関する情報発信に継続して取り組む。

19 ② 海外への販路拡大を通じて農林漁業者の所得向上を図るため、「福島
20 県県産品輸出戦略」に基づき、生産者団体や独立行政法人日本貿易振興
21 機構（以下「JETRO」という。）等の諸機関と緊密に連携し、対象
22 の国・地域のニーズに応じた品質のものを安定供給する施設等の整備、
23 鮮度保持や検疫対応など輸出物流技術の高度化、計画的な進捗管理の実
24 施等により、更なる輸出拡大を図る。

25 ③ 現地における需要の創出に向け、実際に食べていただく多くの機会を
26 創出するなど、県産農産物等の品質の高さや美味しさを直接伝える取組
27 を展開する。

28 ④ 県産農林水産物の安全性等に関する情報を発信し、輸入規制撤廃後の
29 地域（特に東アジア）については、現地の反応を見極めながら輸出再開
30 の時期を検討する。

31 エ 戦略的な生産活動の展開

32 (ア) 県産農林水産物の生産振興

33 a 土地利用型作物

34 ① 県産米のトップブランドとして育成する「福、笑い」の計画的生産と
35 流通販売対策に取り組むとともに、平坦地向けの「天のつぶ」、中山間
36 地域向けの「里山のつぶ」など県オリジナル水稻品種を普及推進し、「コ
37 シヒカリ」と「ひとめぼれ」に偏重している品種構成を改善するととも
38 に、品質・食味の向上に向けた技術支援により、米どころふくしまの評
39 価を更に高める取組を推進する。
40

1 ② 需要量が拡大している中食等のニーズに対応するため、県オリジナル
2 品種を始め、様々な品種を活用した生産・販売の取組を推進する。また、
3 良質な県産日本酒の生産を支える、高品質かつ均質な「福乃香」等県産
4 酒造好適米の生産拡大を推進する。

5 ③ 飼料用米、加工用米、WCS（稲発酵粗飼料）等非主食用米の多収性
6 品種を活用した低コスト生産や、大豆、麦、そば、飼料作物等戦略作物
7 の計画的導入・安定生産による水田フル活用の取組を支援する。

8 ④ 大豆、麦、そば等の畑作物の収量・品質の安定を確保するため、計画
9 的作付による団地化、基本技術の励行を推進するとともに、新技術の導
10 入、生産体制の整備を支援する。また、関係団体と連携しながら、実需
11 者ニーズにあった品種の導入を進めるとともに、畑作物の1年2作、2
12 年3作など水田の高度利用化を促進する。さらに、生産者と実需者の結
13 び付きを強め、地域産業6次化の取組を進めるなど、経営体の所得向上
14 と産地の発展を支援する。

15 b 園芸作物

16 ① きゅうりやトマト、アスパラガスなど本県の「顔」となる主要品目を
17 対象に、園芸用施設の導入推進により、生産量の増加と出荷期間の拡大
18 を図るとともに、省力化機械や先端技術等の導入による生産性の向上と
19 低コスト化を図る取組を推進する。

20 ② 野菜生産の振興のため、新規栽培者が取り組みやすい体制づくりや、
21 雇用を活用した大規模経営体の育成、法人化を促進するとともに、集出
22 荷体制の整備・見直しにより、出荷・調製労力の軽減や、ロットの確保・
23 拡大、出荷規格の統一化等を推進する。また、土地利用型野菜について
24 は、水田を活用した作付や機械化一貫体系の導入を推進するとともに、
25 加工・業務用野菜等の実需者と結びついた高収益産地を育成する。

26 ③ 「果樹王国ふくしま」の更なる発展に向けて、ももや日本なし、りん
27 ごなど主要品目を対象に、省力化・早期成園化が可能な樹形や仕立て法
28 の導入、計画的な改植や規模拡大を推進する。

29 ④ 果樹の長期安定生産が可能となる品種構成比率への改善や、県オリジ
30 ナル品種を始めとした優良品種の導入を進める。また、モモせん孔細菌
31 病などの難防除病害虫に対して、防除作業の更なる効率化、品種の団地
32 化、病害の発生しにくい樹形及び防風ネットの導入など、地域ぐるみの
33 総合的な防除対策の徹底により被害軽減を図る。

34 ⑤ ももやりんご等温暖化による着色不良に対応するため、優良着色系統
35 の導入を促進するとともに、自然災害に対応するため、多目的防災網な
36 ど被害防止のための施設の整備を促進する。

37 また、輸出の拡大に向けて、検疫条件を満たす体制の整備を進めると
38 ともに、海外ニーズに対応した品質と生産量の確保が可能な品種構成へ
39 の誘導を図る。

40 ⑥ 樹園地や技術の継承に向けて、生産者の確保や農地の有効活用に向け

1 た産地の取組を支援する。

- 2 ⑦ 花きの主要6品目（きく、宿根かすみそう、りんどう、トルコギキョ
3 ウ、枝物類、鉢物類）については、革新的技術の導入による気候変動や
4 需要時期に対応できる生産体制の確立により、生産の拡大を推進すると
5 ともに、施設化や省力化・低コスト技術等の導入支援により、経営安定
6 への取組を推進する。また、集出荷経費の低減を図るため、バラ受け選
7 花機等の導入による生産段階での省力化、ストックポイントの整備を推
8 進する。

9 さらに、避難指示・解除区域を含む浜通り等では、枝物類や施設花き
10 の導入を推進する。

11 c 畜産物

- 12 ① 肉用牛の生産基盤強化のため、省力技術の導入や繁殖農家及び肥育農
13 家の規模拡大、繁殖肥育一貫経営や地域内一貫生産体制への転換に向け
14 た取組を促進する。また、肉用牛生産の担い手確保を図るため、企業の
15 新規参入、新たな担い手等の就農支援や高齢化に対応した省力化への取
16 組を推進する。さらに、肉用牛の改良を促進するため、ゲノミック評価
17 を活用した種雄牛造成と繁殖雌牛の能力向上を図る取組を進める。
- 18 ② 酪農の生産基盤強化のため、省力技術の導入や酪農家の経営規模拡大、
19 法人化・協業化や経営能力・技術力向上のための取組を促進する。また、
20 酪農担い手の確保・維持のため、新規就農や企業参入に向けた取組を進
21 めるとともに、労力軽減の取組を進める。さらに、個体乳量の増加によ
22 る生産性向上を図るため、高能力乳用雌牛や性判別受精卵の導入、牛群
23 検定の実施による遺伝的能力向上の取組を促進する。
- 24 ③ 養豚、養鶏の生産基盤強化のため、規模拡大や出荷頭・羽数等の増加
25 に向けた取組を進める。
- 26 ④ 自給飼料の生産拡大と効率化のため、優良品種の導入や栽培・収穫調
27 製技術の改善を推進するとともに、高性能機械の導入や水田を活用した
28 飼料生産、コントラクター（飼料生産組織）の育成を推進する。
- 29 ⑤ 地域の各種支援組織や関連産業等の関係者が連携・結集した畜産クラ
30 スター協議会設立を支援し、地域ぐるみでの高収益型畜産経営への転換、
31 生産性向上、畜産環境問題への対策を促進する。また、規模拡大や協業
32 化等による担い手の確保・育成及び機械導入や作業の共同化による省力
33 化を図るとともに、地域資源活用による耕畜連携や高付加価値化、コス
34 ト削減を図る。

35 d 林産物

- 36 ① 主伐後の再生林・広葉樹林化など、多様な森林整備への取組を推進す
37 る。また、資源量が増加する大径材の利用拡大に向け、需要創出や高付
38 加価値化につながるサプライチェーンの構築を促進する。さらに、木材
39 （素材）生産基盤及び県産材の安定供給体制を構築するため、高性能林
40 業機械や木材加工流通施設等木材生産基盤の整備を促進する。

1 ② 県産材製品の競争力を高めるため、付加価値の高い商品や優れた技術
2 の開発を促進する。

3 ③ 木材産業の再生に向けて、放射性物質の影響を受けたバーク（樹皮）
4 の処理経費の支援や木材製品等に係る安全証明体制の構築を促進する
5 とともに、未利用間伐材やバーク等を木質バイオマス等として活用する
6 など、森林資源の有効利用に向けた取組を推進する。

7 ④ 県産特用林産物の産地再生及び競争力強化のため、安定供給体制づく
8 りを支援するとともに、栽培きのこについては、「安心きのこ栽培マニ
9 ュアル」等に基づく栽培技術の普及を図る。

10 ⑤ 花粉の少ない杉苗木用の種子、穂木の供給体制を整備する。また、桐、
11 うるし等の特用樹について、生産技術の普及、消費拡大などの取組を進
12 める。

13 e 水産物

14 ① 沿岸漁業については、資源を有効に活用し生産の増大を促進するため、
15 具体的な資源管理方策を漁業者へ提示し、漁業の操業拡大に向けた協議
16 を促進する。

17 ② 水産業振興に必要となる新たな水産関連施設（水産加工施設、流通施
18 設等）の整備を支援するとともに、市場流通機能の向上を図る水産物産
19 地市場の機能分担等、効率的な流通構造の改革に係る取組を支援する。

20 ③ 内水面増養殖の振興に向け、生産技術の開発・普及や、消費拡大に向
21 けた取組を進める。

22 ④ 国や関係団体と調整しながら、沖合漁業の水揚げ促進に向けた計画の
23 策定と進行管理を支援する。また、省エネルギー機器・エンジンの導入、
24 老朽化した漁船の若返りを支援する。

25 ⑤ 県内で採卵・生産したヒラメ・アワビ・アユの放流量を震災前の水準
26 まで回復し、つくり育てる漁業の持続化・安定化を推進する。また、ホ
27 シガレイ等の新たな栽培漁業対象種の事業化に向けた実証試験に取り
28 組む。

29 ⑥ サケ回帰資源の計画的な造成のため、種苗放流を継続し、資源維持を
30 図る取組を推進する。

31 (イ) 産地の生産力強化

32 a 農業生産性の向上と低コスト化の推進

33 ① 低コスト生産技術体系やICT等を活用した効率的生産体系の構築、
34 生産性の高いビジネスモデルの確立を進める。

35 ② 先端技術を取り入れた先進的な農業を全国に先駆けて実践するため、
36 開発メーカーや関係団体等と連携して現場実装に向けた取組を進める
37 とともに、実用化の目処が立った先端技術の導入効果と収益性の検証を
38 行いながら、地域の実情に応じたスマート農業の普及拡大を進める。

39 b 林業生産性の向上と低コスト化の推進

40 ① 森林の計画的な経営管理を通じた施業の集約化に向け、森林所有者又

1 は森林所有者から経営の委託を受けた者が作成する森林経営計画制度
2 を推進し、一体的で効率的な施業と適切な保護を進めるとともに、森林
3 所有者自らが経営管理を行うことができない森林等については、市町
4 村による森林管理や意欲と能力のある林業経営者への経営管理の集
5 積・集約化のための取組を支援し、素材生産の拡大等を促進する。

6 ② 主伐期を迎えた森林の循環利用が促進されるよう、造林、保育及び素
7 材生産の低コスト化・省力化に向けた高性能林業機械の導入や、コンテ
8 ナ苗・ICT、ドローン等の活用など先進的な取組を支援する。また、
9 地域資源の循環利用を進めるため、川上から川下までの連携による生
10 産・加工・流通の低コスト化の取組を支援する。

11 c 「ふくしま型漁業」の実現

12 ① 消費者に安心して県産水産物を手に取ってもらえるよう、モニタリン
13 グ検査、漁協等による自主検査への支援と正確な情報発信により安全・
14 安心確保の取組を推進する。

15 ② 震災後、長期の沿岸漁業の自粛により変化した水産資源を少ない労力
16 で有効かつ持続的に利用する効率的な操業を促進する。

17 ③ 水産エコラベル等の第三者認証の取得や鮮度保持流通に必要な機器
18 整備等の付加価値向上の取組を支援する。

19 ④ 海洋環境や市況情報を包括した操業支援システムの構築及び操業の
20 効率化に向けた情報通信技術（ICT）の整備・導入等により、操業の
21 効率化を推進する。

22 (ウ) 産地の競争力強化

23 a 認証を活用したPR

24 県産農林水産物の市場での優位性を高めるとともに、消費者や実需者か
25 ら信頼・選択される産地づくりを目指すため、第三者認証GAPや森林認
26 証制度（FM認証、COC認証）、MEL等の水産エコラベル認証、有機
27 JAS認証、特別栽培認証などの取得や認証を活用したPRを推進する。

28 b 「ふくしま」ならではの付加価値化の取組推進

29 ① 県産農産物の機能性成分やうまみ成分を調査し見える化を図るとと
30 もに、これらを活用した「ふくしま」ならではの加工品開発等により、
31 県産農産物の販売促進・PRを図る。

32 ② 牛肉のおいしさに関与する霜降りの入り具合や香り・口溶けに影響す
33 るオレイン酸含有率、機能性成分等を有する優良な遺伝資源を持つ繁殖
34 和牛を選定するため、ゲノミック評価技術を活用した種雄牛造成と繁殖
35 雌牛の能力向上を図る。

36 ③ 高品質・良食味かつあらゆる需要に対応する米の産地確立のため、生
37 産者と関係者が一体となり、品種特性やその年の気象条件に応じた栽培
38 を行う取組を推進するとともに、中食・外食等の業務用需要に向けた取
39 組を推進する。

40 ④ 輸出に取り組む競合産地との差別化を図るため、品質保持技術の開

1 発・実証により、ももや日本なしなどの品質が保たれた状態での輸出を
2 推進する。

3 ⑤ 県産材製品の競争力を高めるため、付加価値の高い商品や優れた技術
4 の開発を促進する。

5 ⑥ 県産水産物の競争力を高めるため、漁獲から流通までの各段階におい
6 て、高鮮度を維持し、品質や価値を高める手法・技術の開発と普及を推
7 進する。また、消費者ニーズに合致し、高い競争力を持つ水産加工品等
8 の開発を促進するとともに、商品開発や品質の向上に必要なとなる施設、
9 設備等の整備を支援する。

10 c 環境と共生する農林水産業の推進

11 ① 循環型農業の実現に向けて、耕畜連携による堆肥等有機性資源を活用
12 した土づくり等を推進する。また、県内で発生する籾殻、落ち葉、竹な
13 どの有機性資源の堆肥化及び農地還元等の循環利用の取組を促進する
14 とともに、資源循環に有効な新技術の導入を図る。

15 ② 有機農業については、「福島県有機農業推進計画」に基づき、安定生
16 産のための生産基盤の強化を図るとともに、技術開発・普及や人材の育
17 成・確保、販路開拓・拡大の取組を進める。

18 ③ 「福島県地球温暖化対策推進計画」に基づき、森林による二酸化炭素
19 吸収量を確保するため、森林の整備・保全や森林づくり意識の醸成等を
20 推進するとともに、県産材の活用による住宅や非住宅建築物の木造化・
21 木質化を推進する。また、一般家庭や公共施設等における熱利用や発電
22 等の幅広い分野での再生可能エネルギーとしての木質バイオマス(チップ、
23 ペレット等)利用を促進するとともに、高温耐性のある農作物の品
24 種導入や気候変動に対応する生産技術の導入、海洋観測による環境変化
25 の把握、海況予測の高度化などを推進する。

26 ④ 「ふくしま生物多様性推進計画」に基づき、農林水産業が有する多面
27 的機能の維持・発揮や農薬・化学肥料等の適正な使用、有機農業を始め
28 とした環境と共生する農業など、生物多様性及び環境保全に関する取組
29 を推進する。

30 ⑤ 農業における廃プラスチックの回収・適正処理の徹底や循環利用を促
31 進するとともに、生態系に影響を与える海洋プラスチックゴミの低減の
32 ため、漁業系プラスチックゴミの適切な処理と漁業者のみならず地域住
33 民や都市住民による海浜清掃等の取組を推進する。

34 オ 活力と魅力ある農山漁村の創生

35 (ア) 農林水産業・農山漁村に対する意識醸成と理解促進

36 a 農林水産業・農山漁村に関する情報発信

37 ホームページ・SNS等の電子媒体、テレビ・新聞等のメディア媒体、
38 広報誌・周知チラシ等の紙媒体など多様な媒体を通じて、農林水産業・農
39 山漁村の現状、魅力を分かりやすく発信する。
40

1 b 農林水産業・農山漁村に接する場の提供

- 2 ① 県産農林水産物への理解を深めるイベントやキャンペーンなどを通
3 じて、多くの県民が県産農林水産物の魅力、農林水産業・農山漁村の役
4 割や重要性について直接感じることができる機会を設ける。
- 5 ② 農林漁業体験を通じて子どもたちが保護者と共に旬の県産農林水産
6 物と触れ合える機会を創出する。また、保育所や学校の給食での地場産
7 品の活用などを通じて、県産農林水産物への理解を深めるとともに、幼
8 少期から健康的な食生活を浸透させ、県民の健康長寿にもつながる地産
9 地消を推進する。
- 10 ③ 漁業や魚食への理解を深めるため、子どもたちに対する漁業体験学習
11 等の活動や消費者が県産水産物に直接触れることができる機会の創出
12 等を支援するとともに、水産関係団体等による魚食普及や消費拡大に向
13 けた取組を支援する。
- 14 ④ 河川や湖沼等、内水面の環境資源への理解を深めるため、研究機関に
15 よる参観デーや関係団体等が取り組む環境教育イベントの開催等の取
16 組を進める。
- 17 ⑤ 日常生活における花きの利用拡大等を推進するため、花にふれあう活
18 動等を支援する。
- 19 ⑥ 農業・農村の多面的機能の発揮に寄与する農業水利施設等について、
20 地域の将来を担う学生を中心に、全ての世代に重要性を理解していただ
21 くため、体験学習や広報活動などの取組を支援する。
- 22 ⑦ ふくしま県民の森などの公的施設の維持管理はもとより、木の良さや
23 県産材を利用することの意義に関する普及啓発や森林環境教育指導者
24 の育成などを通して、全ての世代における森林に接する機会の創出に取
25 り組む。また、植樹祭等の森林づくりイベント開催や森林づくり団体の
26 活動を支援する。

27 (イ) 農林水産業・農山漁村が有する多面的機能の維持・発揮

28 a 農業・農村の有する多面的機能の維持・発揮

- 29 ① 多面的機能支払制度や中山間地域等直接支払制度等を活用した地域
30 ぐるみで取り組む農地等の保全管理や農道等の修繕活動等を支援する。
- 31 ② 人・農地プランの実践のための地域の話し合いによる農地の集積など
32 を通して、荒廃農地の発生防止や再生・利活用を図る取組を支援する。
- 33 ③ 地域内外の様々な方々との交流活動を通じた多様な人材を確保する
34 取組や、集落間の連携などにより、農地保全や農村環境の維持を図る活
35 動を支援する。

36 b 森林の有する多面的機能の維持・発揮

- 37 ① 「福島県森林環境税」を活用し、荒廃が懸念される森林の整備を推進
38 するとともに、森林環境学習の機会の提供や県産木材の利用促進を図る。
- 39 ② 水源のかん養や土砂災害の防備等が期待される森林の保全と適切な
40 森林施業のため、保安林の指定を推進する。また、森林被害の実態把握

1 等を目的とした森林保全巡視活動に取り組み、森林の適正な管理に努め
2 る。

3 ③ 効率的な森林整備のために、林業専用道などの整備を図る。また、人
4 工林の齢級構成を平準化し森林の若返りやバランスのとれた森林資源
5 へ誘導するため、主伐後の再生林・広葉樹林化など、多様な森林整備へ
6 の取組を推進する。

7 ④ 松くい虫やカシノナガキクイムシ、シカ等による被害の拡大防止のため、
8 予防・駆除などの被害防止対策を進める。

9 ⑤ 林野火災の発生予防、初期消火体制整備に取り組み、健全な森林を守
10 る。

11 c 水産業・漁村の有する多面的機能の維持・発揮

12 ① 二酸化炭素吸収や水質浄化等の公益的機能を有する藻場・干潟の機能
13 を保全するため、漁業者による生態系保全活動を支援する。また、生態
14 系に影響を与える海洋プラスチックゴミの低減のため、漁業系プラスチ
15 ックゴミの適切な処理と漁業者のみならず地域住民や都市住民も含め
16 た海浜清掃等の取組を推進する。

17 ② 河川・湖沼の多面的機能の維持を図るため、内水面漁業協同組合等に
18 よる環境保護や環境教育等の取組を促進する。

19 (ウ) 快適で安全な農山漁村づくり

20 a 農山漁村の定住環境の整備

21 ① 農道・林道、集落排水処理施設などの計画的な整備と適切な維持管理
22 により、農村地域の産業・生活基盤の維持・改善を図る。

23 ② 水路等への転落防止のための安全施設の整備など、農業水利施設の安
24 全対策を推進する。

25 ③ 生活環境の改善や持続可能な林業経営の実現に向けて、基幹的な林道
26 の整備を図る。

27 b 鳥獣被害対策の推進

28 ① 「福島県有害鳥獣農作物等被害防止対策基本方針」により、住民が主
29 体的に地域ぐるみで取り組む生息環境管理、被害防止対策、有害捕獲を
30 組み合わせた総合的な対策の普及拡大を図るととともに、市町村におけ
31 る協議会の設置等による鳥獣被害防止推進体制の整備及び補助事業の
32 円滑な実施等を支援することにより、鳥獣被害対策を推進する。

33 ② 有害鳥獣が里に近づきにくくするため、里山林の林縁部の刈払いや除
34 伐等の適正な整備により見通しの良い緩衝帯を設置する取組を支援す
35 る。

36 ③ 漁協等が実施するカワウの効果的な駆除や追い払い等について、効果
37 の適切な評価や、持続的かつ効果的な取組を支援する。また、漁協等が
38 実施する外来魚の駆除等の被害対策の取組を支援する。

39 c 災害に強い農山漁村づくり

40 ① 防災重点農業用ため池の決壊による水害その他の災害から県民の生

1 命・財産を保護するため、防災重点農業用ため池に係る「防災工事等推
2 進計画」を策定し、計画的な工事着手を推進する。

3 ② 農業用ダム及び防災重点農業用ため池の地震・豪雨対策等のハード対
4 策と、ハザードマップの作成や地域住民への啓発活動等のソフト対策を
5 適切に組み合わせた防災対策を推進する。

6 ③ 大雨による河川の氾濫や浸水軽減を図るため、農業用ダム等の洪水調
7 節機能の強化に向けた取組を進める。

8 ④ 森林の持つ公益的機能の維持を図り、山崩れ、地すべりなど山地に起
9 因する災害から県民の生命・財産を保護するため、治山施設の整備を推
10 進する。

11 ⑤ 東日本大震災による大津波によって被災した海岸防災林を速やかに
12 復旧する。

13 (エ) 地域資源を活用した取組の促進

14 a 地域産業6次化の促進

15 ① 農林漁業者や就業希望者、大学等の学生、地域の企業、団体等、地域
16 産業6次化に取り組む新たな担い手を育成するとともに、兼業農家や地
17 域にゆかりのある方などが地域産業6次化に取り組みやすい環境づく
18 りを行う。

19 ② マーケットインの視点に基づく商品開発や商談機会の充実、商品のP
20 R強化などを支援し、販売拡大とブランド力の向上を図る。

21 ③ 多様な県産農林水産物と、観光を始めとする「食」に関連する分野と
22 の連携を強化し、6次化商品の新たな需要を発掘する。

23 ④ 生産者のみならず多様な職種、地域住民を巻き込んだネットワークの
24 構築や地域全体で取り組める仕組みづくりを進め、本県の豊かな農林水
25 産物や加工技術、伝統食や郷土食、伝統文化などの地域資源を活用した
26 地域産業6次化の取組を推進する。

27 b 特色ある地域資源の活用促進

28 ① おたねにんじんやエゴマ等の保健機能を有する地域特産物の生産拡
29 大を図るため、新規栽培者確保に向けた活動や研修会等を通じた栽培技
30 術向上を支援するとともに、地元飲食店等と連携した新たな需要創出や
31 特色ある加工品づくりを支援する。

32 ② 特色ある肉豚や地鶏などの生産拡大を図るため、「うつくしまエゴマ
33 豚」や「会津地鶏」、「ふくしま赤しゃも（川俣シャモ）」の高品質化
34 に向けた取組を促進する。

35 ③ 農村の活性化を図る取組をけん引する地域リーダーの確保・育成を促
36 進するとともに、地域特産物や棚田などの資源を活用した地域振興の取
37 組を支援する。

38 c 都市との交流の促進

39 ① 女性・高齢者の活躍の場でもある地域交流の拠点として地域活性化等
40 に資する農産物直売所等の整備を支援する。

1 ② 都市住民に対する地域資源の情報発信や地域維持活動に参加する都
2 市住民の受入体制の強化などにより、「関係人口」等の拡大につながる
3 取組を促進する。

4 ③ 豊かな地域資源をいかしたグリーン・ツーリズムや観光と連携した農
5 林漁業体験など、農山漁村と都市住民の交流活動を推進するため、地域
6 における受入体制づくりやグリーン・ツーリズムインストラクターの人
7 材育成を進めるとともに、農村地域の自然、文化、新たな発見の場など
8 の様々な魅力を県内外に発信し、誘客を促進する取組を支援する。

9 ④ 農林漁業体験民宿施設等の開設が迅速かつ円滑に進むよう支援する。

10 ⑤ 農林漁業者自らが行う農家レストラン、農林漁家への民泊、農林漁業
11 体験受入などの取組を支援し、新たな産業の育成や、雇用の創出を図る。

12 d 再生可能エネルギー導入促進

13 ① 森林整備に伴い発生する間伐材等の未利用材などの木質バイオマス
14 の安定的な供給を促進するとともに、熱利用施設等における木質バイオ
15 マス等のバイオマス利用を促進する。

16 ② 農業用水路等の管理に係る費用の負担軽減を図るため、農業用水を活
17 用した小水力発電を市町村や土地改良区等が迅速かつ円滑に導入でき
18 るよう支援する。

19
20 **(2) 中小企業等の復興及び再生のための取組**

21 商工業の分野においては、中小企業等が県外に流出することなく、今後もし
22 っかりと県内に根差した事業活動を継続できる環境を整えることが重要であ
23 る。

24 中小企業・小規模企業の経営基盤の強化に向けては、関係機関と連携した支
25 援、資金繰り支援等を含む経営力強化のための支援、専門家の派遣等による事
26 業承継の課題解決等を推進していく必要がある。

27 商業・サービス業などの振興に向けては、中心市街地等における商業施設等
28 の立地促進、商店街等が行う賑わいづくりのための取組促進などのまちづくり
29 支援を実施していく必要がある。

30 技術力・開発力の強化に向けては、革新的な技術開発や新規事業の開拓支援、
31 知的財産に関する支援、産学官ネットワークの強化等に取り組む必要がある。

32 起業・創業の促進に向けては、専門家による助言・指導や首都圏における起
33 業希望者向け相談会等を実施する。

34 企業誘致の推進と立地企業の振興に向けては、事業所等の新增設の促進や戦
35 略的な企業誘致、企業間交流の促進などの取組が必要である。

36 産業基盤の整備に向けては、港湾の整備や福島空港の機能強化などのほか、
37 流通機能の向上のための取組を推進する必要がある。

38 ア 中小企業・小規模企業の経営基盤の強化

39 (ア) 関係機関と連携した中小企業・小規模企業支援

40 ① 商工会等の中小企業支援機関や市町村、国等と連携しながら、個別企業

1 のニーズに対応したきめ細かな経営相談を実施するほか、中小企業診断士
2 等の専門家を派遣する等により経営力強化に係る課題解決を図る。

- 3 ② 福島県産業復興相談センター及び福島産業復興機構・東日本大震災事業
4 者再生支援機構により、震災前の債務が負担になって新規資金調達が困難
5 となっていた事業者の二重債務問題の解決に向けて取り組んでおり、債権
6 買い取り等を行った事業者の再生に全力を尽くす。

7 (イ) 経営力強化の支援

8 原子力災害等の影響を受けた中小企業者を支援する「ふくしま復興特別資
9 金」や「東日本大震災復興特別貸付」等を活用し、事業者の資金繰りを支援
10 する。また、将来性や成長性が期待される産業を担う中小企業等を支援する
11 「ふくしま産業育成資金」等の中小企業制度資金などにより、事業者の経営
12 基盤を強化する。

13 (ウ) 事業承継

14 国の事業承継総合支援センターや商工団体及び金融機関等の関係機関と
15 連携しながら、商工会等による承継計画策定から実施までの伴走型支援、
16 個々の経営状況に応じた専門家派遣による助言・指導等により、事業承継の
17 課題解決を図る。

18
19 イ 商業・サービス業などの振興

- 20 ① 地域の商業、サービス、居住等の様々な都市機能が集積し、また、文化・
21 伝統が蓄積された「まちの顔」としての役割を持ち、地域コミュニティの核
22 である中心市街地等について、商業施設、公共・公益施設、オフィスビルの
23 立地促進を含め、復興まちづくりを促進し、にぎわいを取り戻していく。
24 ② 市町村や、市町村と協働し復興まちづくりに取り組む法人（復興まちづく
25 り会社）等に対し、まちづくりに必要な専門家を派遣することにより、多様
26 な主体によるまちづくりの取組を促進する。
27 ③ 地域の商業機能回復のため商店街等が行う復興イベントの開催、県内外へ
28 の情報発信などそれぞれの地域の特色をいかしたにぎわいづくりのための
29 取組を促進する。
30 ④ 日常の買い物が困難となっている地域等において、商工団体や商店街等
31 による移動販売や共同配達など買い物利便性向上のための取組を促進する。
32 ⑤ 企業立地補助金や課税の特例措置等を活用し、中心市街地等にコールセン
33 ターなどオフィス機能等を誘致し、雇用の場の確保と中心市街地の活性化を
34 図る。

35
36 ウ 技術力・開発力の強化

37 (ア) 革新的な技術

- 38 ① 技術開発・新製品の開発を支援するための補助事業や「ふくしま産業育
39 成資金」等の中小企業制度資金による経営基盤の強化、民間が設立したフ
40 ァンド（運用資金、基金）等の活用により、県内中小企業による再生可能

- 1 エネルギー関連産業や医療関連産業など、成長分野への参入を促進する。
- 2 ② 「ふくしま産業応援ファンド」等の活用を通じて、県内中小企業の新製
3 品・新技術及びその構想について、市場調査、事業可能性調査及び開発並
4 びに販路開拓について支援することにより、新産業の創造、新規事業の開
5 拓、未開拓市場への参入の促進を図る。
- 6 ③ 中小企業等経営強化法（平成 11 年法律第 18 号）に基づき、経営革新計
7 画の承認を受けた中小企業者、組合等を始め中小企業者などが行う新商品、
8 新技術、新サービス開発等を支援するとともに、異なる分野の中小企業が
9 連携した新事業活動の促進や特定ものづくり基盤技術に指定された分野
10 の研究開発等の支援を行う。
- 11 ④ A I ・ I o T の導入・活用による新製品開発や生産性向上を促進するた
12 め、ハイテクプラザにおいて、最新技術や導入事例を紹介する技術研究会
13 を開催し、普及啓発を図るとともに、技術者向け研修や模擬環境を利用し
14 た検証サポート、個別課題に対する技術開発サポート等、企業の状況に合
15 わせたきめ細かな支援を行う。
- 16 ⑤ ハイテクプラザ等における研究体制を充実させる。また、大学、企業、
17 他県の公設試験研究機関等と連携し、研究・開発を行うとともに、研修生
18 の受け入れ、研究成果の発信などを行い、県内企業への技術移転を推進す
19 る。
- 20 ⑥ 新製品・新技術の開発、調査・分析、販路開拓等の費用を助成すること
21 などにより、革新的なものづくりに対する開発・技術支援機能を強化する。

22 (イ) 知的財産支援

- 23 ① 独自技術の製品化やデザイン思考の製品設計を支援するとともに、事業
24 化や販路開拓まで、知的財産の戦略的な一貫支援を行う。
- 25 ② 県内支援機関、金融機関、特許事務所等との有機的連携により、知的財
26 産相談機能の強化を図るとともに、県内企業の有する独自技術の国内外に
27 対する知的財産権利化支援や知的財産マッチング支援等による知的財産
28 活用の積極的推進を図る。

29 (ウ) 産学官ネットワークの強化

- 30 ① 地域産業復興・創生アドバイザー等による御用聞き訪問やハイテクプラ
31 ザによる企業訪問等により、新製品の開発や技術課題の解決を支援する。
- 32 ② 県内高等教育・研究機関や産学官連携の実務に携わるコーディネーター
33 等との連携を強化し、産学官共同研究や技術移転を促進する。
- 34 ③ 産学民官の連携や相談支援体制の充実などにより、中小企業の育成・強
35 化を図る。
- 36 ④ 公立大学法人会津大学（以下「会津大学」という。）は、学内の復興支
37 援センターを核に、県、会津若松市、連携協力基本協定締結企業、会津大
38 学発ベンチャー企業、その他協力企業で構成する「会津産学コンソーシア
39 ム」と連携し、I C T に関連した研究開発や人材育成等を行う。また、会
40 津大学の持つポテンシャルをいかし、県内外の企業と連携した最先端 I C

1 T技術の実証やICT技術を活用したビジネスモデルの創出を図る取組
2 や、実践的なICT人材の育成と県内定着を図る取組により、ICT技術
3 を活用した県内企業の課題解決に貢献する活動を支援する。

4 (エ) 地熱資源開発

5 地熱資源開発事業について、本県の地熱資源の可採量は42万kl(30万
6 kW)と豊富で温泉地も多い(福島県再生可能エネルギー推進ビジョン(平成
7 24年3月改訂版))ことから、地元や関係者との調整状況を踏まえ、活用を
8 検討する。

9
10 エ 起業・創業の促進

- 11 ① 起業希望者に対し、低廉な料金でインキュベートルームを提供するととも
12 に、創業時や販路開拓・拡大に必要な経費の助成、マッチングの提供、専門
13 家による助言・指導までの一体的な支援を行う。
- 14 ② 創業支援機関や女性起業家のネットワーク強化を始め、優れたビジネスプ
15 ランの表彰や創業塾の開催など、起業機運の醸成を図り、創業しやすい環境
16 づくりを進める。
- 17 ③ 首都圏等の県外起業希望者のネットワーク構築を始め、市町村等と連携し
18 たイベントや相談会の開催などを行い、Fターン(福島県へのUターン、I
19 ターン、Jターンの総称)による起業の促進を図る。
- 20 ④ 産学官金との連携により、大学シーズの発掘から事業立ち上げ、民間企業
21 とのマッチング等まで一貫した支援により大学発ベンチャーの創出に取り
22 組む。

23
24 オ 戦略的な企業誘致の振興と立地企業の振興

25 (ア) 事業所等の新增設の促進

- 26 ① 避難者を始め失業者の雇用を確保するため、地域の核となる企業の新增
27 設を促進し、雇用の受け皿づくりを強力に進める。特に、避難者を受け入
28 れている市町村においては、避難者支援という観点からも、企業誘致の促
29 進と産業の集積を強力に進めていく。
- 30 ② 地域の人的資源や研究・技術力等をいかし、多様な産業の基盤となる情
31 報通信関連産業の研究機能やデータセンター等の企業誘致を推進し、関連
32 産業の集積を図る。

33 (イ) 戦略的な企業誘致

34 ふくしま医療機器開発支援センターや福島ロボットテストフィールド(以
35 下「RTF」という。)等、新たな拠点を核として、各分野の産業協議会に
36 おける企業等のネットワークを有効に活用するとともに、企業立地セミナー
37 の開催等を通じて、再生可能エネルギー、医療、ロボット、航空宇宙やICT
38 関連産業などの成長分野を始め、裾野の広い自動車関連産業など、本県の
39 産業復興をけん引する産業分野の企業誘致を戦略的に進める。

40 (ウ) 立地補助金の活用

1 工場等の新規立地・増設費用に対するふくしま産業復興企業立地補助金、
2 津波・原子力災害被災地域雇用創出企業立地補助金及び自立・帰還支援雇用
3 創出企業立地補助金による支援や市町村等が行う工業団地の関連公共施設
4 (道路、排水、上水)に係る整備費用補助などの施策を通じ、雇用の創出及
5 び産業集積を図るとともに、原子力災害被災地域における福島県創業促進・
6 企業誘致に向けた設備投資等支援補助金による創業支援などの施策を通じ、
7 新たな産業の創出等に必要となる企業の立地促進その他の取組を進める。

8 (エ) 企業間交流の促進等

9 産業別協議会や地域企業の交流の場を設けるなど、企業間の交流を促進さ
10 せるとともに、広域的な商談会の開催や産業支援機関を通じた企業の受発注
11 情報の発信等により、企業の取引拡大や技術力強化を促進する。特に、誘致
12 企業と県内企業の取引拡大につなげるため、更なる連携の強化や取引の緊密
13 化に取り組む。

14 カ 産業基盤の整備

15 (ア) 港湾の整備

- 16 ① 小名浜港の一部について、規制の特例を活用し、福島特定埠頭として一
17 体的に貸し付けることにより、ふ頭運営の効率化と国際競争力強化を図る。
18 また、小名浜港国際物流ターミナル整備事業を推進することで、小名浜港
19 の取扱貨物量の増加と船舶の大型化に対応する。
20 ② 物流機能の高度化や荷主企業の多様なニーズに対応しながら、地元関係
21 団体と共に積極的なポートセールス活動を行い、港湾の利用を促進する。
22 ③ 港湾の利用については、港湾利用者に対する各種支援制度の創設など、
23 本県港湾の利用促進に向けた検討を行う。
24

25 (イ) 流通機能の向上

- 26 ① 流通機能向上に係る許認可のワンストップ処理の特例措置を活用し、原
27 子力災害による避難指示区域の設定等で分断された物流網の再構築や東
28 西・南北連携軸の強化など、流通機能の向上のための取組を検討する。
29 ② 広域的な人・物の交流を担い、地域間を連携する道路ネットワークにつ
30 いては、産業振興の基盤でもあることから、必要な整備を推進する。
31

32 (ウ) 鉄道

33 鉄道については、産業インフラの再生にも資する鉄道事業者の取組に対す
34 る国の適切な指導及び技術的支援を求めていく。

35 (エ) 空港

- 36 ① 福島空港については、定期路線就航先及び乗継先との広域的な人・物の
37 交流を担う航空ネットワークは、産業振興の基盤であることから、路線維
38 持と新たな定期路線の拡大などに取り組む。
39 ② 東日本大震災による地震の被害がほとんどなく、支援物資の供給等の拠
40 点として大きな役割を果たしたことから、災害に強い福島空港の特性をい
かし、緊急支援物資や資材の受入、自衛隊や災害派遣医療チーム（DMA

1 T) といった救援隊の受入、救援ヘリコプター臨時離着陸場の指定など、
2 県内の災害だけでなく、広域的な大規模災害にも対応できるよう、福島空
3 港の防災機能の充実・強化について検討を行う。

5 (3) 商品の販売等の不振の実態の調査及びその実態を踏まえた対応

6 県産農林水産物の販売価格については、原子力災害に伴う風評を要因とした
7 全国平均との価格差は徐々に縮小しているが、依然として全国平均を下回る品
8 目や、震災前の価格ポジションの回復に至っていない品目が多く残っている。
9 また、桃や牛肉など品質の高い本県農産物を他県産より安価で調達、購入でき
10 る実態が流通・消費の場へ浸透し、低下した価格水準が固定化している状況と
11 なっている。

12 こうした状況を踏まえ、いまだ根強く残る風評の払拭を図るため、国に対し、
13 福島県産農産物等流通実態調査の継続的な実施と、調査結果に基づく流通関係
14 者への指導、助言その他の必要な措置を講じることを求めていく。

15 また、放射性物質検査及び生産から流通・消費に至る総合的な対策を継続す
16 るとともに、流通実態調査の結果や情勢の変化に応じた「ふくしま」ならでは
17 のブランドの確立、原子力災害により立ち後れた産地評価を回復するために必
18 要となる対策を実施していく。

20 (4) 雇用の確保に向けた取組との連携

21 産業の復興・再生を推進していくためには、担い手となる人材の確保が重要
22 である。

23 浜通り地域を中心に、有効求人倍率は高水準を維持しており、多くの職種で
24 人手不足の状況が続いている状況にある一方、事務職等では求人数が求職者数
25 を下回るなど、職種間でのミスマッチが生じている。

26 こうした状況を踏まえ、安定的な雇用の確保・就労支援に向けては、きめ細
27 かな就職相談の実施や就労支援を行う必要がある。また、若者・女性・高齢者・
28 外国人材など多様な人材の就労支援に向け、それぞれの状況に応じた取組を複
29 層的に行う必要がある。

30 加えて、関係機関と連携し幅広い分野の地域産業に対応できる、高度な知識・
31 技能等を持った、将来を担う産業人材を育成していく必要がある。

32 ア 安定的な雇用の確保・就労支援

33 ① 人手不足を背景に有効求人倍率は高水準を維持しており、雇用者と求職
34 者のニーズが合っていない、雇用のミスマッチが生じていることから、被
35 災者等に対するきめ細かな就労支援を行う。

36 ② ハローワークと連携しながら、きめ細かな職業相談を実施するとともに、
37 求人開拓、求人情報の提供等を行うほか、就職面接会等を開催する。

38 ③ 東京や県内各地に就職支援窓口を設置し、県内就職を希望する学生等の
39 就職支援を行うとともに、県内企業の求人情報や魅力情報を広く発信する
40 ことにより、本県の復興を支える多様な人材の確保を促進する。

- 1 ④ 離職者等に対し、地域に密着した求人情報等を提供するとともに、きめ
2 細かな就職支援を行い、求人と求職のマッチングを促進する。また、県内
3 企業の情報発信力の強化を促進し、求人ノウハウの取得など企業の求人活
4 動を支援する。
- 5 ⑤ 県内外の避難者への就労支援については、専任の相談員による巡回就職
6 相談を実施し、地元のハローワークと連携を図りながら、就職情報提供等
7 を行う。
- 8 ⑥ 被災離職者等の早期就職を実現するため、復旧・復興へ向けた県内産業
9 の動向を踏まえながら、地域や企業のニーズにマッチした多様な職業訓練
10 コースの提供を行う。また、被災離職者等が安心して就業に必要な技能や
11 知識を習得し早期就職が図られるよう、公的職業訓練受講者に対し訓練手
12 当を支給する。
- 13 ⑦ 事業再開等に際して各種産業施策による支援を受け、安定的な雇用を創
14 出することにより被災者を受け入れる場合、「ふくしま産業復興雇用支援
15 事業」による助成を行う。
- 16 ⑧ 転職者の就労支援に関しては、地域の雇用や人材育成に関する取組を情
17 報発信するとともに、ハローワークと緊密に連携して、企業の即戦力とな
18 る人材の確保を支援する。
- 19 ⑨ 県内学生等については、県内の高等教育機関で構成する団体と連携して
20 地元の新卒大学生等の地元企業への就職を促進する取組を行うなど、若者
21 のU I Jターンを促進するとともに、若者の県内定着を図る。
- 22 ⑩ 女性や高齢者への就労支援については、受入企業の掘り起こしや、県内
23 の就職支援窓口によるマッチング等を行うほか、企業内における働き方改
24 革への取組を支援するなど、多様な人材が活躍できる環境づくりを支援し
25 ていく。
- 26 ⑪ 外国人材の受入れに関しては、外国人材雇用に係る企業向け相談窓口を
27 設置・運営するとともに、外国人材就労制度の解説や人材活用事例の紹介
28 を行うセミナーを実施することにより、地元企業における外国人材の受入
29 れに向けた取組を支援する。
- 30 また、生活者としての外国人住民に対して多言語による生活相談を行う
31 とともに、日本語学習機会の拡充や県内各地域におけるコミュニティ形成
32 を支援する。

33 34 イ 将来を担う産業人材の育成

- 35 ① テクノアカデミーによる人材育成を始め、専門学校、大学、企業等と連
36 携しながら、ロボット関連、再生可能エネルギー関連や医療機器関連、観
37 光関連分野などの地域産業に対応できる、高度な知識と技術力を備えた産
38 業人材育成に取り組む。
- 39 ② また、復興を担う産業人材を育成するため、産学官連携により「ふくし
40 ま産業人材育成コンソーシアム」を運営し、産業人材育成に係る様々な課

1 題を検討し、課題解決に向けた取組や連携事業を行う等により、県内産業
2 の復興を担う人材の効果的かつ効率的な育成を図る。

- 3 ③ さらに、県内企業の在職者などを対象に、テクノアカデミーやハイテク
4 プラザにおける訓練や研修を実施し、県内企業を支える高度な技能・技術
5 を有する産業人材の育成を進める。

7 (5) 観光振興等

8 観光振興等においては、国内外からの誘客を促進するとともに、観光地の魅
9 力の底上げや県産品のブランド力強化など人を引き付けるコンテンツの磨き
10 上げなどが重要である。

11 国内観光の推進に向けては、新たな観光資源を活用したホープツーリズムの
12 定着等に向けた取組とともに、観光キャンペーンの実施、教育旅行の回復と推
13 進に向けた誘致キャラバンの実施等により福島の正確な情報発信・プロモーシ
14 ョンを行う必要がある。

15 国際観光の推進に向けては、福島ならではの観光資源をいかしたコンテンツ
16 の造成等による外国人観光客の誘致や、近隣県等との広域連携による周遊促進
17 に取り組む必要がある。

18 観光地の魅力の増進に向けては、国内外からの多様な観光客に対応するため
19 のバリアフリー化やワーケーション設備などの受入環境の整備等の推進、環境
20 に配慮した観光地づくりの推進、文化・史跡など地域の観光資源の復興支援に
21 取り組む必要がある。

22 県産品の振興と輸出拡大に向けては、伝統工芸・地場産業の販売力強化や人
23 材育成・後継者確保等に取り組みながら、ブランド力の強化や販路開拓等によ
24 り国内外における販売を促進していく必要がある。

25 福島空港の利活用促進に向けては、震災以降運休が続いている国際定期路線
26 の再開と拡充、観光誘客と企業誘致の観点での国内路線の維持と拡充に取り組
27 むとともに、各種イベントの実施や防災機能の充実・強化について検討するな
28 ど、新たな特色づくりに取り組む必要がある。

29 ア 国内観光の推進

30 (ア) 新たな観光資源を活用するホープツーリズム等の推進

31 a グリーン・ツーリズムの推進

32 グリーン・ツーリズム（農山漁村において、その土地の自然、文化、人々
33 との交流を楽しむ滞在型の余暇活動）の推進に欠かせない地域ごとの受入
34 団体整備を推進し、農産物直売所の設置に対する支援やグリーン・ツーリ
35 ズムを実践する農林漁業体験民宿施設等の開設支援等を行うほか、県内外
36 に対して農産物直売所や農林漁業体験民宿施設等のPRを展開する。

37 b ホープツーリズムの定着及び推進

38 ① 原子力災害による避難指示が解除された地域等においては、廃炉、ロ
39 ボット、再生可能エネルギー等の分野における新たな産業拠点や東日本
40 大震災と原子力災害の記憶を伝える施設が設置されており、現在も廃炉

1 作業や環境再生事業が行われている。これらを活用したホープツーリズム
2 ズムを始め、県内の自然や観光資源を活用したエコツーリズム、スポーツ
3 ツーリズムや障がい者に優しいツアーなど、ふくしまならではのツーリ
4 ズムを推進するとともに、これらの受入体制の充実強化を図る。

5 ② 東日本大震災の経験を踏まえた防災教育や再生可能エネルギーの推
6 進、環境保全の取組等の新たな素材を活用した体験プログラムづくりや
7 人材育成、教育旅行誘致に向けた受入体制の整備を推進する。

8 ③ 豊富な農産物や特色ある食文化、多様な伝統工芸品など、恵まれた地
9 域資源を最大限に活用し、これらをテーマとした地域住民との交流や制
10 作体験を盛り込んだ新たな旅行商品を造成する。

11 (イ) 正確な情報発信・プロモーション

12 a 観光復興キャンペーンの推進

13 ① 原子力災害に伴う風評の払拭と観光誘客を図るため、テレビ、ラジオ、
14 新聞、インターネットなどの各種メディアを活用しながら、継続的に本
15 県の観光地の魅力と正確な情報の発信に取り組む。

16 ② 観光客を効果的に誘致し、本県全体への誘客の底上げを図るため、市
17 町村や地元フィルムコミッションなどと連携し、テレビや映画製作活動
18 の誘致及び各種メディアとのタイアップを始め、鉄道、バスなどの交通
19 事業者や高速道路会社と連携した誘客キャンペーン等を展開するとと
20 もに、県内観光地の魅力の磨き上げと新たな魅力づくりを併せて行う。

21 ③ 観光復興の重要な役割を担う旅行会社に対して継続的に交流会や説
22 明会を開催し、本県復興への理解と協力の促進に努めるとともに、旅行
23 会社と連携しながら、誘客につながるPR事業や県内旅行商品の造成促
24 進に取り組む。

25 b イベント及びコンベンション誘致の推進・開催、交流促進

26 ① 多くの人々に、実際に本県に来て、見て、現状を知ってもらうため、
27 国を始め様々な公的団体の協力の下、国内外の様々なイベント、スポー
28 ツ競技大会及び会議等を誘致する。

29 ② 被災地の団体や子どもが演じ手の団体を中心にした県内の伝統芸能
30 の公演及び交流会を開催する。

31 ③ 本県の現状を理解し“福島は今”を伝えてもらうため、福島県人会と
32 連携し、情報発信や交流等を行う。

33 c 教育旅行の回復と推進

34 ① 教育旅行の誘致・回復に向け、本県の豊かな自然や歴史・伝統文化を
35 いかした体験型プログラムの充実や、未曾有の震災を経験した福島でし
36 かできないプログラムの開発を進める。

37 ② 学生を始め教育旅行関係者に対して、官民一体となった教育旅行誘致
38 キャラバンや校長会・保護者会等における説明活動など、きめ細かな働
39 き掛けを行う。

40 ③ 教育旅行関係者が福島の実況を正しく理解するため、県内を視察する

1 取組を推進する。

2 ④ 県外の多くの子どもたちが実際に来県し、福島のような魅力を体験で
3 きる機会を創出する。

4 ⑤ 東日本大震災と原発事故による未曾有の複合災害を風化させず、語り
5 部の口演等により震災を経験していない世代等に自分事として感じて
6 もらう場を提供する。

7 ⑥ 県外の高校生や大学生の合宿誘致を図るため、地域の受皿強化や共同
8 での合宿誘致キャラバンなどに取り組み、若い世代に福島の魅力を発信
9 する。

10 11 イ 国際観光の推進

12 (ア) 外国人観光客誘致の推進

13 ① 県では、東南アジア、東アジア、欧米豪からの観光誘客に力を入れ、そ
14 の中でも台湾、タイ、ベトナム、豪州、アメリカ等といった国々からの観
15 光客が増加しており、重点市場としている。本県観光資源の認知度（ブラ
16 ンド力）の更なる向上を図るため、現地における観光プロモーションの展
17 開、現地旅行関係者やメディア等を招請するなど、市町村との連携を密に
18 しながら、外国人目線による情報発信の強化と効果的な観光PRに積極的
19 に取り組む。

20 ② インバウンドの県内誘客の加速化に向けては、玄関口となる福島空港の
21 国際線再開に最大限に努めるとともに、他空港との連携も図りながら、幅
22 広いニーズに対応可能な魅力的な広域観光ルートの開発に取り組む。

23 ③ 訪日旅行者の旅行形態が団体旅行からFIT（個人旅行）やSIT（特
24 別な目的を持つツアー）へと移行していることから、旅行満足度の向上と
25 リピーターの増加に向けて、主な観光地の標識等の多言語表記やキャッシ
26 ュレスの促進を図るなど、外国人個人旅行者等の受入体制の整備を促進す
27 る。

28 ④ 恵まれた自然、温泉や歴史有る文化、食などを始めとした福島ならではの
29 観光資源をいかした体験型メニューの磨き上げのほか、外国人観光客の
30 ニーズに合わせた新規メニューの創出など市町村、地域と連携しながらコ
31 ンテンツ造成に取り組む。

32 ⑤ サムライの精神と文化を体感する旅をサムライスピリッツツーリズム
33 と称し、世界で8千万人を超える武道コミュニティ、日本文化好きコミュ
34 ニティをターゲットングし、誘客を図る。

35 ⑥ 重点市場に現地送客窓口を設置し、切れ目なく旬なプロモーション活動
36 を行う。

37 (イ) 広域連携の推進

38 ① 人気の高いコンテンツを持つ栃木県や茨城県と連携した「ダイヤモンド
39 ルート」による周遊促進、誘客を図る。

40 ② 東北各県、近隣県や東北観光推進機構と共同で事業を実施するなど広域

1 連携による周遊促進、更なる認知度の向上につなげる。

2 (ウ) 観光地等の原子力災害に関する情報発信等

3 海外の各国における本県に対する風評の払拭、渡航制限等の解除又は緩和を進めるため、主な観光地の空間線量率や食品等の放射能検査の状況を
4 多言語表記化も含めホームページ等で定期的に発信する。なお、本県の観光情報を様々な媒体を使い、国内外へ発信することで観光産業の復興を図
5 る。
6
7

8
9 ウ 観光地の魅力の増進

10 a 国内外からの観光客に対するバリアフリー化等の推進

11 ① 外国人や高齢者、障がい者など来訪者にとって旅行に適した環境の整備
12 を促進するため、県内の観光事業者や医療・福祉関係者等の協力を得ながら
13 バリアフリー化を図る。

14 ② ICTを活用して、観光情報をタイムリーに発信するとともに、快適で
15 利便性の高いサービスを旅行者に提供して観光誘客を図る。また、ICT
16 の活用も含めたキャッシュレス決済利用施設拡大等の実証実験や普及推
17 進等により、国内外からの観光客の利便性向上を検討する。

18 ③ 外国人を含む観光客の受入体制を整備するため、観光誘客にも活用でき
19 る道路の整備や2次交通機関を活用した観光ルートの拡充にも取り組む
20 とともに、本県の主な観光地はもとより、2次交通機関やレンタカー等の
21 多言語化に対し支援を行う。

22 ④ 観光地の新たな付加価値につながるワーケーションに対応した環境整
23 備や定着を図るための取組を推進する。

24 ⑤ ホスピタリティ（おもてなし）の向上や人材育成等、観光地としての魅
25 力づくりにつながる取組を推進する。

26 ⑥ 県内の団体と連携を図りながら歴史的建造物の保全活用に係る専門家
27 を養成して、地域資源となる建築物の保存・改修を促進し、これらの建築
28 物を活用した観光・交流人口の拡大を図る。

29 ⑦ 外国人観光客を観光案内できる有償ガイドとして福島地域通訳案内士
30 を活用等することで、本県の現状に対する正しい理解の促進とホスピタ
31 ティ（おもてなし）面での向上を図る。また、福島地域通訳案内士の活用
32 等に当たっては、案内に必要な知識や技術を習得する育成研修と認定事務
33 を県が実施するとともに、市町村と連携しながら十分に活用できるよう調
34 整及び検討を行う。

35 b 環境に配慮した観光地づくりの推進

36 再生可能エネルギーや地域内循環型社会システムの導入など、環境保全を
37 率先する先進的な観光地づくりを推進する。

38 c 観光資源の復興支援

39 ① 国からの支援を受け、被災した文化財や歴史的建造物等の復旧、地域の
40 伝統や文化を維持、復活させることで、地域の魅力を再興する。

1 ② 広域的な人・物の交流を担い、地域間を連携する道路ネットワークにつ
2 いては、観光振興の基盤でもあることから、必要な整備を推進するととも
3 に、無電柱化を進め、街なみの景観や都市防災機能を向上させる。また、
4 鉄道については、観光インフラの再生にも資する鉄道事業者の取組に対す
5 る国の適切な指導及び技術的支援を求めていくとともに、地元自治体とと
6 もに鉄道事業者と協力して鉄道網をいかした観光施策等を推進する。

7 8 エ 県産品の振興と輸出拡大

9 (ア) 国内における販売促進

10 ① イベント開催等を通じ、「ふくしまの酒」を始めとする県産品の品質
11 の高さやおいしさなどの魅力を発信し知名度を向上させるとともに、デ
12 ザインの活用や動画の制作・配信など様々な手法を駆使することで、県
13 内外の消費者の信頼を集め、福島県産品のブランド力を強化する。

14 ② 福島県観光物産館及び首都圏情報発信拠点「日本橋ふくしま館」にお
15 いて、魅力ある県産品の販売や飲食の提供、催事の充実・強化を図ると
16 ともに、県内事業者や市町村等が行うプロモーション活動の機会を提供
17 することにより、県産品の魅力を効果的に発信しながら、販売を促進す
18 る。

19 ③ 加工食品等の大型展示会・商談会への出展やビジネスマッチングの支援、
20 ネット通販（EC）促進を図る事業費の助成等により、県内事業者の販路
21 拡大に取り組む。

22 (イ) 海外における販売促進

23 ① 県産品輸出の現状や品目毎の輸出可能数量等を踏まえながら、輸出先
24 国に対して、県産品の品質の高さ等を丁寧に伝えることを通じて、既に
25 県産品を輸出している国への輸出拡大や、新たな輸出先となる国・地域
26 の開拓に積極的に取り組む。

27 ② 福島県貿易促進協議会やJETROを始めとする関係機関と連携し、
28 きめ細かな情報提供や輸出向け有望品目の開拓・ブラッシュアップ、海
29 外バイヤーとの商談機会の提供など、事業者のニーズに対応した幅広い
30 支援を行い、輸出に関心のある県内事業者の円滑な海外展開を図る。

31 (ウ) 伝統工芸・地場産業の振興

32 ① 市場ニーズを捉え、県内の伝統工芸・地場産業事業者と、クリエイタ
33 ーや異業種との連携を進めながら、売れる商品の開発を支援するととも
34 に、デザインの活用等を通じて、製品の潜在的な魅力を引き出し、消費
35 者に訴求することにより販売力強化を目指す。

36 ② 伝統工芸・地場産業の維持・発展に向けた事業者の技術の継承を支援
37 するとともに、マーケティングやブランディングなどの販売力強化を図
38 る学びの機会の提供やインターンの実施等により、伝統工芸・地場産業
39 の人材育成・後継者確保に取り組む。

40

1 オ 福島空港の利活用促進

2 (ア) 国際路線再開と拡充

- 3 ① 震災以降運休が続いている福島空港国際定期路線（上海、ソウル）の一
4 日も早い再開が必要であることから、航空会社に対し、まずはチャーター
5 便の運航の働き掛けを行い、実績を積み上げながら定期路線の再開を目指
6 す。そのため、当該チャーター便の運航期間及び定期路線が再開し安定す
7 るまでの間、航空会社等への運航支援を実施する。
- 8 ② 震災、原発事故の影響により、激減した国際チャーター便について、台
9 湾、ベトナムを中心に回復傾向となっているが、全国的な外国人観光客の
10 伸びに比べて本県の伸びは鈍い状況にある。外国人観光客の増加に向けて
11 国際チャーター便の更なる誘致に向けて関係国及び航空会社へ運航を働
12 き掛けるとともに、航空会社等への運航支援を実施する。
- 13 ③ 将来的には上海、ソウルの国際定期路線を震災前の状況以上（上海：週
14 2便、ソウル：週3便）とすることを旨すとともに、中国や韓国以外か
15 らも国際定期路線が就航できるよう国と連携しながら航空会社に運航を
16 働き掛ける。
- 17 ④ 国際定期路線の再開により、定期便のベリー（旅客機の下部貨物室）ス
18 ペースを活用した国際貨物の利用促進を図る。

19 (イ) 国内路線維持と拡充

- 20 ① 福島空港国内定期路線は、観光誘客と企業誘致の基幹となる公共交通イ
21 ンフラであり、就航先からの誘客拡大やビジネス利用促進に取り組み、搭
22 乗率向上による路線維持、拡大を図る。
- 23 ② 福島空港の利便性を高め交流人口の更なる拡大と地域振興を図るため、
24 現在の大阪（伊丹）、札幌（新千歳）以外の新たな路線開設を目指し、国
25 内チャーター便の実績を積み上げ、航空会社等への働き掛けを行う。

26 (ウ) 福島空港の新たな特色づくり

- 27 ① 福島空港へ誰もが気軽に訪問できる環境を整備するため、空港見学会や
28 各種イベントを積極的に実施し、来場者に空港に対する理解を深めてもら
29 うとともに、一層のにぎわいの創出を図る。
- 30 ② 福島空港については、東日本大震災による地震の被害がほとんどなく、
31 支援物資の供給等の拠点として大きな役割を果たしたことから、災害に強
32 い福島空港の特性をいかし、緊急支援物資や資材の受入、自衛隊や災害派
33 遣医療チーム（DMAT）といった救援隊の受入、救援ヘリコプター臨時
34 離着陸場の指定など、県内の災害だけでなく、広域的な大規模災害にも対
35 応できるよう、福島空港の防災機能の充実・強化について検討を行う。

36
37 (6) 風評払拭への対応

38 県内全域で根強く残る風評の払拭に向け、「福島県風評・風化対策強化戦
39 略」に基づき、農林水産物、県産品、観光の各分野において、正確な情報を
40 粘り強く発信しながら、それぞれの取組を継続して進めていくことが重要で

1 ある。

2 農林水産物の風評の払拭に向けては、生産段階における取組、流通・販売
3 段階における取組を複層的に実施するとともに、海外における輸入規制撤廃
4 のため、国と連携して、安全性や品質の高さ等の情報を発信していく必要が
5 ある。

6 加工品・工業製品等の風評の払拭に向けては、ブランド力の向上、地域産
7 業6次化に取り組み、効果的な情報発信等を行うことで販路拡大や輸出拡大
8 等を図る必要がある。

9 観光分野における風評の払拭に向けては、福島ならではの地域資源・観光
10 資源を活用したツーリズムの推進やイベント・コンベンションの誘致、メデ
11 ィアミックスによる情報発信等に取り組む必要がある。

12 ア 農林水産物の風評の払拭

13 (ア) 生産段階における取組

14 ① 生産段階における放射性物質対策を徹底するとともに、農畜産物につい
15 ては、この取組を客観的に説明できる第三者認証GAP等の取得を促進す
16 る。また、国や市町村及び関係団体等と連携し、農林水産物の放射性物質
17 の検査について、引き続き必要な検査体制を整備する。

18 ② 国が実施する福島県産農産物等流通実態調査の結果や情勢の変化を踏
19 まえた「ふくしま」ならではのブランドの確立、原子力災害により立ち遅
20 れた産地評価を回復するための対策を推進する。また、新たな商品開発と
21 商品のブラッシュアップ等により県産品のブランド化を図る。

22 ③ 出荷期間の拡大と安定的に供給できる生産体制等を構築するため、産地
23 の生産力強化に取り組む。

24 ④ GAPや有機JAS、水産エコラベルの認証取得の推進や、オリジナル
25 品種の開発と流通促進により、高付加価値化・オリジナリティによる競争
26 力強化に取り組む。

27 (イ) 流通・販売段階における取組

28 ① 流通・販売段階においては、放射性物質検査の正確かつ分かりやすい情
29 報発信に取り組むとともに、県産品の消費拡大に資する取組を支援する。
30 また、多様なアプローチによる流通・販売促進や海外への販路拡大により、
31 新たな販路・販売棚の確保に取り組む。

32 ② 風評払拭に向けた消費者、流通業者等への放射性物質に関する正しい知
33 識の普及・啓発のため、「風評払拭・リスクコミュニケーション強化戦略」
34 を策定する国と連携し、国内外に対する正確で効果的な情報発信や販路拡
35 大などに引き続き取り組む。また、平成29年2月に設立した「福島県産
36 農林水産物の風評払拭対策協議会」等を通じて、国、農業関係団体等関係
37 者と一体となって、県産農林水産物の風評被害の実態や施策の効果を検証
38 するとともに、風評の払拭に向けて積極的に取り組んでいく。

39 (ウ) 輸入規制撤廃に向けた取組

40 海外の輸入規制の撤廃に向け、政府間の交渉を強力に進めるよう国に求め

1 るとともに、国と連携し、県産農林水産物の安全性や品質の高さ、魅力等に
2 関する情報発信を継続して進める。

3
4 イ 加工品、工業製品等の風評の払拭

5 (ア) ブランド力の向上

- 6 ① 県産品の魅力や品質の高さの発信・付加価値の高い商品の開発支援など、
7 ブランド力の向上に資する取組を通じて風評の払拭を図る。
8 ② 加工食品や工業製品等の放射線検査体制の整備を図るとともに、放射線
9 量や安全性に関する正確な情報発信を行い、国内外の信頼の回復と流通の
10 正常化、放射線の基準や影響に関する正しい知識の普及・啓発を促進する。
11 ③ 商品等需要開拓事業を活用し、地域団体商標の登録料・出願料の減額措
12 置を契機とした地域ブランドの確立を促進することで、ブランド力の向上
13 を図る。

14 (イ) 地域産業6次化

15 農商工連携や企業の農業参入等の動きを発展させ、地域産業6次化を推進
16 するため、「ふくしま産業育成資金」等の中小企業制度資金、「ふくしま産業
17 応援ファンド（地域資源活用型）」や「ふくしま地域産業6次化復興ファン
18 ド」、ハイテクプラザ等の研究開発事業を活用し、県内農林漁業者、中小企
19 業等の強みをいかした商品開発・販路拡大を促進する。

20 (ウ) 販路拡大

- 21 ① 商談会・展示会等への出展、ビジネスマッチングや、新たなブランドづ
22 くり、魅力ある新商品の開発等を支援する。
23 ② 加工食品や工芸品など、取引に影響を受けている地場産業の維持・復興
24 に向けた商品力向上や基盤技術の開発を促進する。
25 ③ 県外事務所等を活用した商品情報等の提供や企業からのニーズの把握
26 により、販路拡大を図る。
27 ④ 首都圏情報発信拠点「日本橋ふくしま館」や「福島県観光物産館」にお
28 ける催事やイベントの充実・強化や、ホームページやSNS、ネット通販
29 （EC）などの活用により、県産品の効果的な情報発信と販売促進を行う。
30 また、これらのアンテナショップを活用し、県内事業者や市町村等が行う
31 プロモーション活動を促進する。

32 (エ) 輸出拡大

- 33 ① 国と連携しながら、各国・地域が行っている輸入規制の撤廃と風評の払
34 拭に向けた取組を行う。
35 ② 震災以前の主たる輸出先であった東アジア地域について、政府関係者や
36 流通関係者等への働き掛けや、マスコミ、バイヤー等の招請など、食品を
37 中心とする輸入規制の撤廃に向けた取組を行うとともに、現地の市場調査
38 や在外公館等との情報交換など、規制撤廃後の速やかな輸出再開に向けた
39 取組を進めるほか、ASEAN諸国など新たな市場の開拓に取り組む。

40 (オ) 県産材の振興

1 県産木材など地域資源を活用する地域住宅関連産業の振興を図る。

2
3 ウ 観光振興等における風評の払拭

4 (ア) ホープツーリズムの定着及び推進【再掲】

- 5 ① 原子力災害による避難指示が解除された地域等においては、廃炉、ロボ
6 ット、再生可能エネルギー等の分野における新たな産業拠点や東日本大震
7 災と原子力災害の記憶を伝える施設が設置されており、現在も廃炉作業や
8 環境再生事業が行われている。これらを活用したホープツーリズムを始め、
9 県内の自然や観光資源を活用したエコツーリズム、スポーツツーリズムや
10 障がい者に優しいツアーなど、ふくしまならではのツーリズムを推進する
11 とともに、これらの受入体制の充実強化を図る。
- 12 ② 東日本大震災の経験を踏まえた防災教育や再生可能エネルギーの推進、
13 環境保全の取組等の新たな素材を活用した体験プログラムづくりや人材
14 育成、教育旅行誘致に向けた受入体制の整備を推進する。
- 15 ③ 豊富な農産物や特色ある食文化、多様な伝統工芸品など、恵まれた地域
16 資源を最大限に活用し、これらをテーマとした地域住民との交流や制作体
17 験を盛り込んだ新たな旅行商品を造成する。

18 (イ) 正確な情報発信・プロモーション【一部再掲】

19 a 観光復興キャンペーンの推進

- 20 ① 原子力災害に伴う風評の払拭と観光誘客を図るため、テレビ、ラジオ、
21 新聞、インターネットなどの各種メディアを活用しながら、継続的に本
22 県の観光地の魅力と正確な情報の発信に取り組む。
- 23 ② 観光客を効果的に誘致し、本県全体への誘客の底上げを図るため、市
24 町村や地元フィルムコミッションなどと連携し、テレビや映画製作活動
25 の誘致及び各種メディアとのタイアップを始め、鉄道、バスなどの交通
26 事業者や高速道路会社と連携した誘客キャンペーン等を展開するとと
27 もに、県内観光地の魅力の磨き上げと新たな魅力づくりを併せて行う。
- 28 ③ 観光復興の重要な役割を担う旅行会社に対して継続的に交流会や説
29 明会を開催し、本県復興への理解と協力の促進に努めるとともに、旅行
30 会社と連携しながら、誘客につながるPR事業や県内旅行商品の造成促
31 進に取り組む。

32 b イベント及びコンベンションの誘致・開催、交流促進

- 33 ① 多くの人々に、実際に本県に来て、見て、現状を知ってもらうため、
34 国を始め様々な公的団体の協力の下、国内外の様々なイベント、スポー
35 ツ競技大会及び会議等を誘致する。
- 36 ② 被災地の団体や子どもが演じ手の団体を中心にした県内の伝統芸能
37 の公演及び交流会を開催する。
- 38 ③ 本県の現状を理解し“福島は今”を伝えてもらうため、福島県人会と
39 連携し、情報発信や交流等を行う。

40 c 教育旅行の回復と推進

- ① 教育旅行の誘致・回復に向け、本県の豊かな自然や歴史・伝統文化をいかした体験型プログラムの充実や、未曾有の震災を経験した福島でしかできないプログラムの開発を進める。
- ② 学生を始め教育旅行関係者に対して、官民一体となった教育旅行誘致キャラバンや校長会・保護者会等における説明活動など、きめ細かな働き掛けを行う。
- ③ 教育旅行関係者が福島の実況を正しく理解するため、県内を視察する取組を推進する。
- ④ 県外の多くの子どもたちが実際に来県し、福島の様々な魅力を体験できる機会を創出する。
- ⑤ 東日本大震災と原発事故による未曾有の複合災害を風化させず、語り部の口演等により震災を経験していない世代等に自分事として感じてもらう場を提供する。
- ⑥ 県外の高校生や大学生の合宿誘致を図るため、地域の受皿強化や共同での合宿誘致キャラバンなどに取り組み、若い世代に福島の魅力を発信する。

d 観光地等の原子力災害に関する情報発信等

海外の各国における本県に対する風評の払拭、渡航制限等の解除又は緩和を進めるため、主な観光地の空間線量率や食品等の放射能検査の状況を多言語表記化も含めホームページ等で定期的に発信する。なお、本県の観光情報を様々な媒体を使い、国内外へ発信することで観光産業の復興を図る。

e メディアミックスによる情報発信等

テレビ、ラジオ、インターネット等多くの媒体を活用したメディアミックスや各種検査結果のホームページでの迅速な公表により、国内外に向けて正確で効果的な情報発信を行う。また、国の支援を受けながら、海外訪問、駐日外交団及び外国の報道機関の本県への招聘や、ポータルサイトの多言語化など、風評・風化対策のための海外に向けた情報発信を強化する。

3 本県産業の復興及び再生に資する規制の特例（産業復興再生事業）

産業復興再生事業として法第7条第5項第1号に掲げられた事業については、本計画に定め、国に認定されることにより、法に基づき、規制の特例の適用を受けることができる。

(1) 商品等需要開拓事業

ア 現状と課題

本県は、広い県土と多様な気候風土、特色ある地域文化や地域資源に恵まれており、これらを活用した地場産業や観光産業等が発展して、地域経済を支えてきた。しかし、原子力災害及びこれに伴う風評により、「福島県」及び「福島県の地域、物産」のブランド力は著しく低下し、平成23年の宿泊旅行統計における宿泊者数が前年比の26.7%と大きく落ち込んだが、その後の取組によ

1 復、観光誘客の増加などの効果が期待できる。

3 (2) 新品種育成事業

4 ア 現状と課題

5 これまで、本県では水稲、ソバ、桑、オタネニンジン、イチゴ、アスパラガ
6 ス、モモ、リンゴ、ナシ、ブドウ、リンドウ、なめこなど本県の気象・地域条
7 件にあわせた 30 余のオリジナル品種を育成し、本県の農林業の振興に寄与し
8 てきた。

9 しかし、東日本大震災の影響により、生産基盤に大きな被害を受け、さら
10 には原子力発電所事故による放射性物質の拡散に起因する作付制限・出荷制限や
11 風評により、本県の農林水産業は深刻かつ甚大な被害を受けている。

12 このため、新品種を育成し、本県において生産される農林水産物の新たなブ
13 ランドによる産地の再構築などを推進し、生産振興を図っていく必要がある。

15 イ 事業の目標

16 生産者や消費者のニーズに対応した栽培特性、品質、商品性等を有する競争
17 力の高い品種を開発することにより、県産農林産物のブランド力向上、風評払
18 拭を図る。

20 ウ 事業の内容

21 県の試験研究機関（農業総合センター、林業研究センター）又は民間等が、
22 農産物（水稲、野菜、花き、果樹）及び林産物（キノコ）のオリジナル品種の
23 開発・育成を行い、県産農林産物のブランド力を高め、本県の魅力の増進に資
24 する事業

26 エ 事業の実施主体等

27 実施主体：県、県内に所在する個人及び法人、並びに県内の地域で産地形成
28 しようとする県外の個人及び法人

29 対象となる新品種：水稲、野菜、花き、果樹、キノコなど、福島県農林水産
30 業振興計画、福島県花き振興計画、福島県果樹農業
31 振興計画及び福島県農林水産業の試験研究推進方
32 針により県が振興する品目とする。

33 なお、実施主体が新品種の出願料又は登録料の軽減申
34 請をする場合は、事前に県に報告するものとし、県は当
35 該新品種が本事業の成果であることを確認した場合、そ
36 れを証する書面を実施主体に交付するものとする。

38 オ 事業の実施期間

39 本計画の認定後から本計画期間の終了まで。ただし、実施期間の満了日から
40 起算して2年以内に品種登録出願されたものが特例の対象となる。

1 カ 特例の内容

2 本計画の認定により、実施期間の終了日から起算して2年以内に品種登録出
3 願されたものについて、出願料及び登録料（第1年分から第6年分までの各年
4 分）の4分の3に相当する額を軽減する。

5
6 キ 事業の実施により見込まれる効果

7 本県農林水産物のイメージアップによる風評の払拭と農業産出額等の回復
8 及び農家所得の向上が図られ、新品種を活用した魅力あふれる特産品づくりに
9 より、付加価値が高まり競争力が強化されるとともに、地域産業6次化や企業
10 等の農業参入などの取組が増進され、地域経済の活性化と雇用創出が図られる。

11 また、品種開発した県産農林産物を用いた観光農園、体験学習等を通じ、都
12 市と農村の交流人口が増大し相互理解が深まるとともに、交流ネットワークが
13 広がることにより地域振興が図られる。

14
15 **(3) 地熱資源開発事業**

16 本県は、地熱資源の可採量が42万kl（30万kW）と豊富で温泉地も多い（福
17 島県再生可能エネルギー推進ビジョン（平成24年3月改訂版））ことから、地
18 熱資源の活用に向け地元や関係者との協議を進めていく。法第66条から第70
19 条に基づく地熱資源開発事業（地熱資源開発計画の作成と温泉法、森林法、自
20 然公園法等の手続きのワンストップ処理）については、協議の状況を踏まえ、
21 活用を検討する。

22
23 **(4) 流通機能向上事業**

24 原子力災害による避難指示区域の設定等により、これまでの物流網が分断さ
25 れるなどの影響が出ていることから、民間事業者等において流通業務の効率化
26 等を図る取組を行う場合など、今後の動向や必要性を踏まえて、法第71条に
27 基づく流通機能向上事業（倉庫業、貨物利用運送事業、一般貨物自動車運送事
28 業の許可等のワンストップ処理）の活用を検討する。

29
30 **(5) 産業復興再生政令等規制事業**

31 ア 福島特定埠頭運営事業

32 (ア) 現状と課題

33 小名浜港は、その背後に銅精鉱や亜鉛鉱などの金属鉱を利用する産業が集
34 積している。また、常磐共同火力発電所や広野火力発電所が立地し、特に、
35 石炭の取扱貨物量が公共ふ頭では日本一となっており、平成23年5月には
36 国際バルク戦略港湾にも選定されるなど、東日本地域のバルク貨物の拠点港
37 湾となっている。

38 しかしながら、東日本大震災により、港湾施設やその背後企業が甚大な被
39 害を受けているほか、原子力災害に伴う深刻な風評を受けている。

40 このような中、原子力発電所の運転停止等による電力不足に対応するため、

1 常磐共同火力発電所や広野火力発電所などの石炭火力発電所の重要性が高
2 まった。より安価な電力を安定的に供給するため、石炭の安定的かつ効率的
3 な輸送が重要であり、本県の復興・再生と国際競争力の強化のため、小名浜
4 港のバルク貨物取扱機能の更なる強化・効率化が強く求められている。

5 これまで、ふ頭運営効率化のため、小名浜埠頭株式会社が県から特定埠頭
6 運営事業の認定を受け、平成27年4月より5・6号ふ頭地区及び7号ふ頭
7 地区、令和2年3月より東港地区において事業を進めてきたところであるが、
8 今後、いわき市及び広野町において、従来型より高効率な発電設備（石炭ガ
9 ス化複合発電（IGCC））が稼働する予定であり、燃料である石炭の取扱
10 量の増加が見込まれることから、引き続き、小名浜港のバルク貨物取扱機能
11 の更なる強化・効率化が必要不可欠である。

12 (イ) 事業の目標

13 現在、小名浜港においてバルク貨物（※）の輸送に利用されている区域に
14 ついて、民間事業者に対し福島特定ふ頭として一体的に貸し付けることによ
15 り、小名浜港のバルク貨物取扱機能の更なる強化とふ頭運営の更なる効率化
16 を図り、もって、本県の復興・再生と国際競争力の強化に寄与する。

17 ※バルク貨物：石炭、穀物、塩、鉱石などのように、包装せずに積み込まれ
18 る貨物。ばら積み貨物ともいう。

19 (ウ) 事業の内容及び実施主体

20 ① 事業の実施主体と事業対象者

21 事業実施主体：県

22 事業対象者：小名浜埠頭株式会社

23 ② 事業の内容

24 事業対象者に対し、バルク貨物を取り扱う、東港地区国際物流ターミナ
25 ルにおける岸壁及びふ頭用地や、6号ふ頭の水深14メートル岸壁及びこ
26 れらに附帯する荷さばき地又は野積場及びこれらに近接する5号ふ頭や
27 7号ふ頭の水深が12メートル以上の岸壁その他の係留施設及びこれらに
28 附帯する荷さばき地又は野積場について、福島特定埠頭として一体的な貸
29 付けを行う。

30 (エ) 特例の内容

31 バルク貨物を取り扱う岸壁その他の係留施設（水深が14メートル以上の
32 ものに限る。）及びこれらに附帯する荷さばき地又は野積場に加え、これに
33 近接する水深が12メートル以上の岸壁その他の係留施設及びこれらに附帯
34 する荷さばき地又は野積場についても、特定埠頭として運営することができ
35 ることとする。

36 (オ) 事業の実施により見込まれる効果

37 本事業により、小名浜港で取り扱うほとんどの石炭を網羅することが可能
38 となるとともに、石炭を主としたより多くのバルク貨物を特定埠頭にかかる
39 岸壁と背後の野積場等で一体的に取り扱うことで、現在発生しているふ頭内
40 での横持ち作業等が解消され輸送コストの削減が図られる。また、併せて民

1 間の資金・知見をふ頭運営に取り入れることにより、物流機能の効率化を図
2 ることで国際競争力を強化し、もって、東日本大震災や原子力災害等により
3 甚大な被害を受けた地域産業の復興に資する。

5 (6) 産業復興再生地方公共団体事務政令等規制事業

6 政令又は主務省令により定められた規制（地方公共団体の事務に係るものに
7 限る。）に関連する事業のうち、原子力災害による被害を受けた福島県の産業の
8 復興・再生に資する事業について、特定事業として本計画に基づき実施する場
9 合には、政令又は主務省令で定める範囲で当該規制の特例措置を条例で定め、
10 適用することができる。

11 県の行う許認可事務など、本県の実情に沿った措置が必要となる場合に、こ
12 の事業の活用を検討する。

13 4 特定事業活動振興計画

14 いまだ根強く残る農林水産業及び観光業等への風評被害に対応するため、県内
15 において、風評被害がその経営に及ぼす影響に対処するための事業活動を行う事
16 業者は課税の特例を受けることができる。

17 県知事は法第 74 条の定めるところにより、特定事業活動の振興を図るため、
18 特定事業活動振興計画を作成する。

19 特定事業活動振興計画により、農林水産物等の価格回復及び向上、販路回復及
20 び開拓については、農林水産物等の安全性に関する正確で分かりやすい情報発信
21 を行い、国内外における信頼の回復を図る。加えて、品質の向上やブランド力向
22 上、地域産業 6 次化、新商品開発、多様なアプローチによる流通・販売促進、さ
23 らに出荷時期の拡大等安定的な供給体制の構築など、生産から流通・販売に至る
24 までの総合的な取組により、農林水産物等の「ふくしま」ならではのブランド確
25 立や、産地評価の回復と競争力及び生産力の強化、販路拡大を目指す。

26 また、観光資源の魅力増進及び観光誘客の促進については、本県の正確な情報
27 発信を行い、国内外の認識のアップデートを図るとともに、震災以前からの観光
28 資源の復旧や磨き上げ、本県ならではの観光コンテンツの造成、快適で利便性の
29 高いサービスを提供する体制整備の推進により、魅力ある観光地づくりや観光誘
30 客の促進を目指す。

31 特定事業活動振興計画に定められた特定事業活動を実施する事業者として県
32 知事が指定するものは、法第 75 条の 2 及び第 75 条の 3 に定める課税の特例措置
33 の適用がある。

34 5 新たな規制の特例等に関する提案

35 法第 7 条の 2 の規定により読み替えて適用される東日本大震災復興特別区域
36 法第 11 条第 1 項により、本県産業の復興・再生に資するため、必要となる新た
37 な規制の特例措置及びその他の特別の措置について、県はあらかじめ関係市町村
38 の意見を聞いた上で国に提案することができるとされている。

1 これまで復興の歩みは着実に前進してきたところであるが、避難解除時期など
2 の状況から、市町村によって復興の進捗は異なっており、ステージに応じた多様
3 な課題に直面しているとともに、今後新たに顕在化する課題にも柔軟に対応して
4 いくことが求められている。

5 現場の実態と状況の変化を把握しながら、現行の枠組みで解決が難しい場合や
6 本県の実情に即した対応を求める場合など、当該提案の活用を検討する。

7

1 第6 再生可能エネルギー源の利用、医薬品、医療機器、廃炉等、ロボット及び農林
2 水産業に関する研究開発を行う拠点の整備を通じた新たな産業の創出及び産業
3 の国際競争力の強化に寄与する取組その他先導的な施策への取組の重点的な推
4 進のために実施すべき施策に関する事項

5 1 新たな産業の創出等に関する基本的な考え方

6 本県の新産業創出、国際競争力強化、先導的な取組による福島の新しい未来の
7 創造に向け、地域一丸となって取り組めるよう、新たな産業の創出等に関する基
8 本的な考え方を次のとおりとして取組を進めていく。

9 ① 浜通り地域等の15市町村における自立的・持続的な経済復興の実現

10 既存産業の復興再生を着実に進めるとともに、東日本大震災、特に原子力災
11 害によって失われた浜通り地域等の産業・雇用を回復するため、当該地域の新
12 しい産業基盤の構築を目指すイノベ構想を地域再生のエンジンとした産業集
13 積の形成及び活性化等により、浜通り地域等を自立的・持続的に産業発展して
14 いく活力ある地域へ転換することを目指す。

15 ② 福島県全域での先端産業の集積による全県的な経済復興の実現

16 浜通り地域等におけるイノベ構想推進による先端的な取組や福島県全域で
17 の地域の強みをいかした再生可能エネルギー関連産業、医療関連産業、先端技
18 術を活用した農林水産業、ロボット関連産業、航空宇宙関連産業、廃炉関連産
19 業、ICT関連産業等の先端産業の集積により、ビジネス面、交流面で魅力的
20 な福島を作り、福島県全域での経済復興を目指す。

21 ③ 世界に誇れる福島の復興・創生の実現

22 上記方向性に果敢に挑戦することにより、国際レベルの産業、研究開発機能
23 等の集積を図り、世界に誇れる福島の復興・創生の実現を目指す。

24
25 これらを達成するためには、東日本大震災の経験を踏まえ、今後の新しい福島
26 の創造にいかすとともに、今なお厳しさが続く本県の現状に立ち向かう中で更な
27 る可能性を見出し、県内外のあらゆる課題解決に貢献していくという積極的な挑
28 戦（チャレンジ）が必要である。

29 また、大きな被害を受けた本県であるからこそ得られるアイデアやイノベーシ
30 ョンを追求することなどにより、日本、そして世界に先駆けた取組である復興が
31 着実に進み、成果が上がっていることを世界に発信していくことが重要である。

32
33 2 福島イノベーション・コースト構想の推進のための取組

34 イノベ構想が取りまとめられた後、浜通り地域等では、廃炉、ロボット・ド
35 ーン、エネルギー・環境・リサイクル、農林水産業（後に医療関連と航空宇宙を
36 追加）を重点分野と位置付け、各分野における拠点の整備やプロジェクトの具体
37 化、産業集積や人材育成、交流人口の拡大等に向けた取組を進めてきた。

38 こうした取組の結果、避難指示の解除の時期等の違いにより、浜通り地域等の
39 15市町村において進捗に差はあるものの、被災企業・農業者のなりわいの再開
40 や、新たな企業の立地が始まっている。他方、浜通り地域等における自立的・持

1 続的な産業発展の実現に向けては、産業集積やサプライチェーンの厚みは十分に
2 はなく、引き続き中長期的な取組が必要である。

3 また、国、関係市町村、関係機関、企業などとの幅広い連携が不可欠であり、
4 関係する多様な主体が連携できる環境づくり、協議等を進めていく仕組みも重要
5 である。

6 このため、上記の6つの重点分野を中心に、経営力・技術力の強化等による地
7 元企業の新たな事業展開や取引拡大と、企業や人材等の呼び込みやイノベ構想の
8 拠点・企業等への来訪者等の増加等による交流人口の拡大による域外からの新た
9 な活力の呼び込みを両輪で進め、企業数・生産人口等の「活動者数」の増加のみな
10 らず、時間や人の単位当たりの「生産性」の向上を図ることで、製造業から商業・
11 サービス業まで、幅広い業種において、裾野の広いサプライチェーンを伴う産業
12 の集積や、そうした産業に関わる新たな住民の定着を図る。

13 これにより、令和12年頃までに、浜通り地域等において、復興需要が一巡し
14 た後も全国と同様に域内GDPが成長する自立的・持続的な産業発展を実現する
15 とともに、その効果を県全体にも波及させるよう次の3つを取組の柱として国の
16 事業とも連携しながら、以下の(2)に掲げる取組を総合的に推進する。

17 また、具体的な取組の成果を実感できるよう、取組の見える化等の取組につい
18 ても併せて進めていく。

19 ① あらゆるチャレンジが可能な地域

20 浜通り地域等が「あらゆるチャレンジが可能な地域」として、様々な分野に
21 おけるイノベーションにつながる新たなチャレンジを実施できる地域となる
22 ことを目指す。

23 具体的には、浜通り地域等では、原子力災害によって、少子高齢化等日本全
24 国で将来的に生じうる課題が顕著に表れており、複雑化する社会課題をイノベ
25 ーションで解決する「Society5.0」を先導的に実現する地域として、RTF等
26 の拠点における研究・実証にとどまらず、地域全体が新たなチャレンジに向け
27 た研究・実証フィールドとして活用されることにより、次々とイノベーション
28 が生まれ、持続可能な発展を遂げる地域となることを目指す。

29 また、地元企業がその技術力・経営力等を強化しつつ、浜通り地域等におけ
30 る課題を解決するための多種多様なチャレンジが生まれる地域となることを
31 目指す。

32 さらに、イノベーションの成果を全国や世界に発信し、「あらゆるチャレン
33 ジが可能な地域」としての国内外における認知度を高める。

34 あわせて、国内外の様々な研究者等の来訪者が地域に集い、新たな交流人口
35 の拡大を生み出し、さらには地域の住民等とのコミュニティ創造にもつながり、
36 地域におけるビジネス機会や雇用の増加による地域経済の活性化を目指す。

37 これらに向け、住民の帰還促進、整備を進める各拠点の従事者やその家族、
38 来訪者等の利便性の確保、そして浜通り地域等の産業集積の形成及び活性化の
39 ため、道路等のインフラ整備、治安、地域公共交通、買い物環境や地域医療・
40 福祉、地域コミュニティづくり等の生活環境整備も進めていく。

1 ② 地域の企業が主役

2 浜通り地域等の自立的・持続的な産業発展の実現に向けて、「新たなチャレ
3 ンジが可能な地域」として呼び込んだ企業や研究機関等の活動を地域経済に波
4 及させることが重要である。

5 加えて、地元企業がその技術力や経営力をいかして新分野に参入することや、
6 浜通り地域等における新たな取組を進めることが重要である。

7 このため、「地域の企業が主役」となり、最先端分野だけでなく、地域に根
8 ざした産業や宿泊、飲食業等の分野を含め、地元企業が幅広くイノベ構想に参
9 画できるよう、地元企業と進出企業の連携を広域的に進める。

10 また、浜通り地域内における連携に加え、県内他地域に立地する研究機関や
11 産業支援機関等による浜通り地域等への産業集積に向けた支援を進める等、県
12 内他地域との連携も進める。

13 こうした取組を通じて、浜通り地域等における確固たる産業集積を進め、そ
14 の上で、県全体にもイノベ構想による効果を波及させながら、地域的な産業集
15 積を図っていく。

16 ③ 構想を支える人材育成

17 浜通り地域等において、将来にわたって自立的・持続的な産業発展を成し遂
18 げるため、地域でイノベーションを生み出す人材の育成と産業集積を支える人
19 材を育成することが重要である。

20 一方、浜通り地域等の求人倍率は高止まりし、新規立地を検討する企業が現
21 地における採用活動に苦戦している。

22 このため、即戦力となる専門人材のみならず、将来の地域の産業を担う、地
23 域の若者や子どもたちを初等中等教育段階から育成するため、企業等による高
24 等学校等での出前授業を始めとした産業界等と連携した特色ある教育プログ
25 ラムの実施等を進める。

26 また、地域出身の若者にとどまらず、広く首都圏等からの当面の人材確保と
27 定着に向けた取組が必要であり、移住や定住も視野に入れつつ、足元で不足す
28 る人材を広域的に確保する仕組みを構築する。

29 (1) 福島国際研究産業都市区域の区域

30 本計画の区域のうち、浜通り地域等の 15 市町村（いわき市、相馬市、田村
31 市、南相馬市、川俣町、広野町、檜葉町、富岡町、川内村、大熊町、双葉町、
32 浪江町、葛尾村、新地町、飯舘村）の区域を、法第 7 条第 6 項に定める福島国
33 際研究産業都市区域（以下「イノベ区域」という。）とする。

34 なお、次の（2）に掲げる各取組を実施するに当たっては、イノベ区域内の
35 避難指示の状況等、避難解除等区域の復興・再生の状況を考慮することとする。
36

37 (2) 福島国際研究産業都市区域において推進しようとする取組の内容

38 ア 「あらゆるチャレンジが可能な地域」に関する取組

39 (ア) 地域を実証フィールドとして活用する企業等の呼び込み

40 地域で持続的なイノベーションの創出・循環を生み出すためには、5 G 等

1 の新たな技術やビジネスの創出に向けた取組を行う主体を内外から積極的
2 に呼び込み、地域全体を研究・実証フィールドとして活用していくことが重
3 要である。

4 このため、国、市町村、関係機関と連携しながら、浜通り地域等を実証フ
5 ィールドとして活用する研究機関や企業の呼び込みを進めるとともに、様々な
6 チャレンジを行う主体の活動を支援する必要がある。

7 a 総合的なビジネス創出支援

8 ① イノベ機構と連携して、浜通り地域等におけるイノベーションの創出
9 につながる創業の促進を図るため、域外からの事業者の呼び込みや、プロ
10 ジェクトの掘り起こしのためのワークショップ、交流会、マッチング会
11 等を行うとともに、ビジネスプランコンテストを実施して有望な案件を
12 抽出し、試作品製作や事業可能性調査、専門家等による伴走支援を通じ
13 て案件の磨き上げを行うなど総合的なビジネス創出支援を行う。

14 ② 企業の多様な資金需要への対応や専門家によるハンズオン支援、ビジ
15 ネスプランの磨き上げを行う際の助言等ができるよう関係機関の連携
16 体制（プラットフォーム）の構築を図る。

17 ③ 相双地域における様々な課題の解決に向けて、全国から創業希望者等
18 を呼び込むため、官民合同チームと政府が設立した創業者支援プラット
19 フォームによる特定の課題をテーマとしたピッチイベントの開催等を
20 通じた環境整備と連携する。

21 b 技術開発・実用化の推進

22 ① 企業や大学等によるイノベ区域内での共同研究等を通じた地域復興
23 に資する実用化開発を推進するとともに、この取組の効果を更に高める
24 ため、市町村が主体となる実証プロジェクトや地域課題の解決に向けた
25 実証を実施する企業・研究機関等を結び付けるスキームの構築等につい
26 て検討する。

27 ② 実用化開発企業等の事業化に向けた個々の課題に対し、イノベ機構と
28 ともに専門家によるコンサルタントや金融機関との橋渡し等、伴走支援
29 を行うことで、実証・実用化から事業化までを後押しする支援を行う。

30 ③ 事業化された製品については、ホームページ等でのPRや福島県新事
31 業分野開拓者認定制度を活用した販売促進に努める。

32 ④ 人口減少や高齢化が更に進行している中山間地域においても、地域の
33 実情を踏まえて、ドローン・ロボット・ICT等を活用した先進的な農
34 業・林業・畜産業等の実証フィールドとしての活用や企業誘致等を進め
35 ていく。

36 ⑤ 自動車の自動運転、無人航空機の遠隔操作又は自動操縦等の有効性の
37 実証を行う企業や研究機関等に対しては、国や市町村と連携しながら、
38 法令の規定に基づく手続きの情報の提供、相談、助言その他の援助を行
39 う。

40 c 企業等の呼び込み

1 ① 企業立地補助金の活用等による浜通り地域等への立地促進を図ると
2 とともに、県外での企業立地セミナー開催等により、域外企業の新規立地
3 を支援する。

4 ② 浜通り地域等への立地を検討している企業等に対しては、工業団地や
5 生活関連など立地環境の視察受入れを実施するなど、復興の進捗情報を
6 始め、医療、教育等の生活関連情報や雇用情報等、現地の状況を正確に
7 発信する。

8 ③ 地域における実証促進等に資する規制緩和等の制度的な検討を行う
9 ほか、イノベ構想の推進に係る課税の特例により、企業立地の促進を図
10 る。

11 d 中小企業者への知的財産・標準化に関する支援

12 ① 実用化・事業化に向け、実用化開発や実証に取り組む地元中小企業に
13 対し、セミナー等により知的財産活用の普及啓発を図るとともに、大企
14 業等が保有する開放可能な知的財産の活用を促進することなどにより、
15 事業性の高い技術の製品に磨き上げるための戦略的な知的財産の構築
16 等を支援する。

17 ② 国や関係機関とネットワークを構築し、県内事業者による標準化事業
18 の促進を図る。

19 (イ) 交流人口・関係人口の拡大

20 イノベ構想は、東京 2020 大会において、世界中の人々が、浜通りの力強
21 い再生の姿に瞠目する地域再生を目指して検討を進められたのが始まりで
22 あり、浜通り地域等、そして本県の復興へ向かう姿と支援への感謝を世界中
23 に発信し、地域への交流人口の流れを促進しなければならない。

24 そのため、新たな技術やビジネスの創出に向けた新たなチャレンジを行う
25 企業・研究機関等を積極的に呼び込むことで、研究者や従業員の移住等によ
26 り定住人口や交流人口が拡大し、商業・サービス業を始めとする地域におけ
27 る消費の拡大等を通じて、地元企業の事業再開や地域経済の活性化が期待さ
28 れる。避難により極度に人口が少ない、生産年齢人口が少ないという問題の
29 解決には、帰還者のみならず移住等も視野に入れつつ、その前提となる交流
30 人口の拡大に取り組み、浜通り地域等の現状やポテンシャル、ビジネスチャ
31 ンスなど地域の可能性に対する理解を促進することも重要である。

32 また、地震、津波、そして原子力災害という世界で初めての甚大な複合災
33 害に見舞われた本県の記録や教訓、そして復興の歩みを着実に進める過程を
34 収集・保存・研究し、決して風化させることなく後世に引き継ぎ、国内外と
35 共有することは、被災した県民の願いであり、国の大きな責務でもある。

36 伝承館は、この未曾有の複合災害の記録と教訓を、国や世代を超えて継承・
37 発信する拠点である。本県の現状と、イノベ構想の推進など、復興・再生の
38 姿を国内外に発信していくためには、当該拠点を核として交流拡大・情報発
39 信を図っていくことが重要である。

40 さらに、RTFや檜葉遠隔技術開発センター（檜葉町）、廃炉環境国際共

1 同研究センター国際共同研究棟（富岡町）、大熊分析・研究センター（大熊
2 町）のJAEA3施設などイノベ構想関連の中核的施設の機能や特性をいか
3 した視察・来訪者ニーズ喚起や的確な対応はもとより、自治体や地域住民、
4 地元企業の取組のほか、交流拠点などもこれらに関連づけることにより、地
5 域が一体となって新たな魅力を創造し、来訪者の増加、交流の促進につなげ
6 る具体的な取組を重点的に進めることが重要である。

7 こうした取組を促進するため、RTFや伝承館といった各拠点の持つ機能を
8 を最大限にいかしつつ、国や東日本大震災の被災県とも連携しながら、地域
9 の観光資源と一体として情報発信し、来訪者、教育旅行、企業研修、イベン
10 ト等の呼び込み等につなげ、交流人口・関係人口の拡大を図る必要がある。

11 また、イノベ機構とともに、浜通り地域等の15市町村や関係機関等によ
12 る広域的な連携を促しながら、情報発信や消費拡大支援等の取組を広域的に
13 進める体制を整える必要がある。

14 a RTFを活用した交流の促進

15 RTFは、世界に類を見ない一大研究開発拠点であり、ロボットの研究
16 開発のほかにも、各種競技会や技術者訓練、消防訓練等、様々な用途で活
17 用できる。こうした強みをいかし、継続的な実施が期待できるイベント利
18 用を促進する。

19 b 伝承館を起点とする地域交流の促進・情報発信

20 ① 伝承館の安定的な管理・運営に向けた取組を着実に進めるとともに、
21 伝承館に必要となる関連資料の収集、NPO等と連携した語り部ボラン
22 ティア等の人材育成を進める。

23 ② 電力会社等の民間企業や関係機関と連携し、原子力災害の記録・教訓
24 を踏まえた研修等の事業を実施する。

25 ③ これらの活動を通じて、唯一無二の経験をした本県の原子力災害の実
26 態を正確に発信し、我が国の原子力防災にも貢献する。

27 ④ 伝承館には、福島県復興祈念公園や双葉町産業交流センターが隣接す
28 ることから、これらの施設とも連携し、関連イベント等を継続的に実施し
29 ていく。

30 c 地域と連携した新たな魅力創造等による来訪者の促進

31 ① イノベ機構とともに、浜通り地域等の15市町村、交通事業者、旅行
32 観光関連事業者、商工団体等による広域的な連携を促しながら、この地
33 域の現状や可能性の発信に寄与する取組の推進、視察・交流ニーズが高
34 い東日本大震災の伝承の観点からの拠点等の広域的な連携の推進、海外
35 も含めた視察・交流ニーズに対応する地域の魅力や情報の発信、周遊や
36 消費喚起に資するツーリズムの展開、オーダーメイド視察への対応を始
37 めとする受入れ体制の整備、交流人口・関係人口拡大につながるプロモ
38 ーション等の取組、問合せや案内に関して広域的に対応できる共通基盤
39 の整備などを進め、来訪者の増加を図る。

40 ② 地域住民や地元企業が、自ら有益性を認識することにより、自発的な

1 交流や連鎖的な交流の創出に結実するよう、特徴ある資源を活用した新
2 たな魅力を生み出すツーリズムの定着に向けた取組を推進する。

3 ③ 研究会議や学術会議等、文化・スポーツイベント、展示会・見本市等
4 の積極的な誘致など、様々な機会を通じ国内外の研究者や多様な企業の
5 来訪の受入れを推進し、世界の様々な知見にも触れる地域としてのメリ
6 ットを創出するとともに、地域のイノベーション創出や経済の活性化等
7 にもつなげていく。

8 ④ 被災から復興へのチャレンジを続けるこの地域が人材育成の場とし
9 てふさわしいと捉え、イノベ構想関連の中核的施設の訪問や、地元で起
10 業した方々との交流なども含めた人材育成研修を実施している企業等
11 もあることから、広域的な連携の取組の中で研修にふさわしいコンテン
12 ツの共有を図りながら研修の地としてのコンテンツを充実させること
13 を通じ、研修ニーズをさらに喚起し、呼込みを図るとともに、多様な主
14 体間での連携の促進につなげていく。

15 ⑤ イノベ機構と連携し、交流人口の拡大を図るために必要な体制の整備
16 を進めることにより、各拠点の整備などの時間軸を踏まえつつ、交流人
17 口の最大化を図るための取組を行う。

18 (ウ) 地域の産業基盤・生活環境の整備

19 道路、鉄道、港湾等の交通インフラは、地域の日常生活や地域間の交流、
20 円滑な物流を実現し、地域経済の発展を図るため必要不可欠な社会基盤であ
21 る。イノベ構想を一層推進し、国内外との交流等を通じて自立的・持続的に
22 経済発展する地域を実現していくためには、交通インフラ整備が不可欠であ
23 ることから、浜通り軸の強化に向けた事業の早期着手が図られるように取り
24 組む必要がある。

25 また、拠点整備が進んで産業集積が実現すると、円滑な物流を図る観点か
26 ら、浜通り地域の重要な港湾である相馬港及び小名浜港の更なる機能強化や
27 利便性向上に取り組む必要がある。

28 加えて、イノベ構想に基づく拠点施設が整備され、拠点施設従業員や国内
29 外から来訪する利用者、立地企業の従業員が浜通り地域等で新たな生活等
30 するためには、安全で快適に生活できる生活環境整備が重要であり、浜通り
31 地域等に必要な地域公共交通、医療・介護・福祉等の魅力ある都市機能強化
32 を図る必要がある。

33 a 主要アクセスポイントと拠点とをつなぐアクセス道路の強化

34 県内外からの円滑な交通を確保するため、常磐自動車道の I C から各拠
35 点へのアクセス機能及び各拠点間を結ぶアクセス道路網として、県道井手
36 長塚線、県道原町川俣線等を整備し強化を図る。

37 b 相馬港及び小名浜港の利便性の更なる向上

38 天然ガス (LNG) 火力発電所が立地した相馬港や国際バルク戦略港湾
39 である小名浜港について引き続き機能強化を図るとともに、滞船の解消等、
40 港湾整備と一体となった物流機能の利便性向上に取り組む。

1 c 持続可能な交通網の形成

2 ① 地域公共交通の活性化及び再生に関する法律(平成19年法律第59号)
3 に基づく地域公共交通網形成計画に基づき、避難地域12市町村内や同
4 地域と周辺中核都市等を結ぶ広域的なバス路線を確保、維持する。

5 ② 拠点整備が進むにつれ研究者を始めとする幅広い来訪者の増加が見
6 込まれることから、交流人口の拡大に資する柔軟かつ効率的な公共交通
7 の充実策を検討する。

8 ③ 自動運転や新たなモビリティサービスを始めとした企業、自治体等に
9 よるインフラ実証等により、様々な拠点間の移動手段の確保を図り、持
10 続可能な交通網を構築する。

11 d 地域医療・福祉等の確保

12 ① 避難地域における安心できる生活環境づくりのため、近隣及び広域の
13 救急医療機関と連携して、「ふたば医療センター附属病院」を中心とし
14 た二次救急医療体制を構築する。

15 ② 医療機関、福祉・介護事業所等の再開等の支援や人材確保に向けた支
16 援などにより、医療、福祉・介護提供体制の再構築等を進める。

17 ③ 避難地域の医療を支えるために必要な医療を確保できるよう、避難地
18 域の近隣の医療提供体制の充実・強化を推進する。

19 e その他、住環境の整備

20 市町村やまちづくり会社による住宅の整備、空き家の提供、研究や技術
21 開発で滞在するための宿泊施設等の整備や政府が主導する物流網の再構
22 築支援、官民合同チームが行う生活関連サービスに対する開業・創業支援
23 等と連携するとともに、空き用地・空き工場に関する情報提供を行うなど、
24 企業の呼び込みの促進に向けた産業基盤や住民の暮らしに必要な生活基
25 盤の整備を進める。

26 (エ) 情報発信

27 伝承館において地震、津波、そして原子力災害という複合災害の記録と教
28 訓を伝承し、それを発信していくことで、国内外における将来の防災・減災
29 に向けた取組に貢献するとともに、イノベ構想の情報発信拠点として、本県
30 の復興の歩みについても適時適切に発信する必要がある。

31 また、イノベ構想の更なる推進のためには、浜通り地域等を始めとする県
32 民の方々に広くイノベ構想を知ってもらい、地域が一体となって、また、県
33 全体で取り組んでいくことが重要であることから、イノベ構想の取組が将来
34 につながることや生活に関わっていることなど身近に感じられるような情
35 報発信を行う必要がある。

36 特に、若い世代の方々がイノベ構想の実現に参画し、活躍したいと思える
37 ような情報発信を行う必要がある。

38 さらに、国内外にも積極的に情報発信を行い、企業の呼び込みや実証研究
39 等に携わる者、起業者等の定住に結び付ける必要がある。

40 a 伝承館を起点とする地域交流の促進・情報発信【再掲】

- 1 ① 伝承館の安定的な管理・運営に向けた取組を着実に進めるとともに、
2 伝承館に必要な関連資料の収集、NPO等と連携した語り部ボラン
3 ティア等の人材育成を進める。
4 ② 電力会社等の民間企業や関係機関と連携し、原子力災害の記録・教訓
5 を踏まえた研修等の事業を実施する。
6 ③ これらの活動を通じて、唯一無二の経験をした本県の原子力災害の実
7 態を正確に発信し、我が国の原子力防災にも貢献する。
8 ④ 伝承館には、福島県復興祈念公園や双葉町産業交流センターが隣接す
9 ることから、これらの施設とも連携し、関連イベント等を継続的に実施
10 していく。

11 b 交流拠点機能の確保・形成と地域コミュニティの形成

- 12 ① イノベ機構と連携し、浜通り地域等において、道の駅や交流施設等既
13 存の拠点等も活用し、交流拠点機能の確保・形成を図るとともに、イノ
14 ベ構想のゲートウェイ機能として情報発信を担う。
15 ② 交流イベント等を開催することにより、地域住民等がイノベ構想を
16 身近に感じられるように地域住民等相互の交流を促進する。

17 c 年次報告会（シンポジウム）の開催

18 イノベ機構とともにイノベ構想に関係する多様な関係者の取組状況を
19 総合的に情報発信する場としての定期的な年次報告会（シンポジウム）の
20 開催や関係者間の情報共有や交流の機会を確保する。

21 d 総合的な情報発信

- 22 ① 様々な主体によるイノベ構想への参画の促進や地域における機運の
23 醸成、関係者間の連携強化等、イノベ構想の推進のため、関係省庁とも
24 緊密に連携し、産業集積や人材育成、交流促進など、イノベ構想の進捗
25 状況、具体的な活動や企業の取組について、イノベ機構とともにセミナー
26 やホームページ等により分かりやすく積極的に発信する。
27 ② 県内で育った若手人材が、イノベ構想の実現に参画し、担い手になり
28 たいと思えるよう、情報発信を行う。
29 ③ 外国人は同国人への発信力が強いことも踏まえつつ、外国人に対する
30 情報発信を行う。

31
32 イ 「地域の企業が主役」に関する取組

33 (ア) 地元企業の技術力向上とイノベ構想への参画拡大

34 地元企業によるイノベ構想への参画を拡大するに当たっては、地元企業の
35 技術力や経営力等を強化するとともに、地元企業がその技術力をいかして、
36 他分野への参入も含め、重点分野等における新たなチャレンジが進められる
37 ようにすることが重要である。

38 このため、官民合同チームやイノベ機構等によるマッチング支援やコンサル
39 支援等を実施し、地元企業が参画した新たな商品開発や事業展開等を支援
40 する必要がある。

- 1 a 地元企業と地域外企業との交流、ビジネスマッチング等の促進
- 2 ① イノベ機構と連携し、イノベ構想の重点分野において、浜通り地域等
- 3 での研究開発や技術実証を基礎として、企業参入が促進されるよう、各
- 4 プロジェクトを進める企業と地元企業との連携を図り、地元の意向も丁
- 5 寧に踏まえつつ、ビジネス交流会等を行うなど、イノベ区域内外の企業
- 6 間のマッチングを進める。
- 7 ② 異業種間、地域間、進出企業と地元企業の交流の場をつくり、企業間
- 8 連携による新たなビジネスの創出を促進する。
- 9 b 技術力・経営力向上のためのコンサル支援
- 10 地元企業、農業法人、集落営農組織等が取引の拡大、新事業や他分野へ
- 11 の進出等、新たなチャレンジに取り組めるよう、官民合同チームやイノベ
- 12 機構、ハイテクプラザ等と連携し、技術力・経営力向上や他業種・他分野
- 13 への参入等コンサル支援を実施する。
- 14 c 宿泊や飲食等の分野を含めた地元企業の構想への幅広い参画の促進
- 15 ① 地域の飲食店、ホテル・旅館等の宿泊施設や地域で購入・調達が可能
- 16 な商品の情報提供を地元関係事業者・関係機関等と連携して行う仕組み
- 17 の構築、宿泊、飲食等のWeb予約サービスやキャッシュレス決済等の
- 18 導入支援及び地元企業の参画拡大をサポートする商工団体の人員体制
- 19 の整備等により、幅広い分野での地元企業のイノベ構想への参画を促し
- 20 ていく。
- 21 ② 市町村や商工団体、関係機関と連携し、来訪者による周辺地域での購
- 22 買・サービス利用等を促し、イノベ区域内における商業・サービス業等
- 23 幅広い業種へ効果を波及させる。
- 24 (イ) 県内他地域との連携強化
- 25 浜通り地域等の企業が新たなチャレンジを進めるため、浜通り地域内にお
- 26 ける連携に加え、県内他地域の企業や研究拠点、産業支援機関等による浜通
- 27 り地域等への事業連携、事業支援の取組等を進める。
- 28 a 地元企業と地域外企業との交流、ビジネスマッチング等の促進【再掲】
- 29 ① イノベ機構と連携し、イノベ構想の重点分野において、浜通り地域等
- 30 での研究開発や技術実証を基礎として、企業参入が促進されるよう、各
- 31 プロジェクトを進める企業と地元企業との連携を図り、地元の意向も丁
- 32 寧に踏まえつつ、ビジネス交流会等を行うなど、イノベ区域内外の企業
- 33 間のマッチングを進める。
- 34 ② 異業種間、地域間、進出企業と地元企業の交流の場をつくり、企業間
- 35 連携による新たなビジネスの創出を促進する。
- 36 b 研究開発、実証プロジェクトへの県内他地域の企業の参画促進
- 37 イノベ区域内企業と県内他地域の企業による共同研究等を通じた地域
- 38 復興に資する実用化開発を推進する。
- 39 c 大学・研究機関・支援機関等による企業支援
- 40 国立研究開発法人産業技術総合研究所・福島再生可能エネルギー研究所

1 (以下「F R E A」という。)、公益財団法人福島県産業振興センターエネ
2 ルギー・エージェンシーふくしま (以下「エネルギー・エージェンシーふ
3 くしま」という。)、ふくしま医療機器開発支援センター、福島県立医科大
4 学ふくしま国際医療科学センター医療-産業トランスレーショナルリサー
5 チセンター (以下「TRセンター」という。)、ハイテクプラザ、福島大学、
6 福島県立医科大学、会津大学等による、15市町村の企業や15市町村の企
7 業と連携して取り組む企業への支援を促進する。

8
9 ウ 「構想を支える人材育成」に関する取組

10 (ア) 地域における若者の教育環境の充実

11 新たな産業を創出し、持続的に発展させるためには、R T F等の最先端の
12 拠点に国内外の研究者や技術者を呼び込むだけではなく、地元からイノベ構
13 想をけん引するリーダーや、工業・農業分野の即戦力などのイノベ構想を担
14 う人材を育成することが不可欠である。

15 このためには、地元市町村の小中学校再開支援に加えて、義務教育段階か
16 らキャリア教育・理数教育・放射線教育・グローバル教育等を充実させるこ
17 とにより、裾野の広い人材育成を図る必要がある。

18 また、イノベ構想の実現には、産業をけん引する起業家・経営者、行政官
19 などのリーダーや、廃炉技術・環境放射線等の研究、ロボット・再生可能エ
20 ネルギーに関連する技術開発等を進めることができる人材が必要となるた
21 め、高等学校の教育環境を充実させるとともに、企業や大学、研究機関等と
22 連携し、先進的かつ特色ある教育プログラムを実施する必要がある。

23 さらに、イノベ機構と連携し、このような教育が実現できるよう、関係者
24 間の総合調整や、産業界と学校のコーディネートなどを行う必要がある。国
25 から教職員加配を含む予算の支援を受け、イノベ構想を担う人材育成に必要
26 な教育環境の充実や特色あるプログラムの実施等を進める。

27 a 学校再開と教育の魅力化の支援

28 市町村における小中学校再開や、ふるさと学習・復興教育等の取組を支
29 援するとともに、イノベ構想を題材とした学習の推進及び情報発信を行う。

30 b イノベ構想と連動したキャリア教育の推進

31 県内の小中学校において、イノベ構想に関連する企業等のビジネスや研
32 究開発に触れることができる見学会・講演会等を開催する。

33 c イノベーション人材の裾野を広げる理数・グローバル教育の充実

34 県内の小中学校において、ロボット、再生可能エネルギー等のイノベ構
35 想に掲げる分野の取組に対する関心と基礎的素養を高める理数教育を充
36 実させるとともに、プログラミング教育、グローバル化に対応できる人材
37 を育成するための教育を実施する。

38 d 普通科高校等におけるトップリーダーの育成

39 ① イノベ区域内における普通科高校の中核的な学校では、より高度な課
40 題探求力を育成する特色あるカリキュラムを編成し、企業・大学等と連

1 携した教育プログラムを実施する。

2 ② イノベ区域内のその他の普通科高校、商業高校等への教育プログラムの普及方法についても調査・検討する。

3 ③ ふたば未来学園中学校・高等学校では、変革者たる人材を育成するため、浜通り地域等の市町村やNPO、地域課題解決に取り組む大学等と連携し、6年間の系統立てた課題解決型学習を実施する。また、令和元年度まで指定を受けていたスーパーグローバルハイスクールによる取組を継承し、国際社会で活躍できる人材の育成に取り組む。

9 e 専門高校等における専門人材の育成

10 (a) 工業高校等における専門的職業人の育成

11 ① 小高産業技術高等学校においては、令和元年度まで指定を受けていたスーパー・プロフェッショナル・ハイスクールによる取組を継承し、浜通り地域等の企業等のニーズを踏まえた人材育成カリキュラムを実施する。

15 ② 県内の工業高校においても、産業界や大学等と連携し、ロボットや再生可能エネルギー等の地域産業に根ざした教育プログラムによる人材育成を進める。

18 (b) 農業高校等における実践志向の人材育成

19 ① イノベ区域内の農業高校等では、農林水産分野プロジェクトの進捗状況を踏まえつつ、環境制御システムや再生可能エネルギー、ICT、ロボット等の活用に加えて、流通・販売などの経営視点を含めた先進的な農業等の推進に向けた教育プログラムによる人材育成を進める。

23 ② イノベ構想の水産分野における展開を踏まえた新たな水産業等に対応できる人材育成のための教育プログラムを、小名浜海星高等学校で実施する。

26 (イ) イノベ構想を支える人材の確保

27 イノベ構想の原点は、東日本大震災、特に原子力災害により失われた浜通り地域等の産業・雇用の回復にある。

29 一方、浜通り地域等においては、避難指示解除後も人材のミスマッチ等が生じたままであり、特に、イノベ構想を担う地元中小企業の人手不足が大きな課題である。

32 人手不足が深刻化する中であっても、ロボット、再生可能エネルギー分野等のものづくり分野において、技術・技能の継承を確実に進めていかなければならない。

35 これら課題を解決するためには、地域に根ざした産業高度化にも貢献する人材育成機関であるテクノアカデミーの機能強化が重要である。

37 また、企業ニーズに合致した職業能力開発を実施するとともに、若年層の企業定着支援や中小企業の人材育成を支援することにより、技能の継承や生産性の向上、人材の定着を図る必要がある。

40 さらに、各プロジェクトの推進や、浜通り地域等に立地する企業にとって

1 も、人材の確保が必要不可欠であり、若者のU I Jターンを促進してイノベ
2 構想に関わる中途・新卒の人材確保に取り組む必要がある。

3 a テクノアカデミーにおける産業人材育成

4 ① イノベ構想を担う人材を育成する中核機関であるテクノアカデミー
5 浜において、他のテクノアカデミーとも連携しながら、ロボット、再生
6 可能エネルギー分野を中心とした、イノベ構想に関連する取組を進める
7 ため必要とされる制御技術や加工技術を有する産業人材を育成する。

8 ② 企業や大学、研究機関と連携し、研究者等講師を招へいすることや研
9 究機関の施設を訓練に利用するなど、教育訓練カリキュラムを充実させ、
10 企業ニーズにマッチした職業能力開発を実施する。

11 b 地元企業ニーズを踏まえた若年層の確保・定着支援

12 新入社員等を対象としたセミナーを開催し、職業観の醸成を促すととも
13 に、SNSやWebを活用することにより、本県出身の若者向けに地域情
14 報や就職支援情報等を継続的に発信し、浜通り地域等への就職を促す関係
15 人口のコミュニティ構築や地域に就職した若者等のコミュニティの構築
16 を行うことなどにより、若年層の確保・定着を支援する。

17 c 地元中小企業等への人材育成支援

18 地元中小企業等を対象として、人材育成コーディネーターによる企業独
19 自の人材育成に関する課題の調査・分析、人材育成計画策定及び研修受講
20 に関する伴走型支援を行うとともに、研修情報ポータルサイトを立ち上げ、
21 産学官が実施する研修情報を一元化し情報配信することにより中小企業
22 の人材育成を支援し、技能の継承や生産性の向上、人材の定着を図る。

23 d 各種人材の確保に対する支援【一部再掲】

24 ① 中途採用者に対する人材の確保に関しては、地域の雇用や人材育成に
25 関する取組を情報発信するとともに、ハローワークともより緊密に連携
26 して、即戦力となる中途人材の確保を支援する。

27 ② 新規採用者に対する人材の確保に関しては、浜通り地域等の高校及び
28 県内外の大学生に対して、企業見学、インターンシップを実施する等、
29 生徒、学生に地元産業の理解を深め、地元企業の魅力を知ってもらう取
30 組を行うとともに、高校生の保護者や教員に対しても実施していく。

31 ③ 浜通りの産業を含む県内の産業について、県内企業PR動画やガイド
32 ブックの作成、SNSやイベントの活用などを通して、特に若者がイノ
33 ベ構想の実現に参画し、活躍したいと思えるような情報発信を行う。

34 ④ 県内学生等については、県内の高等教育機関で構成する団体と連携し
35 て地元の新卒大学生等の地元企業への就職を促進する取組を行う。

36 ⑤ 外国人材雇用に係る企業向け相談窓口を設置・運営するとともに、外
37 国人材就労制度の解説や人材活用事例の紹介を行うセミナーを実施す
38 ることにより、地元企業における外国人材の受入れに向けた取組を支援
39 する。

40 ⑥ 生活者としての外国人住民に対して多言語による生活相談を行うと

1 ともに、日本語学習機会の拡充や県内各地域におけるコミュニティ形成
2 を支援する。

3 (ウ) 地域に根付く教育研究機能の集積

4 浜通り地域等では、県内大学等のもとより、県外大学等においても現地を
5 フィールドとして、地元自治体とも連携しながら、イノベ構想に掲げる廃炉、
6 ロボット、エネルギー、農林水産を始めとした様々な分野での教育研究活動
7 が行われている。

8 イノベ構想は復興・再生の大きな原動力であり、その実現には、科学技術・
9 学術研究を推進するとともに、イノベ構想を担う高度な人材の長期的な教
10 育・育成の基盤を構築することが不可欠であることから、浜通り地域等への
11 知の集積に向けた取組や大学等の地域連携を推進していく必要がある。

12 このため、イノベ機構とともに、浜通り地域等における大学等による教育
13 研究活動を強化し、大学等と自治体、産業界間のコーディネートや研究者間
14 のネットワークづくりを促進するなどにより、各大学等の取組を支援する必
15 要がある。

16 また、地元と連携した人材育成に関する取組は高等教育機関の役割の一つ
17 であり、復興に取り組む市町村、企業等との連携を一層推進していく必要が
18 ある。

19 a 知の集積に向けた浜通り地域等における教育研究活動の促進等

20 ① 震災後の浜通り地域等における各種研究動向の体系化を進めるとと
21 ともに、県外を中心とした大学等が実施するイノベ構想の推進に資する教
22 育研究活動について、人材育成、地域産業振興等の面でより地域に根ざ
23 し充実したものとなるよう、イノベ機構を通じその活動を支援する。

24 ② イノベ機構を通じ、浜通り地域等における大学等及び研究機関による
25 教育研究活動に関する総合的な情報共有等を図る場を継続的に創出す
26 るとともに、分野ごとの大学間の連携強化や浜通り地域等における各拠
27 点との連携を含めた、イノベ区域における広域的・継続的な研究活動等
28 を行う取組の誘導を図る。

29 b 大学等の地域連携の推進

30 ① 福島大学や独立行政法人国立高等専門学校機構福島工業高等専門学
31 校を始めとする県内外大学等の高等教育機関ネットワークをいかし、浜
32 通り地域等の自治体との連携活動を促進する。

33 ② 市町村との連携により、廃校や企業跡地等の既存施設の活用も含めた
34 大学研究室やベンチャー企業等による共同研究の促進を図る。

35
36 エ 重点分野に関する取組

37 (ア) 廃炉

38 JAEAが、廃炉研究に係る以下の3つの拠点を整備し、国や東京電力、
39 原子力損害賠償・廃炉等支援機構（以下「NDF」という。）、技術研究組合
40 国際廃炉研究開発機構（以下「IRID」という。）と連携しながら、研究

1 開発・人材育成を進めている。

2 檜葉町に平成 27 年 10 月開所（平成 28 年 4 月本格運用開始）した檜葉遠
3 隔技術開発センターでは、廃炉作業等に必要な遠隔操作機器・装置に関する
4 技術基盤確立のための実証・要素試験を実施している。

5 富岡町に平成 29 年 4 月開所した廃炉国際共同研究センター国際共同研究
6 棟（令和 2 年 4 月に廃炉環境国際共同研究センターに改組）では、国内外の
7 大学や研究機関等と協力し、廃炉に係る研究開発・人材育成を進めている。

8 大熊町には、放射性廃棄物の処理・処分のため、放射性物質の分析評価等
9 を行う、大熊分析・研究センターの整備が進められている。

10 これらの拠点で、国内外の叡智を結集し、廃炉に係る研究開発・人材育成
11 が推進されるとともに、これらの活動が更なる新技術、新産業の創出につな
12 がり、浜通り地域等の産業活性化へも貢献することが期待される。

13 これらの拠点との連携を促進し、廃炉分野への地元企業の参入支援や実用
14 化の推進等必要な取組を進める。

15 東京電力福島第二原子力発電所の廃炉についても、東京電力福島第一原子
16 力発電所の取組と連携しながら、地元企業の参入支援等、地域振興に取り組
17 む。

18 a ふくしまロボット産業推進協議会活動を通じた企業参入支援

19 本県では、産学官連携による「ふくしまロボット産業推進協議会」を中
20 心に、ロボット関連産業の技術力向上と取引拡大に向けた取組を行ってい
21 る。協議会の組織である「廃炉・災害対応ロボット研究会」においては、
22 JAEAを始めとする研究機関と連携し、檜葉遠隔技術開発センター等を
23 会場とした展示実演会の開催や研究成果の県内企業等への積極的な紹介、
24 展示会への共同出展を行うとともに、コーディネーターによる企業訪問等
25 を通じて、県内企業の廃炉分野への参入支援に努める。

26 b 廃炉における裾野の広い分野での一層の地元企業の参入支援・人材育成

27 ① 現在、東京電力福島第一原子力発電所の廃炉作業全体として、一般作
28 業（土木工・機械工・配管工等）や放射線管理など、現時点で多くの地
29 元企業の参画を確保している分野も存在している。今後は、長期的な視
30 点を持ち、地元企業の技術力を向上させることにより、高線量下での作
31 業を担うロボットや廃炉作業で必要となる設備や部材の製造、実際の作
32 業を担う建設・解体等の分野を始め、サービス業等を含めた裾野の広い
33 分野で、更なる地元企業の参画を進める。これにより、他地域からも受
34 注できるような実力を持った企業を浜通り地域等に育成していく。

35 例えば、中長期的な廃炉を見据えて浜通り地域等で生産することが効
36 果的・効率的な分野（例えば金属加工・廃金属処理等）において、現地
37 での生産拡大に向けて企業誘致や地元企業の参画を更に進める。

38 ② 東京電力やNDF、イノベ機構等関係機関と連携し、地元企業が参入
39 しやすい発注方法の改善や地元企業にとって分かりやすい作業計画の
40 提示のほか、スキルアップにつながる人材育成研修の拡充等、地元企業

1 の参入拡大のための取組を促す。

2 ③ 国、イノベ機構、官民合同チーム等の関係機関と連携した、ニーズ側
3 とシーズ側のマッチングを、地元企業の能力の把握、地元企業の能力向
4 上のための支援、地元企業と廃炉関連企業とのマッチング会や個別案件
5 についてのコーディネート活動等を福島廃炉関連産業マッチングサポ
6 ート事務局（令和2年7月設立）を通じてより効果的に進める。

7 ④ 地元企業の参画に当たっては、まずは浜通り地域等の企業の参画を促
8 した上で、廃炉については必要な技術が広範にわたるため、県内他地域
9 の企業の参画も併せて促していく。

10 c 廃炉における技術開発・実用化の推進

11 廃炉等技術の推進、放射線分野におけるイノベ区域内企業等、あるいは
12 イノベ区域内企業と連携するイノベ区域外の企業が行う、地域復興に資す
13 る実用化開発を推進する。

14 d 廃炉に関する情報発信【再掲】

15 廃炉に向けた取組状況や県の監視の取組について、分かりやすく情報発
16 信していく。

17 (イ) ロボット・ドローン

18 東日本大震災、特に原子力災害に伴い、災害対応や廃炉・除染のためにロ
19 ボット技術が必要とされていることを背景として、本県では、平成25年度
20 には「福島県廃炉・除染ロボット技術研究会」を立ち上げ、平成27年度に
21 は「ロボット産業革命の地 ふくしま」を掲げるなど、ロボット産業集積に
22 取り組んでいる。

23 また、令和2年11月時点でRTFを始めとした浜通り地域等におけるロ
24 ボット・ドローンの実証実験は430件を超え、震災以降のロボット・ドロー
25 ン関係の新規進出企業は50社以上となり、ドローンや空飛ぶクルマについ
26 ては政府のロードマップに試験飛行拠点として位置付けられるなど、RTF
27 は、国内でも最先端の実証フィールドとしての地位を築きつつある。

28 今後は、陸・海・空のフィールドロボットの研究開発、実証試験、性能評
29 価、操縦訓練等を行うことができる世界に類を見ない一大研究拠点として、
30 令和2年3月31日に全面開所したRTFを中核として、浜通り地域等をロ
31 ボットの一大開発実証拠点とし、ロボット産業集積の県内全域への波及を目
32 指す。

33 a RTFの管理・運営

34 RTFの管理・運営は、イノベ構想に基づく施策や事業と一体となった
35 実施・展開が必要であることから、イノベ機構との緊密な連携の下で施設
36 の効果的かつ効率的な管理・運営に努める。

37 b RTFにおける最先端のロボット開発・実証など活用促進

38 ① イノベ機構とともに、政府と一丸となって、関係省庁、国立研究開発
39 法人、大学、研究機関、企業等に対し、RTFにおけるロボット開発・
40 実証の実施に向けた周知や働き掛けを行い、利活用の促進に取り組む。

1 ② 特に、インフラ点検・災害対応ロボットやドローンの目視外飛行、空
2 飛ぶクルマ等、R T Fに優位性があり、活用が特に見込まれる分野にお
3 いて、企業誘致や地元企業の参画を更に進め、同地域を本分野の開発・
4 実証・社会実装の世界最先端の拠点とすることを目指す。また、令和2
5 年9月の「無人航空機の飛行に関する許可・承認の審査要領」等の見直
6 しにより、R T Fにおける研究開発のためのドローンの飛行のための手
7 続きが容易となったように、関係省庁等と連携して、R T Fの有する設
8 備や環境をいかして拠点としての優位性を高めていく。

9 ③ 防災訓練・インフラ点検・研修等を始めとする公的機関等による活用
10 案件の掘り起こし、5 G等先端技術を用いた実証事業等により、拠点を
11 活用する企業・研究機関の増加を図っていく。また、企業や研究機関に
12 対して、共同利用施設への入居や研究拠点の立地等、現地での人材育成
13 を含めた拠点としての活用を促進する。

14 ④ R T Fで開催されるロボットの国際大会「World Robot Summit」（以
15 下「W R S」という。）を始め、全国や海外から多数の来訪者が期待で
16 けるイベントや会議等を通じて、P Rを強化していくとともに、ロボッ
17 ト分野に関連する、学生の技術向上等につながるイベントや専門家のみ
18 ならず一般の方々も参加できるイベントでの活用等も視野に入れ、市町
19 村や商工団体、関係機関と連携し、施設利用者による周辺地域における
20 購買・サービス利用等にもつながるような取組を促し、浜通り地域等に
21 おける商業・サービス業等幅広い業種へ効果を波及させる。

22 ⑤ 国立研究開発法人新エネルギー・産業技術総合開発機構（以下「N E
23 D O」という。）などとの間の連携協定に基づき、連携先団体の実証試
24 験で積極的に施設が活用されるよう、関係者との調整を行う。

25 c R T Fを活用した制度整備の推進

26 ① ロボット・ドローンの性能評価基準の策定や、ドローンの目視外・第
27 三者上空飛行の実現に向けた機体の安全性確保のための認証制度の構
28 築、空飛ぶクルマの試験飛行の拠点化等、R T Fがロボット・ドローン・
29 空飛ぶクルマ等の技術基準、運用ガイドライン等の規格作成等の制度整
30 備や制度運用に資する拠点となるよう政府・関係機関等と緊密に連携し
31 ていく。

32 ② 中長期的には、統合運行管理(U T M)機能やドローン電波調整機能、
33 重大事故への事故調査機能等、R T Fが国内ドローンの研究開発・制度
34 執行のメインプレイヤーとしての役割を担い、ナショナルセンター化を
35 目指す。

36 d 県内企業に対するロボット産業への参入支援

37 ① 災害対応ロボットや、ドローン、医療機器等の広義のロボットまでを
38 対象として、イノベ区域内企業が、あるいはイノベ区域内企業と連携す
39 るイノベ区域外の企業が行う、地域復興に資する実用化開発を推進する。

40 ② 産学官連携による「ふくしまロボット産業推進協議会」を中心に、ロ

1 ボット関係企業・団体のネットワークの構築、展示会への共同出展、コ
2 ーディネーターによるマッチング支援などを行う。また、県内企業や大
3 学等のロボットや要素技術の研究開発に対する支援、「ロボットフェス
4 タふくしま」における商談機会の提供、県産ロボットの導入助成など、
5 県内企業の研究開発から取引拡大に至るまでの一体的・総合的な支援を
6 行い、ロボット産業への参入を促進する。

7 ③ ハイテクプラザの機能を強化すること、官民合同チームやイノベ機構
8 が一体となったコンサル支援等を通じて、R T Fを活用した県外企業等
9 との共同研究に取り組む県内中小企業者等のロボット関連技術の質の
10 高い技術支援やR T Fを活用する関連企業や進出企業等と地元企業の
11 マッチング促進等を行う。

12 e W R S 開催に伴う産業育成

13 国際的なロボット競技会であるW R Sの一部競技(試験用プラントでの
14 災害予防のための点検、試験用トンネルでの災害時のロボット対応)がR
15 T Fにおいて開催されることが決まっており、世界中からロボットの研究
16 者が集まる場となる。プレ大会であるW R S 2018 では、福島県の会津大
17 学の学生チームが優勝する等、ロボット・ドローン産業を担う県内の人材
18 も育ってきている。イノベ機構とともに、県内からの参加者への支援のほ
19 か、県内企業の持つロボット技術を世界に発信する取組を進める。

20 f 福島浜通りロボット実証区域を活用したロボット実証の推進

21 ロボット新戦略(平成27年1月23日ロボット革命実現会議取りまと
22 め)に基づき、ロボット実証試験の場所を本県が仲介する「福島浜通りロ
23 ボット実証区域」は、令和2年10月時点で活用件数415件に達しており、
24 実証試験を契機に浜通りで事務所を開設した事例も出てきている。

25 イノベ機構とともに、「福島浜通りロボット実証区域」の取組により、
26 平地から山間地域まで、浜通り地域等全体でロボット・ドローンを活用す
27 る開発・実証・社会実装を行いやすい環境を整備し、企業、大学、研究機
28 関等が行うロボットの研究開発を積極的に支援する。

29 g 国有試験研究施設を活用する際の特例の周知等

30 法令に基づく範囲で、企業等がロボット技術に関する試験研究を実施す
31 る際、国有試験研究施設の使用料を減額できることから、本制度を積極的
32 に周知し、利用促進を図る。

33 (ウ) エネルギー・環境・リサイクル

34 本県では、これまで「原子力に依存しない、安全・安心で持続的に発展可
35 能な社会づくり」を復興の基本理念として掲げ、再生可能エネルギーの飛躍
36 的推進に取り組んできている。

37 また、国が2050年までに温室効果ガスの排出を実質ゼロとする脱炭素社
38 会の実現を表明したところであり、国との一層の連携強化により、経済と環
39 境の好循環の仕組みを構築していく必要がある。

40 平成31年3月に策定した「福島県再生可能エネルギー先駆けの地アクシ

1 ョンプラン（第3期）」、平成28年9月に策定、令和3年2月に改定された
2 「福島新エネ社会構想」に基づき、浜通り地域を中心に、再生可能エネルギー
3 及び水素を核とした産業の育成、集積、地域経済の復興再生に継続的に取
4 り組む必要がある。

5 また、バイオマス発電や小水力発電等地域資源をいかした新たなエネルギ
6 ー利活用の取組も進める必要がある。

7 さらに、東京電力等の民間団体が進める高効率石炭火力発電や、石油資源
8 開発（JAPEX）が中心となり新地町の相馬港で稼働している天然ガス（L
9 NG）火力発電所の個別プロジェクトとも緊密に連携していく必要がある。

10 a 復興をけん引する再生可能エネルギーの導入促進

11 (a) 太陽光、風力等の再生可能エネルギーの最大限導入

12 ① 避難地域における再生可能エネルギーの計画的かつ円滑な導入を
13 推進するため、平成27年に、県と国、避難地域12市町村、電力会社
14 等で構成する「福島県再生可能エネルギー復興推進協議会」を設立し
15 た。

16 協議会では、復興に寄与する再生可能エネルギー事業を多角的に支
17 援するとともに、事業者の売電収入の一部を活用して地域の復興を支
18 援する事業を実施している。これらの取組や国が行う再生可能エネル
19 ギー普及に向けた取組とも連携し、復興の加速化と再生可能エネルギ
20 ーの最大限導入を図る。

21 ② 本県沖での浮体式洋上風力発電実証研究事業の成果や課題、技術開
22 発の動向等を踏まえ、関係機関と連携し、洋上風力発電の導入や関連
23 産業の集積に向けた検討を行う。

24 (b) 阿武隈・沿岸部共用送電線事業の整備

25 阿武隈地域・沿岸部では、風力発電等の再生可能エネルギー導入ポテ
26 ンシャルが高いにもかかわらず、近隣の既存送電網において空き容量が
27 不十分であり導入が進みにくい状況であった。

28 このため、送電事業会社を設立して発電事業者が使用する共用送電網
29 の整備を進め（令和2年1月に一部区間で供用を開始）、再生可能エネ
30 ルギーの飛躍的推進を実現する。

31 b 水素社会のモデル構築

32 (a) 福島水素エネルギー研究フィールドにおける世界最先端の水素製造 33 実証研究

34 ① NEDOは浪江町に令和2年3月に開所した福島水素エネルギー
35 研究フィールドにて、世界最先端の高効率で低コストな水素製造シス
36 テムの開発を進めるなど、再生可能エネルギー由来水素製造に関する
37 イノベーション拠点として、世界の水素研究をリードしていく。

38 ② 福島水素エネルギー研究フィールドを始めとした本県の再生可能
39 エネルギーからつくられた水素を、県有施設等に設置した燃料電池を
40 始め、東京2020大会など、様々な場面で活用し、国を始め関係者と

1 一体となって着実に取組を進める。

2 (b) 水素利用の拡大

3 水素ステーションの整備拡大や燃料電池自動車を始めとした水素モ
4 ビリティの普及促進、産業分野等における活用検討など、地域での水素
5 エネルギーの利用拡大に向けた取組を強化し、こうした取組により水
6 素・燃料電池関連産業の企業・研究機関の呼び込みを図り、水素社会のモ
7 デル構築を目指す。

8 c 再生可能エネルギーを活用した復興まちづくり（スマートコミュニティ
9 の構築）

10 令和2年12月までに、浜通り地域の5市町村（相馬市、浪江町、楡葉
11 町、葛尾村、新地町）で、再生可能エネルギーや水素、コジェネレーショ
12 ン等を活用した災害に強く地域活性化に資するスマートコミュニティの
13 構築が完了した。

14 今後は、こうした浜通り地域での先行事例をモデルケースとし、県内に
15 おけるスマートコミュニティの構築に向けた支援を行う。

16 d 森林等豊かな地域資源をいかした新たなエネルギー利活用の推進

17 小水力発電を始め、バイオマス発電や地熱発電、さらには地域での天然
18 ガス利用など、新たなエネルギーの開発を支援し、地域で生産したエネル
19 ギーの地産地消を進める。

20 e 再生可能エネルギー・蓄電池分野等におけるサプライチェーン構築

21 ① 実用化開発への支援やF R E A、大学等と連携した人材育成等の取組
22 の推進により、発電設備の部品製造や維持・管理に関するメンテナンス
23 分野への地元企業の参入拡大を図るとともに、風力発電関連部品の水切
24 り、積み出し、組み立てなど、風力発電の導入拡大や関連産業集積に必
25 要な港の利活用余地の検討、企業誘致による風力を始めとする再生可能
26 エネルギー関連産業に関するサプライチェーンの構築を図る。

27 ② エネルギーの調整機能を担う蓄電池関連産業についても、地域におけ
28 る重要拠点化の取組とも連携を図りながら、関連企業の誘致、実用化開
29 発への支援、進出企業と地元企業との取引拡大等により、集積を進めて
30 いく。

31 f エネルギー分野における技術開発・実用化の推進

32 ① エネルギー分野における、イノベ区域内企業とイノベ区域外企業や大
33 学等による共同研究等を通じた地域復興に資する実用化開発を推進す
34 る。

35 ② 平成26年3月に国立研究開発法人産業技術総合研究所と締結した連
36 携・協力に関する協定に基づき、再生可能エネルギーに関する世界的な
37 イノベーションハブを目指すF R E Aと連携し、県内企業等への技術開
38 発支援や共同での技術開発、再生可能エネルギー分野での人材の育成等
39 を推進する。

40 g ハイテクプラザによる技術支援

1 県内企業に対して、ハイテクプラザの保有技術を活用した実技指導を行
2 うことで、企業の技術力を高め、技術開発や製品開発の取組を支援する。

3 h エネルギー・エージェンシーふくしまによる一体的な支援

4 平成 29 年 4 月に設立した再生可能エネルギー関連産業育成・集積支援
5 機関である「エネルギー・エージェンシーふくしま」を核として、企業間
6 のネットワーク構築から、新規参入、人材育成、研究開発、事業化、販路
7 拡大、海外展開まで一体的・総合的に支援することにより、県内企業の取
8 組を強力にバックアップし、再生可能エネルギー関連産業の育成・集積を
9 図る。

10 i 環境・リサイクル

11 浜通り地域等では、今後、リサイクル需要が見込まれる太陽光パネルの
12 ほか、石炭灰、小型家電、バッテリーや炭素繊維等の先端的なリサイクル
13 技術の開発に取り組むことにより、新たな産業創出の可能性がある。

14 浜通り地域等における企業ポテンシャル状況や今後のリサイクル需要
15 等を踏まえつつ、先進的なリサイクル技術の産学官連携、技術開発等に関
16 する取組を進める。

17 (a) 環境・リサイクル分野における産学官連携の支援

18 先端的なリサイクル産業の構築に向け、産学官のネットワークの構築
19 や、企業連携による新たな技術の実証等の取組を支援する。

20 (b) 環境・リサイクル分野における技術開発・実用化の推進

21 環境省の「福島再生・未来志向プロジェクト」とも連携し、先端的な
22 リサイクル技術や、環境への負荷の低減に資する原材料や部品、技術の
23 開発など、環境・リサイクル分野における、イノベ区域内企業が、ある
24 いはイノベ区域内企業と連携する本区域外の企業が行う、地域復興に資
25 する実用化開発を推進する。

26 (エ) 農林水産業

27 ロボット技術や環境制御システムなどの開発・実証を進め、これらの先端
28 技術等を取り入れた先進的な農林水産業（プロセスイノベーション）を全国
29 に先駆けて実践し、浜通り地域等の農林水産業の復興再生を図っていくとと
30 もに、開発・実証された先端技術等の成果について、県内全域での技術の社
31 会実装を促進する必要がある。

32 また、国内外における風評の払拭に向けて、生産から流通、販売に対する
33 適時、適切な対策を強力に展開するとともに、ブランド力向上に資する多様
34 な本県オリジナル品種の研究開発により「ふくしま」ならではの確固たるブ
35 ランドの確立を図る必要がある。

36 a 先端技術等の導入による新しい農業の推進

37 (a) 水稻の超省力・大規模生産の推進

38 ① 震災以降、本県の沿岸部では、農地や農業用施設の復旧とほ場整備
39 に取り組んでいるところである。ほ場の大区画化など機能向上が図ら
40 れた水田における、ICTやロボット技術等を活用した水稻の超省

1 力・大規模生産の開発・実証、さらにはG空間情報技術を積極的に活
2 用したスマート農業の社会実装等を通じて、生産コストの低減と安定
3 した収益が確保できる新たな農業モデル、さらには、人材不足、少子
4 高齢化社会に対応し、グローバル競争に勝てる新たな農業の在り方と
5 なる最先端モデルを展開しながら、その普及、定着を図る。

6 ② 限られた農業者で持続的な農業経営を可能とするため、農地の集積、
7 大区画化、用排水路等の整備を進め、大規模経営体（メガファーム）
8 の育成や参入を促進し、地域農業の再構築を図っていく。

9 (b) 畑作物の大規模生産による新たな土地利用型農業モデル構築

10 畑作物栽培を再生するため、ロボット技術やセンシング技術等を活用
11 した安全かつ効率的な大規模生産体系の開発・実証や、土地利用型園芸
12 作物の生産から販売までを一貫して取り組む収益性の高いビジネスモ
13 デルの確立など、地域の実情に応じた新たな土地利用型農業モデルを構
14 築する。

15 (c) 環境制御型施設園芸モデルの構築

16 恵まれた気候条件やこれまで蓄積された施設園芸のノウハウをいか
17 しつつ、ICTを活用した温度、湿度等の生育条件の管理や省力化に取り
18 組み、地域の実情に応じた新たな環境制御型施設園芸モデルを構築す
19 る。

20 (d) 花き等への品目転換促進と「見せる農業」としての花きの振興

21 浜通り地域等において、風評の影響が少ない「花き」等の品目の導入
22 を進めるため、ICT等先端技術を活用しつつ、地域に適した作型や生
23 産方式を確立するとともに、観光分野との連携も進めるなど、「見せる
24 農業」として、花き等の新たな振興のモデルを構築する。

25 (e) ICTを活用した畜産業再開等の促進

26 ① ICTやG空間情報等先端技術を活用した効率的な和牛肥育、放牧
27 監視、繁殖管理、大規模飼料生産システム等の開発・実証を進め、新
28 技術の導入や大規模化により生産性向上を図ることで、企業誘致や地
29 域の中核となる経営体の育成を図り、産業集積を促進する。

30 ② 自給飼料生産体制の整備やたい肥流通利用による耕畜連携を積極
31 的に推進するとともに、広域的な連携・協力を推進することにより、
32 新たな畜産経営モデルの展開を支援する。

33 (f) 農地保全、地域環境・コミュニティ維持のための交流、連携

34 高齢化や担い手不足の地域、小規模な農山村等の中においても農地等
35 の保全や地域環境、コミュニティの維持がなされるよう、イノベ区域内
36 外との交流、連携に取り組んでいく。

37 (g) 帰還・営農再開の促進と多様な担い手の確保・育成

38 ① 持続的な経営が可能な地域農業の再構築に向け、関係機関が連携し
39 たチームを編成し、市町村の農業ビジョン等の作成の支援に取り組む
40 とともに、農業法人等による地域の営農再開の核となる拠点の構築等

1 により拠点周辺の農家の営農再開意欲の向上等、帰還・営農再開を促
2 進する。

3 ② イノベ区域内外からの新規就農・参入による多様な担い手を確保・
4 育成するため、イノベ機構による企業の現地案内や企業と地域とのマ
5 ッチング等、参入促進に向けた取組を行う。

6 ③ 農業従事者の確保に向けて、本区域内外を問わず、新規就農者を確
7 保するとともに、就農後間もない農業者等の育成に取り組む。このた
8 め、農業総合センター農業短期大学校や福島大学食農学類を始めとす
9 る教育機関において、人材育成を推進するとともに、他の教育、研究
10 機関との連携を通じて、県内での実践、研究等を積極的に呼び込むこ
11 とにより、若手担い手となる人材の農業分野への参入を促進していく。

12 (h) 浜地域農業再生研究センター等における研究開発の推進

13 ① 平成 28 年 3 月に開所した浜地域農業再生研究センターでは、地元
14 農業者や市町村等の要望を踏まえ、開発された基幹技術を体系化する
15 実証研究に取り組んでおり、今後も地域の営農再開、再生の段階に応
16 じた取組を進める。

17 ② 避難指示が解除された区域が拡大し、営農再開の取組が進むにつれ
18 て様々な課題が生じている。このため、農業総合センターが中心とな
19 って、国立研究開発法人農業・食品産業技術総合研究機構や企業、大
20 学等とも連携し、ICTやロボット技術等の先端技術を駆使した次世
21 代営農技術、作業の軽労化、省力化技術の開発・実証の取組を進める。

22 b 林業の再生と県産材の新たな需要創出

23 ① 震災前には杉や松を中心とした優良な木材生産が行われていた浜通
24 り地域等を始めとした本県の森林・林業の再生に向けて、森林整備とそ
25 の実施に必要な放射性物質対策を進める。

26 ② 木材の新たな利用技術の開発や木質バイオマス等の木材需要の拡大
27 を図るとともに、復興関連施設を始めとする公共建築物等への県産材利
28 用を促進する。

29 ③ 持続可能な森林経営を実現するため、林内の路網整備、集成材製造施
30 設等の木材加工流通施設の整備、現場ニーズを踏まえた林業用ロボットの
31 開発、導入等による林業機械の更なる高性能化、ICTを活用した生
32 産体制の構築等の取組を進める。

33 ④ 帰還困難区域を含め、G空間情報を活用した森林管理技術の開発・実
34 証及び高精度な森林情報に基づく資源管理を進めるとともに、継続的な
35 空間線量率等の調査を行うほか、ほだ木等原木林の再生に取り組むとと
36 もに、原木やおが粉等の生産資材の調達支援や、きのこのオリジナル品
37 種の普及に取り組むことによる特産林産物の生産回復、林業への就業希
38 望者を確保・育成する体制を整備し、ICT等の最先端技術を活用した
39 スマート林業技術を習得させる等、地域の森林経営を担う人材の確保・
40 育成にも取り組む。

1 c 水産研究の拠点の活用等による新たな水産業の確立

2 ① 本県の水産業は長期にわたり操業自粛を余儀なくされるなど、深刻な
3 被害を受けている産業である。漁業の操業拡大に向けて、水産業に関す
4 る研究・情報発信を行う拠点（水産海洋研究センター、水産資源研究所
5 及び内水面水産試験場）において、放射性物質に関する試験研究や新た
6 な水産業の確立に向けた研究を推進し、その結果を広く発信することで
7 県産水産物の安全性をPRするとともに、水産資源の効率的かつ有効な
8 利用と、高鮮度・高付加価値化、販路拡大の取組を促進する。

9 ② 資源を管理しながら水揚金額を拡大する「ふくしま型漁業」の実現に
10 向けて、ICT等先端技術の開発や実証、普及を進めるとともに、当該
11 技術を活用した操業の効率化、県産水産物の高付加価値化、資源管理手
12 法の開発や実証、普及等の取組を推進する。さらに、漁業者の確保・育
13 成に取り組む。

14 d 先端技術情報等の発信等による技術の普及・導入の促進

15 これまで開発・実証等を行った農林水産分野の先端技術については、浜
16 通り地域等での農林水産業の成長産業化に最大限いかし、実際の農林水産
17 業再生に結びつけていかなければならない。

18 このため、農林水産分野の先端技術情報等を農林漁業者に対し、分かり
19 やすく発信するイベント、セミナー等を開催するとともに、各種事業を活
20 用し、技術の普及・導入を促進する。

21 e 農林水産分野における技術開発・実用化の推進

22 農林水産分野における、イノベ区域内企業、あるいはイノベ区域内企業
23 と連携するイノベ区域外の企業が行う、地域復興に資する実用化開発を推
24 進する。

25 f 「ふくしま」ならではの確固たるブランドの確立

26 ① 米、果樹、野菜、林産物、種雄牛、花き等、本県における多様なオリ
27 ジナル品種の研究開発や品質・機能分析等を大学機関等とも連携しなが
28 ら積極的に進める。

29 ② 第三者認証GAPや水産エコラベル等の取得促進などによる、信頼さ
30 れる産地づくり、特色をいかした製品の販路拡大に向けた取組を進め、
31 「ふくしま」ならではの強みをいかした確固たるブランドの確立を図る。

32 g 地域資源を活用した持続可能な農業の構築

33 復興を果たし、更なる発展のためには、循環型社会の形成、持続可能な
34 農業の確立が必要である。このため、地域資源を活用しながら自然の循環
35 機能を向上する技術や有機性資源の高度利用などによる有機農業の生産
36 性向上などの調査・研究、技術開発を行い、持続可能な農業の構築を目指
37 す。

38 (オ) 医療関連

39 本県では、産業復興政策の一つに「医療関連産業の集積」を掲げ、関連産
40 業の振興に取り組んでいる。浜通り地域等においても企業等による実用化開

1 発の取組により医療・福祉機器等の技術開発が進んでいる。

2 一方、浜通り地域等では原子力災害による避難を契機として高齢化や生産
3 年齢人口の減少が急激に進行しており、医療・介護人材の不足や老々介護な
4 ど社会的課題が全国に先行する形で現れている。

5 こうした状況の中、新規薬剤の研究開発を促進するTRセンターや、平成
6 28年11月に開所した医療機器の開発から事業化までを一体的に支援するふ
7 くしま医療機器開発支援センターといった拠点の機能を最大限活用し、医療
8 関連産業の振興を進めていく必要がある。

9 併せて、新しい技術や製品の活用による地域課題の解決に取り組んでいく
10 必要がある。

11 a 医療関連分野への新規参入の促進

12 ① 県内には、医療福祉機器関連産業の集積と取引拡大等のためのビジネ
13 ス交流会等を担う福島県医療福祉機器産業協議会が存在している。当協
14 議会等を通じて医療関連分野へ参入する企業に対して、支援制度や技術
15 動向等の情報提供を行う。

16 ② ふくしま医療機器開発支援センターが浜通り地域等でセミナーを開
17 催するほか、企業等とのマッチング支援や規制等に対応するための専門
18 人材によるコンサルティング支援等を実施することにより、浜通り地域
19 等の企業に対して医療機器分野への参入を促進していく。

20 b 医療関連分野における技術開発・実用化の推進

21 ① 医療関連分野における、イノベ区域内企業が、あるいは本区域内企業
22 と連携する本区域外の企業が行う、地域復興に資する実用化開発を推進
23 する。

24 ② ふくしま医療機器開発支援センターが製品の安全性評価試験による
25 更なる技術開発への支援、企業訪問による課題解決の支援及び利用料金
26 の減額などを行うことで、事業化に向けて積極的に支援する。

27 c 医療関連分野の販路開拓支援

28 浜通り地域等の企業が開発・事業化した医療・福祉機器等をより現場で
29 活用しやすくするため、医療機関・高齢福祉施設等の現場ニーズを反映さ
30 せ、導入につながる製品への改良など、導入に向けた取組を支援し、原子
31 力災害の影響により高齢化の進行や人手不足等の課題を抱える浜通り地
32 域等における導入までのモデル事業を創設し、当地域における医療関連産
33 業の集積につなげていく。

34 d TRセンターによる医薬品関連産業支援

35 TRセンターが創薬に有効な技術を開発しており、今後、県、同センタ
36 ー、医薬品関連企業、浜通り企業等と定期的に意見交換の機会を設け、連
37 携しながら将来の医薬品関連産業の集積に資する取組を検討する。また、
38 浜通り企業等への技術移転やコンサルティング支援を重点的に進めるT
39 Rセンターの取組を支援する。

40 (カ) 航空宇宙

1 本県では、航空宇宙産業について次世代を担う産業の新たな柱の一つとして
2 位置付けており、航空機用エンジンの製造を行う中核企業を始め、航空宇
3 宙産業の国際認証規格の取得企業が多く立地している浜通り地域等への一
4 層の産業集積の拡大と技術の高度化を図ることが重要である。

5 このため、浜通り地域等において、航空宇宙産業への新規参入や地元企業
6 の取引拡大への支援を重点的に行うとともに、ハイテクプラザ等による人材
7 育成や企業立地支援策を活用した域外からの企業の呼び込み等に取り組んで
8 いく必要がある。

9 a 航空宇宙分野への新規参入の促進及び取引の拡大

10 新規参入に必要な国際認証の取得や既に航空宇宙分野に取り組む企業
11 の取引拡大、設備投資、技術力向上のための支援を浜通り地域等で重点的
12 に進めるとともに、独立行政法人宇宙航空研究開発機構（JAXA）が必
13 要とする技術ニーズと地元企業等が有する技術とのマッチング等の取組
14 を進める。

15 b ハイテクプラザによる企業技術支援

16 ハイテクプラザの高度先進機器を活用し、実践的な技術研修などを通じ
17 た地元企業の技術支援の取組を進めることで、技術力向上・高度人材育成
18 を図っていく。

19 c 航空宇宙分野における技術開発・実用化の推進

20 航空宇宙分野における、イノベ区域内企業が、あるいはイノベ区域内企
21 業と連携するイノベ区域外の企業が行う、地域復興に資する実用化開発を
22 推進する。

23 d 企業立地・誘致の推進

24 企業立地支援策を活用した地元企業による更なる投資や、域外からの企
25 業誘致に取り組むとともに、平成30年12月に策定された「空の移動革命
26 に向けたロードマップ」（国土交通省・経済産業省）に試験飛行の拠点と
27 して位置付けられたRTFを活用し、空飛ぶクルマの実証や関連企業の誘
28 致を進める。

29 e 地域クラスターの中核企業の育成

30 複数の工程を地域の企業間連携を通じて一貫して受注する地域クラス
31 ターの形成が、浜通り地域等における受注体制における航空宇宙の集積や
32 安定的な受注確保に不可欠であることから、クラスター全体の工程設計・
33 管理を行う中核となる企業を育成する取組等を進める。

34
35 オ 国際教育研究拠点

36 イノベ構想を更に発展させ、浜通り地域等の復興・創生を長期にわたり進め
37 ていくため、政府において国際教育研究拠点の新設を構想している。

38 本拠点は、「創造的復興の中核拠点」として、原子力災害によって甚大な被
39 害を受けた浜通り地域等において、国内外の叡智を結集し、廃炉の着実な推進、
40 環境の回復・創造、新産業の創出等に向けた研究開発や人材育成を行い、その

1 経験・成果等を地域に還元するとともに、世界に発信・共有していく。

2 研究開発機能としては、福島の創造的復興に不可欠の研究や、縦割りではな
3 い学際的に融合させた研究を行うとともに、産学官一体の取組を通じて研究成
4 果の社会実装・産業化を実現することが求められる。

5 また、本拠点において学位が取得できるよう大学院生等に対する人材育成や、
6 地元の小中高校生等や企業への人材育成を行うことが求められる。

7 さらに、他の地域ではできない実証を可能にするための規制の特例措置の整
8 備や、地元企業等と密接に連携するための組織や枠組みの構築等を推進するこ
9 とが求められる。

10 県としては、国際教育研究拠点が実現するよう、研究内容や人材育成、地域
11 との連携の具体化や、最適な実施体制に関する検討に協力するとともに、こう
12 した検討の内容を踏まえてイノベ構想の全体を推進していくこととする。

13 また、市町村等と連携し、相応しい立地地域の提案や、研究者や企業等を引
14 き付けるまちづくりなど、広域自治体としての役割を果たしていく。

15 16 カ 関係法令に基づく特例

17 (ア) 中小企業者が行う重点分野における技術の高度化に関する研究開発事業
18 に関する次に掲げる事項

19 特許法施行令（昭和 35 年政令第 16 号）で定めるところによる、次に記載
20 する事業における特許料等及び国際出願の手数料等の軽減措置の活用。

21 a 事業の内容、実施主体及び事業の実施期間

22 (a) 事業の内容

23 イノベ構想の重点分野となる、廃炉、ロボット・ドローン、エネルギー
24 ・環境・リサイクル、農林水産業、医療関連及び航空宇宙の各分野に
25 おいて、イノベ区域の中小企業者等が新技術の開発に関する試験研究等
26 を進める事業

27 (b) 事業の実施主体

28 イノベ機構が認める者

29 (c) 事業の実施期間

30 本計画の期間の終了の日から起算して 2 年以内までに出願されたも
31 のに限る。

32 b その他事業の実施に必要な事項

33 事業実施者が満たすべき基準等は、本県と協議の上で別途イノベ機構が
34 定める。

35 (イ) ロボットに係る新たな製品又は新技術の開発に関する試験研究を行う事
36 業に関する次に掲げる事項

37 法施行令（平成 24 年政令 115 号）で定めるところによる、次に記載する
38 事業における国有の試験研究施設の低廉使用措置の活用。

39 a 事業の内容及び実施主体

40 (a) 事業の内容

1 R T F、福島浜通りロボット実証区域の活用や、県内企業等との連携
2 により、ロボットの新技术に関する研究開発を行う事業

3 (b) 事業の実施主体

4 イノベ機構が認める者

5 b その他事業の実施に関し必要な事項

6 事業実施者が満たすべき基準等は、本県と協議の上で別途イノベ機構が
7 定める。

8 (ウ) 重点推進事業の内容及び実施主体に関する事項

9 a 新産業創出等政令等規制事業

10 政令又は主務省令により定められた規制に関連する事業について、本計
11 画に基づき実施する場合には、政令又は主務政令で定める範囲で当該規制
12 の特例措置を条例で定め、適用することができる。

13 イノベ区域における産業集積に資する事業であって、政令や主務政令に
14 よって規定された規制の特例が必要となる場合には、活用を検討する。

15 b 新産業創出等地方公共団体事務政令等規制事業

16 政令又は主務省令により定められた規制（本県の地方公共団体の事務に
17 係るものに限る。）に関連する事業について、本計画に基づき実施する場
18 合には、政令又は主務政令で定める範囲で当該規制の特例措置を条例で定
19 め、適用することができる。

20 イノベ区域における産業集積に資する事業であって、政令や主務政令に
21 よって規定された規制（本県の地方公共団体の事務に関するものに限る。）
22 の特例が必要となる場合には、活用を検討する。

23
24 キ 新たな規制の特例等に関する提案

25 法第7条の2規定により読み替えて適用される東日本大震災復興特別区域
26 法第11条第1項により、本県産業の復興・再生に資するため、必要となる新
27 たな規制の特例措置及びその他の特別の措置について、県はあらかじめ関係市
28 町村の意見を聞いた上で国に提案することができる」とされている。

29 これまで復興の歩みは着実に前進してきたところであるが、避難解除時期な
30 どの状況から、市町村によって復興の進捗は異なっており、ステージに応じた
31 多様な課題に直面しているとともに、今後新たに顕在化する課題にも柔軟に対
32 応していくことが求められている。

33 現場の実態と状況の変化を把握しながら、現行の枠組みで解決が難しい場合
34 や本県の実情に即した対応を求める場合など、当該提案の活用を検討する。

35
36 ク 新産業創出等推進事業促進計画

37 イノベ構想の推進に係る重点分野の取組を推進するため、新産業創出等推進
38 事業促進区域内において、新産業創出等推進事業を行う事業者は課税の特例を
39 受けることができる。

40 県知事は法第84条の定めるところにより、新産業創出等推進事業の実施を

1 促進するため、新産業創出等推進事業促進計画を作成する。

2 新産業創出等推進事業促進計画により、イノベ区域における産業集積の形成
3 及び活性化を図ることを目指す。

4 新産業創出等推進事業促進計画に定められた新産業創出等推進事業促進区
5 域内において、新産業創出等推進事業実施計画を作成し、県知事の認定を受け
6 た事業者は、法第 85 条の 5 から第 85 条の 7 に定める課税の特例措置の適用が
7 ある。

9 (3) 公益財団法人福島イノベーション・コースト構想推進機構

10 ア 公益財団法人福島イノベーション・コースト構想推進機構

11 平成 29 年 7 月 25 日に本県は一般財団法人福島イノベーション・コースト構
12 想推進機構を設立した（平成 31 年 1 月 1 日付けで公益財団法人化）。

13 イノベ機構はプロジェクトの創出促進や産業集積、人材育成、交流人口拡大
14 に資する取組に加えて、拠点施設の管理・運営など、イノベ構想に関連する取
15 組を一貫して推進する大きな役割・機能を担うものとしており、もって東日本
16 大震災、特に原子力災害により産業基盤が失われた浜通り地域等の復興・再生、
17 さらには本県の社会経済の発展に寄与することを目的とする。

18 本計画に基づく施策を総合的かつ計画的に推進するため、イノベ機構は本県
19 と一体となってイノベ構想に関連する取組を総合的に進めていく。

20 (ア) 中核的な機能を担うイノベ機構による関係者間の連携促進

21 本計画の着実な実行に向けては、国、県、関係市町村、研究機関、大学、
22 高等学校、商工団体、企業等の連携及び相互の調整が不可欠であり、連携強
23 化及び相互の連絡調整機能を担うのがイノベ機構である。

24 イノベ機構は、国、県、関係市町村、研究機関、大学、高等学校、商工団
25 体、企業等のイノベ構想に関係する多様な主体間の情報共有等を円滑に進め
26 られるよう、連携強化を図る会議を定期的に開催する。

27 (イ) イノベ機構と官民合同チームとの連携強化

28 イノベ機構は、イノベ構想が地元被災事業者・農業者等にとってもより身
29 近なものとなるよう、官民合同チームとも緊密に連携し、実用化の推進、ビ
30 ジネス機会の創出、情報発信等に関する取組を進めるなど、相乗効果を生み
31 出し、イノベ構想の実現の効果を地元被災事業者等へ波及させる。

32 a イノベ機構が実施するビジネスマッチングに関する連携

33 イノベ機構は、官民合同チームと連携し、産業集積・企業立地促進にお
34 けるビジネスマッチング等を通じて、地元被災事業者等のイノベ構想への
35 参画を推進する。

36 b 研究技術開発・実用化の推進に関する連携

37 イノベ機構は、官民合同チームと連携し、イノベ構想に掲げる各プロジ
38 ェクトの研究技術開発・実用化への地元被災事業者等の参画を推進する。

39 c 地元被災事業者等に対する情報発信等に関する連携

40 イノベ機構は、イノベ構想に関する地元被災事業者等への分かりやすい

1 情報発信を官民合同チームと連携して進める。

2
3 イ 公益財団法人福島イノベーション・コースト構想推進機構への国職員の派遣
4 イノベ機構は、プロジェクトの創出促進や産業集積、人材育成、交流人口拡大
5 大に資する取組に加えて、拠点施設の管理・運営など、イノベ構想に関連する
6 取組を一貫して推進する大きな役割・機能を担う必要がある。その際、国職員
7 が有する政策立案の知見や国内外のネットワークが、R T Fを活用した制度整
8 備や、域外からの新たな活力の呼び込み等の企画立案及び実施、国等の関係機
9 関との円滑な連絡調整等においてより重要となるため、国に対し必要となる職
10 員の派遣を求めていく。

11 12 3 福島県全域における新たな産業の創出等のための取組

13 本県の産業は、東日本大震災、特に原子力災害により、生産活動の休止や、事
14 業所の県外移転、避難指示による休・廃業など、甚大な被害を受けたところであ
15 り、復興再生を推し進めていくためには、新産業の創出を通じた雇用回復を通じ、
16 地域経済の再生を図ることが重要である。

17 また、国が2050年までに温室効果ガスの排出を実質ゼロとする脱炭素社会の
18 実現を表明したところであり、国との一層の連携強化により、経済と環境の好循
19 環の仕組みを構築していく必要がある。

20 本県では、東日本大震災の発災直後より、再生可能エネルギーや医療関連産業
21 等の新たな産業の創出に取り組んできたところであり、今後、浜通り地域等にお
22 けるイノベ構想推進による取組と連携し、福島県全域において、先端技術等の普
23 及を促進するとともに、地域の強みをいかした「再生可能エネルギー関連産業」、
24 「医療関連産業」、「ロボット関連産業」、「航空宇宙関連産業」等の先端産業の集
25 積を図り、福島県産業の一刻も早い復興を実現する必要がある。

26 (1) 研究開発の推進等のための取組【再掲】

27 ア 革新的な技術

28 ① 技術開発・新製品の開発を支援するための補助事業や「ふくしま産業育成
29 資金」等の中小企業制度資金による経営基盤の強化、民間が設立したファン
30 ド（運用資金、基金）等の活用により、県内中小企業による再生可能エネル
31 ギー関連産業や医療関連産業など、成長分野への参入を促進する。

32 ② 「ふくしま産業応援ファンド」等の活用を通じて、県内中小企業の新製品・
33 新技術及びその構想について、市場調査、事業可能性調査及び開発並びに販
34 路開拓について支援することにより、新産業の創造、新規事業の開拓、未開
35 拓市場への参入の促進を図る。

36 ③ 中小企業等経営強化法（平成11年法律第18号）に基づき、経営革新計画
37 の承認を受けた中小企業者、組合等を始め中小企業者などが行う新商品、新
38 技術、新サービス開発等を支援するとともに、異なる分野の中小企業が連携
39 した新事業活動の促進や特定ものづくり基盤技術に指定された分野の研究
40 開発等の支援を行う。

- 1 ④ AI・IoTの導入・活用による新製品開発や生産性向上を促進するため、
2 ハイテクプラザにおいて、最新技術や導入事例を紹介する技術研究会を開催
3 し、普及啓発を図るとともに、技術者向け研修や模擬環境を利用した検証サ
4 ポート、個別課題に対する技術開発サポート等、企業の状況に合わせたきめ
5 細かな支援を行う。
- 6 ⑤ ハイテクプラザ等における研究体制を充実させる。また、大学、企業、他
7 県の公設試験研究機関等と連携し、研究・開発を行うとともに、研修生の受
8 け入れ、研究成果の発信などを行い、県内企業への技術移転を推進する。
- 9 ⑥ 新製品・新技術の開発、調査・分析、販路開拓等の費用を助成することな
10 どにより、革新的なものづくりに対する開発・技術支援機能を強化する。

11 イ 知的財産支援

- 12 ① 独自技術の製品化やデザイン思考の製品設計を支援するとともに、事業化
13 や販路開拓まで、知的財産の戦略的な一貫支援を行う。
- 14 ② 県内支援機関、金融機関、特許事務所等との有機的連携により、知的財産
15 相談機能の強化を図るとともに、県内企業の有する独自技術の国内外に対す
16 る知的財産権利化支援や知的財産マッチング支援等による知的財産活用の
17 積極的推進を図る。

18 ウ 産学官ネットワークの強化

- 19 ① 地域産業復興・創生アドバイザー等による御用聞き訪問やハイテクプラザ
20 による企業訪問等により、新製品の開発や技術課題の解決を支援する。
- 21 ② 県内高等教育・研究機関や産学官連携の実務に携わるコーディネーター等
22 との連携を強化し、産学官共同研究や技術移転を促進する。
- 23 ③ 産学民官の連携や相談支援体制の充実などにより、中小企業の育成・強化
24 を図る。
- 25 ④ 会津大学は、学内の復興支援センターを核に、県、会津若松市、連携協力
26 基本協定締結企業、会津大学発ベンチャー企業、その他協力企業で構成する
27 「会津産学コンソーシアム」と連携し、ICTに関連した研究開発や人材育
28 成等を行う。また、会津大学の持つポテンシャルをいかしながら、県内外の
29 企業と連携した最先端ICT技術の実証やICT技術を活用したビジネス
30 モデルの創出を図るとともに、実践的なICT人材の育成と県内定着に取り
31 組み、ICT技術を活用した県内企業の課題解決に貢献することで本県の復
32 興支援に取り組む。

33 (2) 企業立地の促進等のための取組【再掲】

34 ア 事業所等の新增設の促進

- 35 ① 避難者を始め失業者の雇用を確保するため、地域の核となる企業の新增設
36 を促進し、雇用の受け皿づくりを強力に進める。特に、避難者を受け入れて
37 いる市町村においては、避難者支援という観点からも、企業誘致の促進と産
38 業

1 業の集積を強力に進めていく。

- 2 ② 地域の人的資源や研究・技術力等をいかし、多様な産業の基盤となる情報
3 通信関連産業の研究機能やデータセンター等の企業誘致を推進し、関連産業
4 の集積を図る。

5
6 イ 戦略的な企業誘致

7 ふくしま医療機器開発支援センターやRTF等、新たな拠点を核として、各
8 分野の産業協議会における企業等のネットワークを有効に活用するとともに、
9 企業立地セミナーの開催等を通じて、再生可能エネルギー、医療、ロボット、
10 航空宇宙やICT関連産業などの成長分野を始め、裾野の広い自動車関連産業
11 など、本県の産業復興をけん引する産業分野の企業誘致を戦略的に進める。

12
13 ウ 立地補助金の活用

14 工場等の新規立地・増設費用に対するふくしま産業復興企業立地補助金、津
15 波・原子力災害被災地域雇用創出企業立地補助金及び自立・帰還支援雇用創出
16 企業立地補助金による支援や市町村等が行う工業団地の関連公共施設（道路、
17 排水、上水）に係る整備費用補助などの施策を通じ、雇用の創出及び産業集積
18 を図るとともに、原子力災害被災地域における福島県創業促進・企業誘致に向
19 けた設備投資等支援補助金による創業支援などの施策を通じ、新たな産業の創
20 出等に必要となる企業の立地促進その他の取組を進める。

21
22 エ 企業間交流

23 産業別協議会や地域企業の交流の場を設けるなど、企業間の交流を促進させ
24 るとともに、広域的な商談会の開催や産業支援機関を通じた企業の受発注情報
25 の発信等により、企業の取引拡大や技術力強化を促進する。特に、誘致企業と
26 県内企業の取引拡大につなげるため、更なる連携の強化や取引の緊密化に取り
27 組む。

28
29 **(3) 再生可能エネルギー関連産業（福島新エネ社会構想）、医療関連産業、ロボ
30 ット関連産業、航空宇宙関連産業等**

31 ア 再生可能エネルギー（福島新エネ社会構想）

32 本県では、これまで「原子力に依存しない、安全・安心で持続的に発展可能
33 な社会づくり」を復興の基本理念として掲げ、令和22年頃を目途に県内エネ
34 ルギー需要の100%相当以上の再生可能エネルギーを生み出すことを目標と
35 する「福島県再生可能エネルギー推進ビジョン」を平成24年に策定し、再生
36 可能エネルギーの飛躍的な導入促進に取り組んできている。

37 平成31年3月に策定した「福島県再生可能エネルギー先駆けの地アクション
38 プラン（第3期）」においては、地域主導による再生可能エネルギーの導入
39 拡大により、目標への歩みを着実に進めるとともに、再生可能エネルギーに関
40 連する製造業やメンテナンスなどの産業の集積と雇用の創出に向けた取組を

1 進めている。

2 こうした取組を加速し、本県を名実ともに再生可能エネルギーの「先駆けの
3 地」とするため、「福島県再生可能エネルギー推進ビジョン」や平成28年9月
4 に策定、令和3年2月に改定された「福島新エネ社会構想」に基づき、国、関
5 連企業と一丸となって、再生可能エネルギー及び水素を核とした産業の育成・
6 集積、地域経済の復興再生に継続的に取り組む必要がある。

7 (ア) 再生可能エネルギー関連産業の育成・集積

8 a 再生可能エネルギー産業拠点の創出

9 世界のイノベーションハブを目指し平成26年4月に郡山市に開所した
10 FREAや、世界最大級の再生可能エネルギー由来水素製造実証拠点である
11 福島水素エネルギー研究フィールド、阿武隈山地・沿岸部を始めとする
12 大型風力プロジェクト、産学官の連携による風力メンテナンス人材育成・
13 技術開発の県内拠点化など、未来の新エネ社会を先取りするモデルの創出
14 拠点とすることを目指す福島新エネ社会構想の取組と連携を図りながら、
15 産業の拠点化を図る。

16 b エネルギー・エージェンシーふくしまによる一体的な支援

17 平成29年4月に設立した再生可能エネルギー関連産業育成・集積支援
18 機関である「エネルギー・エージェンシーふくしま」を核として、企業間
19 のネットワーク構築から、新規参入、人材育成、研究開発、事業化、販路
20 拡大、海外展開まで一体的・総合的に支援することにより、県内企業の取
21 組を強力にバックアップし、再生可能エネルギー関連産業の育成・集積を
22 図る。

23 c ネットワークの構築

24 再生可能エネルギーに関する新たな技術の開発や新事業の創出に当た
25 っては、最新情報の収集や、連携する企業や大学とのマッチングが可能と
26 なるよう、産学官によるネットワークを構築することが重要である。

27 このため、800を超える県内外の企業、大学等を会員とした「福島県再
28 生可能エネルギー関連産業推進研究会」を組織しているところであり、本
29 研究会の活動を通じ、会員相互の連携による共同研究プロジェクトや新た
30 なビジネス案件を創出する。

31 d 再生可能エネルギー関連技術開発・事業化の推進

32 県内における再生可能エネルギー分野への県内企業の新規参入を促進
33 していくためには、県内企業による新技術の開発を推進し、事業化・製品
34 化を実現することが重要である。

35 このため、FREAや、県内外の大学、海外の研究機関、エネルギー・
36 エージェンシーふくしま等と連携しながら、県内企業が行う市場のニーズ
37 に応じた技術開発の経費を助成するとともに、福島発技術の事業化・製品
38 化に向け、技術開発前からのビジネスプラン策定や開発後のフォローアッ
39 プ、販路拡大まで一体的に支援する。

40 e FREAとの連携

1 平成 26 年 3 月に国立研究開発法人産業技術総合研究所と締結した連
2 携・協力に関する協定に基づき、再生可能エネルギーに関する世界的なイ
3 ノベーションハブを目指す F R E A と連携し、県内企業等への技術開発支
4 援や共同での技術開発、再生可能エネルギー分野での人材の育成等を推進
5 するとともに、国と連携を図りながら、F R E A の研究開発機能の高度化
6 を支援する。

7 f ハイテクプラザによる技術支援【再掲】

8 県内企業に対して、ハイテクプラザの保有技術を活用した実技指導を行
9 うことで、企業の技術力を高め、技術開発や製品開発の取組を支援する。

10 g 人材育成

11 県内に新たな産業として再生可能エネルギー関連産業を定着させてい
12 くため、県内企業の課題に応じた伴走支援型の研修や、メンテナンス分野
13 への新規参入・規模拡大を目指す県内企業に対して人材育成に要する経費
14 の支援を行うとともに、工業高校生等を対象に関連技術を学ぶ機会を提供
15 するなど、未来の再生可能エネルギー関連産業を担う人材の育成を進める。

16 h 販路拡大・海外展開

17 ① 県内企業の販路開拓や取引拡大を支援するため、県内外の再生可能エ
18 ネルギー関連企業等に商談や情報収集、交流の場を提供する再生可能エ
19 ネルギー産業フェア「R E I F 福島」を開催するほか、県内企業の
20 首都圏展示会への出展を支援する。

21 ② 欧州の再生可能エネルギー先進地との連携覚書締結による強固な信
22 頼関係の下、エネルギー・エージェンシーふくしまと連携を図りながら、
23 展示会の相互出展や共同研究、事業化支援などを通じて、県内企業の海
24 外進出や事業拡大を推進する。

25 (イ) 再生可能エネルギーの導入拡大

26 a 太陽光、風力等の再生可能エネルギーの最大限導入【再掲】

27 ① 避難地域における再生可能エネルギーの計画的かつ円滑な導入を推
28 進するため、平成 27 年に、県と国、避難地域 12 市町村、電力会社等で
29 構成する「福島県再生可能エネルギー復興推進協議会」を設立した。

30 協議会では、復興に寄与する再生可能エネルギー事業を多角的に支援
31 するとともに、事業者の売電収入の一部を活用して地域の復興を支援す
32 る事業を実施することとしている。これらの取組や国が行う再生可能エ
33 ネルギー普及に向けた取組とも連携し、復興の加速化と再生可能エネル
34 ギーの最大限導入を図る。

35 ② 本県沖での浮体式洋上風力発電実証研究事業の成果や課題、技術開発
36 の動向等を踏まえ、関係機関と連携し、洋上風力発電の導入や関連産業
37 の集積に向けた検討を行う。

38 b 阿武隈・沿岸部共用送電線事業の整備【再掲】

39 阿武隈地域・沿岸部では、風力発電等の再生可能エネルギー導入ポテン
40 シヤルが高いにも関わらず、近隣の既存送電網において空き容量が不十分

1 であり、導入が進みにくい状況であった。

2 このため、送電事業会社を設立して発電事業者が使用する共用送電網の
3 整備を進め（令和2年1月に一部区間で供用を開始）、再生可能エネルギー
4 の飛躍的な推進を実現する。

5 c 県有施設等への再生可能エネルギーの導入の促進

6 あづま総合体育館に太陽光発電設備設置や、再生可能エネルギー由来の
7 水素を利用する純水素燃料電池を設置し、東京2020大会など、利用者や
8 周辺住民に対するエネルギー構造転換への理解促進のための取組を進め
9 る。

10 (ウ) 水素社会実現のためのモデル構築

11 a 福島水素エネルギー研究フィールドにおける世界最先端の水素製造実
12 証研究【再掲】

13 ① 新エネルギー・産業技術総合開発機構は浪江町に令和2年3月に開所
14 した福島水素エネルギー研究フィールドにて、世界最先端の高効率で低
15 コストな水素製造システムの開発を進めるなど、再生可能エネルギー由
16 来水素製造に関するイノベーション拠点として、世界の水素研究をリー
17 ドしていく。

18 ② 福島水素エネルギー研究フィールドを始めとした福島の再生可能エ
19 ネルギーからつくられた水素を、東京2020大会を始め、様々な場面で
20 活用し、国を始め関係者が一体となって着実に取組を進める。

21 b 水素利用の拡大【再掲】

22 水素ステーションの整備拡大や燃料電池自動車を始めとした水素モビ
23 リティの普及促進、産業分野等における活用検討など、地域での水素エネ
24 ルギーの利用拡大に向けた取組を強化し、こうした取組により水素・燃料
25 電池関連産業の企業・研究機関の呼び込みを図り、水素社会のモデル構築を
26 目指す。

27 (エ) 再生可能エネルギーを活用した復興まちづくり（スマートコミュニティの
28 構築）【再掲】

29 令和2年12月までに、浜通り地域の5市町村（相馬市、浪江町、檜葉町、
30 葛尾村、新地町）で再生可能エネルギーや水素、コジェネレーション等を活
31 用した災害に強く地域活性化に資するスマートコミュニティの構築が完了
32 した。

33 今後は、こうした浜通り地域での先行事例をモデルケースとし、県内にお
34 けるスマートコミュニティの構築に向けた支援を行う。

35
36 イ 医薬品及び医療機器

37 全国有数の医療機器生産県として産業復興政策の一つに「医療関連産業の集
38 積」を掲げ、これまで企業や県内の研究機関が連携した最先端技術の開発を始め、
39 医療産業への新規参入や人材育成、販路拡大などへの支援に取り組んでい
40 る。

1 新規薬剤の研究開発を促進するTRセンター、平成28年11月には医療機器
2 の開発から事業化までを一体的に支援するふくしま医療機器開発支援センタ
3 ーを整備し、企業を取組等を支援している。

4 今後は、それら支援拠点の機能を最大限活用し、産学官が一体となり連携や
5 協働を通じた新たな開発等を推進することにより、県民の健康維持・増進及び
6 医療の高度化や安全確保に貢献するなど、関連産業の振興に取り組んでいく必
7 要がある。

8 また、福島県立医科大学の先端臨床研究センターにおいて推進する、放射線
9 医学、最先端医療・診断や医薬品等の研究開発の加速化に向けた支援を強化す
10 る必要がある。

11 (ア) 医療機器関連

12 a ふくしま医療機器開発支援センターの機能強化

13 医療産業クラスターの核となるふくしま医療機器開発支援センターは、
14 医療機器の開発から事業化までを一体的に支援することができる国内初
15 の施設であり、センターの有する4つの機能（「安全性評価」「人材育成・
16 訓練」「コンサルティング・情報発信」「マッチング」）を最大限発揮する
17 とともに、医療機器関連産業分野に新規参入するものづくり企業、医療機
18 器及び同部品製造業、医療機器の研究に携わる大学、研究機関、学術団体
19 等が新たに連携するためのハブ機能を強化する。

20 b 医療ニーズ等を踏まえた研究開発の推進

21 産学官及び臨床との連携による医療ニーズを踏まえた研究開発・事業化
22 への取組を推進するとともに、県内ものづくり企業と開発案件との接点の
23 創出に取り組むことで、広く県内医療関連産業の技術力強化を図る。

24 c 県内企業への一体的な支援

25 研究開発成果の事業化並びに県内企業への技術移転（試作・量産）や医
26 療機器産業界からの試作、量産依頼を促進させるため、本県は一般財団法人
27 人ふくしま医療機器産業推進機構、公益財団法人福島県産業振興センター、
28 福島県医療福祉機器産業協議会及び大学等と連携して、県内企業に対し設
29 計開発試作・実証実験、薬機法許認可、知的財産管理、販路拡大など一体
30 的な支援を実施する。

31 d 医療機器等の情報提供や人材育成

32 県内企業の医療機器産業への新規参入を促進するため、医療機器ニーズ
33 や関係法令に関する情報提供、薬機法に関する個別のコンサルティングを
34 実施する。また、高校生から県内企業若手技術者までを対象に、関連企業
35 へのインターンシップやセミナー、医療現場観察等からなる一貫した、段
36 階別の人材育成プログラムを実施し、本県の医療関連産業を担う人材育成
37 策に取り組んでいく。

38 e 医療福祉機器の国内外の販路開拓・拡大支援

39 ① 地方開催では国内唯一の医療機器設計開発・製造に関する展示情報展
40 「メディカルクリエーションふくしま」を継続開催するとともに、県内

1 企業の技術力の高さをPRするため首都圏等で実施される展示会への
2 出展を支援し、国内の医療機器メーカー等とのビジネス交流を促進する。

3 ② ドイツ・ノルトライン＝ヴェストファーレン州及びタイ王国と締結し
4 ている連携強化の覚書に基づき、地域間交流や双方の地域で行われる医
5 療機器展示会への相互出展など、県内企業等が有する技術・製品を海外
6 に向け広くPRし、ビジネスの機会を創出することで、海外への販路開
7 拓・拡大を支援する。

8 (イ) 医薬品関連

9 福島県立医科大学に整備されたTRセンターでは、生体試料の加工、最新
10 の生物学的解析による情報の提供、さらには、タンパク質マイクロアレイ技
11 術の開発に取り組んでおり、これまで築いてきた地元企業を含めた国内企業
12 (製薬企業、診断薬・試薬企業、臨床検査企業)とのネットワークを拡大し、
13 その連携を深めることにより、新規治療薬・診断薬・検査薬の開発を加速し、
14 治療、診断の質向上を通じて県民の健康増進に寄与していくとともに、これ
15 までの取組の成果を基盤としたベンチャー企業の創業を支援するなど、医薬
16 品関連産業の振興を図る。

17 (ウ) 放射線医学・最先端診療関連

18 ① 県民の健康を将来にわたってしっかりと守っていくため、放射線医学に
19 関する最先端の研究や診療など、福島県立医科大学が設置したふくしま国
20 際医療科学センターの運営や必要な取組を支援する。

21 ② 先端臨床研究センター等においては、最先端医療施設における各疾病の
22 早期診断及び早期治療、放射性薬剤の研究・開発等について、QST等と
23 の連携により実施する。

24 ウ ロボット

25 東日本大震災、特に原子力災害により浜通りを始めとする福島県全域で失わ
26 れた産業の復興に向け、新たな時代をけん引する新産業として世界市場を視野
27 に入れたロボット関連産業の育成・集積に取り組んでいる。

28 陸・海・空のフィールドロボットの研究開発、実証試験、性能評価、操縦訓
29 練等を行うことができる世界に類を見ない一大研究拠点として、令和2年3月
30 に全面開所したRTFを中核として、最先端の研究者や企業を呼び込むととも
31 に、廃炉作業や災害対応、インフラ点検、教育、医療・福祉、農業など様々な
32 分野でロボットの利活用の促進や企業の参入支援を進めていく。

33 また、ふくしまロボット産業推進協議会を中心に産学官の連携を促進し、県
34 内企業の技術基盤強化や取引拡大を図るなど、「ロボット産業革命の地 ふく
35 しま」を目指した施策を展開していく必要がある。

36 (ア) ロボット関連産業の基盤構築

37 a RTFの整備等【一部再掲】

38 ① RTFの管理・運営は、イノベ構想に基づく施策や事業と一体となっ
39 た実施・展開が必要であることから、イノベ機構との緊密な連携の下で
40

1 施設の効果的かつ効率的な管理・運営に努める。

2 ② 関係省庁、国立研究開発法人、大学、研究機関、企業等に対し、RTF
3 におけるロボット開発・実証の実施に向けた周知や働き掛けを行い、
4 利活用の促進に取り組む。NEDOなどとの間の協力協定に基づき、連
5 携先団体の実証試験で積極的に施設が活用されるよう、関係者との調整
6 を行う。

7 ③ 令和2年9月の「無人航空機の飛行に関する許可・承認の審査要領」
8 等の見直しにより、RTFにおける研究開発のためのドローンの飛行の
9 ための手続きが容易となったように、関係省庁等と連携して、RTFの
10 有する設備や環境をいかして拠点としての優位性を高めていく。

11 b 福島浜通りロボット実証区域を活用したロボット実証の推進

12 災害対応等ロボットやインフラ点検用ロボットに関する事業を行って
13 いる企業、大学、研究機関等の事業者に対して、橋梁、ダム・河川、その
14 他山野等を「福島浜通りロボット実証区域」として実証試験や操縦訓練の
15 場に斡旋し、ロボットの実用化を支援する。

16 c 人材育成・ネットワーク形成

17 ① テクノアカデミー浜においてロボット・環境エネルギーシステム学科
18 を令和2年度に設置し、ロボット関連の産業人材の育成を図っている。

19 ② 産学官の連携により平成29年5月に設立したふくしまロボット産業
20 推進協議会の取組を通じ、会員相互交流の活性化と技術基盤の強化に取り
21 組み、本県におけるロボット関連産業の集積と取引の拡大を図ってい
22 く。

23 d 研究開発・技術支援

24 県内企業や大学などによる災害対応等ロボットやロボット要素技術の
25 開発支援等を行うとともに、ハイテクプラザにおいて関連技術の研究開発
26 に取り組む。

27 (イ) ロボットの利活用促進

28 a 県産ロボットの現場導入支援

29 廃炉作業や災害対応用のほか、インフラ点検、教育、医療・福祉、農林
30 水産業など仕事の場への県産ロボットの導入支援を行うなど、県内企業の
31 ロボット関連産業への参入を支援する。

32 b 利活用促進に向けた情報発信【一部再掲】

33 ① 県内ロボット関連産業の育成・集積に向け、技術交流や商談の場を提
34 供するとともに、将来の本県産業を担っていく若い世代を中心とした県
35 民参加を図るため、「ロボットフェスタふくしま」など、ロボットやド
36 ローンに関連する展示会や体験型イベント等を継続的に開催する。

37 ② WRSのインフラ・災害対応種目の一部競技が、RTFで開催される
38 ことに合わせ、イノベ機構とともに、県内からの参加者への支援のほか、
39 県内企業の持つロボット技術を世界に発信する取組を進める。

40 (ウ) ロボット関連産業の拡大

- 1 ① イノベ機構との連携や、ふくしまロボット産業推進協議会の取組を通じ、
2 展示会への出展やマッチング支援などにより県内企業のロボット関連産
3 業への参入や取引の拡大を支援するとともに、県外の関連企業の誘致に取
4 り組む。
5 ② 県産ロボットの導入支援を通じて販路開拓を支援するとともに、県産ロ
6 ボットの生産に向け工場・設備の新增設を支援する。

7
8 エ 航空宇宙

9 本県には、航空宇宙関連産業の中核企業が立地するとともに、小惑星探査機
10 「はやぶさ2」のプロジェクトに参画した企業が多数あるほか、航空機産業の
11 国際認証規格を所有する企業数が東北一（県調べ）である等、製造業立県とし
12 て強みを持っている。

13 今後、航空宇宙関連産業は世界的に成長が見込まれることから、本県でも航
14 空宇宙関連産業を再生可能エネルギー、医療、ロボット関連産業と併せて重点
15 業種に位置づけており、強みをいかして、産業集積の拡大や技術の高度化を目
16 指していく必要がある。

17 具体的にはハイテクプラザに高度先進機器を導入し、県内企業への技術支援
18 を行う他、県内企業による多工程受注（クラスター形成）に向け、企業間連携
19 による試作品製造等を実施する。また、認証取得に向けた専門家派遣や取得経
20 費補助、他業種からの参入支援及び大学等と連携した人材育成等により参入を
21 促し、航空宇宙産業の集積を推進していく。

22 (ア) 航空宇宙関連産業への他業種からの参入支援や取引拡大

23 a 他業種からの参入支援

24 これまで実施してきた航空宇宙産業の集積促進のための各種セミナー、
25 航空宇宙フェスタ等の普及・啓発事業を基礎として、新たに参入を目指す
26 企業には参入に必要とされる認証等の取得を支援するため、専門家（コン
27 サルタント）による個別訪問指導や取得経費の補助などにより、J I S Q
28 9100 等の取得支援に継続して取り組んでいく。

29 b 研究会活動の活性化

30 福島県航空・宇宙産業技術研究会が行う、参入可能な技術力を持つ企業
31 の調査・発掘、技術の高度化や企業ネットワークの形成を支援するほか、
32 一貫工程やサプライチェーンの構築、取引拡大に向けたマッチング等、東
33 北航空宇宙産業研究会との連携を深め、様々なネットワークづくりを進め
34 るとともに、研究会の協議会化等にも取り組んでいく。

35 c 取引拡大

- 36 ① これまで国際航空宇宙展等の国際的商談会に福島県ブースを設け、県
37 内企業の出展を支援しているほか、本県主催の航空宇宙フェスタにおい
38 ても、ビジネス向けの技術交流や商談会の実施などに取り組んでいる。
39 ② 今後もハイテクプラザに高度先進機器を導入するなど技術支援・競争
40 力強化しながら、継続して国内外の展示会への出展を積極的に支援する

1 とともに、展示会後の商談についてのフォローアップに努め、県内企業
2 の取引拡大に積極的に取り組んでいく。

3 (イ) 人材育成

4 a 参入の導入部分における人材育成

5 福島大学と連携した技術取得スクールや、中部地方の人材育成機関と連
6 携した航空機製造に関する中核人材育成講座の開催、専門講座の受講費用
7 への補助等を実施し、企業における中心的な人材の育成を継続して支援し
8 ていく。

9 b 高度技術習得を目標にした人材育成

10 ハイテクプラザに高度先進機器を導入し、県内企業への技術支援を行う
11 とともに、特殊加工技術に関する講座や研修の開催等により、一貫製造能
12 力・生産管理能力等の向上を支援するなど競争力強化につながる人材の育
13 成を推進していく。

14
15 オ 廃炉

16 JAEAが、廃炉研究に係る以下の3つの拠点を整備し、国や東京電力、N
17 DF、IRIDと連携しながら、研究開発・人材育成を進めている。

18 檜葉町に平成27年10月開所（平成28年4月本格運用開始）した檜葉遠隔
19 技術開発センターでは、廃炉作業等に必要な遠隔操作機器・装置に関する技術
20 基盤確立のための実証・要素試験を実施している。

21 富岡町に平成29年4月開所した廃炉国際共同研究センター国際共同研究棟
22 （令和2年4月に廃炉環境国際共同研究センターに改組）では、国内外の大学
23 や研究機関等と協力し、廃炉に係る研究開発・人材育成を進めている。

24 大熊町には、放射性廃棄物の処理・処分のため、放射性物質の分析評価等
25 を行う、大熊分析・研究センターの整備が進められている。

26 これらの拠点で、国内外の叡智を結集し、廃炉に係る研究開発・人材育成が
27 推進されるとともに、これらの活動が更なる新技術、新産業の創出につながり、
28 浜通り地域等の産業活性化へも貢献することが期待される。

29 これらの拠点との連携を促進し、廃炉分野への地元企業の参入支援や実用化
30 の推進等必要な取組を進める必要がある。

31 東京電力福島第二原子力発電所の廃炉についても、東京電力福島第一原子力
32 発電所の取組と連携しながら、地元企業の参入支援等、地域振興に取り組む必
33 要がある。

34 (ア) ふくしまロボット産業推進協議会活動を通じた企業参入支援【再掲】

35 本県では、産学官連携による「ふくしまロボット産業推進協議会」を中心
36 に、ロボット関連産業の技術力向上と取引拡大に向けた取組を行っている。
37 協議会の組織である「廃炉・災害対応ロボット研究会」においては、JAEA
38 を始めとする研究機関と連携し、檜葉遠隔技術開発センター等を会場とし
39 た展示実演会の開催や研究成果の県内企業等への積極的な紹介、展示会への
40 共同出展を行うとともに、コーディネーターによる企業訪問等を通じて、県

1 内企業の廃炉分野への参入支援に努める。

- 2 (イ) 廃炉における裾野の広い分野での一層の地元企業の参入支援・人材育成
3 【一部再掲】

4 国、イノベ機構、官民合同チーム等の関係機関が連携して、ニーズ側とシ
5 ーズ側のマッチングをより効果的に進めるため、県内企業の能力の把握、地
6 元企業の能力向上のための支援、県内企業と廃炉関連企業とのマッチング会
7 や個別案件についてのコーディネート活動等を通じた効果的なマッチング
8 スキームの構築を進める。

- 9 (ウ) 廃炉に関する情報発信【再掲】

10 廃炉に向けた取組状況や県の監視の取組について、分かりやすく情報発信
11 していく。

12 13 カ ICT（情報通信）

14 平成29年3月に改定した「福島県工業開発計画」に基づき、複雑化、高度
15 化する工業製品機能に対応し、次世代の経済社会を支える基盤となる組込みソ
16 フトウェアやシステム開発を始めとするICT関連産業の振興を図る必要が
17 ある。

18 また、会津大学に整備した「先端ICTラボ」等を活用しながら、特に若者
19 の雇用の受け皿として期待できるICT関連産業の誘致を進め、関連産業の集
20 積を図る必要がある。

- 21 (ア) ICT人材の県内定着促進

22 会津大学生と企業等従事者によるICT技術勉強会や地元就職を促進す
23 るイベントを通じて、実践的なスキルを有する人材の育成と県内定着を促進
24 する。

- 25 (イ) ICT関連産業の集積による雇用の拡大及びICT技術を活用した新産
26 業の創出

27 ① ICTオフィスビル等に入居するICT関連企業の入居の際に必要なと
28 なる費用等を支援するなど、ICT関連産業の集積による地元新規雇用の
29 創出及び交流人口の拡大を図る。

30 ② 会津大学が持つICTの知見をいかし、先端ICTの実証・開発支援を
31 展開し、雇用の拡大や先端技術産業の創出に結びつける。

32 33 キ その他

- 34 (ア) 環境・リサイクル【一部再掲】

35 浜通り地域等では、今後、リサイクル需要が見込まれる太陽光パネルのほ
36 か、石炭灰、小型家電、バッテリーや炭素繊維等の先端的なリサイクル技術
37 の開発に取り組むことにより、新たな産業創出の可能性がある。

- 38 a 環境・リサイクル分野における産学官連携の支援

39 先端的なリサイクル産業の構築に向け、産学官のネットワークの構築や、
40 企業連携による新たな技術の実証等の取組を支援する。

1 b 環境・リサイクル分野における技術開発・実用化の推進

2 環境省の「福島再生・未来志向プロジェクト」とも連携し、先端的なリサイ
3 クル技術や、環境への負荷の低減に資する原材料や部品、技術の開発など、
4 環境・リサイクル分野における、浜通り地域等の企業が行う、地域復興に資
5 する実用化開発を推進する。

6 (イ) 福島再生・未来志向プロジェクトに係る取組の推進 ・福島の復興に向け
7 た未来志向の環境施策推進に関する連携協力協定に係る取組の推進

8 ① 福島再生・未来志向プロジェクトの柱の一つであるふくしまグリーン復
9 興の着実な推進に向け、平成31年4月に策定した「ふくしまグリーン復
10 興構想」に基づき、国立・国定公園の自然資源を活用した交流人口の拡大
11 等について、環境省と連携して取り組む。

12 ② 令和2年8月に環境省と締結した「福島復興に向けた未来志向の環境
13 施策推進に関する連携協力協定」に基づき、「1 ふくしまグリーン復興構
14 想等の着実な推進」、「2 復興と共に進める地球温暖化対策の推進」、「3
15 ポスト・コロナ社会を先取りした環境施策の推進」、「4 本協定の効果的
16 な実施に関する共通的事項」の4つを柱に未来志向の環境施策の推進に向
17 けて、環境省と連携して取り組む。

18 (ウ) 環境回復及び環境創造に向けた取組

19 原子力災害からの環境回復を進め、県民が将来にわたり安心して暮らせる
20 環境を創造するための拠点である環境創造センターでは、「環境創造センタ
21 ー中長期取組方針」に基づき、「モニタリング」、「調査研究」、「情報収集・
22 発信」、「教育・研修・交流」に関する取組を実施している。

23 特に、調査研究については、センターに招致したJAEAやNIESを始
24 めとする国内研究開発機関やIAEAと連携・協力して、「放射線計測」、「除
25 染・廃棄物」、「環境動態」、「環境創造」に関する分野の調査研究を進める。

26 (エ) 農林水産業における先端技術の普及・導入の促進

27 農林水産業においては、イノベ構想に基づく先端技術等の開発・実証で得
28 られた成果について、既存事業の活用などにより、県内全域での技術の普及・
29 導入を促進する。

30

1 第7 関連する東日本大震災からの復興の円滑かつ迅速な推進に関する施策との連携に関する事項

3 1 東日本大震災復興特別区域法に基づく施策との連携

東日本大震災から10年が経過したが、今もなお避難指示が解除されない地域があり、また、解除された地域においても日々新たな課題に直面するなど、いまだ有事の状態が続いており、福島復興には中長期的な対応が必要である。今後も東日本大震災復興特別区域法や法による各種施策の密接な連携の下、復興を着実に前に進める。

本県においては、東日本大震災復興特別区域法と法に基づく制度を活用できることとされており、今後も、課税の特例措置等を活用することにより、被災事業者等の事業再開・継続を支援するとともに、積極的な企業誘致活動を展開し、企業の新規立地等を促進する。あわせて、農林事業者の規模拡大や観光関連業者の新增設の促進も含め、重点的かつ一体的に集積を図り、雇用を創出していくなど、各法律の特例措置等を十分活用しながら、復興に取り組む。

復興推進計画や復興整備計画については、市町村と緊密に連携しながら計画を作成し、規制・手続の特例や土地利用の再編に係る特例許可・手続の特例などの活用により、地域の課題の解決に共に取り組む。

東日本大震災復興特別区域法や法の2つの制度を活用することにより、こうした取組を一体的かつ総合的に実施し、国、市町村や経済団体等と連携しながら、原子力災害からの本県産業の復興・再生を図る。

国には、現場の実態と状況の変化を把握しながら、効果的な制度となるよう柔軟な対応を求めるとともに、切れ目無く復興を確実に進めることができるよう迅速な認定等を求める。

2 原子力災害に係る紛争について法テラスの活用

国が設立した法的トラブル解決の総合案内所である日本司法支援センター（法テラス）は、コールセンターや地方事務所等において、弁護士、司法書士による無料法律相談の案内や、被災された方の問題解決に役立つ法制度・相談窓口等の情報を無料で提供しており、引き続き各種被災者支援において活用を図る。

3 子ども被災者支援法に基づく施策との連携

原発事故の被災者の生活支援等に関する施策については、「東京電力原子力事故により被災した子どもをはじめとする住民等の生活を守り支えるための被災者の生活支援等に関する施策の推進に関する法律」（平成24年法律第48号）に基づき、被災者生活支援等施策の推進に関する基本方針において、いずれの地域にかかわらず、自ら居を定め、安心して自立した生活ができるよう支援に取り組む旨が示されている。

これを踏まえ、健康や医療の確保、子育て支援、避難先で相談対応に取り組むNPO等への支援、公営住宅等への入居円滑化などにより、引き続き、被災者の生活再建に向けて、実情に応じた支援に取り組む。

- 1 このため、本県の被災者の実情に応じたきめ細かな支援により、被災者が安心
- 2 して生活できるよう、国の支援を継続して求める。
- 3

1 第8 その他福島復興及び再生に関し必要な事項

2 1 福島復興及び再生の推進

3 本県の復興・再生に当たって、第1から第7までに加え、県としてさらに以下
4 の取組を行う。

5 なお、原子力損害対策について、原子力発電所事故による被害者の生活や事業
6 の再建には、事故による損害が最後まで確実に賠償されることが不可欠であるこ
7 とから、引き続き、市町村、関係団体等と連携し、国及び東京電力への要望・要
8 求活動等により、被害の実態に見合った十分な賠償が的確になされるよう取り組
9 むとともに、弁護士による法律相談等により、被害者の円滑かつ迅速な賠償請求
10 を支援する。

11 また、東京電力に対して、イノベ構想の推進や新たな住民の移住等の促進など
12 の分野においても、本県及び関係市町村、イノベ機構や官民合同チームなどの関
13 係団体における取組への支援や協力を積極的に行うよう訴えていく。

15 (1) 生活の安定を図るための措置

16 避難指示区域から避難している方々及び本県への帰還・就職を希望する方々
17 の生活の安定を図るため、基本方針に基づく国の取組と一体となって就職支援
18 や公的職業訓練の実施による雇用の安定を図るとともに、事業所に対して産業
19 政策と一体となった雇用面での支援を行う。

20 なお、避難指示・解除区域を含む市町村においては、復興の進捗が異なり、
21 そのステージに応じて求人状況や事業所の求める人材について変化がある
22 ことから、当該市町村の実情に応じて個別かつきめ細かな施策を展開できるよ
23 う、国・市町村と情報共有・連携を図りつつ、必要な事業の実施、市町村への
24 支援を行う。

25 さらに、居住の安定の確保や買い物、医療・介護等の生活環境の整備、避難
26 地域も含む地域公共交通の維持・確保、高齢者の巡回訪問による生活支援等、
27 様々な側面から生活の安定を図るために必要な取組を行うとともに、被災住宅
28 用地の特例など東日本大震災に係る税制上の各種特例措置により被災者の負
29 担軽減を図る。

30 また、第7の3のとおり、子ども被災者支援法に基づく施策との連携を図る。

32 (2) 住民の円滑な帰還及び移住等の促進を図るための措置

33 ア 長期避難又は放射線への不安に対応するための取組

34 ふるさとを離れて生活せざるを得ない方々におかれては、避難生活の長期化
35 などにより、個別化・複雑化した課題を抱えており、これらに伴い生じる健康
36 上の不安や帰還に対する不安を解消するため、市町村やNPO法人などと協力
37 し、避難先での日常生活のサポートを行う。

38 また、避難者と避難先の住民とのコミュニティの構築に向け、引き続きNP
39 O法人や住民団体の取組を支援するとともに、先に帰還した住民による生活状
40 況の発信などにより、避難者等に対して必要な情報提供・発信を行う。

1 さらに、放射線に係る健康影響に対する不安の軽減に向け、国が実施する住
2 民を対象としたセミナーや自治体職員の活動を支援する取組と連携するほか、
3 県として行う正確な情報発信や知識の普及などの取組を継続する。

4 5 イ 鳥獣被害防止対策のための取組

6 本県では原発事故により、多くの住民が避難を余儀なくされたことに加え、
7 イノシシ等が県内全域で出荷制限されたことで、捕獲圧が低下したため、イノ
8 シシ等の個体数が増加、生息域も拡大して生活環境被害が生じていることから、
9 財政措置を含めた国の支援の下、対策の強化を図る。

10 11 ウ 地域公共交通網形成のための取組

12 地域公共交通の活性化及び再生に関する法律に基づく地域公共交通網形成
13 計画に基づき、国の財政支援を受けながら避難地域 12 市町村内や同地域と周
14 辺中核都市等を結ぶ広域的なバス路線を確保、維持する。

15 また、県内各地の復興公営住宅や災害公営住宅等に避難を余儀なくされてい
16 る被災者にとって、買い物、通勤、通院等への移動といった日常生活に必要な
17 移動手段の確保は重要な課題であり、財政措置を含めた国の支援の下、引き続
18 き、被災者の足の確保に資するバス路線の支援を行う。

19 20 エ 文化・伝統の維持と次世代への継承

21 避難指示区域はもとより、避難解除区域においても避難の長期化に伴い住民
22 の帰還が進まないことなどにより、震災前まで受け継がれてきた地域の文化や
23 伝統の維持・継承が困難な状況となっている。避難者のふるさとに対する思い
24 や帰還に向けた意欲を喚起するためにも、市町村や住民団体等と連携し、地域
25 の伝統や文化の維持と次世代への継承を図るとともに、国からの支援を受け、
26 被災した文化財や歴史的建造物等の復旧を行う。

27 28 オ 避難者の安全・安心の確保

29 避難者の安全と安心を確保するため、関係市町村と緊密に連携し、市町村や
30 地域住民による自主的な取組と有機的に連携を図りつつ、パトロール活動、防
31 犯情報の提供等の施策を実施する。また、避難者の円滑な帰還の促進に向けて、
32 避難解除区域の防犯対策を継続して行う。

33 34 (3) 保健、医療及び福祉にわたる総合的な措置

35 本県においては、原子力災害に起因する放射線による健康不安が根強いこと
36 から、県民の健康状態の適切な把握とその結果の記録及び放射線に係る健康影
37 響に対する不安の払拭が不可欠である。このため、引き続き、県民健康調査を
38 適切に実施するとともに、国と連携して検査結果やその評価について継続的に
39 確認を行う。

40 また、万一、被ばくに起因する健康被害が認められた場合には、基本方針に

1 おいて、本人の実質的な負担なく、所要の医療を受けることができることとし
2 ていることを踏まえ、そのために必要な法制上及び財政上の措置の内容につい
3 て、国や関係市町村と十分かつ丁寧に協議しつつ、検討を進める。

4 5 **(4) 再生可能エネルギーの開発等に向けた取組の推進**

6 本県が目指す「再生可能エネルギー先駆けの地」及び「福島新エネ社会構想」
7 の実現に向け、国が講じる財政上の措置等を最大限に活用しながら、再生可能
8 エネルギーの開発、導入拡大、水素社会実現モデル構築、再生可能エネルギー
9 関連産業の集積など構想実現のために必要な取組を国や市町村と連携の上、実
10 施していくとともに、その前提となる財政上の措置が確実に講じられるよう、
11 国との調整を進める。

12 13 **(5) 東日本大震災からの復興のための予算の確保等**

14 複合災害に見舞われた本県においては、市町村によって復興の進捗状況が異
15 なり、ステージに応じた多様な課題に直面しているだけでなく、今後新たに顕
16 在化する課題にも柔軟に対応していく必要がある。このため、本県として市町
17 村等の実情や課題を的確に把握することが重要であり、課題解決に向け、必要
18 な事業を確実に実施するとともに、国の施策においても反映されるよう、復興
19 庁及び市町村との連携を密にし、予算確保に向けた調整を進めていく。

20 本県の復興・再生は長い戦いであり、必要な予算が確実に措置されることが
21 極めて重要である。

22 また、財政上の措置が本県及び市町村にとって使い勝手の良いものとなるよ
23 う、復興庁を始め、国の関係機関に訴えていく。

24 さらに、復興に向けた事業を円滑に実施しつつ、確実に事業の効果を発揮す
25 るため、県として創意工夫を行うとともに、市町村を適切に支援し、既存の制
26 度等では対応できない課題等が生じた場合には、速やかに新たな措置等が設け
27 られるよう、国との協議を行う。

28 29 **(6) 住民の健康を守るための基金の活用等**

30 原子力災害からの本県の復興・再生に向けて、農林水産業や観光業を始めと
31 する各種産業の風評被害対策、住民の健康上の不安への対応等幅広い施策につ
32 いて、市町村と連携の上、各種取組を進めていく必要がある。

33 本県として、住民の健康を守る取組や住民が安心して暮らすことのできる生
34 活環境を実現するため、必要な基金を設置し事業を実施してきたところであり、
35 今後も基金の活用による継続的かつ着実な対応が不可欠である。このため、県
36 及び市町村が設置する原子力災害からの復興・再生のための基金も含め、今後
37 も継続的な対応を図るため、国に対してきめ細かい、長期的なサポートを弾力
38 的に可能とする財政上の措置を訴えていく。

39 40 **(7) 福島の新しい未来の創造**

1 本県は、震災後、平成 25 年度に策定した総合計画「福島新生プラン」の下、
2 「夢・希望・笑顔に満ちた“新生ふくしま”」の実現に向け、復興・再生の取
3 組を進めてきたが、深刻で複雑な難しい課題が山積しており、今後も長期的な
4 取組を継続していく必要がある。また、本県の人口は、震災後に起きた急激な
5 減少傾向は収まったものの、出生数の減少や進学・就職等に伴う若い方々の県
6 外転出などの構造的な要因により、震災以前より人口減少が続いている。この
7 ため、本県は「未曾有の複合災害からの復興・再生」と「地方創生・人口減少
8 対策」を両輪で進めてきた。

9 このような状況の中、市町村、県内外の企業、NPO法人、各種団体等など
10 多様な主体が復興・創生に向けた連携した取組を進めることで新たな関係性が
11 生まれるとともに、様々な困難に直面する中にあっても課題に向き合い、復興
12 や地域活性化への取組に果敢に挑戦する人材が増えつつある。こうした、震災
13 を契機に生まれた「ご縁」や「課題に前向きに挑戦する県民の姿」をいかして、
14 多様な主体が連携・共創し、人が人を呼びこむ「福島ならではの復興・創生」
15 を推進することで福島の新しい未来を創造する。

16 17 (8) 復興の姿と震災の記憶・教訓

18 東京 2020 大会において、世界各国等からのこれまでの支援に対する感謝の
19 思いと、本県の復興の姿を発信する「復興五輪」としての取組を実施するため、
20 大会での本県食材の活用や本県における野球・ソフトボール競技開催準備に取り
21 組む。加えて、大会を契機に生まれた多様な主体による共働の取組を、本県
22 の復興につながるレガシーとするため、関連事業を実施する。あわせて、国家
23 的プロジェクトである 2025 年日本国際博覧会の機会を最大限にいかし、東日
24 本大震災からの復興・再生を成し遂げつつある姿を世界に向け発信する。

25 また、未曾有の複合災害による犠牲者への追悼と鎮魂、災害の記録と教訓の
26 後世への伝承、復興に向け力強く歩み続ける姿やこれまで国内外から頂いてき
27 た御支援に対する感謝の思いの発信に取り組み、風化防止や防災・減災につな
28 げていくことが重要である。このため、東日本大震災・復興記録の収集、整理、
29 保存等を行うとともに、国との連携の下、福島県復興祈念公園の整備を進め、
30 伝承館を核とした交流拡大・情報発信を図っていく。発災以降の取組は、国、
31 県、市町村の災害対応の歴史そのものであり、後世へしっかりと伝承していく
32 ことが重要である。

33 県内の施設や震災遺構だけでなく、県外の施設等との連携を深め、面的なネ
34 ットワークを広げ、情報発信すること等により、国内外における東日本大震災・
35 原子力災害の風化防止と教訓への理解促進、交流の拡大につなげるとともに、広
36 域的な連携の下、防災力の向上を図る。

37 38 2 国、県及び県内市町村の間の連携並びに推進体制等

39 本県の復興・再生に向けては、国と県、市町村の三者を中心とする関係者が一
40 体感を持って取組を推進する必要がある。県として施策を検討する際には、関係

1 市町村との情報共有を密にし、復興の現場の実情を適切に反映することが重要で
2 あり、職員一人一人が「現場主義」を徹底することが不可欠である。その上で、
3 国に対し、住民、市町村及び県としての意見をしっかりと反映するよう訴えてい
4 くことが重要である。

5 本県の復興・再生への取組は多岐にわたり、地域ごとの復興の進捗状況に応じ
6 た柔軟な対応が必要である。このため、引き続き、多様な主体が連携し、それぞ
7 れの強みをいかしながら、一体的に取組を進めていくことが不可欠である。

8 避難地域を中心に、本県の市町村においては、復興・再生のための事業の推進
9 に伴う業務量の増大やこれまで経験したことの無い困難な業務へ対応しなければ
10 ならないことなどから、引き続き人材面での支援が必要である。県として、職
11 員の派遣等を含むマンパワー面での支援を始め、職員採用や研修等に向けたノウ
12 ハウの提供など、きめ細かな支援を継続するとともに、全国の地方公共団体や国
13 等からの職員派遣の継続・充実等の協力要請を行うほか、必要な予算を国に求め
14 ていく。

15 原子力災害からの福島復興再生協議会においては、国や関係市町村等とともに、
16 現場主義に基づき、本県の復興の進捗状況や課題など復興・再生の推進に関し必
17 要な協議を行うとともに、国における対応が必要なものについて要望を行い、回
18 答を求めていく。

19

1 別紙（第2の2（1）ウ(ア)関係）

2

3 I. 農用地（開発して農用地とすることが適当な土地を含む。）として利用するため
 4 賃借権の設定等（農業上の利用を目的とする賃借権又は使用貸借による権利に限
 5 る。）を受ける場合

①存続期間 (又は残存期間)	②借賃の算定基準	③借賃の支払方法	④益費の償還
<p>1 存続期間は原則20年以内（開発して農用地とすることが適当な土地について賃借権の設定等を行う場合は、開発してその効用を發揮する上で適切と認められる一定の期間）とする。</p> <p>2 残存期間は移転される賃借権等の残存期間とする。</p>	<p>1 農地については、農地法第52条の規定により農業委員会が提供を行っている借賃等の情報を十分考慮し、当該農地の生産条件等を勘案して算定する。</p> <p>2 採草放牧地については、その採草放牧地の近隣の採草放牧地の借賃の額に比準して算定し、近傍の借賃がないときは、その採草放牧地の近傍の農地について算定される借賃の額を基礎とし当該採草放牧地の生産力、固定資産評価額等を勘案して算定する。</p> <p>3 開発して、農用地とすることが適当な土地については、開発後の土地の借賃の水準、開発費用の負担区分の割合、通常の生</p>	<p>1 借賃は、毎年農用地利用集積等促進計画に定める日までに該当年にかかる借賃の金額を一時に支払うものとする。</p> <p>2 1の支払は、賃貸人の指定する金融機関の口座に振り込むことにより、その他の場合は賃貸人の住所に持参して支払うものとする。</p>	<p>1 農用地利用集積等促進計画においては農用地利用集積等促進事業の実施により賃借権の設定等を受ける者は、当該賃借権等に係る農用地を返還するに際し民法の規定により当該農用地の改良のために費やした金額その他の有益費について償還を請求する場合その他法令による権利の行使である場合を除き、当該賃借権の設定等を行った者に対し名目のいかんを問わず返還の代償を請求してはならない旨を定めるものとする。</p> <p>2 農用地利用集積等促進計画においては、農用地利用集積等促進事業の実施により賃借権の設定等を受ける者が当該賃借権等に係る農用地を返</p>

	産力を発揮するまでの期間等を総合的に勘案して算定する。		還する場合において、当該農用地の改良のため費やした金額又はその時における当該農用地の改良による増価額について当該賃借権等の当事者間で協議が整わないときは、当事者の双方の申出に基づき、県が認定した額をその費やした金額又は増価額とする旨を定めるものとする。
--	-----------------------------	--	--

1
2
3
4

II. 農業用施設用地（開発して農業用施設用地とすることが適当な土地を含む。）として利用するための賃借権の設定等（農業上の利用を目的とする賃借権又は使用貸借による権利に限る。）を受ける場合。

①存続期間 (又は残存期間)	②借賃の算定基準	③借賃の支払方法	④有益費の償還
Iの①に同じ	<p>1 農業用施設用地についてはその農業用施設用地の近傍の農業用施設用地の借賃の額に比準して算定し、近傍の借賃がないときは、その農業用施設用地の近傍の用途が類似する土地の借賃の額、固定資産評価額等を勘案して算定する。</p> <p>2 開発して農業用施設用地とすることが適当な土地につい</p>	Iの③に同じ	Iの④に同じ

	ては、Ⅰの②の3と同じ。		
--	--------------	--	--

1

2 Ⅲ. 所有権の移転を受ける場合

①対価の算定基準	②対価の支払方法	③所有権の移転の時期
土地の種類および農業上の利用目的毎にそれぞれ近傍類似の土地の通常取引（農地転用のために農地を売却した者がその農地に代わるべき農地の所有権を取得するため高額な対価により行う取引その他特殊な事情の下で行われる取引を除く。）の価格に比準して算定される額を基準とし、その生産力等を勘案して算定する。	農用地利用集積等促進計画に定める所有権の移転の対価の支払期限までに所有権の移転を受ける者が所有権の移転を行う者の指定する農業協同組合等の金融機関の口座に振り込むことにより、又は所有権の移転を行う者の住所に持参して支払うものとする。	農用地利用集積等促進計画に定める所有権の移転の対価の支払い期限までに対価の全部の支払いが行われたときは、当該農用地利用集積等促進計画に定める所有権の移転の時期に所有権は移転し、対価の支払い期限までに対価の全部の支払いが行われないときは、当該所有権の移転に係る農用地利用集積等促進計画に基づく法律関係は失効するものとする。なお、農地中間管理機構が所有権移転を行う場合の取り扱いについては、同機構及び団体の定めるところによるものとする。

3

4